

18 世紀における清朝のモンゴルに対する法支配

2016/11/30

早稲田大学文学研究科

蒙古勒呼

目次

序論	3
第一節 問題の所在	3
第二節 先行研究	4
第三節 研究史料	6
第四節 本論文の構成	6
地図	8
第一章 清代帰化城トゥメト旗の裁判制度	9
第一節 帰化城トゥメト地域における民人の入植と内地行政機関の設立	9
第二節 雍正元年から乾隆四年までの裁判制度	10
第三節 乾隆五年における裁判制度の変革	15
第四節 建威將軍・綏遠城將軍と帰化城トゥメト旗の裁判制度	19
第五節 軽微な案件に関わる裁判制度	23
小結	29
第二章 乾隆朝におけるチャハル八旗の裁判制度	
—命盜案件を中心として—	30
第一節 適用法について	30
第二節 モンゴル人同士の案件の裁判制度	34
第三節 モンゴル人・民人交渉の案件の裁判制度	37
小結	40
第三章 モンゴル旗と東三省との交渉案件の裁判制度	42
第一節 裁判制度の成立と裁判手続きの変化	42
第二節 地方裁判における適用法の問題	49
小結	51
第四章 ハルハ地域における法的推移の再検討	
—蒙古例の乾隆十二年法とハルハの「副將軍の法」を事例として—	53
第一節 康熙から乾隆朝初頭までの蒙古例盜賊条の変容	53
第二節 蒙古例の乾隆十二年法の成立過程とその実効性	55
第三節 HJ 乾隆十一年法の成立とその性格	59

第四節 「副将軍の法」に関する再検討	62
小結	65
第五章 清朝前半におけるモンゴル朝審と秋審	67
第一節 中国本土における朝審・秋審の手続き	67
第二節 モンゴル朝審について	67
第三節 モンゴル秋審について	76
小結	90
結論	92
参考文献	95
注	99

序論

第一節 問題の所在

本論文は、18世紀におけるモンゴルの裁判制度の構造と運用実態、その歴史の変容、及び裁判における蒙古例適用のありかたを考察した上で、清朝がどのような原則に基づいてモンゴル地域社会における法制度を構築し、法支配を進めたかという問題を明らかにするものである。

17世紀初頭に遼東から興起した満州人の政権に由来する清朝は、18世紀の半ばまでにマンチュリア、中国内地、モンゴル、チベット及び新疆を順次支配下に収め、これらの各社会における既存のシステムや理念を維持する多元的な帝国へ成長した¹。こうした複合的国家構造に応じて、清朝は各社会にそれぞれの法典を頒布し、多元的な法秩序を形成した²。一方、中国内地と異なり、清朝は間接支配地域であるモンゴル、チベットと新疆を「藩部」と呼び、中央に設置された理藩院の管轄下に置いた。清朝は理藩院を通じて、モンゴルに対する法支配を進めた。

1636年、内モンゴルは清朝の支配下に入り、盟旗制度の下に再編された。法的面で、17世紀の末まで清朝は内モンゴルに成文法典である『蒙古律書』を適用し、旗・盟・理藩院という三段階の審級を創設し、上控制と覆審制を設けた。17世紀の末期から、清朝は黒龍江一帯に進出するロシアに対抗するために、黒龍江に駐防八旗を設置した。それによって、盛京・吉林・黒龍江将軍が管轄する東三省は、西方では内モンゴルの東部諸旗と境を接するようになり、双方の間に諸々の紛争が発生し、その法的な処理が求められる案件も激増した。また、内モンゴルにおいて、内地の民人は人口激増や自然災害によって大量に流入し、農業や商業を営み、モンゴル人と民人からなる複合社会が形成され、モンゴル人と民人との案件（史料上「交渉案件」と呼ばれる）は多発するようになった。さらに、1691年、ハルハ＝モンゴルがジュンガルの侵入によって清朝に服従し、ジュンガルと清朝は北アジアにおける覇権を争った。こうした清朝の支配拡大に伴い、18世紀の初頭から、清朝はモンゴルに対する統治を強化し、モンゴル地域における官僚システムと司法制度の整備を進め、清末に至るまでの制度の基盤を作った。18世紀は、清朝の国家形成の重要な時期であり、モンゴルに対する清朝の法的統合が完成した時期でもある。従って、18世紀におけるモンゴルの司法制度を研究することは、清朝の国家形成と地域社会の統治との関係を理解する上で大きな意義を持つと思われる。

18世紀におけるモンゴルの司法制度に関して、本研究では、覆審制や秋審制等の裁判制度及び清朝が制定した蒙古例に焦点を当てて、これらの制度と法律はモンゴル地域社会でどのように適用されたかを検討する。清朝の法制において、覆審制と秋審制は清朝政府に重要な制度として位置づけられた。中国内地の法制によれば、軽微な刑事・民事案件は「州県自理」の案件として、案件を受理した州県の地方官によって処理される。殺人事件、盗難事件や徒刑以上の刑罰を伴う案件は、上部の官僚機関へしばしば上申され、刑罰の重さに相応しい官（死刑の場合は皇帝）が最後の判決を下す。これが覆審制と呼ばれた³。また秋審制は、監侯とされた犯人を刑の執行に

移すかどうかを問う再審理の制度である。この二つの制度は、皇帝のみが死刑の最終決定権を有することを宣示する重要な制度としてモンゴル社会に導入された。しかし、従来の研究は殆ど覆審制、秋審制や蒙古例の実効性を実証することに留まり、地域社会でどのように運用されたかについては、研究はまだ不十分である。これらの裁判制度と法律はすべて清朝が制定し、法的統合を達成するためにモンゴルに導入したものである。その運用実態を明らかにすることは、モンゴルに対する清朝の法支配を理解する上で最も有効である。

また清代モンゴルの法制史研究について、ここ数年裁判文書を利用して、モンゴルの司法制度がどのように適用されたかという法の実践をめぐる先行研究は多くなっている。しかし、その中で清朝政府がどのような契機で、またどのような認識の下でモンゴルの司法制度を制定・整備したかという問題に注目した研究は少ない。清朝の法支配を考えるにあたって、地域社会における司法制度の運用実態という視点のみならず、中央政府と地域社会との相互作用のプロセスの中で清朝の法支配を立体的に捉える視点も不可欠ではないかと思われる。

以上の問題意識に踏まえ、本研究は、主としてこれまでの研究で十分に利用されていない満洲語の文書史料を生かし、18世紀におけるモンゴルの裁判制度の構造と運用実態、その歴史的変容、及び裁判における蒙古例適用のありかたを考察した上で、清朝がどのような原則に基づいてモンゴルの地域社会における司法制度を構築し、法支配を進めたかという問題を明らかにする。かれた。

なお、引用史料中の（ ）は筆者による補足、[]は筆者による注釈である。①—③の記号と下線は筆者が便宜的に施したものである。

第二節 先行研究

モンゴルに対する清朝の法支配に関して、これまでの多くの研究は『蒙古律例』や『大清会典』等の清代編纂史料を利用してモンゴルの裁判制度を概説したものである。徐曉光 1989、楊強 2010 等の研究では、モンゴルの裁判制度には、属人主義と、たとえば家畜罰のようなモンゴル文化に根ざした特徴があったと指摘し⁴、達力扎布は、チャハル八旗に関する蒙古例の各条文を概観し、「チャハル八旗の司法は八旗と異なり、ザサク旗と同じである」と指摘した⁵。

モンゴル死刑案件の覆審制、秋審制、中央における手続きに関する研究としては、まず島田正郎 1982 が挙げられる。島田正郎は、モンゴルの裁判には覆審制が存在せず、旗長たるザサクは第一審を行い、民事案件が盟（第二審）や理藩院（第三・最終審）へ上訴され、刑事案件が旗（第一審）で結審されるとの見解を提示した⁶。同 1992 では、内閣の『刑科史書』に収めるモンゴル人の家畜窃盗案件の事例を分析した上で、帰化城トゥメト旗とチャハル八旗では乾隆朝半ば頃から覆審制が施行されたと前説を訂正したが、ザサク旗では覆審制と秋審制は施行されなかったと主張した⁷。それに対して、萩原守は、ハルハにおける乾隆五十四年（1789）以降の裁判事例か

ら、刑事案件は旗—盟—(或は駐防官)—理藩院という順序で上申されたことを明らかにし、覆審制が存在していたことを確認した⁸。また、高遠拓児は『秋審招冊』を利用して、清代後期の中央政府において、モンゴルに関わる死刑案件を扱う手続きに三通りの手順が存在したことを明らかにした。三通りの手順とは、内地で発生したモンゴル人或はモンゴル人・民人交渉案件に対して三法司(刑部・大理寺・都察院)のみで原案を作成する内地型の手続き、モンゴル地方におけるモンゴル人同士の案件に対して理藩院が中心となって三法司と会審する蒙古型の手続き、長城沿辺のモンゴル地域におけるモンゴル人・民人交渉の案件に対して刑部が中心となり、大理寺・都察院・理藩院と会審する折衷型の手続きである。さらに高遠は、モンゴルに関する秋審の実効性を実証し、「監候判決を受け取った地方の官員によってその取扱いが二分されることが明らかとなった。まず、内地の官に身柄を管理された罪囚については、通常の民人の案と同様の手順で処理されていた。一方、モンゴル地域の官に身柄を管理された罪囚については、内地におけるような地方秋審は実施されず、モンゴルの官は秋審の判断には関わらなかった」と指摘した⁹。

地方レベルの裁判制度について、ハ斯巴根 2007 は、ジュンガル旗のモンゴル語の文書を利用して、オルドス地域におけるモンゴル人・民人交渉の案件の裁判制度を研究し、当該地域に駐在し、交渉案件を処理する理藩院司員、モンゴル旗、庁三者の裁判権と会審手続きの変化過程を解明した¹⁰。白玉双 2007 は、ハラチン三旗のモンゴル語の文書を利用し、当該地域におけるモンゴル人・民人交渉の案件の裁判制度を研究し、理藩院司員がモンゴル旗、庁の官員と会審して交渉案件を処理していたと述べ、ハラチン旗側の裁判権が次第に縮小されていく傾向にあったことを指摘した¹¹。一方、モンゴル旗内の裁判制度に注目した研究として、額定其勞 2011、同 2012 がある。まず、額定其勞 2011 は、アラシャ旗のモンゴル語の文書を利用して、同旗が蒙古例に規定された上申すべき「命盜案件」を旗内で裁いたり、状況に応じて清朝の定めた裁判制度を選択的に利用したりする傾向があったと指摘した¹²。また、同 2012 では、軽微な案件の第一審は地方で行われることや、平民出身の権力者が平民の案件を、貴族出身の権力者が貴族の案件を裁く原則があったことを述べた¹³。

適用法の問題に関して、萩原守は、1728年から1789年までの時期は、ハルハ固有の法が清朝の蒙古例と併用されながら、徐々に後者に交替していった「過度期」であり、乾隆五十四年(1789)頃以後の時期は、「ハルハが清朝の法制支配下に完全に入った」時期であると述べた。また、イフシャビの案件に対して、少なくとも清末には蒙古例、『大清律例』及びイフシャビの判例集が同時に効力を持っていたことを実証した¹⁴。

モンゴルに対する司法制度の変化について、Heuschertの研究が挙げられる。氏は、17、18世紀における理藩院の司法権の変化に注目し、清朝の多元的な法秩序はより一元化した、安定した秩序へ転換し、同時にモンゴルが中国本土の法体系に統合される傾向があったと指摘した¹⁵。

第三節 研究史料

先行研究の紹介からもわかるように、これまで多くの研究は、主としてモンゴル語と漢文の史料をよく利用してきたが、本研究は満洲語の文書史料を中心として利用した。近年、史料集の出版や文書の公開によって、数多くの満洲語の文書史料を利用できるようになった。本研究は、中国第一歴史档案館所蔵の「軍機処満文録副奏摺」、「黒龍江將軍衙門檔」、土默特左旗档案館所蔵の「清代档案」を利用した。本研究のテーマに関わるものとして、「軍機処満文録副奏摺」には、地方高官や中央機構の上奏文があり、その中にモンゴル関する裁判制度の規定や死刑案件の裁判文書が含まれている。「黒龍江將軍衙門檔」には黒龍江地区の駐防八旗とその周辺の内モンゴル諸旗との紛争を解決するためのやり取りが大量に収載されており、中には吉林・盛京駐防八旗に関する情報も一部含まれている。「清代档案」には、帰化城トゥメト旗の裁判文書が豊富にあり、内モンゴル南部におけるモンゴル人・民人交渉案件の裁判制度を知ることができる。

漢文の文書史料については、中国第一歴史档案館所蔵の「内閣満漢文黄冊」、「内閣刑科題本」を利用した。その中には、刑部が担当するモンゴル案件、モンゴル犯人に関する『秋審招冊』や地方高官と刑部の秋審に関する上奏文等がある。

モンゴル語の文書史料については、モンゴル国立中央文書館所蔵の「セチェン＝ハン部チン＝アチト王旗（中前旗）檔」を利用した。

その他、すでに出版された『清前期満蒙文理藩院題本』と『明清档案』には、モンゴル死刑案件の裁判事例が多く収められている。

以上の文書史料以外に、『大清会典』、『大清会典則例』等の清代の編纂史料、地方志や旅行記等の史料をも若干利用した。

第四節 本論文の構成

本論文は、18世紀におけるモンゴルの裁判制度の運用実態、構造や歴史の変容、秋審制・蒙古例の適用を考察した上で、モンゴルに対する清朝の法支配のあり方を立体的に提示するものである。

第一章では、清代帰化城トゥメト旗を事例として、雍正元年から乾隆四年までの同旗の覆審制の仕組み、乾隆五年における覆審制の改革、乾隆二十八年に綏遠城將軍が設けられた後の覆審制の変化を検討する。また、軽微な案件の裁判の構造を考察する。モンゴル高原の南縁に位置する帰化城トゥメト旗は、東、北、西においてそれぞれチャハル八旗、ウランチャブ盟、イヘジョー盟と境を接し、南は内地の山西と境を接していた。移民の流入開始時期から見ても、規模から見ても、モンゴル人と内地の民人から構成された複合社会が最も早期に形成された代表的な旗の一つである。内モンゴルの諸旗の中で、モンゴル人と内地の民人間の交渉案件の覆審制が最も早期に整備された旗である。時期を追ってみていくと、同旗の裁判制度は雍正朝から変化が生じ、乾隆朝の半ば頃に再整備された。従って、雍正・乾隆期に焦点を当てることは、同旗の裁判制度の

歴史的変容を明らかにする上でも、また地域社会と中央における裁判の関係をより立体的に理解する上でも、最も有効である。

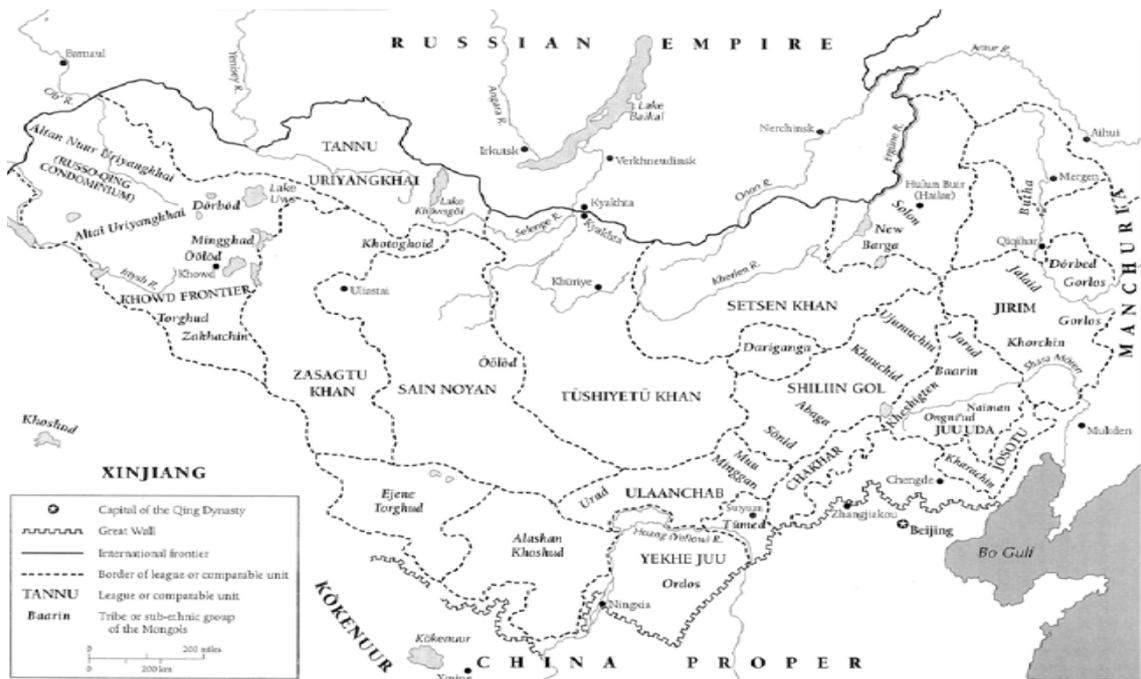
第二章では、チャハル八旗を事例として、まず雍正から乾隆朝初頭までの適用法の問題を検討する。次に、乾隆朝におけるモンゴル人同士の案件と、モンゴルと内地との交渉案件の覆審・会審制の仕組みと歴史的变化を検討する。内モンゴルとハルハ＝モンゴル諸部は十七世紀に相次いで清朝の支配下に入り、盟旗制度の下に再編された。この制度下において、モンゴルは百以上の旗に区分され、旗毎に世襲権を持つザサクが置かれ、中央に設けられた理藩院の管轄を受けた。なお、ザサクを輩出する旗内の支配氏族の成員は、清朝皇帝から親王、郡王以下の爵位を授けられ、台吉と総称された。一方、八旗に属し、清朝の官員が長官に当てられたチャハル八旗も存在していた。ザサク旗と異なり、清朝のモンゴル統治体系の中で特殊な地位を有していた。モンゴルに対する清朝の法支配を検討する際に、チャハル八旗の法制にも目を配る必要がある。

第三章では、内モンゴルの東部諸旗と東三省との交渉案件の裁判制度を考察する。康熙三十三年、雍正六年、雍正八年、乾隆三年の規定を検討することによって、交渉案件の覆審・会審制の仕組みとその歴史的变化を明らかにする。また、康熙朝から雍正朝までの内モンゴルの東部諸旗と黒龍江との交渉案件を通して、モンゴル人が犯人である案件の場合に、どのような法が適用されたかを考察する。モンゴル旗と内地直省の交渉案件のみならず、モンゴル旗と駐防八旗の交渉案件の裁判制度を解明することは、モンゴルに対する清朝の法支配の全体像を明らかにする上で重要な意義を持つ。

第四章では、ハルハの家畜窃盗罪に対して頒布された蒙古例の乾隆十二年法の成立と性格を検討した上で、『ハルハ＝ジロム』（以下HJと呼ぶ）の乾隆十一年法の性格とそれが制定された原因を解明する。また、従来『ハルハ＝ジロム』の乾隆十一年法と同一視されてきた「副将軍の法」の性格を明らかにした上で、ハルハ地域における法支配の推移について再検討する。『ハルハ＝ジロム』は、ハルハ・モンゴルの諸部が清朝に帰属した康熙三十年（1691）以降に編纂された法令集である。同法令集の大半の条文は、康熙四十八年（1709）から雍正六年（1728）にかけてトシェート＝ハン部を中心とする王公たちが制定したものであり、残りの少数の条文は乾隆三十五年（1770）までに活佛の大活仏の衙門や他部の者を含む王公たちが定めたものである。その諸条文の中で、特に強盗犯罪に関する乾隆十一年法は、清朝のハルハに対する法支配を理解する上でカギとなるものとして、先学たちの注目を集めてきた。

第五章では、内地の朝審制がモンゴルに導入された年次と原因、そして運用の実態を明らかにする。また、モンゴルの各地の案件が朝審から秋審へ変わった年次、その原因や経緯を解明した上で、モンゴル秋審の特徴を提示する。

地図 清代のモンゴル



(Christopher P. Atwood 2004, p450より)

第一章 清代帰化城トゥメト旗の裁判制度

第一節 帰化城トゥメト地域における民人の入植と内地行政機関の設立

清代帰化城トゥメト二旗への民人入植は恐らく康熙二十年代に溯ると考えられる。

康熙二十七年（1688）、帰化城トゥメト旗を経由した清朝の官員張鵬鬲と錢良扆は、帰化城周辺のモンゴル人について、家屋を建て、穀物を作り、漢文の対聯を貼るといった風景を描写している¹⁶。この記述から、当時のモンゴル人は民人の影響を強く受けていたことがわかり、民人が康熙二十七年より早い時点で帰化城トゥメト旗に移住したことが推測されるのである。

帰化城トゥメト二旗にやってきた民人は凡そ商人と農民との二種に分けられる。民人商人は、康熙二十九年（1690）に勃発したジュンガルと清朝の戦争を契機として、帰化城トゥメト旗に流入し、清軍へ物資を提供しつつ、地元のモンゴル人とも商売をした¹⁷。一方、民人農民の移住に関して最も古い確実な記録は、張文生氏が紹介した家譜史料に見られる。それは、ある山西出身の農民が康熙三十六年（1697）に殺虎口¹⁸から帰化城トゥメト旗に入り、当初はモンゴル人の家畜を放牧し、三年後に民人女性と結婚し、農地を開墾して定住したというものである¹⁹。当時の民人農民の多くは、このような方法で帰化城トゥメト旗に移住したと推測される。康熙五十八年（1719）に帰化城トゥメト旗を横断した范昭達の旅行記によれば、帰化城より南の地域には、山西・陝西省出身の民人がモンゴル人と所々で雑居し、帰化城トゥメト旗の西部にも農業を営む民人がいたことがわかる²⁰。

帰化城トゥメト旗の民人を管理するため、雍正元年（1723）に清朝は同旗に帰化城理事庁を設け、一人の「辦理帰化城蒙古民事同知」（以下理事同知と省略、正五品）を任命した²¹。内地直省の行政制度では、庁は多くが新たに開発した辺地に設置され、知府（府の長官、従四品）の補佐官たる同知が駐在し、民を直接統治する機関である。帰化城理事庁は、当初は山西省大同府に所属したが、雍正七年（1729）以降は朔平府に所属するようになった²²。また、理事同知には理藩院の八旗出身の官員が任命された²³。

雍正七年にジュンガルと清朝の戦争が再燃すると、民人流入は一層増加し、雍正朝末期までに民人の人口は「40、50 万に至り」、「帰化城の内外と周辺に大小店が一万軒あり、各村にも様々な店、質屋及び旅館等が開かれた」という状況となった²⁴。乾隆八年（1743）に行われた帰化城トゥメト二旗の調査によれば、全旗のモンゴル人は43559人であった²⁵。雍正朝末年においても、この数に大きな違いはなかったと思われる。「40、50 万」というのは必ずしも確実な数字ではないが、民人の人口がモンゴル人を大きく上回ったことは確かであろう。

民人が増加するにつれて、理事同知の管轄地域は広がり、処理する案件も増えた。雍正八年（1730）、清朝は帰化城トゥメト旗に一人の「協理筆帖式」²⁶を設け、理事同知に協力させた²⁷。協理筆帖式も八旗出身の理藩院筆帖式から選ばれた²⁸。雍正十二年（1734）、帰化城トゥメト二

旗の東、南、西部の和林格爾、昆都倫、薩拉齊、托克托という四か所にそれぞれ一人の協理筆帖式が増設され、理藩院に限らず、六部の筆帖式からも選ばれることになり²⁹、乾隆元年（1736）前後に協理通判（正六品）と改称された³⁰。

雍正十三年（1735）、清朝は帰化城トゥメト旗に綏遠城を設け、軍隊を駐屯させようとした。軍糧を提供するため、帰化城トゥメト旗都統丹津（danjin）、副都統通智は、帰化城トゥメト旗の善岱、清水河等の八か所の4万頃余りの土地を官田として、民人を招いて開墾することを提案し、翌年から実行に移した³¹。これに伴い、乾隆元年には清水河、善岱に二人の協理通判が増設された³²。

乾隆六年（1741）、帰化城トゥメト旗の民人社会に関わる「錢糧刑名」等の事務を総轄するために、山西省は「総理旗民蒙古事務分巡歸綏道」（以下歸綏道と省略、正四品）を設置し、理事同知と七人の協理通判を朔平府から歸綏道の管轄下に移した。乾隆二十五年（1760）に善岱、昆都倫協理通判のポストが削減され、和林格爾、清水河、托克托、薩拉齊協理通判は理事通判と昇格し、帰化城理事庁と共に歸綏道に所属する五つの理事庁を構成した。

第二節 雍正元年から乾隆四年までの裁判制度

帰化城トゥメト旗の裁判制度は、雍正元年、乾隆五年（1740）及び乾隆二十八年（1763）頃に大きな変化を迎える。『大清会典』や『蒙古律例』等の清代の編纂史料には、乾隆二十八年以降の裁判制度に関して、記録が若干あるが、それ以前の裁判制度について一切触れていない。それにもかかわらず、档案史料を用いて、編纂史料の空白を埋めることができる。管見の限りでは、雍正元年から乾隆四年にかけての裁判制度に関して、次の四つの記事がある。

「史料 1」

①帰化城地方にいる民人の命盗案件を従来通り所管の巡撫に引き渡して審理させるほか、喧嘩や（みだりに）訴え合うなど、杖刑を伴う軽微な案件については、直ちに理事同知に任せて完結させよ。②モンゴル人と民人との交渉案件ならば、都統は所管の官員を派遣し、同知と共に明らかに審理し、都統に報告して完結させよ。③モンゴル人の命盗案件ならば、従来通りに所管の院に交付せよ³³。

「史料 2」

①臣我々は理藩院が下した文書³⁴に従い、帰化城地域に暮らす民人の喧嘩、訴訟の打つ罰を伴う軽微な案件を、従来通りに理事同知たちが処理して完結させるほか、民人のみが犯した命案や重大な盗案に関しては、同知らは規定に則って所管の巡撫に報告し、内地の法律に照らして完結させた。②モンゴル人に関係する、民人に重罪を科すべき案件の場合には、同知らは我々が遣わした官員たちと会審し、得た供述、犯人と共に朔平府に引き渡し、すべて内地の法律に照らして完結させた。民人に関係する、モンゴル人に重罪を科すべき案

件の場合には、我々が遣わした官員は同知らと会審し、すべて蒙古例に照らして判決を下し、所管の院に上申して完結させた。軽微なモンゴル人・民人交渉案件を、我々が派遣した官員は同知らと会審し、臣私に報告して完結させるほか、③モンゴル人のみが犯した命案や重大な盗案に関しては、臣我々が明白に審理し、定めた蒙古例によって擬罪し、所管の院に上申して完結させた。この様に処理してきた³⁵。

「史料 3」

乾隆五年五月二十四日に送達した理藩院からの文書で、帰化城巡察官兼太僕寺衛門員外郎 sereng が条奏した通りに、今後、モンゴル人・民人交渉の命盗案件について、朔平府から会審の地方官を派遣することを中止し、各旗より派遣されたモンゴル人の官員が同知、通判らの衛門で会審せよと（いう文書が）送られたことは、档子に記録されている³⁶。

「史料 4」

元来、帰化城のモンゴル人や民人の命盗案件を処理する時、定めた法には三通りの方法がある。①民人の命盗案件について、帰化城同知は一方で死体や傷を調べて遍く報告し³⁷、他方で犯人を逮捕して近くの朔平府に引き渡し、府が官員を派遣して審理し報告させる。③モンゴル人の場合は、（犯人を）帰化城に引き渡し、都統がさらに（部下に）交付して案件を処理させる。②帰化城のモンゴル人と民人が徒党を組んで盗をはたらいた場合は、帰化城の同知、朔平府が派遣した地方官と会審して罪を定め、すべて府が審査を行った上で上申し、（巡撫が）上奏したい、ということに従わせたのを档子に記録してある³⁸。

「史料 1」、「史料 2」及び「史料 3」は、すべて帰化城トゥメト旗都統 mani の乾隆五年三月一日付の上奏文中の記事であるが、「史料 1」は雍正元年に帰化城理事同知を任命する時の理藩院と吏部の規定である。「史料 2」は雍正八年から乾隆五年までの裁判実態を記述したものであり、「史料 3」は Sereng の上奏を施行させるために理藩院が乾隆四年五月に帰化城トゥメト旗へ下した文書からの引用である。「史料 4」は、山西巡撫石麟の乾隆五年一月二十五日付の上奏文であり、Sereng の上奏を受けて制度が変更される以前の状況を述べている。

これらの史料では、モンゴル地方で生起する種々の案件は、犯人の所属によって、民人同士の案件、モンゴル人・民人交渉案件、モンゴル人同士の案件という三種に分けられているので、それぞれ①、②、③で表記する。「史料 1」、「史料 2」、「史料 4」を比較すると、①と③の裁判手続きはほぼ一致している。民人同士の軽微な案件は帰化城理事同知、或は協理筆帖式たちが結審し、命盗案件は理事同知たちが死体や傷を調べた上で、朔平府或は山西巡撫に報告し、山西省側により審理される。モンゴル人同士の命盗案件は都統をはじめとする帰化城トゥメト旗の衛門が審理し、その判決を理藩院へ上申していた。なお、上の史料には見えないが、清代を通じて、ザサク旗におけるモンゴル人同士の軽微な案件は、各旗の衛門が結審していた³⁹ので、帰化城トゥメト旗も例外ではないと考えられる。また、史料中に見える「命盗案件」（niyalmai ergen, hūlha holo i baita）とは、「命案・重大な盗案（niyalmai ergen, ambakan hūlha holo i baita）」と表現されること

もあり、下級機関が処理した後、判決を上級機関へ上申すべき案件である。モンゴル犯人と民人犯人に対して、それぞれ蒙古例と『大清律例』を適用していたため、命盗案件に含まれる範囲も法典によって若干異なっている。蒙古例によれば、命盗案件には殺人・強奪・四項牲畜（羊牛馬駱駝）窃盗等の案件が含まれ、すべて死刑となる案件である。これに対して、『大清律例』では、命盗案件は死刑以外に、徒、流等の刑罰が科される案件も含まれる。

②に関して、「史料 1」と「史料 2」から、帰化城トゥメト旗の官員が理事同知と会審（会同審理）し、その判決を都統に報告するという手続きによって処理される案件は、モンゴル人・民人交渉の軽微な案件であることがわかる。また「史料 2」と「史料 4」によれば、モンゴル人・民人交渉の重大な案件は、更に犯人が民人、犯人がモンゴル人、及びモンゴル人・民人の共犯案件という三種に分けられる。その第一審は帰化城トゥメト旗の官員と理事同知・協理筆帖式たちが会審する手続きによって行われ、民人が犯人である交渉案件ならば、会審の後、犯人を朔平府に護送し、モンゴル人が犯人である交渉案件ならば、都統が判決を理藩院へ上申する。モンゴル・民人の共犯案件であれば、帰化城トゥメト旗の官員は理事同知、朔平府の地方官と会審し、後者が朔平府へ報告していた。また「史料 3」によれば、乾隆五年に朔平府官員の派遣は廃止された。

なお、「史料 4」からだけでは、共犯案件以外の交渉案件については、朔平府官員の会審が行われなかったようにも見えるが、「史料 3」によれば、実際には会審が行われていたと考えられる。そのことは、裁判の実例からも裏付けられる。雍正九年（1731）十一月、帰化城トゥメト旗の参領 sandub が民人 Hū Syhai と喧嘩し、棒で Hū Syhai を打ち殺したモンゴル人・民人交渉の殺人案件では、帰化城トゥメト旗の官員 gomburasi、yenjana が理事同知永敏及び左雲県の知県袁大選⁴⁰と会審し、sandub に絞監候の判決を下した。この案件は帰化城トゥメト旗都統 Danjin によって理藩院へ上申され、理藩院はまた三法司と審議した上で上奏し、十二月に皇帝の裁可を得た⁴¹。以上の裁判過程を考察すれば、帰化城トゥメト旗—理藩院—皇帝という上申経路は「史料 2」の記事と一致している。特に注目すべきところはその第一審の会審である。帰化城トゥメト旗の官員、帰化城庁の理事同知、そして左雲県の知県が参加している。左雲県が雍正三年に朔平府の管轄下の一つの県となったので⁴²、知県袁大選は朔平府が遣わしたものと考えられ、乾隆四年以前において、共犯案件以外の交渉案件についても、朔平府の派遣した官員による会審が行われていたことの証左となる。なお、帰化城庁は、雍正元年から雍正七年まで大同府に隷属していたので、当時のモンゴル人・民人交渉の命盗案件においては大同府が所管の地方官を派遣して、会審に参加していた可能性がある。

また、モンゴル人・民人の共犯案件に関して、犯人にモンゴル人が含まれるにもかかわらず、「史料 4」に帰化城トゥメト旗の官員の審理への参加について言及がないことは、不思議に感じられる。これについて、乾隆四年の裁判実例である「melekei 事件」を取り上げて考察したい。この事件は、帰化城トゥメト旗のモンゴル人 melekei らが民人 Yan sa と共同して、モンゴル人 togūltai と民人 Li Cengliyang らを殺害したモンゴル人・民人の共謀殺人案件である⁴³。乾隆四年十二月、帰化城トゥメト旗の官員は協理通判と会審し、犯人の罪を定め、帰化城トゥメト旗都統

に報告した。そこで帰化城トゥメト旗都統 *mani* は、理藩院に宛てて次の書を送った。

「史料 5」

査するに、以前はすべてのモンゴル人・民人交渉の重大な盗案、命案について、理事同知、協理通判は朔平府に報告し、朔平府は更に（上級機関へ）報告し、官員を派遣し、我々の官員と会審していた。モンゴル人の盗賊ならば、我が衙門は蒙古例に照らして罪を定め、民人（の盗賊）ならば、彼らは刑部の律例に照らして罪を定め、*jurgan* に上申し完結させていた。近頃、帰化城巡察官 *sereng* が箇条書きで上奏した、今後、モンゴル人・民人交渉の命盗案件を、所管の同知、通判と会審し、法に照らして罪を定め、*jurgan* に上申し完結したい、内地から官員を派遣することを中止したい、という（上奏）に従い、今、この事案について、我々の甲喇章京 *saincahūn* らを遣わして会審させ、モンゴル人については、いつものように我が衙門が蒙古例に照らして罪を定めるほか、民人については、同知 *cuimpil* らが刑部の法に照らして罪を定め、判決書に書き入れたが、彼らは花押を全く書かなかった。また、この案件に関わる盗賊がモンゴル人、民人であるので、当然一件の案件として、*jurgan* に報告すべきであると同知 *cuimpil* に文書を送ったところ、同知 *cuimpil* は「査するに、前任の巡察官の上奏文の中には、同知、通判らは都統が派遣したモンゴル人官員と会審して罪を定めると述べてある。しかし、同知が定めるのか、通判が定めるのかを全く区別していない。命盗案件を勝手に決めてはいけけないので、帰化城協理通判が訊ねるために送ってきた文書を既に巡撫に呈した。巡撫が定めて返信してきた際に、大臣（都統）に文書を呈したい」と返信してきた。査するに、この事件は去年の十一月に発生したものであり、今そろそろ一年間の期限になるので、「巡撫は調査した上で、同知 *cuimpil* らに任せて会審の判決書に花押を書かせ、（我が衙門に）送ってほしい」と（巡撫に）文書を送ったところ、巡撫は、「暫く待ってもらいたい」と返信してきた⁴⁴。

この史料には、二つの注目すべき点がある。第一点は、モンゴル人・民人の共犯案件の第一審において、*sereng* の提案が実行される以前も、帰化城トゥメト旗の官員が朔平府の地方官と会審を行っていたということである。第二点は、共犯案件の上申手続きである。史料に現れる「*jurgan*」とは、理藩院を指すと考えられる。「*melekei* 事件」については、帰化城トゥメト旗都統が理藩院へ上申ししていたことは、「史料 4」の②の記事と一見矛盾しているかのように見える。「史料 4」の②には、モンゴル人・民人の共犯案件は朔平府が判決を上級機関へ上申し、最後山西巡撫が覆審した上で、皇帝に上奏していたと書かれているからである。では、モンゴル人・民人の共犯案件は実際にはどのような上申手続きで処理されていたのか。これに関して、次の史料を見てみよう。

「史料 6」

臣我等が請うに、今後、やはり最初に上奏した定めた例に従って、（略）モンゴル人・民人交渉案件の中で、モンゴル人と民人の共犯案件は、同知らが我が衙門に来て、兵司の章京た

ちと会審し、明らかに審理し、得た供述、適用した法及び決められた罪を原案に書き、山西巡撫と臣私に報告し、我々は覆審した上で、双方が花押を書く。モンゴル人又は民人が首犯であったならば、首犯の所属機関が案件を担当し、理藩院、刑部に上申し、上奏したい⁴⁵。

この史料は、乾隆五年三月一日に都統 *mani* が、*sereng* の上奏が実施されて以降、会審が理事同知・協理通判衙門で行われるため、モンゴル犯人に対する審理に不利であると考え、旧来の例に従って、共犯案件を都統衙門で審理することを主張した上奏文である。*sereng* の上奏はモンゴル人・民人交渉案件の第一審のみに注目しており、上申制に関しては、乾隆四年の前後で変化はなかったと考えられる。上の史料から、かかる交渉案件を処理する時、会審後、都統と山西省の行政機関がそれぞれ覆審し、最後に都統と巡撫が首犯の所属によって判決を理藩院か或は刑部へ送っていたことがわかる。「*melekei* 事件」についても、モンゴル人の *melekei* が事件の首犯であるので、その判決は帰化城トゥメト旗の都統によって理藩院へ上申された。従って、「史料 4」の②と「史料 5」の記事は矛盾しているわけではなく、上申手続きの二つの側面を表現しているに過ぎない。

以上の考証を通して、乾隆四年まで帰化城トゥメト旗で発生した交渉案件を審理する際、帰化城トゥメト旗の官員、朔平府の地方官及び理事同知・協理通判が会審し、その原案はモンゴルの行政機関、或は内地行政機関を経て中央に届いていたことがわかる。しかし、会審に参加するそれぞれの官員がどのような権限を持っていたのかという点は、別途検討すべき問題である。「史料 5」からわかるように、乾隆四年に朔平府の地方官が帰化城トゥメト旗の官員と会審することは中止され、代わりに理事同知・協理通判が旗側と会審するようになったが、理事同知と協理通判のどちらが罪を定める権限を持つかは明白でなかった。彼らが原案に花押を書かなかったと述べられているのは、そのためである。即ち、乾隆四年以前においては、犯人の罪を定める権限は、朔平府が派遣した地方官の手にあり、帰化城トゥメト旗の官員と朔平府の地方官が会審後に原案に花押を書いて初めて擬罪が有効となっていたのであるが、*sereng* の提案が清朝政府に採用された後、理事同知と協理通判は誰が内地行政機関の代表として、犯人の罪を決定する権限を持つのかを、改めて規定する必要が生じたのである。

では、なぜ朔平府官員の会審参加は停止されたのだろうか。また、理事同知・協理通判と朔平府の官員との会審における立場の相違は何に起因するのだろうか。以下に私見を提示したい。

前節で述べたように、理事同知は清朝中央の部院官出身であり、協理通判は公文書を作成・翻訳する筆帖式出身であるので、地方の種々の案件を処理する経験と知識が朔平府の地方官より少ない。特に、命盗案件は清朝政府が最も重視し、裁判の公正さが求められる重大な案件である。そのため、モンゴル人・民人交渉の軽微な案件においては、理事同知或は協理通判が旗側の官員と会審して完結されたが、命盗案件については、朔平府の地方官が会審に参加し、犯人の罪を決定する権限を付与された。ただし、理事同知と協理通判が会審に参加していなかったわけではなく、彼らは主として捜査や訊問を担当していたので、事件の具体的な状況には精通するはずである。「史料 2」と「史料 5」について、都統 *mani* が交渉案件を処理する朔平府の地方官について、触れていないことから、実際には帰化城トゥメト旗の官員と理事同知・協理通判が会審の際に裁

判の実務を担い、朔平府の地方官はただ監督の機能を果たし、疑問がなければ、旗側の官員と共に原案に花押を書き、審理を終えていた可能性もある。しかし、帰化城トゥメト旗に移住した民人の増加に伴って、モンゴル人・民人交渉案件が益々増えた結果、会審するたびに遠く離れた内地から地方官を派遣することは、裁判の経費が嵩み、効率の低下を招いたのであろう。乾隆四年に朔平府官員の派遣が停止されたのは、そのためであると推測される。

本節では、雍正元年から乾隆四年までの帰化城トゥメト旗地域の裁判制度を検討した。この時期の裁判の最大の特徴は、犯人の所属を重視し、属人的支配体制に基づいて裁判の枠組みが構築されたことである。第一審において、モンゴル人同士、民人同士の案件は、それぞれモンゴル人の行政機関（帰化城トゥメト旗）と民人を管轄する内地行政機関（帰化城庁、朔平府）が取り扱い、モンゴル人・民人交渉案件ならば、旗側の官員と理事同知（或は協理通判）、朔平府の地方官とが会審して処理していた。また、共犯案件の場合には、首犯の所属に応じて、内地行政機関か帰化城トゥメト旗が中央に上申ししていたのである。

第三節 乾隆五年における裁判制度の変革

前節で述べた *sereng* の提案の実施によって、帰化城トゥメト地域の裁判制度には大きな変化が生じた。新たな裁判制度について、乾隆五年一月二十五日に山西巡撫石麟（*silin*）は、次のような提案を上奏した。

今、理藩院が帰化城巡察官 *sereng* の条奏を議し、「今後、モンゴル人・民人交渉の命盗案件について、朔平府から地方官を派遣して会審することを中止し、所管の旗がモンゴル人の官員を遣わして、同知または協理筆帖式の衙門で会審しよう」と再び上奏したことから見れば、これから帰化城におけるモンゴル人・民人交渉の命盗案件の中で、凶犯・盗賊がモンゴル人で、死者の親戚、強奪された者が民人である場合にせよ、凶犯・盗賊が民人で、死者の親戚、強奪された者がモンゴル人である場合にせよ、凶犯・盗賊がモンゴル人と民人の共犯者である場合にせよ、すべて所管の旗が官員を派遣して会審し、都統に報告し、（理藩院に）咨文を送り、（さらに理藩院が）上奏して完結させるべきである。但し、査するに、命盗案件は斬、絞、充軍、流、徒、杖などの刑罰によって異なっており、モンゴル人と民人の罪を定める時に別々に処理することもある。もしすべて所管の同知たちが旗側の官員と会審し、罪を定め、都統に報告すれば、充軍、流、徒とされた民人の（服役の）場所を定めて流すことができなくなる。しかも斬・絞監候とされた犯人が皆秋審にかけられるべき者であるものの、都統のところには秋審の例がないので、妨げが生じ、案件は処理しにくくなる。請うらくは、今後、①帰化城の民人の命盗案件の中で、凶犯、盗賊及び死者の親戚、強奪された者はすべて民人で、モンゴル人と全く関係がない場合には、所管の協理筆帖式は死体や傷を検証し、遍く報告し、凶犯や盗賊を辺内に護送し、朔平府は官員を派遣して審理し、罪を決定しよう。②モンゴル人の命盗案件の中で、凶犯、盗賊及び死者の親戚、強奪された者がすべてモンゴル人で、民人と全く関係がない場合には、旗は

官員を遣わし、協理筆帖式と會審して罪を決定し、都統、同知に報告して完結させたい。

③モンゴル人・民人交渉の命盜案件の中で、凶犯や盜賊が民人で、死者の親戚及び強奪された者がモンゴル人である場合には、朔平府が官員を遣わして會審することを中止し、所管の協理筆帖式に任せ、一方で取り調べた上で⁴⁶、遍く報告し、他方で都統に明白に報告する。(都統は)旗の官員を派遣し、所管の協理筆帖式の衙門に行かせ、會審を以て罪を定める。輕罪の犯人を法に照らして保釈し、徒より重い刑罰を科した犯人を所管の同知へ護送し、(同知は)覆審⁴⁷し、按察司⁴⁸に渡してから、(按察司は)審理し、更に上申し、巡撫は上奏しよう……もし凶犯や盜賊がモンゴル人で、死者の親戚及び強奪された者が民人であれば、朔平府が官員を遣わして會審することを中止し、所管の協理筆帖式は、一方で取り調べ、都統に明白に報告し、(都統は)旗の官員を遣わして會審し、やはり他方で、巡撫、按察司に遍く報告する。會審で事件を明らかに審理した上で、旗の官員は都統に報告し、所管の協理筆帖式は同知に報告し、蒙古例に照らして罪を定め、(都統と同知は)両方の名前と官職名を一緒に書き、院へ咨文を送付し、(院が)上奏して(案件を)完結させたい。院が返信したら、所管の協理筆帖式は、案件を終えた経緯(を記録する)中で供述を漢文で書き写し、巡撫、按察司に報告し、档案に記録したい⁴⁹。

この提案は命盜案件に関わるものであり、①と②はそれぞれ民人同士案件の案件とモンゴル人同士の案件の裁判手続きである。①では、協理通判は死体や傷を検証し、案件を上級機関に報告し、犯人を内地に護送する任務を有するが、審理・擬罪の権限はない。これは、乾隆四年以前の裁判制度と同じである。②のモンゴル人同士の案件については、歸化城トゥメト旗の官員と協理通判は會審し、都統と理事同知はそれぞれ覆審する。これは乾隆四年までの手続きと完全に異なっている。③はモンゴル・民人交渉案件の裁判手続きである。この場合、まず協理通判が案件を取り調べ、歸化城トゥメト旗と山西省に報告した上で、歸化城トゥメト旗の官員と會審する。犯人が民人であれば、協理通判は原案を理事同知に上申し、理事同知、按察司、山西巡撫は次々と覆審を重ね、巡撫によって上奏される。モンゴル犯人ならば、會審後、都統と理事同知がそれぞれ覆審し、連名で原案を理藩院に上申する。

モンゴル人・民人交渉案件の中で、共犯案件は最も複雑である。それについて、石麟の提案では次のように述べている。

命盜案件の中で、モンゴル人と民人が共謀して人を死に至らせ、或は徒党を組んで強奪したり、殺害したりした場合は、民人がいるからといって、供述を記録して巡撫、按察司に送り、審理して上奏するならば、モンゴル人を辺内の牢獄に監禁してはならない上に、民人と同様に罪を定められない。もしただ民人だけを巡撫、按察司に送り、審理して上奏し、他方でモンゴル人を都統に送り、(罪を)議して完結させるならば、首犯と従犯を究明することができず、供述と事情が矛盾したりして、必ず却下され、改めて審理せざるを得ないため、繰り返し犯人を行ったり来たり護送することになる。そうなると、所管の協理筆帖式たちの管轄地が省都から遠く離れており、犯人が繰り返し護送される時に苦勞するだけ

ではなく、途中で逃げてしまうことも根絶できない。査するに、乾隆元年、モンゴル人・民人共犯の強奪・殺人事件は処理しづらくなり、(その原案を)それぞれ上申・上奏し、刑部がまとめて審議することができるか否かについて刑部に咨文を送っていた。そこで、刑部は一つの案件をそれぞれ上申・上奏する例がないと返信した。これを見れば、このような案件を処理する時、これまで定めた法がない。但し、黒龍江・寧古塔將軍のところの旗人・民人交渉案件を取り扱う方法を援用してもよい。査するに、所管地方の將軍は駐防の兵隊のみを管轄しているが、そこに暮らしている民人のすべての違法事件をも処理している。その中に命盜案件があれば、將軍のところは供述を得て、罪を決定した上で、(原案を)刑部に送り、刑部は覆審してから上奏する。……このように長い間処理して来たので、今、歸化城におけるモンゴル人・民人共犯の命盜案件について、まず(歸化城トゥメト)旗の官員を派遣し、協理筆帖式と會審させ、(原案を)それぞれ都統と同知に上申し、黒龍江・寧古塔將軍のところの例によって、すべて都統と同知に委ねて覆審させ、供述を記して罪を定め、刑部に咨文を送付し、(刑部は)審議した後、再び上奏したい⁵⁰。

前節で述べたように、乾隆五年以前、共犯者の所属によって、歸化城トゥメト旗と山西省の行政機関(按察司、巡撫等)は一つの案件を別々に覆審していた。この手続きの最大の問題は、犯人の供述が食い違い、事件の真実を明らかにしづらくなってしまふことである。特に、原案が上級機関によって却下された場合、犯人を護送して再び審理することは、非常に手間がかかる。この問題を解決するために、石麟は、黒龍江・寧古塔の旗人・民人交渉案件の処理方法を歸化城トゥメト旗に導入し、旗側の官員と協理通判が會審して、都統と理事同知が覆審した後、刑部に上申することを主張したのである。

石麟の提案に対して、刑部は理藩院と協議し、乾隆五年五月二十日に議奏して二十二日に乾隆帝の裁可を得た。それによれば、石麟の提案のうち、犯人がモンゴル人である交渉案件とモンゴル・民人共犯案件に関する上申手続きは採用されず、次のように改定された。

請うらくは、今後、歸化城におけるモンゴル人・民人交渉の命盜案件の中で、凶犯・盜賊がモンゴル人で、死者の親戚、強奪された者が民人である場合、凶犯・盜賊が民人で、死者の親戚、強奪された者がモンゴル人である場合、そしてモンゴル人と民人が共謀して人を死に至らせ、或は徒党を組んで強奪したり、殺害したりする場合を問わず、やはり旧例通りに所管の協理筆帖式に任せて檢審し、同知、按察司、山西巡撫に報告する一方、都統に報告し、派遣されたモンゴル旗の官員と會審して罪を決定する。もし凶犯・盜賊が民人ならば、輕罪の犯人を法に照らして保釈させ、徒より重い刑を科した犯人を同知に護送して覆審し、供述を取って按察司に解審⁵¹し、さらに上申し、所管の巡撫の衙門が上奏して完結させる。もし凶犯・盜賊がモンゴル人であり、かつモンゴル人・民人に対して共に罪を定めるべき案件ならば、輕罪の犯人を法に照らして保釈させ、徒より重い刑を科した犯人を同知に解審して監禁し、按察司、山西巡撫、また都統の衙門に上申し、互いに文書を送って議定した上で、所管の巡撫は上奏し、やはり都統に文書を送って議定したことを上奏文で明白に述べるべきで

ある。軽罪犯人については上奏に応じて直ちに完結し、重罪犯人については、臣われらの部は理藩院と会審して再び上奏し……⁵²

下線で示したように、刑部はこの二種の交渉案件の上申手続きについて、山西省の行政機関と帰化城トゥメト旗が会審で擬定した原案をそれぞれ覆審し、最後に山西巡撫が都統と協議してから皇帝に上奏し、さらに中央で刑部が理藩院と会審して処理する、としたのである。

この刑部の議案には、次の三つの特徴がある。

I 理事同知と協理通判の権限を明確に規定し、協理通判が会審で犯人の罪を決定し、理事同知が原案を覆審するとした。

II 命盗案件の中で、モンゴル人同士の案件とモンゴル・民人交渉案件の第一審は、協理通判と帰化城トゥメト旗の官員との会審で行うように一元化した。

III 中央への上申手続きは三通りに分けられる。まず、モンゴル人同士の案件は、モンゴル側行政機関が中心となって、都統によって理藩院へ上申された⁵³。中央においては、理藩院が中心となって刑部をはじめとする三法司と会審する手続きで処理された⁵⁴。これに対して、犯人がモンゴル人である交渉案件とモンゴル人・民人共犯案件の場合は、山西省の行政機関が中心となり、最後に巡撫によって上奏された。このような案件は、中央では刑部が中心となって理藩院と会審する手続きで処理された。この二通りの上申手続きは、それぞれ高遠拓児氏のいう「蒙古型」と「折衷型」に対応するため⁵⁵、本稿でも同様に呼ぶことにしたい。もう一つの上申手続きは、山西省の行政機関のみで原案を中央に上申するものである。この手続きは「蒙古型」と正反対なので、「内地型」と呼んでおきたい。但し、その意味は高遠拓児氏の定義された中央におけるモンゴル人死刑案件を処理する「内地型」手続きとは異なる。

前節で述べたように、乾隆五年以前の帰化城トゥメト旗においては、上申手続きは二通りがあり、モンゴル犯人の案件はモンゴル側行政機関が上申し、民人犯人の案件は内地行政機関が上申していた。では、なぜ乾隆五年の刑部議案に折衷型の上申手続きが登場したのか。これについて刑部の議案では、

所管の巡撫は全省の民人を総轄しており、モンゴル人を兼ねて管理してもよい。都統はモンゴル人だけを管理するのであり、内地の民人をも管理することは間違いである。また、罪を定める法典を援引することにも熟練していないので、モンゴル人・民人交渉の命盗案件を専ら所管の巡撫に任せ、一元的に処理させるべきである⁵⁶。

と述べ、帰化城トゥメト旗側が法典に不案内であったことを一つの理由として挙げている。しかし、この刑部議案の最も重要な点は、帰化城トゥメト旗の裁判権がモンゴル人の範囲のみに制限される一方、山西巡撫に帰化城トゥメト旗地域におけるモンゴル人の案件をも兼ねて扱う権限が与えられたところにある。即ち内地型と蒙古型の上申手続きにおいては、従来の裁判の枠組みが基本としてきた属人主義的考え方が維持されているが、折衷型においては、モンゴル旗と内地行政機関の行政上の管轄対象と裁判管轄権とが必ずしも一致しないことになったのである。

内地行政機関の裁判権の拡大を示すもう一つの要素は、モンゴル人同士の命盗案件に関する第一審と上申手続きに内地行政機関が関与するようになったことである。その理由は刑部議案には述べられていないが、軽微な案件が帰化城トゥメト旗内で処理されていたことからすれば、命盗案件の重大さと密接な関係があると推測される。周知のように、命盗案件は幾多の審査を重ね、慎重に審理すべき重大な案件である。清朝の規定によれば、蒙古例に適用すべき条文が見出されない場合には『大清律例』の関連条文を適用する。従って、『大清律例』に不案内な帰化城トゥメト旗の官員が単独で裁くよりは、内地行政機関と会審するほうが裁判の精度を高めることができる。しかも命盗案件を正しく審理すれば、理藩院による却下をも免れるので、裁判効率の向上にもつながっているであろう。

第四節 建威將軍・綏遠城將軍と帰化城トゥメト旗の裁判制度

乾隆二年(1737)、ジュンガル部に対する防衛のために、清朝は帰化城の東に綏遠城を建設し、山西省の右衛に駐屯する八旗軍を綏遠城に移した。この八旗軍の長官は建威將軍(一品)であり、綏遠城と右衛の双方を統轄した⁵⁷。乾隆二十六年(1761)、建威將軍は綏遠城將軍(Goroki be elhe obuha hoton i jiyanggiyūn)と改称され⁵⁸、乾隆二十八年(1763)には帰化城トゥメト旗都統が廃止されて、綏遠城將軍が同旗を管理するようになった⁵⁹。従来の研究は、この間、帰化城トゥメト旗が次第に行政、司法、軍事等の権限を失い、綏遠城將軍の統轄を受けるようになっていく過程を「内属化」と定義し、その内、司法権については、乾隆五年に既に建威將軍がモンゴル人同士の盗案、モンゴル人・民人交渉の命盗案件を処理する権限を獲得したと指摘している⁶⁰。しかし、建威・綏遠城將軍が帰化城トゥメト旗の裁判において具体的に如何なる権限を持ち、どのような機能を果たしていたかは十分に論じられていないので、本節では文書史料に基づき、これらの点の解明を試みたい。

一 建威將軍の裁判権について

乾隆五年四月二十一日に建威將軍伊勒慎は、帰化城トゥメト地域において、盗案が多発し、治安が悪化しているのに、帰化城トゥメト旗の官員はモンゴル人を庇って、未処理の案件は多くたまったことを上奏した⁶¹。二十七日に乾隆帝は建威將軍に「盗案を管理」させる諭旨を下した⁶²。では、「盗案を管理」するとは、具体的にどのような権限を指すのか。これについて、同年五月二十三日付の伊勒慎の上奏文には、次のような記載がある。

臣私は諭旨に謹んで従い、帰化城の旗の大臣らに文書を送り、今(賊を)捕えたと雖も、処理して終わっていない案件、そして(賊を)なお捕えていない案件が何件あるかを調べていた。旗の大臣らのもとから、雍正十一年から今年四月までの、(賊を)捕えていない案件が合わせて58件があると文書を送ってきた。また次々と調べて送った賊を捕えたが、処理して終わっていない6件の案件について、臣私は官員を派遣して会審させている⁶³。その

他、臣私は適宜に官兵を出し、盜賊、脱走者らを調べて逮捕すると、以前逮捕した 19 人の脱走者のほか、今京城より逃げてきた脱走者、そして軍營、右衛、地元の脱走者を含めて共 46 人を捕えた。……これから、すべての盜案を厳しく調べて逮捕させ、必ず地方の安寧を保ちながら、捕えられた盜賊の中でモンゴル人がいれば、各々の原籍地に送らず、彼らの官員との会審を止め、臣我が衙門によって厳しく監視され、小さな盜案については、左司の協領、地方官の同知たちに任せて審理させ、法に照らして処理させよう。強盜や殺人に関わる盜案については、臣私は自ら詳しく調べて明らかに審理し、擬罪して上奏し、法に照らして処罰し、そしてそれぞれの原籍地に送り、所管の長に引き渡して厳しく取り締まらせよう⁶⁴。

この上奏文は軍機処の審議を経て、乾隆五年五月二十九日に皇帝に裁可された。こうして建威將軍は帰化城トゥメト地域における盜賊の捜査や逮捕、盜案の審理の権限を得た。

しかし、ちょうどこの頃に前節で述べた石麟の提案をもとにした刑部の意見も裁可され、命盜案件をめぐる帰化城トゥメト旗都統、綏遠城建威將軍、山西巡撫三者の権限を明白に規定する必要が生じた。それについて、当時の山西巡撫喀爾吉善は帰化城トゥメト旗の裁判制度に関して、新たな提案を上奏した。刑部はこの提案を議奏し、十月二十二日に皇帝の裁可を得た。以下は刑部の議案の内容である。

今後、綏遠城の將軍が盜案を扱うならば、①モンゴル人のみで民人がいない場合は、軍機処が先に議した通りに、所管の將軍のもとから命じて会審させ、我が部が先に議した通りに、都統、同知のもとから原案を理藩院に送り、(理藩院が) 上奏して完結せよ。②もしモンゴル人・民人交渉の命案ならば、やはり我が部が先に議した通りに、所管の協理筆帖式は一方で取り調べ、同知、按察司、山西巡撫に遍く報告し、他方で都統に報告し、モンゴル人の官員を派遣させ、会審した上で(罪を) 定め、按察司、山西巡撫、都統に上申し、(山西巡撫と都統が) 互いに議定した後、巡撫が上奏したい。③もしモンゴル人・民人交渉の盜案ならば、所管の將軍、旗の都統は左司⁶⁵に命じて協理筆帖式、モンゴルの官員と共に会審させ、同知、按察司、巡撫、都統、將軍に遍く上申し、(巡撫、都統、將軍が) 互いに関会⁶⁶した上で、巡撫が上奏したい⁶⁷。

この議案の中で、まずモンゴル人・民人交渉案件に着目すると、③で示したように、建威將軍は盜案の処理に関与する権限を付与されたのみで、命案は対象外であることがわかる。

その後の変化についてみると、乾隆五年十一月に刑部は建威將軍補熙の上奏に対して、「モンゴル人・民人交渉の命盜案件について、すべて巡撫が原案を定め、都統、將軍と関会させたい」と議奏し、皇帝の裁可を得た⁶⁸。また、乾隆二十五年(1760)の山西按察司索琳の上奏には、当時の裁判制度について次のように記されている。

……もしモンゴル人・民人交渉の案件であれば、協理通判は検証して報告し、外藩ザサクに文書を送ると共に、都統に申請し、派遣された各官員は(帰化)城に来て会審する。やはり

同知を通じて帰綏道に上申し、(道員が) 都統と覆審する。さらに、按察司に送り、巡撫に上申する。(巡撫が) 將軍、都統と会し、上奏して完結させる⁶⁹。

この上奏文は、ザサク旗のモンゴル人・民人交渉案件に関するものであるが、その上申手続きは帰化城トゥメト旗と同様の折衷型であり、最後には巡撫が都統、將軍と関会を行うべきである。以上の史料から、乾隆五年から同二十五年まで、建威將軍はモンゴル人・民人交渉の命盜案件の関会権を保持していたがわかる。

次に、モンゴル人同士の盜案を考察する。これに関しては、乾隆七年(1742)の裁判事例である「Jamyang 事件」を取り上げて説明したい⁷⁰。これは帰化城トゥメト旗の箭丁 Jamyang が帰化城の延寿寺のハラ＝シャビ⁷¹ Sereng の馬を盗んだ案件であるが、次のように裁かれた。

ア、都統衙門は犯人 Jamyang を理事同知に送り、後者は各上級機関に報告し、会審の日時を決め、建威將軍に報告した上で、帰化城トゥメト旗の佐領 Janggiya と帰化城協理通判 Sumin が会審を行い、五月二十九日に原案を同知に上申した。

イ、理事同知は原案を覆審し、六月二十八日に帰綏道へ上申した。帰綏道は再び覆審し、七月二十一日に原案を帰化城トゥメト旗都統に送りつつ、建威將軍にも報告した。

ウ、都統は覆審した後、原案を理藩院に上申した。

エ、理藩院は十月十四日に原案を三法司と審議して上奏した。

この案件の第一審は帰化トゥメト旗の官員と協理通判の会審で、上申手続は蒙古型で行われ⁷²、基本的に石麟の提案に対する刑部の議案に基づいたものである。上に引用した乾隆五年十月の刑部議案の①には、盜案について「將軍のもとから命じて審理させ」とあるが、「Jamyang 事件」においては、建威將軍は第一審の会審、覆審及び都統との関会に参加せず、ただ会審の前と帰綏道の覆審後に、理事同知と帰綏道員からの報告を受けているだけである。さらに、乾隆八年(1743)から乾隆二十七年(1762)にかけての裁判事例には、建威將軍の関与を示す記述自体が見えなくなる。その理由は不明であるが、何らかの事情によって、建威將軍がモンゴル人同士の案件に関与に関与しないようになったとも考えられる⁷³。

以上、本節では建威將軍の裁判権の推移について検討した。案件の種類と時期によって、建威將軍の裁判権の内容は一様ではないが、全体として関与の度合いは限定的である。モンゴル人・民人交渉案件については、第一審と上申手続きはあくまで石麟の提案に対する刑部の議案に従っており、建威將軍が乾隆五年に盜案の処理に関与するようになり、さらに命案における関会権を与えられた。それといても、本節の冒頭で述べたように、清朝が帰化城トゥメト旗の司法権を奪ったということはいえない。

二 綏遠將軍の裁判権の拡大

帰化城トゥメト旗が綏遠城將軍の管轄下に入った後、清朝は帰化城トゥメト旗の裁判制度を変革し、綏遠城將軍の裁判権が一層拡大した。乾隆三十一年(1766)十二月に綏遠城將軍が帰綏道に送った章程には、次のような内容がある。

査するに、モンゴル人・民人交渉の重大な案件については、帰化城の兵司、同知がやはり新例⁷⁴によって処理するはか、四人の通判は遠く離れているため、帰化城の兵司が派遣した官員が通判と会同して公平に審理して擬罪した上で、一緒に原案に花押を書き、通判の官印を押し、満文の原案を副都統に上申し、通判が漢文のものを道員に上申しよう。首犯がモンゴル人であれば、副都統は直ちに日時を約束して道員と会審した後、以前副都統には官印がないため、(どうすればよいかと) 上奏したところ、道員が副都統と会同して覆審し、全く異議がなければ、(道員が) 押印して將軍衙門に上申したい。今、副都統に官印を与えたので、即ち副都統が押印し、將軍衙門が受けて完結させたい。事件の首犯が民人であれば、やはり上述通りに会審して上申した上で、道員と副都統は会審して、直ちに按察司に上申し、さらに巡撫まで上申して完結させたい。モンゴル人同士の案件であれば、同様に兵司の官員と同知、通判たちが会審して上申した上で、副都統と道員は会同して覆審し、全く異議がないことを書き、副都統が押印した原案を將軍に上申し、將軍衙門が受けて完結させたい。これらの案件のうち、もし処理が合理的でなく、擬罪が間違っているものがあれば、副都統と道員は調べて却下し、再審させたい。もし喧嘩、殴り合い等の軽微な案件ならば、諸庁の官はやはり従来通りに完結させたい。そのほか、現地の風俗に関わり、または事件におけるモンゴル人が不服を唱えるなどの大きな案件があれば、やはり従来通りに会審し、兵司の官員に提起し、我が衙門は巡撫と会審しようとして商議して定める⁷⁵。

注目すべきは、綏遠城將軍はモンゴル案件を覆審する権限を獲得したことである。即ち命盜案件について、モンゴル同士の案件と、モンゴル人が首犯であるモンゴル人・民人交渉の案件の場合には、綏遠城將軍が帰化城トゥメト旗によって上申された案件を覆審して、さらに理藩院へ上申した⁷⁶。一方、民人が首犯である交渉案件の場合には、山西巡撫が内地行政機関によって上申された案件を覆審して上奏した。この二種の上申手続きはそれぞれ前節で述べた「蒙古型」と「折衷型」である。その使い分けは明らかに清朝の当該地域における属人的支配体制に基づいたものである。下線部で示したように、乾隆三十一年以前、モンゴル人が首犯である交渉案件はすでに綏遠城將軍に上申するようになった。この変化は、恐らく帰化城トゥメト旗が綏遠城將軍の管轄下に入った乾隆二十八年に生じたと思われる。上記の章程の重点は上申制ではなく、副都統の裁判権を定めることである。つまり、帰化城トゥメト旗都統が削減された後、旗長の任を担った副都統が官印を持っていなかったため、会審において、帰綏道の道員が上申の原案に捺印していた。乾隆三十一年、官印の付与によって、清朝は副都統の裁判権を新たに定めたのである。

前節で述べたように、乾隆五年以前、帰化城トゥメト旗の命盜案件は、犯人(共犯の場合は首犯)の所属によってそれぞれ上申されたが、乾隆五年になると、案件を正しく速やかに処理するために、交渉案件の上申手続きが「折衷型」に一元化された。それでは、なぜ乾隆二十八年以降、清朝はモンゴル犯人の交渉案件の上申手続きを「折衷型」から「蒙古型」へ変化させたのか。これは、綏遠城將軍が帰化城トゥメト旗地域の頂点に立ち、覆審の権限を獲得し、裁判の精度と効率を確保する役割を果たし、「折衷型」の手続きを取る必要性が薄れたからであると思われる。

第五節 軽微な案件に関わる裁判制度

本節では、乾隆時代の帰化城トゥメト旗の裁判文書を利用して、軽微な案件に関する裁判制度を考察する。これらの裁判文書は現在フフホト市土默特左旗档案馆に大量に保管されている。その様式と作成から裁判制度をある程度窺い知り得るため、まず裁判文書について説明する。

帰化城トゥメト旗における軽微な案件はすべて「帰化城都統衙門」によって処理された。裁判文書によると、帰化城都統衙門の中には兵・刑・吏に関する事務を担う兵司、戸・礼・工に関する事務を担う戸司、そして司務所等の部門が設けられ、兵司と戸司にはそれぞれ翼長 (*galai da*) をはじめとする十数人の帰化城トゥメト二旗の官員 (参領、佐領、領催、十戸長) が勤務した⁷⁷。

これらの裁判文書は様式によって大体二種に分けられる。第一種は、司務所が上訴状を受け付け、上訴状の冒頭に日付や番号、都統・副都統の官職名を書いた紙を貼り付けて作成したものである。都統と副都統は上訴状を読んだ後、それぞれ官職名の下にサインと「*tuwaha*」という文字を書き、毆闘や賭博の案件を兵司に、家族婚姻や土地の案件を戸司に交付する。第二種は、各司の官員が審理した上で、公務用の紙に原案を作り、連名で都統・副都統に呈した文書である。都統と副都統はその判決に同意すれば、文書の冒頭にサインと「*songko*」という文字を書いて結審する。

モンゴル人同士の軽微な案件の裁判手続きがモンゴル人・民人交渉の軽微な案件のそれと異なるため、以下、まず三件の裁判事例を用いて、モンゴル人同士の軽微な案件に関する裁判の実態を検討してみる。

第一の事例は *engke* ソムの *šarman* と叔父 *karbai* との財産争いであり、その概要は次の通りである。*Šarman* の父 *ūrbun*、*azara* の父 *kara*、*banjur*、*karbai* 四人は兄弟である。*Kara* と *ūrbun* が亡くなって、乾隆8年4月に *banjur*、*karbai* は分家しようとした。親族が皆集まり、十戸長である *karbai* に4楝の畑と5間の家屋を、残りの三人にそれぞれ3楝の畑と3間の家屋を分与し、さらに *šarman* と *azara* が旗内のアルバを負担していたため、二人に3間の家屋を分与し、2楝の畑の穀物と1間の精米所の賃金を四人で等分すると決めた。後に、*karbai* は2楝の畑の一部の穀物しかを等分せず、残りをすべて横領したばかりでなく、*azara* が亡くなった後、*azara* の財産と *šarman* と共有の3間の家屋をも自分のものにした。そこで乾隆十二年 (1747) 七月に *šarman* は *karbai* を都統衙門に訴えた。戸司は所管の参領 *wangšuk*、佐領 *engke*、領催 *dorji* に命じて処理させた。彼らが当事者と証人らを取り調べた際に、*karbai* は *šarman* を彼に向かってナイフを出した、また牌を遊んで賭博したと誣告した。それに対し、兵司は「所管の参領たちに交付し、*šarman* のもとの訴えと合わせて公正に処理し、処理したことを都統たちに報告しよう」とした。参領 *wangšuk* らは *karbai* に横領した穀物と部屋を *šarman* に返却させ、*azara* の財産を二人が等分すると処理し、その原案を戸司に報告した⁷⁸。

第二の事例は *yenjaga* と *bichihankeo* との屋敷売買をめぐる紛争であり、その概要は以下の通りである。*yenjaga* は生活が困難であるため、屋敷を35両で兄嫁 *bichihankeo* に売った。35両の中

で一部分は *yenjaga* の借金と相殺し、残りは物品とお金で支払った。しかし *yenjaga* は住む場所がないという理由で屋敷を譲らなかった。*Bichihankeo* はやむを得ず彼のために別のところに新しい家を建てたが、*yenjaga* は引っ越しの条件としてお金を請求し、*bichihankeo* は与えなかった。後に、*bichihankeo* は *yenjaga* の敷地に草を置こうとしたが、*yenjaga* は阻止し、喧嘩を売った。*bichihankeo* は一族の参領である *jingnan* に求めて、この紛争を解決させようとした。*Jingnan* が *yenjaga* に屋敷を譲らせようとしたが、*yenjaga* は全く聞かないので、*bichihankeo* はまた *yenjaga* の参領 *rasibayarto* に訴え、後者が *yenjaga* に速く屋敷を譲るか、或はもらった 35 両を還すよう要求した。*yenjaga* は不服として、乾隆十四年（1749）八月、都統衙門に *bichihankeo* が 35 両を十分に支払っていないと訴えた。戸司は当事者、証人や *rasibayarto* を取り調べた上で、「査するに、『刑律』には、「一、家産を売る時に、「絶売」と（書いた）契約を作り、「找貼」と書いていない場合には、貼贖を認めない。もし契約書に「絶売」と書いていない、或は年限を決めて回贖すると書いてある場合には、回贖を許す。もし売り手に回贖する力がなければ、中人が公正に見積もり、一回価格を補わせ、別途に絶売の契約を結ぶ。もし買い手が価格を追加したくなければ、別の人に売って、（その中から）原価を返すことができる。もし既に絶売し、契約書にもはっきり記されているのに、なお貼贖のために訴えるや、先に親戚や近隣に家産を買わせているという話を持って、口実を作って強制したり、ゆすったりして、価格を減らそうとして僥倖を図れば、すべて「不応重律」⁷⁹に照らして擬罪する」とある⁸⁰。ただ定めた法には、「もし目下の者を訴え、（その訴えが）事実であれば、期親、大功及び女婿の場合も自首として免罪する。小功、思麻の場合も元の罪より三等減らす。誣告すれば、期親の場合は誣告した罪より三等減らす。大功の場合は二等減らし、小功、思麻の場合は一等減らす」という⁸¹。従って、*yenjaga* をこの律例によって三等減刑し、50 回鞭打ち、彼の売った 8 部屋の家屋を敷地と共に彼の兄嫁 *bichihankeo* に引き渡し、档子に書き加えたい」との判決を言い渡した⁸²。

第三の事例は *ubasi* らと *badarhū* との土地争いである。雍正十一年（1733）に *ubasi* らの 9 人は自分の畑を *serendarja* に典出した。後に、*serendarja* が亡くなり、*ubasi* らは彼の甥 *badarhū* にお金を払って、畑を回贖しようとしたが、*badarhū* が畑を返還しなかったため、訴訟を起こした。乾隆十四年三月に戸司は、証拠が足りないこと（*ubasi* らが典出契約を持っておらず、旗の土地档冊にも *ubasi* らの畑が登録されていないこと）によって、*ubasi* らの訴えを却下した⁸³。

以上の三件の事例がいずれも都統衙門で結審したが、第一の事例では、親戚同士間の財産争いについては、戸司が当事者の所管の参領に命じて処理させた。第二の事例では、戸司が目上の者が目下の者を訴える場合の規定を援用していることは、参領 *rasibayarto* に *yenjaga* を訴えた *bichihankeo* の訴えを追認し、それを訴訟全体の始まりとして認識したことを示している。つまり、参領が一定の裁判権を有することを認めているわけである。戸司が案件の処理を委任した場合を除いて、参領が結審した案件は殆ど戸司に上申しないため、その裁きの実態を詳しく窺い知り得ない。ただ、第一と第二の事例によれば、参領は統轄範囲（ジャラン）内の財産争いや屋敷売買等の非常に軽微な案件を処理していた。それに対して、第三の事例で示したように、モンゴル人の生計に関わる土地争い等の比較的重要な案件は都統衙門に提起され、戸司によって処理さ

れていたと思われる。つまり、帰化城トゥメト旗内の裁判は大体二段階で構成され、審級制が存在していたと判断できる。

また、適用法について、第一の事例では、参領と戸司が地域社会における道徳や慣習に則って紛争を解決したが、第二の事例では、戸司が『大清律例』を援引し、「絶売」、「典」の概念を基礎とした中国内地の不動産売買の法律でモンゴル人同士の紛争を処理した。しかも場合によって、中国本土の服制に基づいた訴訟規定も運用されていた。これは、中国内地の法文化が帰化城トゥメト旗の裁判に強い影響を与えたことを示している。

次いで、モンゴル人・民人交渉の軽微な案件の裁判制度について考察してみる。

第一節で述べたように、乾隆五年以前、モンゴル人・民人交渉の軽微な案件について、帰化城トゥメト旗の官員は理事同知・協理通判らと会審し、その判決を都統に報告していた。しかし乾隆七年、清朝政府はこの会審手続きを廃止した。これについて、帰化城トゥメト旗都統の上奏文では次のように述べた。

臣われらが査するに、旧法によれば、我が帰化城トゥメトのモンゴル人と内地民人との訴訟案件が発生すれば、我々の一人のモンゴル人官員を派遣して所管の協理通判の衙門に送り、会審して完結させていた。乾隆七年に前任巡撫は「モンゴル人と民人との案件について、斬・絞殺に処する場合には、モンゴル人官員と会審して、法に照らして処理するほか、流・徒以下の案件の場合には、諸協理通判に任せて、明らかに審理して擬罪した上で、同知は検証し、転送して法に照らして処罰しよう。都統に申請し、官員を派遣して会審することを停止しよう」と条奏し、送ってきた（咨文）に謹んで従い、档子に記録している。臣我らが思うには、聖主が喀爾吉善の条奏を施行したのは、特にモンゴル人・民人交渉の訴訟案件を引き延ばせず速やかに結審しようとし、流・徒以下の案件に関してモンゴル人官員による会審を止めさせたのは、やはりモンゴル人、民人双方に引き延ばせば引き延ばすほど苦勞をかけることをしないようとする仁意の極みである⁸⁴。

この史料からわかるように、乾隆七年以降、モンゴル人・民人交渉の軽微な案件の裁判手続きは、協理通判が単独で審理して同知に上申し、同知が覆審した上で、判決を帰化城トゥメト旗都統に転送するようになった。このような変化が起こった理由は、軽微な案件の裁判効率を高めるためである。

それでは、乾隆七年以降、モンゴル人・民人交渉の軽微な案件が具体的にどのような流れで裁かれたのか。また、帰化城トゥメト旗側がかかる軽微な案件の裁判に関与していたかどうか。これらの問題を答えるために、裁判事例を用いて検討してみたい。

A. 訴訟の提起

モンゴル人は都統衙門と通判衙門とのいずれかに民人への訴訟を提起し得る。乾隆初頭においては、原則として都統衙門に訴状を提起し、戸司が諸通判に公文書を送り⁸⁵、審理を請求していた。例えば、民人 Loo Jang らがモンゴル人 urtunasutu らの田畑を小作し、小作料を滞納したため、

乾隆四年に *urtunasutu* らは托克托通判に訴えた。戸司はこれを違法行為と見なし、『大清律例』の「不応為」律によって *urtunasutu* らを 40 回鞭打ちした⁸⁶。しかし時代が下るに従って、モンゴル人が便宜をはかり、訴状を直接通判に提起することがしばしば起きた。それに対して、都統衙門も容認するようになった。一方、民人が都統衙門に訴状を提出する事例は殆ど存在しなかった。

B. 通判・同知⁸⁷の処理

訴状を受理した後、通判・同知は都合に応じて、或は自ら審理し、原告と被告に対質させる⁸⁸、或は当事者の村長や巡検⁸⁹に処理を任せた。例えば、帰化城トゥメト旗の *urgūmal* と民人 *Giya Žuntiyooy* との小作料をめぐる紛争について、帰化城同知 *šanfu* はモンゴル人と民人の村長らに処理させ、村長らは調停して訴訟を取り下げた⁹⁰。また、帰化城トゥメト旗の *bandarsi* が密かに *bandarsi* らの牧地を民人 *Yang Kuan* に小作させたため、*bandarsi* らは帰化城同知に訴え、帰化城同知が帰化城巡検に交付して処理させた⁹¹。

村長と巡検は処理できない場合、通判・同知に報告し、後者が自ら処理していた。一件の屋敷をめぐる訴訟の事例を見てみよう。帰化城トゥメト旗の *ubasi* らは雍正六年（1728）に 11 間の家屋を立て、民人 *K'u Weichung* に賃貸した。*K'u Weichung* はこれらの家屋を精米所にして経営し、彼が亡くなった後、民人 *Ceng Dažu* は借りて経営を続けた。後にこの精米所は民人 *Yoo Šal* の手に移った。乾隆三十四年、商売が不況であるため、*Yoo Šal* の息子 *Yoo Yūnšung* はぼろぼろになった精米所を壊し、その木材を売って *ubasi* らへの地租を納めようとした。*ubasi* らは都統衙門に訴え、精米所が *Yoo Šal* に貸したものであると強調したが、*Yoo Yūnšung* は *Ceng Dažu* の典売に入れたものであると言い張った。帰化城同知 *leboo* は村長 *Yan Siyoolioi* にこの訴訟を処理させた。*Yan Siyoolioi* は、紛争解決案（*Yoo Yūnšung* は精米所を *ubasi* らに渡し、*ubasi* らは *Yoo Yūnšung* に 15 両銀を与える）を練ったが、*ubasi* らが反対したので、同知 *leboo* に報告した。最後には同知が裁き、双方は「*ubasi* らが精米所を *Yoo Yūnšung* に渡して壊させ、*Yoo Yūnšung* が *ubasi* らに地租と碾き臼を与える」と合意し、訴訟を取り下げた⁹²。

また審理後、通判は判決を都統衙門へ報告する義務を持っていた。

C. 帰化城トゥメト旗側の関与

請求が通判・同知に棄却された場合、モンゴル人当事者は都統衙門に起訴し、都統衙門が通判・同知に審理を再開させることができる。土地争いに関する一つの事例を挙げて説明したい。

乾隆三十六年（1771）に帰化城トゥメト旗の *ubasi* は 30 畝の畑を民人 *Yang Tiyanšoo* と共同で耕作した。*Yang* 氏は小作料として毎年 *ubasi* に 10 両 1 銭を払い、また収穫した作物より 6 割を *ubasi* に、4 割を *Yang* 氏に分配することにした。乾隆四十七年（1782）9 月、小作料の滞納によって、*ubasi* は薩拉齊通判に *Yang* 氏を訴え、共同の耕作を止め、畑を取り戻そうとした。十二月における審理で、*Yang* 氏は、畑がそもそも *ubasi* と共に荒地を開墾して作ったものであると嘘をつき、偽の契約書を呈示した。通判はこれによって、*ubasi* の請求を拒否した。そこで *ubasi* は都統衙門に *Yang* 氏が荒地ではなく、熟畑を耕してきたと申し立て、戸司は通判に処理させた⁹³。乾隆四十八年（1782）四月、通判は当事者や証人ら呼び集めて対質した上で、事実を究明し、

収穫後、Yang氏が畑を返すべきであると裁いた。ところが、Yang氏は畑の防水堤を築くために8000 銭をかけたことを口実にして、それを弁償すれば、畑を返すと主張した。通判がこの主張を認めたので、ubasiは再び都統衙門に訴え、防水堤の工事は実は2000 銭しかなかったと申し立てた⁹⁴。それに応じ、通判は、Yang氏が昔長期にわたって小作料を納めてきただけでなく、堤を築いて畑をより熟田にしたので、ubasiは収穫後、防水堤の工事費のうち5500 銭をYang氏に与えて畑を取り戻すようにと裁いた。ubasiと息子wangjalがこの判決に不服で、訴訟を取り下げる誓約書を提出しなかったため、通判はwangjalを拘禁した。五月二十五日にubasiは再び都統衙門に訴え、戸司は通判に対して、滞納した一年分の小作料を納めることや収穫した作物の契約通りを分配すること、wangjalを旗側に引き渡すこと等の請求を行った⁹⁵。

この事例では、ubasiが通判の判決に不服で、三回にわたって都統衙門に訴えた。それは戸司を通して、通判に圧力をかけるためである。その結果は、通判の裁きがどんどんubasiに有利な方向へ向かった。つまり、モンゴル人・民人交渉の軽微な案件は通判の主導のもとで裁かれていたが、都統衙門は通判の審理を監督し、その関与によって再審の道が開かれた。モンゴル人の当事者にとっては、これが一つの重要な救済手段である。

以上に述べたように、帰化城トゥメト旗側は再審を請求する権限を持っていたが、そのみならず、再審において通判と会審する権限をも有していた。次に三つの事例を挙げる。

第一の事例の概要は以下の通りである。民人Tiyan Dzungらは帰化城トゥメト旗のsanjingらの畑を小作しながら、モンゴル人の牧地を密かに開墾した。乾隆二十七年二月、驍騎校dorgijab、村長sonomやsanjingらは都統衙門にTiyan Dzungらを訴えた。Tiyan Dzungはsanjing、ūnorを買収し、偽証を促した。八月に托克托通判は偽証によって、「Tiyan Dzungらは1 畝を開墾したので、30 板叩き、dorgijabらはむやみに訴訟を起こしたので、懲罰してほしい」との旗側に求めた。dorgijab、sonomらは都統衙門でこの判決に異議を申し立て、戸司は都統に「所管の通判は双方に対質させず、一方的にTiyan Dzungらの供述を聞き、処理して報告した。sonomらが蒸し返しているので、所管の通判からの公文書を撤回し、我が司が派遣した官員と会同して、訴訟の関係者に布告して対質させ、ぜひ自ら档冊と照らし合わせて畑を測量し、公平に処理して報告させよう」と上申した⁹⁶。

第二の事例は、帰化城トゥメト旗の佐領sergajabと民人Ing Ginanとの耕地をめぐる紛争である。乾隆十年(1745)、民人Ing Ginanの兄Ing Ginyuwanはsergajabの50 畝の畑を小作し、毎年2 両5 銭の小作料を納めた。乾隆三十七年(1772)、Ing Ginyuwanが亡くなり、翌年二月にIng Ginanは、薩拉齊通判にIng Ginyuwanが荒地を長年耕作して熟田にしたが、sergajabは畑を取り上げたと訴えた。それに対して、sergajabは、家族が多いため、自力で耕して生計を立てたいと耕地を取り上げた正当性を主張した。薩拉齊通判はIng Ginanが25 畝の畑をsergajabに返し、毎年1 両2 銭5 分の小作料を納めると裁いた。sergajabが不服であるので、同通判は、sergajabを判決に従わせてほしいと都統衙門に公文書を送った。戸司は耕地の档冊を調べて、50 畝の畑がそもそも熟田であったことを究明し、副都統に「通判衙門には耕地の档冊がない。この紛争については、官員を派遣し、元の档冊を持って会審しなければ、人々を承服させることができない。これを薩

薩拉齊通判に交付し、我々のもとから派遣する官員と共同して改めて明白に処理して報告させよう」と求めた⁹⁷。

第三の事例は、帰化城トゥメト旗の biliktu と民人 Fu Iožen との土地争いである。乾隆二十二年(1757)、民人 Lio Biye は biliktu から借りた1頃の畑を民人 Fu Iožen に典売し、Fu Iožen は biliktu に毎年7両の借り賃を納めた。乾隆三十年(1765)、biliktu は家族が増えたという理由で畑を取り戻そうとしたが、Fu Iožen に拒まれたので、訴訟を起こした。薩拉齊通判は30畝を biliktu に戻し、Fu Iožen の納める借り賃を3両5銭にした。後に biliktu はすべての畑を取り戻そうとして再び訴え、薩拉齊通判は biliktu に30畝の畑を追加し、Fu Iožen の借り賃を2両にし、biliktu が Fu Iožen から借りたお金をこの借り賃で返済することにした。biliktu は、獲得した畑で穀物を植える時、Fu Iožen に止められたので、都統衙門に訴えた。そのうち、Fu Iožen は植えた穀物を破壊し、キビを蒔き付けた。薩拉齊通判は、収穫後に biliktu に畑を取り戻させると決定した。ところが、biliktu はこの判決に不服で、収穫後、また Fu Iožen がすべてのキビを取ったと訴えた。薩拉齊通判は帰化城トゥメト旗の官員 ciwangdorji と会審し、元の判決通りに30畝の畑を biliktu に与え、借金の返済としてキビを Fu Iožen に与えた。しかし biliktu はこの判決に不服で、都統衙門に訴訟を繰り返した。そこで薩拉齊通判は都統衙門に公文書を送り、「もし畑をすべて取り上げれば、モンゴル人が皆従って、民人から耕す畑をすべて取り戻そうとする。民人が小作しても、耕す畑を得ず、身を寄せるところもない。biliktu は畑を獲得した機に乗じ、さらにすべての畑を取り戻そうと上司に何度も訴え、私の判決にも従わない。このことについて、派遣した官員と会同して明白に処理しなければ、悪い気風が生ずる。民人の畑がすべて取り上げられると、もめ事を引き起こしてしまうかもしれない」と述べた⁹⁸。

第一と第二の事例では、戸司は、通判が民人の供述によって適切に裁いていないと認め、耕地の档冊を呈示し、共同の調査を行い、会審した上で、訴訟を解決しようとした。第三の事例では、会審に関して二回の言及がある。第一回の会審は、通判が単独で審理し、訴訟がなかなか終わらない場合に行われたと思われる。第二回の会審は、明らかに biliktu の再訴を途絶させ、旗側と共に紛争を徹底的に解決するためである。以上の事例によれば、軽微な案件の会審は頻繁に行われるのではなく、旗側が証拠を呈示して共同の調査を申し入れる場合、または再訴によって訴訟が果てしない場合に採用される手続きである。

D. 訴訟の終息

当事者は判決に従うなら、通判に誓約書(gūnin dahara bithe)を提出する必要がある。通判は原案と誓約書を帰綏道に上申し、道員の指示(批文)を得た上で、訴訟を終息させていた。例えば、乾隆十五年(1750)に和林格爾通判 cangping が都統衙門に送達した諸々の案件の記録には、軽微な案件はすべて最終的に帰綏道に上申されて完結した⁹⁹。

小結

本章では、雍正・乾隆朝における帰化城トゥメト旗の裁判制度を検討した。

まず、命盗案件については、第一審手続きと上申手続きに焦点を当てた。得た知見をまとめると、次の二点を指摘できる。一つは、モンゴル人に関わる命盗案件の第一審手続きが会審制に一元化されたことである。雍正元年から乾隆四年までは、帰化城トゥメト旗と山西省の行政機関がそれぞれモンゴル人同士、民人同士の案件を処理し、モンゴル人・民人の交渉案件の場合は、双方が会審して処理していた。しかし乾隆五年以降は、モンゴル人同士案件とモンゴル人・民人の交渉案件の第一審が会審制に統一されたのである。

もう一つは、上申手続きが二通りから三通りへ変わったことである。雍正元年から乾隆四年までは、帰化城トゥメト旗と内地行政機関が犯人の所属に応じて覆審し、自らの上級機関へ上申していたが、乾隆五年に三通りの上申手続きが成立した。そのうち、「蒙古型」は、帰化城トゥメト旗が中心となり、当該地域に駐在する山西省の行政機関も同時に覆審し、最終的に理藩院へ上申するものであり、モンゴル人同士の案件に適用された。「内地型」は、山西省の行政機関のみが覆審し、最終的に皇帝へ上奏するものであり、民人同士の案件と民人が犯人であるモンゴル人・民人の交渉案件に適用された。「折衷型」は、山西省の行政機関が中心となり、帰化城トゥメト旗も同時に覆審し、最終的に皇帝に上奏する手続きであり、モンゴル人が犯人である交渉案件（単独犯、或は民人と共犯者になる）に適用された。さらに乾隆二十八年以降、それまで「折衷型」で上申されていた案件は「蒙古型」に改められ、綏遠城将軍が理藩院へ上申するようになった。以上が、命盗案件に関して、帰化城トゥメト旗の裁判制度が変化した経緯である。変化をもたらした大きな要因は、清朝が同旗の裁判の効率と精度を向上させるためである。次に、軽微な案件について、明らかにした内容は次の二点である。第一は、モンゴル人同士の案件の場合、参領がジャラン内の一般の軽微な案件を処理し、より大きな軽微な案件は都統衙門によって処理された。第二は、モンゴル人・民人の交渉案件について、裁判の効率を高めるため、清朝は庁側に単独で審理する裁判の主導権を与えたが、帰化城トゥメト旗側は管下のモンゴル原告者を代表して再審を請求する、さらに再審において庁側と会審を行う権限を有していた。

第二章 乾隆朝におけるチャハル八旗の裁判制度

—命盗案件を中心として—

第一節 適用法について

チャハル八旗における命盗案件の中で、家畜窃盗案件に関する史料は比較的多く残っている。本節では、家畜窃盗案件について、適用法とその変容を考察してみる。

一 雍正朝における適用法

先行研究が指摘しているように、康熙・雍正朝において、清朝はチャハル八旗に対して蒙古例を適用していた¹⁰⁰。蒙古例の中では、家畜窃盗罪について、康熙六年（1667）に、単独犯または共犯の首犯を絞立決に処し、従犯を百回鞭打ち、三・九の罰畜を科し、首犯の妻子と家産、従犯の罰畜等を被害者に与えるという規定が定められた。また、雍正五年（1727）に、盗まれた家畜が少なく、犯情が軽い場合には、従犯を妻子と家産と共に隣接の盟長に引き渡し、盟内の有功の台吉に奴僕として賞賜し、単独犯または共犯の首犯を絞監候に処し、朝審で減刑された場合には、従犯と同様に処罰すると規定された¹⁰¹。

以下に、雍正六年（1728）に発生した「沙克都爾等の事件」を通して、蒙古例がチャハル八旗にどのように適用されたかを検討したい。

この事件の概要と裁判の経緯は次の通りである。チャハル八旗のモンゴル人である哈濟哈爾、沙克都爾、烏爾図の三人は雍正六年二月に和碩果親王¹⁰²の牧廠から馬四頭を盗んだ。哈濟哈爾は間もなく逮捕されたが、沙克都爾と烏爾図は逃げた。同年七月に沙克都爾はまた同旗の薩珀渣布と共同して衣噶爾図の五頭の馬を盗み、帰化城へ逃げる途中で捕えられた¹⁰³。建威將軍である舍穆徳はこの事案を審理し、『大清律例』に照らして、犯人をそれぞれ「百回鞭打ち、枷号二ヶ月」で罰するとした。この原案は三法司の同意を経て上奏された¹⁰⁴が、皇帝に裁可されなかった。そこで三法司は雍正七年四月に再審議し、次のように上奏した。

哈濟哈爾らはチャハルのモンゴル人であるが、皆口外に住み、また口外¹⁰⁵の馬を盗んだので、理藩院の定例に準拠し、共同して馬・駱駝・牛・羊等の四種の家畜を盗んだ首犯二人を絞立決し、他の人を従犯として、それぞれ百回鞭打ち、犯人の妻子と家産をすべて隣接の盟長に引き渡し、奴僕として有功の台吉に賞賜する。また雍正五年の定例の中に「犯人が旗人である場合には奴僕にしない」という規定がある。さらにモンゴル人の盗んだ家畜が少なく、情状が重くない場合には、首犯は絞監候に処する。沙克都爾は哈濟哈爾と共に果親王の四頭の馬を、また薩珀渣布と共に衣噶爾図の馬を盗み、二回罪を犯しており、情

状が重いので、規定通りに絞立決に処すべきである。哈濟哈爾と薩珀渣布はそれぞれ馬を一回盗んだので、規定通りに絞監候に処すべきである¹⁰⁶。

三法司の擬案に対して、雍正帝は同年五月に「沙克都爾を絞監候に処する。哈濟哈爾と薩珀渣布の死罪を免じ、枷号刑で罰し、満期後、江南や浙江へ配し、駐防の官員に渡して奴僕にする。他は議した通りにせよ」という判決を下した¹⁰⁷。

枷号と發遣刑¹⁰⁸は『大清律例』に見える処罰である。この事例から、雍正朝において、チャハル八旗に蒙古例を適用することは原則であったが、皇帝の最終判断によって、『大清律例』の刑罰を適用する場合もあったということがわかる。

二 『大清律例』の適用

チャハル八旗には乾隆元年に『大清律例』が適用されるようになった。このことについて、軍機大臣 ortai は乾隆七年の上奏文で次のように述べている。

查するに、乾隆元年十二月にチャハル正紅旗の総管 centai は馬を盗んだ abida を蒙古例に照らして絞監候とし、恩赦を援用して死罪を赦そうとした。刑部は「……チャハル旗のモンゴル人は、昔から内旗によって管理されたものである。外藩モンゴルと異なっている。もし全て蒙古例の通りに擬罪すれば、不適切である。請うらくは、今後外藩モンゴルはやはり蒙古例の通りに擬罪するほか、もしチャハル旗のモンゴル人が個人所有の馬や牛を盗んだ場合には、『大清律例』に照らして贓物を計って窃盗罪にしたい。もし皇帝の馬、または太僕寺等のところの官馬を盗んだ場合には、やはり増訂した法¹⁰⁹の通りに擬罪するならば、罪情に合う」と上奏して、裁可されたことが档子に記されている¹¹⁰。

つまりチャハル八旗が外藩モンゴルと異なり、八旗に属することが、清朝が『大清律例』を適用した最大の理由である¹¹¹。

ところが、翌乾隆二年にチャハル鑲黃旗総管 hengde らは改訂案を上奏し、清朝政府の裁可を得た。

所管の総管らが、「チャハル地方の家畜は草原に置かれ、墻壁がないので、簡単に盗まれている。もし内地より少し加重しなければ、モンゴル人がほしいままに盗むので、適宜に加重して擬罪しよう。今後、チャハルのモンゴル人が馬や牛等の家畜を盗んだ場合には、死罪とされた者に関しては、やはり乾隆元年十二月に我が部の上奏し定めた法[前引史料における刑部の上奏]を適用し、別に議さないほか、充軍・流・杖刑で処罰すべき者は、一等加重し、枷号したり鞭打ったり、以て懲戒を示そう。家畜が盗まれ、本当の犯人が見つからないとしても、追跡したり、捜査したりして、宣誓や賠償を科する等¹¹²のことについては、やはりモンゴル人に旧法を遵守させよう。また、チャハルのモンゴル人の中で外藩モンゴ

ルの地方で盗みを行った者がいれば、モンゴル人の旧法通りに擬罪しよう」と上奏し、遵行したことが档冊に記されている¹¹³。

『大清律例』には、個人所有の馬や牛を盗んだ場合、贓物を計って窃盗罪とし、贓物が一二〇両以上に達すれば、絞監候に処すると定められている¹¹⁴。刑部が改訂したのは、監候以下の刑罰を伴う犯人への刑罰を一等加重することや、確たる証拠はないが、犯人と疑わしい者のある家畜窃盗案件、そしてチャハル八旗のモンゴル人が外藩モンゴル人の家畜を盗んだ案件については、蒙古例に照らして処理することである。これは家畜窃盗を厳罰で取り締まるためであると考えられる。

三 蒙古例の復活

チャハル八旗においては、乾隆七年に民人商人に対する盗賊事件が多発し、僅か半年の間に三十件に至った¹¹⁵。同年六月に直隸総督高斌は、中央政府が大臣を派遣して、チャハル八旗と牧廠の総管及び張家口、独石口、多倫諾爾の同知と共に各々の境界を画定し、盗賊の逮捕に関わる章程を制定すべきことを上奏した。乾隆帝は副都統旺扎爾 (wangjal)¹¹⁶を派遣して処理させた¹¹⁷。

ちょうどその頃、中央政府がチャハル八旗に派遣した巡察官 (giyarime baicara hafan) 唐喀禄 (tangkalu)¹¹⁸は、チャハル八旗の適用法について、蒙古例を全面的に復活することを提案した。

奴才唐喀禄がチャハル地方に到着して、真剣に調べたところ、昔チャハル八旗の人々の中で、罪を犯した場合には、すべて蒙古例に照らして擬罪していた。……モンゴル人は家畜に頼って暮らしている。罰畜を恐れて、盗賊事件を行う人はまだ稀であった。後に(法を)改訂し、チャハル八旗の人が罪を犯せば、すべて内地の法に照らして擬罪するようになった。窃盗(の贓物)が四〇両に達すると、枷号、鞭打ちで罰して完結させる。贓物が四〇両未満であれば、鞭打ちのみで完結させる。そこで愚かなモンゴル人は「盗みを行って逮捕されても、枷号、鞭打ちで罰するに過ぎない。枷号が満期になると、いつものように釈放され、盗みを行っても構わない」と愚かにも思い、民人と共同して盗賊事件を行う者も少なくない。……請うらくは、今後チャハル八旗の人々の中で罪を犯した場合には、やはり旧法通りに蒙古例に照らして擬罪すれば、盗賊が恐懼するばかりでなく、彼らの所管の参領、佐領、驍騎校、そして諸牧廠の官員も宣誓と罰畜を恐れ、平素各々の属民を厳しく管理するであろう¹¹⁹。

『大清律例』が適用された後、モンゴル人はその刑罰を恐れず再犯を繰り返した。それに対し、蒙古例の刑罰は家畜に頼って暮らすモンゴル人にとってより抑止力があつた。これが、唐喀禄が蒙古例の復活を主張した理由である。

軍機処はこの提案をチャハル八旗で盗賊事件を処理していた旺扎爾に送って検討させた¹²⁰。旺扎爾は同年九月二十日付の上奏文の中で、

チャハルのモンゴル人はたとえ内旗に属していても、その生計は内ザサクと外ハルハと同じく家畜に頼っている。遊牧して暮らしている。先に蒙古例に照らして擬罪していた時には、盗賊事件が本当に稀であった。後に、法律が改訂され、刑部の律例に照らして贓物を計って擬罪するようになったため、愚かなモンゴル人はせいぜい枷号や鞭打ちで済むと（思い）、（犯罪を）普通のこととし、懲戒されて釈放された後も、以前の如く盗賊になっていく。懲りたり、恐れたりすることは全くない。今、情勢に応じ、旧法を復活しなければ、盗賊の悪習を正すことができない。請うらくは、今後、チャハルのモンゴル人が四種の家畜を盗んだ場合には、蒙古例の規定通りに、首犯の一人を絞監候に処そう。チャハルのモンゴル人を奴僕にする法がないので、盗賊の妻子以外のすべての家産を没収して被害者に与えよう。従犯はやはり旧法通りに百回鞭打ち、三・九の罰畜を取り上げて被害者に与えよう……今、チャハルのモンゴル人が家畜を盗んだ罪について、蒙古例の規定通りに擬罪するようになったならば、他の罪を犯しても、すべて蒙古例で擬罪しよう。蒙古例に（適用条文が）なければ、なお刑部の律例に照らして処理しよう。このようにすれば、法律が厳しくなり、盗風を匡正することができ、悪人は恐懼と懲戒を知り、敢えて勝手に罪を犯さないようになる¹²¹。

と述べ、唐喀禄の提案に同調したのである。

また、『欽定大清会典則例』（巻 144、理藩院・理刑清吏司）には、

（乾隆）七年に定めるには、八旗遊牧チャハルのモンゴル人が家畜を盗んだり、または他の罪を犯した場合には、すべて『蒙古律例』に照らす。もし『蒙古律例』に定められていなければ、なお刑部律例に照らして処理する¹²²。

とあり、旺扎爾の上奏が清朝政府に採用されたことがわかる。注目すべきは、まず、盗賊以外の犯罪に対しても蒙古例を適用するとされている点である。これは、乾隆七年以前は『大清律例』の適用が盗賊案件のみに限定されていなかったことを示唆している。次に、旺扎爾の上奏文で述べられた蒙古例の規定、即ち「首犯は絞監候に処し、従犯は百回鞭打ち、首犯の家産と従犯の三・九の罰畜を被害者に与える」とは、第一節で述べた蒙古例の康熙六年法と雍正五年法を組み合わせたものである。旗人を奴僕として賞賜する法がないので、雍正五年法はそのまま適用されず、康熙六年法が取り入れられた。乾隆十年から同二十年までの裁判事例では、この規定が「查哈爾蒙古偷盜四項牲畜」という定例として援用されていることからすれば、チャハル八旗専用の蒙古例であるといえよう¹²³。また同規定は乾隆七年に同元年の判例を覆して復活しているのであるから、乾隆元年以前にすでに定められていた可能性が高い。

四 乾隆十二年法について

当時において、絞監候とされた家畜窃盗罪の犯人は秋審で減刑されるのが常であった。これらの減刑犯人の刑罰について、清朝は乾隆十二年（1747）に新法を制定した。（乾隆）『欽定大清会典則例』には、

家畜を盗んで絞監候とされたチャハルのモンゴル人が減刑された場合には、正身のモンゴル人であれば、旗人例に照らして枷号に換算する。奴僕であれば、やはり旧法通りに隣接の盟長に引き渡し、有功の台吉に奴僕として賞賜する¹²⁴。

とある。この法は、前述した乾隆七年法により絞監候とされたチャハル八旗のモンゴル人が秋審で減刑される場合に適用するものである。史料上の「旗人例」とは、充軍・流刑とされた旗人が枷号と鞭刑で処罰されるという『大清律例』の規定である。つまり、旗民であるモンゴル人は旗人として取り扱われる一方、奴僕であるモンゴル人は外藩モンゴル人のように台吉に賞賜されるようになった。これは、乾隆十二年法が『大清律例』と『蒙古律例』を折衷した性格を有することを示している。

これまで論じてきた内容をまとめれば、清朝はチャハル八旗に対して、一時的に『大清律例』を適用したこともあれば、蒙古例の新旧条文を組み合わせた、または蒙古例と『大清律例』を折衷した特別法を適用したこともあった、ということになる。清朝がこのような柔軟な法政策を講じたのは、チャハル八旗が有する「モンゴル」と「八旗」という二つの性格に対応するためだと思われる。

第二節 モンゴル人同士の案件の裁判制度

一 第一審の会審手続きの成立と廃止

本節では、チャハル八旗におけるモンゴル人同士の命盗案件の第一審の裁判手続きがどのように変容したかを考察してみる。わかる限りの史料の中で、その手掛りを提供するのには、チャハル巡察官¹²⁵ dzengfu が乾隆十年十月十八日に呈した上奏文である。

査するに、乾隆七年に刑部等の衙門が上奏し、「チャハル地方のモンゴル人・民人交渉の案件は、帰化城の法の通りに同知・通判¹²⁶と会同して処理するほか、命盗案件の凶犯・盜賊、死者の親戚、盜案の被害者が皆モンゴル人であり、民人と関係のない場合にも、帰化城の法の通りに所管の総管らは近くの同知・通判と会同して明らかに審理して擬罪し、答・杖とされた軽罪の犯人を法の通りに発保し、徒・流以上の刑とされた犯人を直ちに所管の同知・通判衙門の牢獄に入れ、書を作って部に上申する一方、まず答・杖とされた犯人を打って完結させよう。斬決・絞決とされた犯人は罪を犯した場所で処刑しよう。軍・流以下の刑とされた犯人は法の通りに完結させよう。斬・絞監候の犯人は牢獄に厳しく監禁し、

秋審になってから、所管の総管衙門が年齢や容貌の清冊を作って部に上申しよう」として、施行されたことが档子に記されている¹²⁷。

この史料から、乾隆七年に総管が同知・通判と会同して第一審を行うようになったことがわかる。この手続きは帰化城トゥメト旗の会審手続きを援用したものである。

では、乾隆七年以前にチャハル八旗はどのような第一審の手続きで命盗案件を処理していたのか。これについて、直隸総督那蘇図の乾隆十一（1746）年三月二十四日付の上奏文では、

臣が査するに、①チャハル八旗モンゴルの地方における命盗案件とは、昔から各旗の総管が自ら審擬し、(刑)部に上申して処理するものである。後に乾隆七年、副都統旺扎爾が「総管らが近くの所管の同知・通判と会同して審擬し、部に上申する。②もしモンゴル人と民人の双方に関わる命盗案件であれば、総管に官員を派遣させ、同知・通判と会同して審擬させた上で、口北道、按察使に上申し、臣[那蘇図]の衙門が覆核して具奏しよう」と条奏したことが档子に記されている。③当時の条奏はそもそも刑獄を慎重にし、案件を速やかに完結させるためであるが、……¹²⁸

とある。下線部①と③で示したように、乾隆七年以前には総管が単独で審理していたが、乾隆七年には、裁判の精度と効率を高めるために、旺扎爾が会審手続きを提案した。

ところが、前引の乾隆十年十月の上奏の中で、dzengfu は会審手続きの廃止を上奏した。その趣旨は以下の通りである。

査するに、チャハル八旗の周囲は二千里に至る。モンゴル人は皆散居している。会審すれば、近くの同知・通判と場所を指定して会審を行う。そこで両端にある鑲藍旗と正藍旗に事件が生じた場合には、千里余り離れており、ザサク旗に関わる事件であれば、もっと遠くなる。同知・通判とは、専ら現地の民人のことに責任を持つ職である。彼らの管轄地における命盗案件や訴訟が雑多である。しかも総督の下へ行ったり、公務のため上司に派遣されたり、他の事務で不在の場合には、署理の官員は皆京城の漢官であるため、モンゴル人の案件があれば、同知・通判を待つて処理させる。そのため、チャハルの官兵は長い日時にわたって待てず、食糧を使い果たしたり家畜も痩せたりして、遊牧地に戻るしかない。見張りの官兵も犯人の脱走をなくすことができない。しかもチャハル地方に牢獄がないため、遊牧地に帰っても、常に官兵に監視させる。また、会審できず日時が延ばされて、もし犯人が脱走したら、官兵はなお処罰されることになる。奴才私が謹んで思うには、チャハル八旗における案件がすべて帰化城の法に従って処理されるのは、やや無理なようである。帰化城のモンゴル人は同知・通判からあまり遠く離れておらず、一緒に雑居している。モンゴル人の案件を会審する際には、所管の旗が参領等の官員を遣わし、同知・通判と会審した上で、上司に上申して完結させる。チャハル八旗の諸々の命盗案件を審理するために、京城の各旗より一名のジャルグチ[理事官]¹²⁹が試験で選ばれて設けられており、専ら総管を補佐してモンゴル人の案件を処理する裁判官になっている。奴才私の愚見では、モ

ンゴル人・民人相渉案件はやはり規定通りに総管衙門が同知・通判と会審して処理するほか、今後、民人と関係がないモンゴル人同士の人命案件であれ、諸々の軽重案件であれ、すべて旧法通りに直ちに所管の総管、ジャルグチらが審理して完結させよう。人命に関わる斬・絞相当の犯人に関しては、所管の旗が審理したところを明らかに書き、罪を犯した犯人と共に近くに駐在する同知・通判衙門に送り、(犯人を)投獄しよう。やはり法に照らして上申しよう。このようにすれば、モンゴル人の諸々の案件は容易に完結し、必ず滞るに至らない¹³⁰。

この史料によれば、チャハル八旗は広すぎて、会審は非常に時間がかかる。しかも繁雑な公務によって、同知・通判が会審できない場合もよくあり、命盗案件の処理効率が低下していた。これに対して、dzengfuは、会審手続きの廃止を通じて、裁判の効率を高めようとしたのである。

dzengfuの提案に関して、軍機処は同年十一月二日に直隸総督と山西巡撫に案件の処理が滞った事情を調べさせることを上奏し、乾隆帝に裁可された¹³¹。直隸総督那蘇図は張家口理事同知楊保、独石口理事同知伍雲太、多倫諾爾理事同知富徳に尋ねた上で、乾隆十一年三月二四日付の上奏文でdzengfuの提案に同調した¹³²。ところが、刑部が那蘇図の上奏を検討している最中に、チャハル正藍旗総管双柱は、正藍旗を特例として会審を行い、他旗では行わないことを上奏した。四月十九日に刑部は、那蘇図と双柱の意見が食い違っていることや、前者の上奏文では犯人の監禁場所と秋審の手続きについて述べていないことから、那蘇図に詳しく検討させた¹³³。残念ながら、それ以降の文書のやり取りは見当たらないが、『欽定大清会典則例』には、

(乾隆)十二年に議準するに、八旗遊牧チャハルにおけるモンゴル人・民人相渉案件については、従来通り同知・通判らと会審する。もし犯人がモンゴル人であり、内地の民人と関係がない場合には、各総管が自ら審理すべきである¹³⁴。

とあり、清朝政府がdzengfuの提案を採用し、法として頒布したことがわかる¹³⁵。

二 上申手続きとその変化

乾隆朝初頭におけるモンゴル人同士の命盗案件の上申手続きに関しては、以下に掲げる吏部尚書張廷玉の乾隆六年の上奏文を通して考察する。

兵部の咨文によると、チャハル総管成泰らが同旗の理事員外郎である伍勒徳について呈するには、乾隆三年に同旗の格勒爾図佐領下の左翼太僕寺牧役である阿都斉は鑲黄旗の游牧旗[チャハル鑲黄旗]の毛口らと共同して他人の牛を盗み殺して逮捕された。伍勒徳は首犯たる阿都斉を「偷宰牛馬、杖一百、徒三年」という律に照らして、杖一百、徒三年に処し、また旗人であるため、枷号四十日、鞭一百に換算し、規定通りに一等加重した。「名例」の「每一等通加五日」という律によって、枷号四十五日、鞭一百として完結させたことが(档子に)記されている。……今和碩果親王の馬群の人である斉旺扎穆蘇らが伊拉思佐領下の伍巴什の馬を

盗み殺した案件について、主事同保は審理し、首犯齊旺扎穆蘇を徒千里として枷号五十日に換算し、杖一百として（刑）部に上申し、審理通りに完結させてほしいと文書を呈したという。この伍勒徳が前に牛を盗み殺した首犯阿都齊らを枷号四十日とし、一等加重してすべて五日を加え、枷号四十五日にして審結したことは、甚だ不適切である。伍勒徳のことを部に報告し、規定通りに調べて議してほしい。査するに、盜賊案件とは、理事官が裁くべきものであり、彼が審理の原案を所管の総管・副総管¹³⁶に送って、（後者が）自ら検討し、正しければ、規定通りに審結し、正しくなければ、再審を命ずる。員外郎伍勒徳の審理（原案）はすべて我々[総管・副総管]によって自ら読み調べられたが、（誤りを）調べ出せずに員外郎伍勒徳の裁き通りに完結させた。これは甚だ不適切であり、大部に諮り、取り調べるべきである。員外郎伍勒徳、総管成泰及び副総管格勒爾図を共に参奏し、該部に渡して調べさせよう¹³⁷。

ここで兵部は、家畜窃盗案件を誤って裁いたチャハル正紅旗の理事員外郎伍勒徳と、その誤りを発見できなかった同旗の総管成泰と副総管格勒爾図を吏部に処罰させようとした。下線で示したように、当時チャハル八旗はモンゴル人同士の命盗案件について上申を行っていたことがわかる。つまり理事官（員外郎、主事等）は審理して、総管・副総管に上申していた。総管・副総管は覆審した上で、徒・流以上の刑罰を伴う案件を刑部へ上申していた¹³⁸。覆審に際して、総管・副総管の同意を得られなければ、理事官は再審を行う必要があった。

乾隆二十六年（1761）にチャハル都統が設置された後の上申手続きについては、以下の二つの事例を通して考察してみる。

第一の事例は、多倫諾爾の彙宗寺のシャビである lobsangcerin と jamiyan が乾隆三十一年にチャハル正藍旗の bujigir の二頭の牛を盗んで食べた事件である。チャハル正藍旗の多倫諾爾の捕盗十戸長 babun は犯人を捕え、同旗の理事主事 dorjirabtan は審理して、犯人の自白を得た上で、『蒙古律例』に照らして擬罪した。総管 ombu はその原案を覆審し、チャハル都統 antai に上申し、antai は覆審を行い、乾隆三十二年に原案を理藩院に上申した。理藩院は刑部と共に覆審して上奏し、その判決が皇帝に裁可された¹³⁹。

第二の事例は、チャハル正黄旗の書布図黒が乾隆三十年二月に同旗の車布登の奴僕である吹木珠爾を刺殺した事件である。刑部に送った咨文で、チャハル都統巴爾品は『大清律例』によって絞監候に擬罪した。同年五月に刑部をはじめとする三法司は理藩院と会同して覆審し、判決案を皇帝に上奏した¹⁴⁰。

この二件の事例はすべて乾隆三十年頃のモンゴル人同士の命盗案件である。その上申手続きは、チャハル都統が原案を覆審した上で、家畜窃盗案件を理藩院へ、殺人案件を刑部へ上申するようになっている。『理藩院題本』と『内閣刑科題本』における事例からは、こうした上申手続きの仕組みが少なくとも乾隆朝末期まで続いたことがわかる¹⁴¹。

第三節 モンゴル人・民人交渉の案件の裁判制度

一 乾隆七年の規定

史料の制約によって、乾隆七年以前のモンゴル人・民人交渉の案件に関する裁判の実態は不明であるが、乾隆七年に定められた規定は『欽定大清会典則例』に収録されている。

(乾隆)七年、議準するに、……もしモンゴル人・民人相渉の命盗案件であれば、所管の総管は官員を遣わして同知・通判と会同し、明らかに審理して擬罪する。保出すべき者は保出を許し、投獄すべき者は所管の同知・通判に引き渡して監禁する。(犯人が)直隸の民人であれば、所管の同知らは即ち口北道、所管の按察使、総督に上申し、総督が覆審して具題する。山西の民人であれば、即ち帰綏道、所管の按察使、巡撫に上申し、巡撫が覆審して具題する。やはりそれぞれ所管の総管に咨文を送って記録に残す。もし決定された罪が所管の総管の意見と食い違えば、再び部に上申させ、刑部が本院[理藩院]と会同して、詳しく修正して覆奏する。立決とされた犯人は犯罪の場所で処刑し、軍・流以下の刑とされた犯人は規定通りに完結する。監候犯人はやはり同知・通判に監禁させ、秋審の時に、所管の総督・巡撫が詳しく調べて具奏しよう¹⁴²。

つまりモンゴル人・民人交渉の案件は、チャハル八旗の官員が同知・通判と会審した後、原案が口北道・帰綏道の道員→直隸・山西省の按察史→直隸総督・山西巡撫という内地行政機関の上下関係によって上申され、最後に中央に届くという手続きで処理された。乾隆八年に発生したチャハル正黄旗の烏爾図那蘇図らが豊川衛の民人袁大茂を殺害した事例では、大朔理事通判である顧世衡¹⁴³とチャハル正黄旗の官員たちが前後数回にわたって会審を行って、事件の経緯を明らかに調べ、『大清律例』によって烏爾図那蘇図を斬立決とし、その原案を帰綏道道員である索泰に上申した。索泰、山西按察使多綸、そして山西巡撫阿里袞は覆審を重ねた上で、乾隆一〇年(一七四五)三月に題本を呈した。四月に乾隆帝は三法司に覆審させ、七月に刑部は覆審の判決を上奏し、皇帝に裁可された¹⁴⁴。

また、上記の規定の下線の部分が第二章で引用した那蘇図の上奏文の下線部②に一致しているから、同規定は、清朝政府が旺扎爾の提案を採用し、法として頒布したものであると思われる。第一章で指摘したように、乾隆五年において、帰化城トゥメト旗の命盗案件の裁判手続きに関しては、①第一審において、旗側が同知・通判と会審する、②犯人の所属を問わず、すべてのモンゴル人・民人交渉の案件が内地行政機関によって上申される、という新たな章程が制定された。旺扎爾が帰化城トゥメト旗の裁判手続きをチャハル八旗に採用することを提案したのは、当時の背景から考えれば、恐らく帰化城トゥメト旗の場合と同様に上申権を内地行政機関に一元化することを通して、裁判の精度と効率を向上させるためであると推定される。

二 乾隆二十六年以降の上申手続きの変化

乾隆二十六年、チャハル都統が設けられたことは、チャハル八旗の裁判制度に一定の変化をも

たらした。それ以降の上申手続きについて、(嘉慶)『欽定大清会典』には次の記事がある。

直隸・山西の辺民のチャハルと関係する案件は、多倫諾爾庁が正藍・鑲白二旗の司官[理事官]と、独石口庁が正白旗の司官と、張家口庁が鑲黄旗の司官と、豊鎮庁が正黄・正紅二旗の司官と、寧遠庁が鑲紅・鑲藍二旗の司官と会審する。チャハル以外の各ザサク旗との相渉案件も各庁の所轄地域によってチャハル司官と会審する。張家口・独石口・多倫諾爾庁の場合は、チャハル都統・直隸総督が覆審し、豊鎮・寧遠庁の場合は、チャハル都統・山西巡撫が覆審する¹⁴⁵。

注意すべきは、チャハル都統が直隸総督、山西巡撫と同様にモンゴル人・民人交渉の案件を覆審し、さらに中央に上申する権限を持つようになったことである。また、ザサク旗のモンゴル人と張家口庁をはじめとする五庁の民人の間に生じた交渉の案件もチャハル八旗と同じ裁判手続きで取り扱われた。

では、チャハル都統と直隸総督・山西巡撫はそれぞれ実際にはどのような上申を行っていたのか。以下、いくつかの裁判事例を通して検証してみたい。

第一の事例は、アバガ旗の *guncuk* と *dondok* が乾隆五十一年(1768)にチャハル正藍旗で山西の民人 *Jao Ning* の三頭の馬を盗んだ事件である。チャハル正藍旗の理事官を署理していた満洲主事 *fušantai* はアバガ旗に文書を送り、犯人を同定した後、翌年に多倫諾爾の理事同知 *deking* と会審し、『蒙古律例』に照らして擬罪した。チャハル正藍旗の総管 *batmadorji* とチャハル都統 *urtunasun* は相次いで原案を覆審し、さらに理藩院に上申した。理藩院は刑部と会審して判決案を上奏し、皇帝に裁可された¹⁴⁶。

第二の事例は、チャハル正黄旗の佑安寺のラマである那木濟爾らが乾隆五七年(一七九二)に民人謝徳満を殺した事件である。この案件については、チャハル正黄旗の理事満洲員外郎福伸泰と理事モンゴル員外郎巴図車凌が豊鎮同知朱休度と会審し、『大清律例』に照らして擬罪し、原案を同旗の総管に上申した。総管はまたチャハル都統を署理していた副都統官明に原案を上申し、後者はさらに刑部に上申した。刑部をはじめとする三法司は兵部、理藩院と会審して判決案を上奏し、皇帝に裁可された¹⁴⁷。

第三の事例は、スニド右翼旗の *dorji*、ハルハの *mungke*、民人 *Gu Manyan*、*Giya Hūngliyang* が乾隆五十六年(1791)十月に上都馬群の *hūbitu* の四十二頭の馬を盗んだ事件である。その馬を売りに行った *dorji* と *Giya Hūngliyang* が懷安県で逮捕され、チャハル鑲黄旗の理事満洲員外郎 *fušantai* は張家口理事同知 *deking* と会審し、犯人の同定や逃亡中の犯人の逮捕等に着手した。翌年閏四月に理事満洲員外郎 *fušantai* と理事モンゴル員外郎 *rabdancing* は同知 *deking* と会審し、首犯 *mungke* と従犯 *Gu Manyan* が逃亡中なので、従犯 *dorji* と *Giya Hūngliyang* を『蒙古律例』に照らして擬罪した。チャハル都統 *urtunasun* はその原案を覆審し、理藩院に上申した。理藩院は刑部と会審して判決案を上奏し、皇帝に裁可された¹⁴⁸。

以上の三つの事例の中で、第一と第二の事例はモンゴル人が犯人で、民人が被害者である交渉の案件であり、第三の事例はモンゴル人が共犯の首犯で、民人が従犯である交渉の案件である。

つまり単独犯または共犯の首犯がモンゴル人である交渉案件の場合には、チャハル都統によって上申された。また、案件を受理する中央機関に関して、モンゴル人同士の案件と同様に、チャハル都統はモンゴル犯人の家畜窃盗案件を理藩院へ、殺人案件を刑部へ上申した。

それに対して、直隸総督・山西巡撫の上申権に関しては、「nima の事件」を通して考察する。この案件の経緯は以下の通りである。スニド左翼旗の nima は乾隆三十三年（1768）に首謀者となり、同旗の jamiyan らと共にチャハル正藍旗で guncukjab らの七頭の馬を盗んだ。その後、nima は逃亡し、乾隆三十五年（1770）にまた従犯として、民人 Sing U と共にチャハル鑲黃旗の dasidondok の十五頭の馬を盗んで、馬の主に捕えられた。尋問で nima は二回の犯罪を自白し、チャハル正藍旗はこの案件を審理した。乾隆三十六年九月、チャハル都統 cangcing はこの案件を理藩院に上申した咨文で次のように述べた。

チャハル鑲黃旗の十戸長 dasidondok の十五頭の馬を盗んだ時に、民人 Sing u が首謀者になったので、法の通りに同知は所管の総督に上申して完結させ、nima の従って盗んだ軽罪を議しない他、その重罪を見て擬罪すべきである。guncukjab らの七頭の馬を盗んだ時に、nima が首謀者となり、……首犯 nima を法に照らして雲南・貴州・広東等の悪気があるところへ配し、苦差に充てよう¹⁴⁹。

dasidondok の馬を盗んだ案件では、民人 Sing U が共犯の首犯であるため、張家口同知が審理して、直隸総督まで上申した。そして直隸総督は案件を中央へ上申していたと思われる。とすれば、民人が犯人で、モンゴル人が被害者である単独犯の場合にも内地行政機関によって上申されていたと考えるのが自然であろう。要するに、チャハル都統と総督・巡撫との上申権は犯人の所属によって区別されていたと考えることができる。

小結

本章では、乾隆朝におけるチャハル八旗の命盗案件に焦点を当て、その適用法と裁判手続について検討を加えてきた。考察した内容からは、次のような知見を得ることができる。

まず、適用法に関しては、清朝は、雍正五年から乾隆元年まで蒙古例の康熙六年法と雍正五年法を合わせたチャハル専用法を適用した。乾隆元年から同七年まではチャハル八旗を八旗と一律化し、『大清律例』を適用したが、その後、犯罪をより厳格に取り締まるために、蒙古例が全面的に復活された。また、乾隆十二年には蒙古例と『大清律例』を折衷した法が適用された。この一連の調節は、清朝がチャハル八旗の「モンゴル」と「八旗」という両面的性格に応じて取った柔軟な手段であると考えられる。

次に、モンゴル同士の命盗案件については、裁判の効率を高めるため、乾隆七年に帰化城トゥメト旗の第一審の会審手続きが援用され、総管が同知・通判と会審するようになった。しかし会審が不便であることから、この手続きは乾隆十二年に廃止された。また上申制が施行され、命盗案件は理事官—総管—刑部という順序で上申された。乾隆二十六年に、チャハル都統が設けられ

ると、その後は都統が総管からの原案を覆審し、家畜窃盗案件を理藩院に、人命案件を刑部に上申するようになった。

さらに、モンゴル人・民人交渉の案件については、裁判の精度と効率を高めるため、乾隆七年に帰化城トゥメト旗の上申手続きが援引され、内地行政機関が案件を上申することになった。乾隆二十六年以降、上申手続きはより属人的支配体制に基づくようになり、単独犯または共犯の首犯がモンゴル人である場合には、チャハル八旗が原案を上申し、単独犯または共犯の首犯が民人である場合には、内地行政機関が上申する仕組みが成立した。チャハル都統が上申する案件の中で、家畜窃盗案件は理藩院に、殺人案件は刑部に上申されたと思われる。

総じていえば、八旗とモンゴルの二重の性格を持ちつつ、さらに旗と庁の二重行政システムを有することは、チャハル八旗の大きな特徴である。従来の研究は、「チャハル八旗の司法は八旗と異なり、ザサク旗と同じである」と指摘してきたが、本章の検証によれば、チャハル八旗の裁判制度は、清朝が犯罪を取り締まり、裁判の精度と効率を向上させるために、チャハル地域に八旗、モンゴル、内地行政機関の各要素が併存しているという特徴を生かし、試行錯誤しながら生み出していったものである。

第三章 モンゴル旗と東三省との交渉案件の裁判制度

第一節 裁判制度の成立と裁判手続きの変化

一 康熙三十三年の規定

康熙二十二年（1683）、黒龍江駐防八旗の設置によって、盛京・寧古塔・黒龍江将軍が管轄した清朝の東北地域、いわゆる東三省は最終的に形成された。東三省は、西に内モンゴル東部諸旗、即ちジョソト盟のトゥメト二旗とジリム盟のホルチン左翼前・後二旗、ゴルロス前・後二旗、ジャライト旗、ドルベト旗と境を接した。これらのモンゴル旗と東三省との交渉案件に対して、清朝が初めて裁判制度を制定したのは、康熙三十三年（1694）のことである。同年四月に理藩院は上奏文で次のような提案を打ち出した。

理藩院の文書。黒龍江将軍に送った。勅諭を請い、派遣を減らして案件を速やかに完結させるため。我が院は、「査するに、①山海関以北、盛京の辺境[柳条辺墻]の近くには、ホルチンやトゥメト諸旗が境を接している。辺内、そして城[盛京]の周辺には、公主の格格の属民、荘頭らも住んでいる。この中で、満洲人、モンゴル人、漢人に関わるお金を貸したり借りたりすることや、結婚、「踪跡所入」¹⁵⁰、「潜告」¹⁵¹、盗んだり奪ったりすること、喧嘩したり告訴したりすること等の軽微な案件については、すべて盛京刑部が臣我が院に『会審の官員を派遣せよ』という文書を送っている。犯情がいくら些細であっても、臣我が院は必ず各案件に対して、官員を派遣している。派遣された官員は、盛京に到着して会審を行った後、また院が官員を派遣した案件であるとして、各案件について臣我が院に文書を送り、(院が)定め、返事してはじめて規定通りに完結させている。また、盛京等のところで捕えたモンゴル脱走者は皆駅で院に護送している。案件に関わる者が盛京のモンゴル地域にいる場合には、(彼らを)院に連れて完結させている。案件に関わる者が多い場合には、護送した脱走者をまた駅で送り返して完結させている。そのため、臣我が院は官員を頻繁に派遣し、犯人及び関係者を繰り返して護送する、そして派遣した官員が到着するのを待つ時、犯人の罪が軽くても、日にちが長くかかって完結させるので、モンゴル犯人は時候の寒熱によって、病死してしまう恐れがある。これらの案件はすべて時間をかけて処理する重案ではなく、直ちに完結できる軽案であるので、今後、臣我が院は官員一名、筆帖式二名、驍騎校二名を派遣して、年一回交替し、盛京の地に駐在し、これらの軽案が届いたら、すぐに盛京刑部と会審して完結させよう。辺外のザサクたちと会審する案件であっても、同様に当該官員らが赴き、所管のザサクと会審して完結させよう。また所管の将軍たちと会審する案件であっても、同様に会審しよう。もし人の命に関わり、上奏すべき重大な案件であれば、各々の管下の者が会審し、明らかに調べて審理し、供述を取って臣我が院に文書を送った上で、上奏して完結させよう。このようにすれば、盛京辺り

のモンゴル人に関わる軽案は速やかに完結し、犯人も長期にわたる苦勞を免れることができる。なお、これらの派遣した官員と筆帖式が年一回交替するので、彼らの食糧や馬草を規定通りに与えよう。②さらにホルチン十旗の sibe gūwalča らは皇帝に献上され、皆ニルを編成して鎧を着け、伯都訥等のところに暮らし、寧古塔、黒龍江將軍らの管轄を受けている。Sibe gūwalča を献上する以前に起こった、モンゴル人との間の借金とその取り立て、踪跡所入、結納を貰っても嫁がせない等の事件は、寧古塔、黒龍江將軍が所管のザサクらと互いに文書を送り、会審して完結するがよい。臣我が院に論旨を下した後、従って執行する。このため、謹んで上奏した。論旨を願っている」と康熙三十三年四月八日に上奏した。当月十一日、論旨は「盛京刑部の章京一名、筆帖式二名を削減し、その代わりに昇進すべきモンゴル章京、筆帖式二名を任命せよ。交替のことを止めよ。他は議した通りにせよ」とあった。以上のことを知らせるために送達した。四月十三日¹⁵²。

史料中の①では、盛京周辺にあるホルチン・トゥメト諸旗と盛京との交渉案件をめぐる裁判制度が記されている。康熙三十三年以前、盛京刑部側は理藩院が派遣した官員と会審して判決を上申し、理藩院の同意を得てはじめて結審した。また、モンゴル脱走者の案件は理藩院により審理され、盛京で逮捕した脱走者と案件の関係者が理藩院へ護送された¹⁵³。こうした官員の派遣や犯人の護送問題によって、モンゴル旗と盛京との交渉案件の裁判効率は大きく低下したのである。この問題を解決するために、史料の下線部で示したように、康熙三十三年に清朝は、盛京刑部に理藩院の官員一名を常設し、理藩院の代理人として案件を処理させた。軽微な案件は地方で結審し、重大な案件は理藩院に上申するようになった。例えば、康熙六十一年（1722）にゴルロス前旗のモンゴル人畢西冷らの七人が盛京鑲白旗の李応士らの貨物を強奪した案件について、盛京刑部は理藩院の員外郎常禄を派遣し、郭爾羅斯旗の扎薩克一等台吉である查渾と会審した上で理藩院に上申し、畢西冷を絞監候に処した¹⁵⁴。また、②では、寧古塔と黒龍江將軍管下の sibe、gūwalča とモンゴル旗との交渉案件は、寧古塔・黒龍江將軍がモンゴル旗のザサクと「互いに文書を送り、会審して」処理すると定めた。実は、この規定は sibe、gūwalča に限らず、黒龍江全体に適用されたものである。後文で提示する多くの文書史料がこれを裏付けている。

では、「互いに文書を送り、会審する」という手続きは一体どのような仕組みを持ち、実際にどのように運用されたのか。以下は、モンゴル旗と黒龍江との交渉案件の裁判に焦点を当てて、その流れと手続きを考察した上で、この問題に答えたい。

A. 訴訟の提起

訴訟の提起については、二件の事例を提示して考察する。

【事例 1】

將軍、副都統の文書。ゴルロス旗のザサク台吉に送った。鑲白旗の ungsa ニルの deokei は、「鶏年に私の父は台吉 tostu の姉を娶るために、駱駝一頭、馬三頭、貂皮三枚、キツネ皮四枚、リス皮の上着一つ、銀四両を結納として与えた。娶った年に里帰りして以来、帰っ

てこない。後に父は亡くなり、私は母親を迎えに行ったところ、台吉 *tostu* が『お前の父が亡くなったので、与えない』と言った。私はこのことについて、ゴルロス旗のザサク台吉に訴えたが、台吉は、『お前が訴えようというなら、官印を捺した執照を持ってきてから議そう』と言った。そのため、私は帰ってきた。今、行って母親を渡してくれれば、母親を連れて来る。母親を渡してくれなければ、結納を持って来たい。官印を捺した文書を与えてほしい』と述べている。*tostu* がザサク台吉に属する台吉であるので、議して完結させてほしいと佐領 *ungsa* に官印を捺した執照を持たせ、*Deokei* と共に送った。このために送った¹⁵⁵。

【事例 2】

ジャライト旗の協理台吉 *aršanocir* の文書。黒龍江副都統らに送った。我が旗の *nasunerketu* 台吉の属民、*bayantu* ニルの *hojoo* が来て、「康熙三十五年十一月十五日にチチハル城の正紅旗 *bulhadai* ニルの *mejige* という人は、私の家の *odorikū* という十歳の子を十七両で買った。二両を与えた。また十五両を与えていないのに、同月二十九日に *mejige* の弟 *soosak* は私の黒斑の二歳の小牛を殺して神を祭った。(殺さなければ) 今は六歳の牛になっているはずである。十五両の銀と牛を与えていないことを佐領 *bulhadai* と驍騎校 *haicimboo* に告げたのを彼らは知っている。今、十五両の銀と牛のことを再び訴えたいと思う」という。そのため、*mejige*、*soosak* らは副都統に属する者であるので、*hojoo*、*mejige*、*soosak* らを対質させ、副都統たちが完結させてほしいと使者 *dari* に執照を持たせて送った¹⁵⁶。

この二つの事例は、それぞれ康熙三十八年（1699）と三十九年（1700）に起きた訴訟である。

【事例 1】では、黒龍江鑲白旗の *deokei* は、最初直接にゴルロス前旗側に同旗の台吉 *tostu* を訴えたが、黒龍江將軍衙門の官印を捺した執照を持参しなかったため、ゴルロス前旗側が彼の訴訟を受理しなかった。【事例 2】では、ジャライト旗の *hojoo* は、ジャライト旗のザサク衙門に黒龍江の *mejige* と *soosak* を訴え、そしてザサク衙門からの執照を持って、ジャライト旗の使者と共に黒龍江將軍衙門に訴えた。つまり、被告が所属する行政機関が交渉案件を審理するという原則があった。訴訟を提起する時、原告者はまず自分の所属する行政機関に通報し、執照を持参して被告者の所属する行政機関に訴えていた。

B. 訴訟の審理

重大な交渉案件については、モンゴル旗と黒龍江側が直接に会審を行っていた。会審しても処理できない場合は、案件が理藩院に移送され、理藩院によって処理されたと思われる。

【事例 3】

ゴルロス公 *batu* の文書。黒龍江將軍らに送った。將軍の送った文書では、山西省の一人の漢人が私の管轄地に殺害されたので、矢の上を書いてある文字によって、我が旗の *bambai* 台吉の属民で、*biliktu* 佐領の *baki* を調べて逮捕せよ」という。我々は調べたところ、*bambai* 台吉の属民の中で *baki* という人がいない。まだ品級を得ていない台吉 *soromtai* に属する

biliktu 佐領の baki という人を逮捕している。殺人事件なので、私が単独で結審してはならない。將軍と共に会同して完結させるべきであろう。何日にどこで会うことを決めて文書を送ってほしい。このために送った¹⁵⁷。

【事例 4】

チチハル城の副都統 mabudai の文書。將軍に送った。ondohon 駅丁の者が射られ、牛が奪われた事件のため。將軍が送った文書には、「協領 walta を派遣し、一人の有能な章京を任命し、ジャライトの nasun 貝子のもとへ送り、站丁の人を射た、踪跡が入った案件等を調べて会審し、結審できれば結審せよ。完結した案件については、文書を送り、档子に記せ。もし結審できず、疑点があれば、会審の事情を文書にはっきり書いて送れ。院に（文書を）出そう」という。協領 walta らを遣わしていた¹⁵⁸。

【事例 3】は、康熙四十九年（1710）に発生したゴルロス後旗の baki が黒龍江で民人 Šen Wenbiyoo を殺害した事件である。ゴルロス後旗側は最初から黒龍江側と会審しようとした。【事例 4】は康熙三十七年（1698）に発生したジャライト旗の jorhotu が黒龍江の站丁の家僕を殺害した事件である¹⁵⁹。黒龍江將軍の指示からは、当時は理藩院が地方裁判において会審で完結できない重大な交渉案件を処理していたことが窺われる。

次いで、軽微な交渉案件については、次の二つの事例を提示したい。

【事例 5】

ジャライト貝子 tegus らの文書。黒龍江將軍らに送った。將軍の送達した文書には、「talaha 駅丁の筆帖式 liose の呈した文書には、『我が站丁 cen ing の去勢した黒牛が、今年二月三日の夜に盗まれた。今、ある人が来て、cen ing に「我がジャライト旗の bajar、台吉 erdemtu の属民である hara という人が君の牛を盗んだ。牛は彼の家にいる。今直ちに行けば取り返せる」と告げた。モンゴル人の牧地は、我が駅丁より百里余り離れている。我らは行けない。大臣らは慈しみ、ジャライト貝子に文書を送り、cen ing の牛を獲得させよう』とある。hara は貝子の属民であるので、調べて結審し、cen ing の牛を与えてほしい」とある。そのため、bajar 佐領の hara を連れてきた訊問すると、cen ing の牛を全く知らず、（犯罪を）否認している。hara が知らないといっているから、直ちに結審することができない。將軍と合う時に、hara を連れて行きたい。我々は会審して完結させよう。このために送った¹⁶⁰。

【事例 6】

黒龍江將軍 boding、副都統宗室 lasari の文書。ゴルロス公に送った。公の送った文書には、「我が旗の ubasi 台吉の属民である nahacu が訴えたことのため、將軍の送った文書には、『五十七匹羊を得たことについて、駅丁の筆帖式 lioge、驍騎校 Jang Jytai らが我が駅丁の官 guweilehe に文書を呈したのは、事実である。nahacu の七十八の匹羊を見た証人がいないので、処理しない。今、得た五十七匹の羊を nahacu に与えよう。食った作物のため、羊を取することを止めよう』とある。nahacu は私のもとに来て、駅丁の漢人が七十八匹の羊を奪っ

たとい、使者である佐領 buta、台吉 olemji を連れて行ったのは、事実だが、筆帖式 lioge、驍騎校 Jang Jytai が五十七匹の羊を得て、駅舎の官 guweilehe に文書を呈したのは事実だと雖も、(残りの) 二十一匹の羊に関しては、家中を捜査しようとしたが、筆帖式 lioge らは捜査させなかった上に、またカロン驍騎校、田を耕す章京 kalja ama らが皆知っている。これを見ると、筆帖式 lioge らが二十一匹の羊を隠したのは事実であるので、余罪を追及することを止めるとしても、nahacu に二十一匹の羊を渡さなくてはならない。そのため、將軍らに知らせようと佐領 buta を使者として執照を持たせて送った」とある。私たちは、先に五十七匹の羊を nahacu に与え、二十一匹の羊については議しないと裁いて公に(文書を送っていた。今、公がやはり請求しているので、理藩院の章京に文書を送り、公のもとに呼び出して到着した後に、我が衙門は人を遣わして会審しよう。私たちと同じように考えているのであれば、公は私たちに文を送れ。理藩院の章京を呼び出すために文書を送りたいと思う。このために送った¹⁶¹。

【事例 5】では、当事者の供述が食い違っており、ジャライト旗側はただちに処理できないため、黒龍江側と会審しようとした。【事例 6】では、21 匹の羊については議しないと黒龍江將軍の判決に対して、ゴルロス後旗側は強く反対した。しかし黒龍江將軍は自分の判決を堅持し、盛京刑部にいる理藩院の章京を呼び出して会審しようとした¹⁶²。この二つの事例からすれば、軽微な交渉案件について、一般的には、被告者側の行政機関が案件を裁き、判決を原告者側の行政機関に送っていた。双方が合意すれば、案件は速やかに完結するが、被告者側の行政機関が案件を処理できない、或は判決について両行政機関が合意しない場合には、モンゴル旗と黒龍江側が会審し、さらに場合によって理藩院の章京と共に会審を行っていた。

以上の考察によれば、康熙三十三年以降、モンゴル旗と黒龍江との交渉案件を扱う裁判制度は二つの特徴がある。一つは、モンゴル旗と黒龍江將軍衙門はそれぞれの管下の人が起こした軽微な案件を処理した。もう一つは、案件の結審は、モンゴル旗のザサクまたは黒龍江將軍の一方的な意思によるものではなく、双方の協議が必要であった。この二点は、いずれも清朝の属人主義的支配体制に即したものである。

二 雍正六年の規定

雍正六年(1728)に清朝はモンゴル旗と黒龍江との交渉案件に関する裁判の手続きを改定した。改定の提案を最初に打ち出したのは、雍正四年(1726)から同五年まで黒龍江將軍を務めた傅爾丹による上奏である。

理藩院の文書。黒龍江將軍らに送った。議政(大臣ら)が会して上奏するには、「公傅爾丹の上奏文には、『奴才私が思うに、チチハル城の官兵がドルベト、ジャライト、ゴルロス三旗のモンゴル人と雑居しているので、双方の訴訟や家畜が盗まれる案件等は絶えずに起こっている。昔から定めた法によれば、モンゴル人が盗みを働いて逮捕された場合、チチハ

ル將軍[黒龍江將軍]は、他人の属民であるということで単に供述を取り、全く拷問せず、直ちに彼らのザサクに引き渡して訊問させる。時には、盗みを働いた賊の中でまたザサクらのところで供述を翻した者がとても多い。そこでお互いに争ったり、文書のやり取りをしたりして、案件を速やかに完結させることができない。所管の將軍らはやむを得ず年末に一回彼らと会審しに行つて案件を完結させている。請うらくは、今後、モンゴル人が官兵の家畜を盗んで逮捕された案件であれ、官兵とモンゴル人が争つた案件であれ、案件の発生地によって直ちに彼らの所管のザサクの協理台吉から一人を来させ、將軍と会審させ、(案件を)速やかに完結させよう。もし拷問を要する場合には、モンゴルの刑[拷問方法]を止め、將軍衙門の刑で拷問して裁こう』という。査するに、チチハルの近くにあるホルチン十旗のモンゴル人と満州人との交渉案件に関して、チチハルの將軍がどのように処理するかは全く上奏して定めた法がない。今、モンゴル人の訴訟、家畜窃盗案件について、公傳爾丹は、將軍衙門が供述を取つて、ザサクらに引き渡して訊問させているが、供述を翻した者が多い。案件を直ちに完結させることができないといつているので、公傳爾丹の上奏通りに、今後、お互いの訴訟やモンゴル人が家畜を盗んだ案件が起こつたら、チチハルの將軍はモンゴル人をザサクらに引き渡すことを止めて文書を送り、一人の協理台吉がチチハルに来て会審を行つて明らかに審理し、規定通りに完結させるがよい。また將軍衙門で案件を処理するので、刑を一律にして定めるべきである。そのため、拷問を要する案件であれば、すべて將軍衙門の刑を使うがよい。また、会審のために所管のザサクに文書を送つた後、もし協理台吉が遠いという言い訳で来なくて、(案件の処理が)滞ることがあれば、所管の將軍は即ち事情を理藩院に報告し、所管のザサクを弾劾して上奏するがよい。このようにすれば、訴訟や家畜の案件が公正に処理されるばかりではなく、滞ることもなくなる。論旨が下された後、所管の將軍はホルチン諸旗のザサクらに文書を送ろう」という。このために謹んで上奏した。論旨を乞う、と雍正六年五月四日に乾清門二等侍衛ら *yenjana* らに渡して上奏したところ、論旨は「議した通りにせよ」とあつた。それに謹んで従い、このために送つた¹⁶³。

傳爾丹の上奏文からは、当時モンゴル犯人が旗と黒龍江両側でしばしば異なる供述をしていたので、モンゴル旗と黒龍江側が文書のやり取りをしてもなかなか合意に達せず、案件を速やかに処理できないという問題が存在していたことがわかる。裁判効率を改善するために、傳爾丹は、犯人の所属する行政機関が案件の審理を担当するという従来の仕組みを変更し、旗の協理台吉と黒龍江將軍・副都統が直接にチチハルで会審を行うことを提案し、裁判の手続きを簡略化しようとした。彼の提案は皇帝に裁可され、二年後、盛京と寧古塔にも適用された。

兵部の文書。黒龍江將軍らに送つた。議政大臣和碩果親王、臣允札らが謹んで上奏するには、上諭に謹んで従うため。……臣私が思うには、ホルチン十旗の地域は、チチハル、伯都訥、寧古塔に属する *hersu itun* 等の地、盛京に属する *fakū* 等の柳条辺境と境を接している。今、黒龍江將軍の管轄地と境を接しているホルチンのザサクの中で、盗賊をはじめ諸々

の案件に関わる（旗の）者は、直ちにそれぞれの旗の協理台吉を来させて審理し、処理して完結させるべき案件を規定通りに即座に完結させている。全く滞ることがない。今、伯都訥・寧古塔の將軍の管轄地、盛京の管轄地と境を接したモンゴル人に関わる案件であっても、盛京刑部の官員の派遣を停止し、黒龍江と同様に、いずれかの旗のモンゴル人と関係すれば、文書を送ってその旗の一人の協理台吉を来させ、所管の將軍、副都統、盛京刑部は協理台吉と会同して各々の地域の案件を明らかに審理すべきである。完結すべき案件は規定通りに完結し、人の命に関わる案件は供述を取って、（理藩）院にはっきり上申すれば、案件は速やかに処理され、滞ることもなくなる。請うらくは、諭旨を下した後、再び議して上奏して施行しよう」と雍正八年二月十八日に上奏し、諭旨は「合議して上奏せよ」とあった。それに謹んで従い、臣我々が合議するに、……尚書 tegut の上奏通りに、今後、ホルチン十旗と伯都訥・寧古塔に属する hersu itun 等の地、盛京將軍に属する fakū 等の柳条辺墻との接壤地帯におけるモンゴル人の案件については、年に一回に盛京刑部の官員を派遣することを停止し、チチハルの定例の通りに、所管の旗の一人の協理台吉を連れて行って、將軍・副都統と会審して完結させよう。盛京刑部と会審する案件も同様に会審しよう。人の命に関わる案件は明らかにした上で供述を取って（理藩）院に上申し、（理藩院が）上奏して完結させよう。このために謹んで上奏した。諭旨を乞う、と雍正八年三月七日に奏事官 Yang Wenbin らに渡して上奏し、当日に諭旨は「議した通りにせよ」とあり、それに謹んで従い、このために送った¹⁶⁴。

ところが、乾隆二年、盛京將軍 bodi は、モンゴルと盛京との交渉案件を盛京刑部に処理させようと上奏した。その内容は以下の通りである。

雍正八年、理藩院尚書 tegut の上奏を議政処は議覆、寧古塔將軍の hersu itun 等の地、奉天の fakū 辺等の地と境を接したモンゴル人について、盛京刑部が年に一回に官員を派遣することを停止し、チチハルの法の通りに所管の協理台吉を来させて、將軍・副都統らと会審して完結させるがよい。盛京刑部と会審すべき案件についてもこのように会審しよう。人の命に関わる案件であれば、供述をはっきり取り、院に上申し、上奏して完結しよう（の文書が）来た後、今、すべての案件は臣私の衙門が盛京刑部と会審している。臣私が思うに、先に議政は、寧古塔等の地に刑部がない。モンゴル人に関わる諸々の案件について、盛京刑部の官員を待てば滞ることになる。だからこそ、所管の協理台吉に布告し、將軍衙門と共に会審して処理することを議した。奉天の將軍の衙門は盛京刑部と同じ城にあり、また刑部には特に設けたモンゴルの章京や筆式がいる。本来処理すべきモンゴルの官は全く受理して処理せず、却って臣私の衙門に来て会審している。時には、モンゴルの章京を派遣せず、（盛京刑）部が司官を派遣している。司員はまた会審の案件という理由で積極的に処理せず、臣私の衙門より派遣された兵官は法律に不案内であるので、モンゴル人の案件はやはり滞っているようである。臣私が思うに、今後、辺外のモンゴル人の案件については、やはり旧例通りに盛京刑部に任せて処理させよう。このようにすれば、モンゴル人

の案件をしっかりと受け取って処理すれば、滞ることにならず、辺外のモンゴル人に関わる案件を速やかに完結させることができる¹⁶⁵。

モンゴル旗と盛京との交渉案件は昔から盛京刑部が担当していたが、雍正八年以降は、盛京將軍が処理するようになった。しかし、盛京將軍が特に軍事を管掌する官職であるので、案件を処理する際に盛京刑部と会同するようになった。また、盛京刑部の派遣した司員が積極的に案件を処理しないことや、盛京將軍衙門の官員が法律に不案内であることによって、交渉案件の処理は滞り、裁判の効率を低下させた。従って、清朝政府は *bodi* の提案を取り入れ、乾隆三年以降、盛京刑部が再びモンゴル人との交渉案件を担当した¹⁶⁶。

第二節 地方裁判における適用法の問題

前節では、モンゴル東部諸旗と東三省との交渉案件に関する裁判手続きの変化を論じたが、本節では、こうした交渉案件を処理する時、モンゴル旗と東三省側はどのような法を準拠していたのかという問題について考察したい。しかし史料の制約によって、モンゴル旗と盛京・寧古塔との交渉案件の適用法の実態を解明できない。康熙三十四年以降、黒龍江全省は『大清律書』を適用した¹⁶⁷ので、本節では、旗側のモンゴル人が犯人である黒龍江との交渉案件に焦点を当てて、特に殺人、家畜窃盗案件の裁判事例を提示して考察する。

I. 殺人案件

第一の事例は、康熙三十五年（1696）に発生したジャライト旗の台吉 *buyantu* が正紅旗の *nomtohai* を殺害した事件である。*buyantu* は自分の姪を *nomtohai* に嫁がせた。彼は *nomtohai* の穀物を借りて返済しなかったため、(*nomtohai* の家を訪問した時に) 追い出された後、ずっと恨みを抱いていた。康熙三十五年十一月に穀物の返済を口実として *nomtohai* を家に誘い、彼の属民である *lordo* と *basun*、*cinar* らを連れて *nomtohai* を殺した。*nomtohai* の息子 *ulemji* と弟 *sadu* は *nomtohai* を探しに *butantu* の家に到着し、翌年一月に *buyantu* の属民である *ersun* と *chen* が彼らに殺人のことを告白し、*ulemji* らはチチハル副都統 *mabudai* に訴えた。二月、チチハル副都統 *mabudai* は驍騎校 *sujuktu* らを遣わし、ジャライト旗の佐領 *bisireltu* と共に検死した上で、ジャライト貝子 *nasun*、協理台吉と会審し、「台吉 *buyantu* が *nomtohai* を殺害したことを事実とし、人と五十頭の馬を取り立てて *nomtohai* の息子 *ulemji* に与えよう。*cinar*、*basun* らを逮捕次第殺そう。*lordo* を斬殺し、畜産を没収して *ulemji* らに与えるべきである。……理藩院の定めた法と照らし合わせてみると、人を故殺、仇殺、謀殺した場合には、台吉であれば、弁償として人、五十頭の馬の罰畜を取り上げて与えよ。平民であれば、すべて斬殺し、畜産を没収して罰畜の主に与えよという¹⁶⁸。また査するに、外藩の人が内地の人に対して罪を犯した場合、外藩の法で裁けという¹⁶⁹。貝子らの判決が外藩モンゴル人に対して定めた法に一致している」と黒龍江將軍に報告した¹⁷⁰。黒龍江將軍は理藩院に上申したが、原案にはいくつかの不明点があるので、八月にチチハル副都統 *mabudai* はジャライト貝子 *nasun* と再び会審を行い、供述をはっきり取った上で、黒龍江

將軍に報告し、さらに理藩院に上申した¹⁷¹。理藩院は三法司と会審し、『蒙古律書』によって、前述した第一回の会審の結果と同様の判決を下した¹⁷²。

第二の事例は、黒龍江の披甲 *kotori* の奴隸 *imatu* がドルベト旗の箭丁 *dalai* の奴隸 *sirakeo* を殺した事件である。この案件について、康熙五十八年（1719）二月十三日にドルベト旗の協理台吉 *bisireltu* が黒龍江將軍に送った文書には、「我が旗の台吉 *batu* の属民 *orto* ソムの披甲 *dalai* は来て、『*eitu* ニルの披甲 *kotori* は私の奴隸 *sirakeo* を雇った。*kotori* の奴隸 *imatu* が（彼を）殺した』と告げた。人命案件は重大であるので、*kotori* は箭丁 *dalai* と示談して十頭の家畜を与えようとした。（この文書が）届いた後、將軍、副都統たちは議し、箭丁 *dalai* に十頭の家畜を与えてもらいたい」とある¹⁷³。

第一の事例では、殺人犯がジャライト旗のモンゴル人であるため、清朝が定めた蒙古例を準拋法とした。第二の事例では、当事者の主が示談して、犯人の主は賠償として死者の主の家畜を与えた。清代の法制によれば、殺人等の重大な案件は、中央政府に上申し、皇帝の最終判断を経てはじめて結審する。また蒙古例には、「すべての犯罪は、訴訟の双方が個人的に済ませてはいけない。済ませた場合、貴族ならば三・九を、平民ならば一・九の大型家畜を取り上げる。（被告は）所管の旗のザサクから使者をもらい、犯人のザサクに行つて訴え」と示談を禁止している¹⁷⁴。第二の事例は明らかに蒙古例に違反している。

II. 家畜窃盜の案件

まず、康熙五十六年に発生した事件を見てみよう。黒龍江正紅旗の *hūsan* らの七頭の馬が盗まれ、犯人の足跡がジャライト旗の台吉 *hojiger*、*erketu* の居住地に入った。ジャライト旗に駐在する内閣主事 *seheri* と同旗の協理台吉 *hoto* は「たとえ台吉 *erketu* らが、足跡は（射られた）矢の届く範囲外にあると言っていることが事実だとしても、台吉 *erketu* が親戚として台吉 *hojiger* を庇っているかもしれないので、足跡が入ったことを事実として、盗まれた馬を二倍にして賠償すべきである。法典によって、旗内の大臣を選んで誓わせよう」と処理した¹⁷⁵。この判決は蒙古例の条文¹⁷⁶と一致している。

実際には、蒙古例に準拋しなかった事例も多くある。以下、二つの事例を挙げる。

【事例 A】

ドルベト旗の貝子 *šajin* の文書。黒龍江將軍らに送った。あなたの送った文書には、*Sioi Tiyantu* の馬が私の属民 *beki*、台吉 *mungke* の属民 *biliktu* （に盗まれた）ことについて、我が旗で完結したとあった。そのため、馬を盗んだ犯人らが全く家畜を持っていないので、我が二旗は会審し、定めた法の通りに犯人を処刑しよう。今、私は京城に行く。我が旗の協理台吉 *bisireltu* はあなたのもとに行つて、將軍たちと会審して完結させるがよい。いつ会うかについて、將軍らが文を送ってほしい。このため送った（との文書を送った）。会審に当たって、家畜の主 *Sioi Tiyantu*、ドルベト旗の *beki*、*biliktu* らが来て「我々は示談し、22頭の馬牛の代わりに22頭の大きな馬牛で賠償したい」と告げたので結審した¹⁷⁷。

【事例 B】

ドルベト旗の協理台吉 bisireltu の文書。黒龍江將軍らに送った。あなたに属する temdehei 駅舎の筆帖式 ahali らの送った文書には、「あなたの旗の台吉 baba の属民、ono 佐領の箭丁 bulteher は一頭の牛を盗んだ。bulteher が台吉らの管下の人であるので、あなたのもとで完結させてほしい」とある。そこで賊 bulteger に訊問すると、いうには、「私が盗んだのは事実である」と白状したので、一頭の牛で賠償し、一・九の家畜を罰畜として取り上げ、使者に一頭の牛を与えてあった。定例では、罰畜を取る使者のために、九頭の家畜以外に一頭の家畜を取る。罰畜を送るザサクの使者のために、与えた九（頭の家畜）から一頭の四歳の牛を取っていた。私の使者の食べる牛を筆帖式 ahali は与えなかったので、將軍たちが議し、規定通りに私の使者に与えてほしいと執照を佐領 buyaltu に持たせて送った¹⁷⁸。

【事例 A】では、ドルベト旗の beki と biliktu は Sioi Tiyanlu の家畜を盗んだ。犯人は罰畜がないので、ドルベト旗は黒龍江側と会審して、犯人を処刑しようとした。蒙古例によれば、家畜窃盗犯人を絞刑に処することになっているが¹⁷⁹、この事例から見れば、実際には窃盗犯が罰畜を払えない場合に、蒙古例の条文を適用していたことがわかる。最後に当事者は示談し、賠償で始末をつけた。【事例 B】では、temdehei 駅舎の一頭の牛を盗んだドルベト旗の bulteher から賠償として一頭の牛を取り上げ、他に一・九の罰畜を科した。

小結

本章では、康熙～乾隆朝におけるモンゴル旗と東三省との交渉案件の裁判の実態を考察し、清朝が東北地域に対して、いかなる法支配を行ったかを検討した。

康熙三十三年、清朝は盛京刑部に蒙古章京の職を設け、理藩院の者を任命した。これは、裁判効率の向上を図る手段であろう。裁判の流れと手続きから見れば、まず、被告の所属行政機関が交渉案件の審理を担当した。訴訟等を提起する際に、原告はまず自分の所属行政機関に通報し、執照を持参して被告の所属行政機関に訴えた。黒龍江の場合、軽微な交渉案件に関して、一般的には、被告側の行政機関が案件を裁いた後、判決を原告側の行政機関に通知する必要がある。双方が合意すれば、案件は完結するが、被告側の行政機関が処理できない、或は判決に双方が合意できない場合には、モンゴル旗と黒龍江側は会審し、それでも合意に達しない場合は、盛京刑部のモンゴル章京と会審していた。重大な交渉案件に関しては、モンゴル旗と黒龍江側は直接に会審を行っていた。処理できなければ、理藩院に移送した。以上の裁判制度は清朝の属人主義的支配体制に即したものである。

雍正六年、すべての交渉案件はモンゴル旗の協理台吉と黒龍江側との会審で処理されるようになった。これは、裁判の効率を改善するためである。雍正八年以降、モンゴル旗と寧古塔・盛京との交渉案件も黒龍江のそれと一律化した。ところが、乾隆二年、裁判の効率がまた問題となり、モンゴル旗と盛京との交渉案件の審理権は盛京刑部の手に移った。

康熙～雍正朝において、交渉案件の裁判において、モンゴル犯人に対して『蒙古律例』を適用

した事例もあれば、それに違反した事例も少なくない。清朝に禁止された示談も盛んに行われていた。しかし乾隆年間の裁判事例を見れば、蒙古例はそのまま適用された。恐らく清朝とジュンガルの講和によって、北アジアの政局が安定し、モンゴル旗のザサクと黒龍江将軍の自律性が低下した結果だと思われる。

第四章 ハルハ地域における法的推移の再検討

——蒙古例の乾隆十二年法とハルハの「副将軍の法」を事例として——

第一節 康熙から乾隆朝初頭までの蒙古例盗賊条の変容

周知のように、蒙古例の各条文は必要に応じて個別に制定されていたが、それらは一定の時期毎に法典として編纂され、その都度条文の追加や修正、削除等が行われた。蒙古例の最初の集成法典は崇徳八年（1643）に編纂された『蒙古律書』であり、康熙六年（1667）と同三十年代の二度の増訂を経て¹⁸⁰、乾隆六年（1741）には『大清律例』の体裁を導入することによって、『蒙古律例』と呼ばれるようになった。本章で取り上げるのは、『蒙古律例』の中の「盗賊」の部分であり、それには強盗と窃盗の二種の罪が含まれる¹⁸¹。このうち、強盗は贓物の種類を問わないが、窃盗の中には「偷窃四項家畜」条が特に設けられている。それは遊牧モンゴル人の主要な財産である馬・牛・駱駝・羊の四種類の家畜の窃盗を指す用語であり、以下で窃盗に言及する場合は専らそれを指すこととする。

一 強盗罪に関する蒙古例の規定

康熙六年の増訂『蒙古律書』では、強盗犯は「斬殺する」とごく簡単に規定されているのに対し¹⁸²、康熙十三年（1674）の蒙古例の中では、

（康熙）十三年、題準するに……官や平民が強奪し、殺人或は傷人をした場合は、首従を問わず皆斬殺し、妻子と家産を没収する。殺人或は傷人を行わなかった場合は、首となる二人は絞殺し、その妻子と家産を没収する。従犯はそれぞれ百回鞭打った上で、三・九の罰畜を科す。（犯人が）一人であれば、百回鞭打ち、家産を没収するが、妻子（の没収）は免ずる。（犯人が）二人、三人であれば、一人を首に、残りを従にし、没収したものをすべて失主[被害者]に与える¹⁸³。

と、犯情に応じて細かく定められている。つまり殺人或は傷人を伴うか否か、または強盗の人数の多寡によって刑罰の軽重が決められるようになった。

二 「偷窃四項家畜」条に関する規定内容の変化

家畜窃盗罪について、MGLS1 の中では、

凡そ人が人や四種の家畜（のいずれか）を一人で盗んだ場合には、（犯人を）絞殺する。二人で行った場合には、（そのうちの）一人を絞殺する。三人の場合は、（そのうちの）二人

を絞殺する。大勢の人が共同して盗んだ場合には、(その中から)二人を選んで絞殺し、残りの者はそれぞれ百回鞭打った上で、三・九の大型家畜で罰する。このような犯人(を処罰する際に)は、主僕の別を論じない¹⁸⁴。

と規定されている。(乾隆)『欽定会典則例』によれば、この条文は康熙六年に定められたものである¹⁸⁵。また、MGLS2の中には、

昔から処刑される犯人の妻子と家産、従犯から取り上げた家畜はすべて被害者に与えてきた。臣私たちは、外藩のモンゴルは家畜に依存して暮らしている。囲墻等がないため、昔から犯人を厳罰に処し、その妻子と畜産を没収して被害者に与えてきた。今回も処刑される犯人の妻子と家産、そして従犯から取り上げた家畜は被害者に与えようと議した¹⁸⁶。

と記されており、首犯の妻子と家産、そして従犯から取り上げた罰畜を被害者に与えることが昔からの慣習であったことがわかる¹⁸⁷。

雍正五年、清朝は家畜窃盗罪について新たな法を頒布した。同法は乾隆二十四年(1759)まで実施されたので、次にこの時期における裁判文書を利用してその内容を説明する。

理藩院が定めた法の中で、「凡そ人が他人の馬、駱駝、牛、羊等の四種の家畜を二人で盗んだ場合は、(そのうちの)一人を殺す」と定められている。雍正五年に(理藩院は)上奏し、「もし盗まれた家畜の数が少なく、犯情が軽ければ、首犯を絞監候にする。家産は没収して被害者に与えるほか、妻子を暫く所管の旗に留めておく。(首犯が)その後の審理で減刑されれば、(首犯を)妻子と共に隣接の盟長に引き渡し、盟内の有功の台吉に奴僕として賞賜しよう。従犯は妻子と家産と共に隣接の盟長に引き渡し、盟内の有功の台吉に奴僕として賞賜しよう」と定めた¹⁸⁸。

犯情が重い窃盗犯人に対しては、MGLS1の旧法を適用し、首犯を絞殺するが、犯情が軽い首犯は絞監候に処し、家産を没収して被害者に与え、減刑された首犯とその妻子、そして従犯とその妻子や家産はすべて隣接の盟の台吉に賞賜されるようになった。犯人を奴僕として台吉に賞賜することについて、雍正末期に発生した「バヤルの事件」¹⁸⁹に対する刑部判決の中には、次のような記述がある。

査するに、理藩院が定めた律書には、「凡そ官や平民が一人か二人かで、多数の人が共同して物を強奪した場合、殺人或は傷人をしなかったのであれば、首謀した首犯の二人を絞殺し、妻子と家産を没収する。残りは従犯とし、それぞれ百回鞭打った上で、罰三・九畜として(罰畜を)被害者に与える」と定められている。また査するに、理藩院が上奏して定めた法の中では、「モンゴル人が(八旗の)旗人や民人の家畜を盗んだ場合、処刑すべき盗賊[首犯]の妻子を存公¹⁹⁰することを止め、モンゴルの中の有功の台吉を調べ出し、(彼らに)奴僕として賞賜せよ。共犯である従犯は百回鞭打ち、罰三・九畜として被害者に与え、元の旗に従来通りに留めて置くだけでは、彼らは悪い仲間と一緒にあって、又しても盗むよ

うな乱行を行うだろう。今後、従犯を打って罰畜を取るのを取り止め、妻子と家産と共に、
処刑すべき盗賊の妻子と同様にモンゴルの中の有功の台吉を調べ出し、(彼らの) 奴僕とし
て賞賜せよ……」と決められている。今バヤルとドガルジャブが商人 Lo tiyan giyo の駱駝や
馬、そして財物を奪った際に、傷人をしなかったものの、賊[ジュンガル]の消息を聞いて
移動する時に民人の十七頭の駱駝、二頭の馬及び財物を強奪したのであり、この事情は深
刻である。最初に首謀したバヤルと一緒に計画したドガルジャブを首犯として絞立決に処
する。……小オバシらは従犯とし、妻子と家産、また首犯の妻子と家産は共に隣接の盟長
に引き渡し、有功の台吉に奴僕として与える。……¹⁹¹

下線部からわかるように、家畜窃盗の犯人を隣接の盟に引き渡し、妻子・家産と共に台吉に奴
隸として与えるのは、犯人を重く懲罰し、同時に再犯を防止するためである。

第二節 蒙古例の乾隆十二年法の成立過程とその実効性

乾隆十二年(1747)、清朝はハルハに対して新しい盗賊法を頒布した。その立法過程について、
先行研究は全く触れていない。本節では、この新法の成立過程と内容を具体的に確認すること
によって、その蒙古例における位置づけを試みたい。

新法の制定について、まず、当時北路軍営参贊大臣から離任したばかりの副都統保徳は、ハル
ハにおいて多発していた家畜窃盗事件を取り締まるため、乾隆十二年七月十九日に上奏文を提出
し、次のように述べた。

散秩大臣・副都統保徳が謹んで上奏するに、モンゴル地方の盗賊を捕える旧法を復活する
ことを請うことについて。臣私が見るに、ハルハ地方には盗賊が多いにもかかわらず、彼
らを捕える者がいない。留意して尋ねたところ、昔は家畜を盗まれた被害者は盗賊を捕え
た後、(犯人から)一頭の家畜につき九頭の家畜を賠償としてもらっていた。家畜がない
犯人は、一・九の家畜の代わりに一人の人間を換算して与えていた。もし(犯人に)子供
がいれば、子供の中から出す。もし子供がいなければ、その妻を奴僕として被害者に与え
て使役させる。被害者は一生懸命盗賊を捕えた後、たとえ家畜を獲得できない場合でも、
人を獲得し得て、奴僕として使うことができていた。後に、怡親王が条奏し、捕えられた
盗賊を隣接の盟の有功の台吉に賞賜するという法を定めて以来、被害者は彼らの家畜を盗
んだ盗賊に遭遇しても捕えようとしない。その原因について、彼らに聞くと、言うには、
トシェート=ハンたるヤンピルドルジとセチェン=ハンたるダムリンの二部は隣接の盟で
あり、額駙ツェリンの部[サインノヤン]とザサクト=ハンたるバルダルの二部は隣接の盟
である。もしセチェン=ハン部の人が額駙ツェリンの部の人の家畜を盗んだ場合には、額
駙ツェリンの部の人は犯人を捕らえた後、必ず諸所へ行って審理させる。夜には犯人を見
張ったり、体が疲れたりし、また食糧や家畜を費やしたりして護送を行う。つらつら思う
に、家畜を持っている人は決して盗賊にならない。家畜がなく、極めて貧乏な者のみが仕

方なく盗賊になっているのである。最後まで審理しても、弁償に当てる家畜が全くない。当然その犯人の家族を（罰畜の代わりに）換算して被害者に与えるべきだが、セチェン＝ハン部はトシェート＝ハン部と隣接の盟であるので、何の関係もないトシェート＝ハン部の有功の台吉に与えている。被害者は無駄に苦勞したあげく、家畜を得られない上に、人をも得られなくなっている。このように無駄に骨を折りながら、利を他人に取られてしまうよりは、捕らえないほうがましだと皆思っている……¹⁹²

保徳の報告によれば、ハルハには家畜窃盗事件が多発していたものの、盗賊を捕える人が少なくなった。その原因は被害者への弁償方法と密接な関係がある。つまり、被害者は捕えられた盗賊を護送する時に、多くの手間や費用がかかるので、弁償を極めて重視していた。ハルハの「旧法」によると、盗まれた一頭の家畜につき九頭の罰畜で弁償し、罰畜が不足する場合には、犯人の妻子を罰畜に換算し弁償していたという。この弁償方法は蒙古例に見当たらず、『ハルハ＝ジロム』（以下 HJ と表記）の三ホショー法（1709 年）、土申年大法や火龍年（1736 年）法¹⁹³に記されているため、ハルハの固有法であることは明らかである¹⁹⁴。しかし、蒙古例の雍正五年の盗賊法が実施された後、家産のない盗賊を妻子と共に隣接の盟の台吉に奴僕として賞賜するようになったため、被害者は弁償を獲得できなくなった。そのことが、盗賊を捕える者が減少する結果を齎したのである。

弁償問題以外に、盗賊を捕える人の数が減ったもう一つの原因がある。これについて、保徳は次のように述べている。

昔は會盟を行って裁き、殺すべき首犯を処刑していた。今は殺すべき犯人を同知衙門に護送することになっている。同知衙門は帰化城にあり、三、四千里も離れている。ハルハ地方の法によれば、いずれかの旗の人が犯人を捕えれば、その旗は官兵を派遣して（犯人を同知衙門へ）護送する。この官兵は皆自らの馬と労力をもって護送し、また途中で犯人を逃した場合には、罰を受けることになる。同知の衙門へ護送する際に、往復で四、五ヶ月もかかる。さらに、もし対質等のことがあり、繰り返し書を送ったり（事件に関わる）者を連れて行ったりすれば、一つの案件に一、二年間かかっても、始末をつけられないこともある¹⁹⁵。

「會盟を行って裁き、殺すべき首犯を処刑する」とは、監候刑を導入する前に家畜窃盗罪の首犯を絞立決で処刑していた時期、即ち雍正五年以前の蒙古例の規定である¹⁹⁶。一方、ハルハの監候犯人が多倫諾爾と帰化城同知衙門に監禁されるようになったのは、乾隆六年（1741）以降のことである¹⁹⁷。当時のハルハでは、犯人を捕らえた旗側が当該犯人を同知衙門へ護送する義務を負っていた。同知衙門がハルハから遠く離れているため、護送に当たった官兵はすべての労力や経費を自ら負担し、またもし犯人が脱走してしまえば、処罰を受ける恐れもあった。これによって、盗賊を捕える者は益々少なくなり、家畜盗賊事件が多発するようになった。

以上の保徳の提案に対して、軍機処は審議した上で同年八月六日に乾隆帝に上奏文を呈し、まず弁償問題について次のように述べた。

大学士・領侍衛内大臣・果毅公臣納親らが謹んで上奏すること。……今、散秩大臣保徳は、ハルハ地方では以前、家畜を盗まれた人は、盗賊を捕えた後、一頭の家畜につき九頭の家畜で弁償させていた。もし家畜がなければ、一・九の家畜を一人の人間に換算して弁償し、奴僕として使っていた。そのため、力の限り懸命に努力して盗賊を捕えた。後に、捕えた盗賊は隣接の盟の台吉に賞賜され、被害者には得るものがなくなり、家畜を盗んだ盗賊に遭遇しても捕えようとしなくなった。これについて、元通りにモンゴル法に則って処理しようとしていることを見れば、モンゴル人が、犯罪を行った犯人をその仲間から離して犯罪を無くすという意図を理解せず、正に僥倖を望んでいるのは明らかである。ただモンゴル人の性格は怠惰であるため、僥倖がなければ、力の限り懸命に努力しない。今は盗賊が多いのに、捕える者がいなくなったため、保徳の上奏した通り、ハルハ四部の中で盗案が発生すれば、昔の通り首犯を死刑に処し、従犯を百回鞭打ち、三・九の罰畜を取ろう。隣接の盟に配することを止め、処刑する首犯の妻子と家産、そして従犯の罰畜を全て被害者に与えよう¹⁹⁸。

軍機処は保徳の弁償に関する提案を採用し、首犯と従犯をそれぞれ死刑と鞭刑に処し、首犯の妻子と家産及び従犯の三・九の罰畜を被害者に与えると定めた。この規定は康熙期の蒙古例「偷窃四项家畜」条の内容と一致している。軍機処は、ハルハ地方の事情に応じ、蒙古例の旧法を復活し、雍正五年の「偷窃四项家畜」条において定めた、隣接の盟への流刑をもって犯罪防止の目的を達成するという方針を変えたのである。なお、ここで特に注意すべき点は、軍機処は、罰畜が不足する場合には、犯人の妻子を罰畜に換算して弁償に当てるというハルハ固有の弁償方法を容認するとは明言していないが、特に反論もしていないことである。

次に、保徳の提起した護送問題について、軍機処の上奏文には、

査するに、モンゴルの旧法によれば、四種の家畜を盗んだ盗賊を直ちに処刑するので、(ハルハの諸旗は) 各々の旗内において(案件を) 裁き、(犯人を) 処刑していた。雍正五年の諭旨では、「一、二頭の家畜を盗んだモンゴル人を立絞にすることは、人命に関わる。今後、このような家畜窃盗罪については、絞監候に処すべきである」とあった。これに謹んで従い、多数の家畜を盗んだり、或は捕られた際に抵抗したり、人を害したりする等の重い事情があるモンゴル人犯人については、(理藩) 院が題復し、(判決の) 書が下された後、その場で立決にする。しかし、盗まれた家畜の数が少なく、或は犯情が軽い犯罪であれば、絞監候の刑とし、京城に護送して監禁していた。後に院は、「モンゴル人は暑さに耐えられない。京城の牢獄に監禁すると、常に死んでしまう」と上奏したため、近さによって辺外の同知衙門へ護送し、分けて監禁することになった。今、保徳は、「ハルハのモンゴル人は自らの財力で犯人を同知衙門へ護送することを恐れ、怠慢になっている」と上奏したので、所管のザサクたちに委ね、犯人を護送する際に、彼らの部に必ず有能な官兵を派遣させよう。これらの官兵が自らの財力で護送する際に道中の出費問題が発生するので、取り上げた罰畜の中から補助しよう。もし家畜がなければ、所管の旗側が適切に補助しよう。もし

怠慢によって、犯人が脱走してしまえば、官兵及び所管のザサクを共に弾劾し、法に照らして処罰しよう¹⁹⁹。

とあり、軍機処は保徳の提案をそのまま採用することはせず、ハルハ諸旗に有能な官兵を派遣させ、官兵の出費を補助させる意見を上奏した。乾隆十二年の時点では、監候刑と朝審・秋審制がモンゴル地方に導入されて既に二十年経ち、特に後者は清朝の刑法制度の根幹的要素であったので、軍機処はハルハ諸旗による監候犯人の同知衙門への護送を堅持したのであろう。

以上の議案を適用する地域に関して、軍機処はさらに次のようなことを定めた。

査するに、内ザサグ（旗）の盗難事件については、盗賊から取り上げた家畜や人を同様に隣接の盟の台吉に与えている。しかし、内ザサグのモンゴル人には近くの民人や（八旗の）旗人の家畜を盗む者が多い。民人や旗人の家畜を盗んだ場合には、法により家産のみを被害者に与え、人を奴僕として賞賜しない。また、内ザサグは同知・通判衙門に近いので、犯人を護送する苦勞が全くなく、いつも犯人を捕らえて院に上申している。怠慢などは全く見られない。ハルハと比べかねるので、改訂せずやはり現行の法に従って処理しよう。乾隆十二年八月六日に上奏したところ、「議した通りにせよ。このことを理藩院に任せ、送るべきところへ文書を送れ」という論旨が下った²⁰⁰。

軍機処の議案は八月に乾隆帝の裁可を得て、法として頒布された。同法は清代法制編纂史料に記録されていないが、立法者と立法過程からすれば、蒙古例の一つにほかならない。しかし、特に注意すべきなのは、清朝がこの法を制定する時、ハルハを内ザサグ旗、即ち内モンゴルの諸旗とは別に取り扱っていることである。内ザサグ旗は、民人・旗人の家畜を盗む事件が多く、また同知・通判衙門に近いので、蒙古例の雍正五年法を適用し続けたが、上述の乾隆十二年法はハルハ地方のみに施行されたのである。

では、乾隆十二年法はいかに適用されていたか？『理藩院題本』の中には、乾隆十年代のハルハに関する裁判事例が四つあり、すべて乾隆十二年法を適用している²⁰¹。以下、上述の四つの裁判事例の要点をまとめると、次の表で示す通りである²⁰²。

	年次（乾隆）	罪名	犯人の名前と出身		被害者	贓物	裁判の担当者
I	13年4月	家畜窃盗	<i>mungke</i> <i>ciwang</i>	ハンオール盟中 右旗	軍台・同盟左翼 右末旗	馬3、 駱駝3	定辺左副將軍
II	17年2月	強盗（殺傷なし）	<i>ulangaljoo</i> <i>cidang</i> ら	ヘルレンホト盟 右翼中旗	民人商人 Wang Šiting	財物	庫倫管理商民 事務員外郎
III	19年6月	家畜窃盗	<i>donju</i> <i>enetkek</i>	ハンオール盟中 旗	民人 Siowei Jinboo	牛1	定辺左副將軍
IV	19年7月	家畜窃盗	<i>minjur</i>	ハンオール盟右 翼右末次旗	民人商人 Jang Zii	馬2	定辺左副將軍

上表のうち、Iの事例はモンゴル人同士の案件であり、首犯を絞監候に処し、従犯を百回鞭打ち、首犯の妻子と家産及び従犯の三・九の罰畜を被害者に与えたが、残りの三つの事例はすべて被害者が民人であるモンゴル人・民人の相渉案件であり、モンゴル人を民人の奴僕にすることは

清朝によって禁止されていたので、犯人を逮捕した者に犯人の妻子を賞賜している²⁰³。なお、乾隆十年代以外の時期における裁判事例には、乾隆十法を適用したものが一切存在しない。また、裁判を行った者はすべて清朝が任命した駐在官であり、当時少なくとも彼らは、乾隆十二年法を適用していた²⁰⁴。ハルハの王公たちが乾隆十二年法を適用していたか否かについては、実例がないため、今後の検討に委ねたい。

清朝は乾隆二十四年（1759）に「偷窃四項家畜」条を改訂し、盗まれた家畜の頭数によって首犯を監候刑、または中国本土へ配する流刑に処するようになった²⁰⁵。乾隆二十九年（1764）に定辺左副將軍によって裁かれた家畜窃盜事件²⁰⁶でこの改訂新法が適用されたことから見れば、乾隆十二年法は恐らく乾隆二十四年に廃止されたと推定される。

本節の内容を要約すれば、次のようになる。つまり、乾隆十二年法は清朝によって制定されたハルハ専用のものである。その淵源として、①蒙古例の雍正五年法、②蒙古例の康熙六年法、③ハルハ固有の弁償方法が挙げられる。このうち、首犯を絞監候に処し²⁰⁷、従犯を百回鞭打ち、罰三・九畜にするという蒙古例の規定が中心的な位置にあり、ハルハの固有法である弁償方法が補足内容として採用されたといえる。それは、ハルハの特殊な状況に応じて、現地の固有法を選択的に取り入れつつ、より効果的に盗賊を取り締まろうとする清朝の柔軟な法支配のありかたを反映しているといえよう。

第三節 HJ 乾隆 11 年法の成立とその性格

本節では、前節で分析した乾隆十二年法を手がかりとして、HJ 乾隆十一年法の成立過程とその性格について検討したい。そのため、まず HJ 乾隆十一年法の全文を提示する。

乾隆十一年六月二十九日に輪番の所から送られてきたこと。「乾隆十一年五月十日、ザサグト＝ハン、セチェン＝ハン、大親王デチンジャブ、親王エリンチンドルジ、副將軍世子、副將軍郡王、副將軍貝勒、副將軍公達をはじめとする者たちがフレーで會盟を行った際に定めたこと。『①凡そ強盜を行った人は皇帝の旧法に従って処刑し、天幕、家畜や妻子共々を全て被害者に与えよう。また、従犯から三・九の罰畜を取り上げて被害者に与え、百回鞭打つほか、②もし罰畜が揃わなければ、家、財物、鍋や五徳等のすべての物を一・九に換算し、子供がいる人からは九頭の家畜を一人の子供に換算し、二・九の家畜を二人の子供に換算して取り上げて与えるほか、二人より多い子供を捕えて与えてはいけない。子供がいらない夫妻の二人であれば、その妻を捕えて与えよう。一人身の人ならば本人を捕えて与えよう。家畜と妻子を与えても、なお足りなければ、皇帝の法に従って、一頭の家畜につき二十五回鞭打ち、百回を超えさせないとしよう。このようにすれば、悪行の盗賊らも懲りる』と話し合っただけで定めたことを記録したほか、『③他のあらゆる種類の案件については、すべて皇帝の法に従って四部が一樣に遵守して行ふ』と話し合った」²⁰⁸。

HJ 乾隆十一年法は、ハルハ四部のハン、親王や副將軍をはじめとする王公たちが同年五月の

会盟にて制定したものである²⁰⁹。同法は三つの条文から構成されており、便宜のためそれぞれを番号①～③で示した。まず、①に見られる「皇帝の旧法」とは蒙古例のことであり、強盗の首犯を処刑し、従犯を百回鞭打ち、三・九の罰畜を取り上げ、首犯の妻子と家産、また従犯の罰畜を被害者に与えると定められている。これは蒙古例の康熙 13 年法と一致している²¹⁰。次に、②では、従犯から科する罰畜が足りない場合には、犯人からその家産、子供、妻、本人を順次取り上げて被害者に弁償すると定められている。これは蒙古例の規定ではなく、ハルハの固有法に由来するものである²¹¹。但し、それでもなお足りない場合には、蒙古例に従って百回範囲内で鞭打って罰する²¹²。さらに③では、強盗以外の案件に関して、ハルハ四部が当時の蒙古例を遵守すると規定されている²¹³。

要するに、HJ 乾隆十一年法は、蒙古例の康熙十三年の強盗条を骨格としつつ、ハルハの固有の弁償方法を加味したものである。萩原氏の指摘したように、同法は「清朝の法をハルハ＝モンゴル人が自己流に解釈・補訂した上で受け入れたものであるから、ハルハ独自の法でもなく清朝の蒙古例そのものでもない、いわば両者の折衷物である」²¹⁴が、両者のうち、蒙古例の規定がメインになっていることは明らかである。

ここで、HJ 乾隆十一年法が制定された背景を確認するために、蒙古例の強盗条がハルハに浸透していく過程を、あらためて振り返って整理しておきたい。清朝はハルハに対して早くも康熙三十年（1691）に『蒙古律書』を頒布した²¹⁵が、盗賊条に関しては、雍正六年からハルハの裁判事例における適用法が固有法から蒙古例へ移行し始めた²¹⁶。さらに、雍正朝末期から乾隆朝初頭にかけて勃発したジュンガル・清の戦争の影響を受けて、清朝はハルハにおける統治を強め、盗賊を厳重に懲罰することで社会の安定を図ろうとして、蒙古例の盗賊条を積極的に施行した。この事実は次の二件の裁判事例から知られる。

第一の事例は、シャビナルのタブナン・侍衛 *barhū* をはじめとする十一人が雍正十年（1732）に民人商人 *Li Šifang*、*Liyang Ioikai* の財物と家畜を強奪した事件である。この案件について、郎中アラブタンはシャビナルのシャンジョドバ、フレーの事務を処理するザサグたち²¹⁷と共に犯人の口供を取って侍郎 *jakdan* に報告した。*jakdan* は上記のザサグたちと共同で審理し、蒙古例を引用して、首犯 *barhū* と *okin* を絞立決にし、従犯らを百回鞭打ち、犯人全員の妻子と家産をすべてトシェート＝ハン部の有功の台吉に賞賜すると擬罪し、皇帝に上奏した²¹⁸。軍機処は *jakdan* たちの上奏について議した上で、原提案を採用し、再び上奏して皇帝の裁可を得た²¹⁹。

第二の事例は、トシェート＝ハン部左翼右末旗のアローンをはじめとする七人が乾隆七年（1742）に民人商人 *Wang Chenghū* の財物と家畜を強奪した事件である。この裁判で、定辺左副將軍衙門は蒙古例に照らして首犯 *arigūn* を絞立決にし、妻子と家産を没収した。また、従犯を百回鞭打ち、その妻子と共に隣接の旗の台吉に与えた。従犯から取り上げた三・九の罰畜を被害者に与えると判決した。トシェート＝ハン部の副將軍 *cinggunjab* は侍衛 *banjur* を派遣し、定辺左副將軍が派遣した一人の驍騎校、左翼右末旗の官員と共に、被害者に対する弁償、家産の没収や罰畜の徴収等のことを処理した²²⁰。五人の従犯はトシェート＝ハン部の左翼左中末旗に二人、右翼右末旗に三人と分配され、罰畜の数が足りない分は鞭打ちに換算して処罰したという。

以上の二つの裁判事例はいずれも清朝の駐在官が殺人・傷人を伴わない強盗事件を裁いた事例である。第一の事例で首犯 *barhū*, *okin* を絞立決にし、従犯を百回鞭打ったのは康熙十三年の強盗条の規定と同様であり、首犯の妻子、従犯本人、妻子や家産を隣接の盟の台吉に賞賜したのは、雍正五年法の刑罰と一致している。第二の事例では、首犯 *arigūn* を絞立決にし、その妻子と家産を没収したことや、従犯を百回鞭打ち、三・九の罰畜を科したことは康熙十三年の強盗条と同様であるが、従犯をその妻子と共に盟内の隣接する旗の台吉に賞賜したのは、明らかに雍正五年法を若干変更して適用したものである。以上から、雍正朝末期から乾隆朝初頭までにおける強盗事件では、蒙古例が準拠法となっていたことがわかる。

こうした背景の下で、ハルハの王公らはどのような契機で、またどのような認識を持って HJ 乾隆十一年法を定めたのか。これについては、前章で引用した保徳の上奏文が重要な手がかりとなる。

まず、保徳の所謂「旧法」には、①盗まれた一頭の家畜につき九頭の家畜の弁償を行い、九頭の家畜を一人の子供、または犯人の妻に換算することができる、②首犯は旗、或は会盟において立決刑に処されるという二つの内容が含まれている。これらの規定は HJ 乾隆十一年法と符合している。なお、前掲の軍機処の議案が示したように、保徳の提案は康熙期の蒙古例を前提としたものであるから、上奏文の中で首犯の妻子と家産を被害者に与え、従犯を百回鞭打って三・九の罰畜を科するとは明言していないものの、その内容も「旧法」に含まれているはずである。とすれば、保徳が述べた「旧法」は HJ 乾隆十一年法に内容上合致することになる。

八旗満洲出身の保徳は乾隆十二年三月から六月まで北路軍營参贊大臣として、ハルハに滞在した²²¹。北路軍營参贊大臣とは、定辺左副将軍を補佐し、軍務を処理する職務である²²²。保徳が上奏文を呈した時点で、ハルハ四部の代表たちが定めた HJ 乾隆十一年法は既に施行されていたので、保徳は当然ながらこの法を知っていたと思われる。保徳が上奏した意図は、恐らく強盗案件のみならず、家畜窃盗案件をも HJ 乾隆十一年法のように処理することにあつたのであろう。

こうして、わずか一年の間に、ハルハの王公たちと保徳が強盗事件と家畜窃盗事件に対して相次いで同一内容の法を制定ないし提案したのは、決して偶然ではなく、共通の背景に基づいたと考えるのが自然であろう。即ち、HJ 乾隆十一年法の制定も、前章で述べた弁償と護送の問題に起因すると考えられる。第一章で述べたように、家畜窃盗罪の刑罰は殺人・傷人を伴わない強盗罪の刑罰と同じであり、ハルハの王公たちは強盗事件を処理する際にも弁償と護送の問題に直面したのであろう。具体的に言えば、強盗は殆ど貧乏な者であり、犯人を雍正五年法に従って妻子と共に隣接の盟に配すれば、被害者は何の弁償も獲得できなくなってしまう。だが、康熙十三年の強盗条とハルハ固有の弁償方法によって処理すれば、被害者はたとえ十分な家畜を獲得できなくても、犯人の妻子を得ることができる。このことが、二つの異質の法が HJ 乾隆十一年法の中で組み合わせられた最大の原因であると思われる。加えて、監候刑に処した強盗を同知衙門に護送することは、ハルハ諸旗の経済負担を増やすだけでなく、非常に手間のかかる仕事である。ハルハの王公たちが HJ 乾隆十一年法を制定する際にこの問題を気にかけて、強盗の首犯を立決刑にすると定めたとしても不思議ではない。

以上の分析を踏まえ、次のような結論を導くことができる。ハルハの王公たちは嚴罰をもって強盜事件の発生を抑え、また弁償や護送等をめぐる不都合を解決するため、康熙十三年の強盜条を骨格としつつも、ハルハ固有の弁償方法を加味し、HJ乾隆十一年法を制定した。恐らくハルハの王公たちは、基本的に蒙古例を違反しないという前提で清朝にとって枝葉末節である弁償方法の問題については、ハルハの固有法を取り入れてもよいと思っ、HJ乾隆十一年法を勝手に定めたのであろう。もちろん、乾隆帝は同法の存在を知らなかったはずであるが、結果的には保徳の上奏を通じて、HJ乾隆十一年法の殆どの内容は清朝によって追認されたといえよう。

第四節 「副将軍の法」に関する再検討

HJ乾隆十一年法の性格を明らかにした上で、本章では、従来HJ乾隆十一年法と同一視されてきた「副将軍の法」について再検討を行う。

ハルハ副将軍とは、定辺左副将軍に直属し、主に各部の軍務を管掌する軍官の職名であり、通常ハルハの王公によって担当された。清朝は、雍正二年（1724）に三人の副将軍を任命したが、乾隆六年（1741）に部ごとに一人の副将軍を設置し、合わせて四人の副将軍を任命するようになった²²³。「副将軍の法」は清代に編纂された法制史料に記録されていないため、二つの裁判事例を通して、その内容を明らかにする。

第一の事例は、乾隆四十九年（1784）に発生した「nawangとwangduiの事件」であり、その経緯は次の通りである。ハンオール盟（トシェート＝ハン部）左翼右末旗に、nawangとwangduiという二人の兄弟が一緒に暮らしていた。乾隆四十九年のある日、nawangは出身旗に帰る途中、駅で知人の馬と間違えて他人の馬に乗ったが、その馬は弱って死んだ。そこで彼は同旗の台吉engkejirgalの三頭の馬を盗んで帰り、wangduiはこの馬を転売して借金を返済した。二人はすぐ捕えられ、左翼右末旗と駅の驍騎校、駅の防備兵を管轄するサイン＝ノヤン部中前旗の参領たちは共同で審理し、馬を誤って乗った罪に対しては、『蒙古律例』に照らし、nawangに一・九の罰畜を科した。三頭の馬を盗んだ罪に対しては、副将軍の法の通りにnawangに枷号を一年間かけることにし、wangduiを三・九の罰畜とし、それらを被害者に与えると言い渡した。しかし、wangduiには家畜がないため、彼の娘であるombogoと息子一人及びゲル一つを弁償として被害者に引き渡した。左翼右末旗のザサグであるurjinjabはこの案件を盟長へ上申しなかった。後に、engkejirgalはombogoをurjinjabに与え、ombogoはある男に唆され、urjinjab夫妻の殺害を何度も試みたが、未遂のまま終わり、乾隆五十五年（1790）に捕えられた。ハンオール盟の盟長sundubdorji、フレイ辦事大臣²²⁴及び理藩院は審理を重ねた結果、『大清律例』に照らしてombogoを広東省へ配し、駐留兵の婢とした。また馬を盗んだnawangを『蒙古律例』の規定通りに湖広へ配し、盗品を分けたwangduiを百回鞭打つと改めて擬罪した。urjinjabは不法に裁判を行ったという罪に問われて免職され、他の諸官には各々三・九の罰畜が科された²²⁵。

第二の事例は、乾隆五十四年（1789）に発生した「ramdulの事件」である。この事件の概要を簡潔に整理すると、以下の通りである。ハンオール盟右翼左旗の僧侶ramdulは首謀し、同旗

の僧侶 *coimpuk* と共にトシェート＝ハン旗の *ramjur* の三頭の馬を盗んだ。二人は間もなく逮捕され、同年八月に右翼左旗の台吉 *ayursidi* とトシェート＝ハン旗の台吉 *damrin* によって審理され、「副将軍の法」の規定通り、首犯 *ramdul* と従犯 *coimpuk* にそれぞれ「僧籍剥奪、枷号一年、三・九の罰畜」、「僧籍剥奪、百回鞭打ち、二・九の罰畜」という判決が言い渡された。その結果、*ramdul* は大小の馬二十二頭、牛二頭、羊十五匹、*coimpuk* は馬二頭、牛三頭、羊四匹等のすべての家畜を没収された。この案件を裁いた二人の台吉はいずれも盟長へ上申しなかった。乾隆五十六年（1791）六月、盟長 *sundubdorji* はこの案件を改めて審理し、『蒙古律例』に依拠して *ramdul* と *coimpuk* をそれぞれ湖広と湖南省へ配し、不法に裁判を行った台吉から二・九の罰畜を科すと擬罪し、理藩院へ上申した。その翌年に理藩院は *sundubdorji* の擬案を採択して上奏し、皇帝は理藩院の擬案を承認した²²⁶。

以上の二つの事例は、いずれも乾隆五十年代にトシェート＝ハン部で発生した家畜窃盗案件であり、第一審で旗の官員らが「副将軍の法」を適用した。事件関係者の供述から、「副将軍の法」の内容を次の二点にまとめることができる。

ア、犯人は罰畜を納められなければ、それを天幕等の財物や子供に換算して提供する。第一の事例で *wangdui* は三・九の罰畜を数通りに納められなかったため、それに相当する一つの天幕と二人の子供で弁償した。

イ、家畜窃盗罪に問われた首犯は「枷号一年、三・九の罰畜」、従犯が「百回鞭打ち、二・九の罰畜」で処罰されるというのが、「副将軍の法」の本則であると思われる。但し、第一の事例で *nawang* が単に「枷号一年」で処罰されたのは、彼に馬に誤って乗った罪で既に一・九の家畜が科され、他に家畜がなかったからである。なお、従犯のワンドイは家畜を盗んだ者ではなく、ただ盗品を分け取っただけなので、鞭罰を免れて罰畜刑のみで処罰されたと思われる。

萩原守氏は、法の制定者、制定時期、内容によって、「副将軍の法」は HJ 乾隆十一年法であると論じ、特に最も肝心な法の内容に関しては、両者は従犯が三・九の罰畜を被害者に渡し、もし罰畜が揃わなければ、従犯の全財物を一・九と見なし、一人の妻子を一・九に換算して弁償するという点が一致することを重視する。そして、HJ 乾隆十一年法では犯人は死刑に処されることになっているのに、実際には枷号刑が用いられているのは、強盗と窃盗の違いを勘案したものだとして解釈している²²⁷。しかし制定者と制定時期から見れば、この二つの法が完全に一致しているとはいえない。また、法の内容に関しても、HJ 乾隆十一年法は専ら強盗を対象として制定されたものであり、窃盗に関しては何も定めていない。しかも条文の一部分に過ぎない弁償方法に関する規定内容の一致に基づいて、両者の全体が同一であると断定するのは難しい。寧ろ、「副将軍の法」はハルハの固有法に由来し、HJ 乾隆十一年法と全く違うものである可能性がより高いと思われる。以下は、萩原守氏の研究を踏まえた上で、「副将軍の法」に関してさらなる検討を加えてみたい。

まず、氏は、「副将軍の法」の制定時期は雍正二年より後で、乾隆四十九年より前であると述べている。上の二つの事例によれば、盟長 *sundubdorji*、理藩院、乾隆帝の三者いずれもが「副将軍の法」のことを知らなかった。特に、*sundubdorji* は同法について調べたが、突き止められ

ず「思うに蒙古例を受け入れる以前に定めた」と述べた。このことは「副将軍の法」が雍正 2 年以降、相当早い時期に制定されたことを示唆する²²⁸。HJ を調べてみると、「副将軍の法」の内容と最も似ている条文は雍正六年の土申年大法であり、その条文は次のようである。

誰かが盗賊（事件）を行えば、盗賊が何人であれ、すべて土を掘って作った幅と深さがそれぞれ四尋である穴に一年間監禁しよう。首犯の妻子、家畜を没収して家畜の主[被害者]に渡そう。従犯たちからそれぞれ三・九の大型家畜を取り上げよう。盗賊を穴から出した後、百回鞭打ち、三年間薪を拾わせよう。……罰畜が足りない者の妻子を罰畜に換算して満たそう²²⁹。

この大法は、雍正六年にトシェート＝ハンとハルハ左翼副将軍郡王ダンジンドルジをはじめとする諸ザサグは会盟した時に定めたものである。条文の中で盗賊を一年間監禁すると定められているが、同時代に定めた別の条文から類推すれば、犯人を枷号して、穴に入れて監視していたと思われる²³⁰。つまり「副将軍の法」における「枷号一年」の刑と実際にはほぼ相等である。「副将軍の法」と比較すると、土申年大法の刑罰は少し重い、首犯を一年間枷号し、従犯を百回鞭打ち、犯人から家畜を取り上げること、そして犯人の妻子を罰畜に換算して弁償すること等の多くの共通の要素を含んでいる。全ハルハに適用される「副将軍の法」が制定された後になって、トシェート＝ハン部のザサグたちが部内のみで施行する別の法を新たに定める可能性は高くないため、「副将軍の法」は雍正六年以降に制定されたと考えられる。

また、文書史料から、セチェン＝ハン部は乾隆三年（1738）に家畜窃盗の首犯を枷号刑に処していたことがわかる。事件関係者の供述によれば、犯人は左翼後旗の wandan をはじめとする七人であり、乾隆三年十一月に自らの台吉 ayurzana の馬を盗んで、後者に気づかれて逮捕された。左翼後旗のザサグ sampil は犯人をセチェン＝ハンである damrin の下に送り、セチェン＝ハンは裁判を行い、wandan を枷号刑に処し、元の旗に引き渡して監視させた²³¹。この史料には枷号の期間や罰畜についての言及はないが、家畜窃盗の首犯を枷号刑に処することは「副将軍の法」の大きな特徴であり、しかもトシェート＝ハン部のみならず、セチェン＝ハン部にも用いられていることからすれば、「副将軍の法」は恐らく雍正六年から乾隆三年までの間に定められたと推定できる。

「副将軍の法」がどのような契機で規定されたのかは明らかでないが、家畜窃盗罪に適用されていたと思われる。雍正六年以降、清朝による統治の強化に伴い、蒙古例の盗賊法がハルハ地域に適用され、「副将軍の法」は清朝から見れば不法な規定であった。乾隆末期にモンゴル旗の官員らが上申せずに「副将軍の法」を適用した裁判事例が明るみに出ようになり、清朝政府が明示的にその有効性否定した²³²にもかかわらず、「副将軍の法」に近いハルハ固有の法がその後にも水面下で存続していた。以下、二つの事例を提示したい。

【事例 A】

貝子 sonumwangjildorji のもとより、「あなたの旗の sangdub の五頭の馬を盗んだ盗賊 yongcuy、

γumbu の案件について、我が二旗は昔から仲良しである上に、今年にこのような犯人を許したこともあったので、法によって裁くより軽くして、罰畜を取り立てるのにあたって、盗賊らは家畜がないといい、sangdub らは家畜がいるのであろうと疑わなかった。しかも盗まれた五頭の馬を損なわなかったので、盗賊 yongčuy らに一年間枷号を着けさせ、人々の見せしめにし、それぞれ百回鞭打って済ませたことを知っていただきたい」との一通の文書を……engke は送ってきたことを記録した²³³。

【事例 B】

十一日、ザサク urjinjab (旗) の印務処より、「盗賊 day-a から三・九の罰畜を科し、一年間枷号を着けさせ、人々の見せしめにしたほか、盗賊 day-a には家畜がないため、誓わせたところ、羊の主 kenin が「家畜がないのは本当であろう」といったので、day-a の鞍、轡や一着の羊の皮で作ったゲールを kenin に与えた。法によって百回鞭打ったことを知っていただきたい」との文書を驍騎校 yongčuy は送ってきたことを記録した²³⁴。

貝子 sonumwangjildorji はセチェン＝ハン部中左旗のザサク (1780~1803 年在任) であり、urjinjab は前述の「nawang と wangdui の事件」が起きたトシェート＝ハン部左翼右末旗のザサク (1771~1822 年在任)、或はセチェン＝ハン部中左前旗のザサク (1799~1819 年在任) である。この二つの事例は、いずれも上述の旗がセチェン＝ハン部中前旗に送った文書の記録である。馬と羊を盗んだ yongčuy と γumbu と day-a は皆枷号一年、罰畜、百回の鞭打ちで罰せられた。特に【事例 B】では、day-a の罰畜が足りなかったため、鞍等物で充当した。二つの事例は、「副将軍の法」に非常に近いハルハ固有の法によって裁かれたのである。

萩原守氏は、1728 年から 1789 年までの時期は、ハルハ固有の法が清朝の蒙古例と併用されながら、徐々に後者に交替された「過度期」で、乾隆五十四年 (1789) 頃以後の時期は、「ハルハが清朝の法制支配下に完全に入った」時期であると論じた²³⁵。しかし以上の事例から、蒙古例がハルハの固有法を完全に入れ替えたという事実が存在したかどうか、特に 1728 年から 1789 年までの時期を「過度期」とする必要があるかどうかという疑問が生じる。さらに、ここまでの検討を踏まえれば、ハルハにおける法的推移に関しては、氏の説とは少し違う筋道で解釈し得ると思われる。つまり、清朝はハルハが帰順した康熙三十年から蒙古例を頒布したが、実質的な法支配を行うことができなかった²³⁶。雍正年間から、清朝による統治の浸透にしたがって、ハルハの固有法は蒙古例によって置き換えられていき、後者が優位を占め、高い実効性を持つようになった。一方、ハルハの固有法は弱体化しつつあってもある程度存続した。こうした状況は恐らく清朝後半まで続いたと推測される。

小結

雍正朝から乾隆朝初頭にかけて、清・ジュンガル戦争を契機として、清朝はハルハに対する統治を強化し、蒙古例の盗賊法をハルハに積極的に適用した。こうした背景の下で制定された HJ

乾隆十一年法は、ハルハの王公たちが弁償や犯人の護送等をめぐる不都合を解決するために、一方では蒙古例を骨格にしつつも、他方ではハルハの固有の弁償方法を加味して作ったものである。次いで、乾隆十二年に保徳はハルハ王公の意思、言い換えればHJ乾隆十一年法の内容を踏まえて、家畜窃盗事件を取り締まる方策を提案した。清朝政府は彼の提案を採用し、ハルハ専用の乾隆十二年法を頒布した。同法の条文は、蒙古例の康熙六年法と雍正五年法、ハルハ固有の弁償方法を組み合わせたものである。乾隆十二年法の成立は、ハルハの固有法を積極的に取り入れ、柔軟な手段でハルハを支配する清朝の姿勢を示している。結局、保徳の上奏を通じて、HJ乾隆十一年法の殆どの内容は間接的に清朝によって追認されたのである。蒙古例が一方的にハルハに浸透するだけでなく、ハルハ側の意向も蒙古例の制定にある程度の影響を与えていたことを示す一つの事例として理解することができよう。

また、「副将軍の法」の内容に対する分析によれば、同法は恐らく雍正六年から乾隆三年までの間に副将軍たちが制定した法であり、蒙古例を導入して強盗を懲罰するために定めたHJ乾隆十一年法とは異なるものである。「副将軍の法」と類似する法を適用した事例が乾隆五十四年頃以後にもあった。

さらに、蒙古例の乾隆十二年法、HJ 乾隆十一年法及び副将軍の法の性格と位置づけを踏まえて、ハルハにおける法支配の推移をあらためて跡づけてみると、雍正年間以降の清朝のハルハに対する支配の強化にともなって、蒙古例がハルハの固有法に取ってかわり、優位に立ったが、ハルハの固有法は弱体化しつつも恐らく清代末期まで存続した、という結論を得ることができる。

第五章 清朝前半におけるモンゴル朝審と秋審

第一節 中国本土における朝審・秋審の手続き

朝審と秋審とは、監候犯人を対象として、死刑を執行するかどうかを問うために行われる審査であり、清代の法制において、極めて重要な制度として位置付けられた。『大清律例』によれば、死刑は、執行の手段によって斬と絞の二種に、執行の時期によって立決と監候の二種に分かれる。死罪については、最終的に皇帝が判断して初めて刑の執行に移るが、立決の場合は、死罪の判断と同時に執行の手段を進め、監候の場合は、犯人の身柄を監獄に一時留め、執行の当否を問う再審理である朝審と秋審を実施した。朝審は北京にある刑部の監獄に収監された犯人を対象とし、秋審は地方の監獄に収監された犯人を対象とした。

秋審はまた地方秋審と中央秋審に分けられる。地方秋審の中心は「提犯会勘」手続きである。毎年二月から四月上旬まで、州県が監禁中の犯人に対して、審理して供述を記録した上で、「招冊」を作成し、それを犯人と共に省城にある按察使司に送った。この手続きが「提犯」と呼ばれた。四月中旬から五月中旬までは「会勘」手続きが設けられた。按察使司は各州県からの招冊を審査し、看語（意見）を加え、秋審犯人を「情実」（死刑の執行）、「緩決」（執行猶予）、「可矜」（減刑）等に分類した。同時に布政使司、省城にいる道員らと会審して総督・巡撫に上申し、総督・巡撫は、また司・道の諸官と会審し、皇帝に上奏した。

中央秋審は地方秋審と同時期に行われた。まず、刑部が原案を要約し、「略節」（概要）を作成し、各案件を情実、緩決、可矜等に分類した。五月になってから、部内と総督・巡撫の意見によって、「招冊」を印刷し、九卿（六部・都察院・大理寺・通政使司の長官）、詹事府、科道（六科給事中・十五道監察御史）等の諸官に一人ずつ一冊を与えた。八月に上記の諸官は、天安門の外、金水橋の西にある朝房で会審し、監候犯人の情実、緩決、可矜等を議定した。この会審が「秋讞大典」とも呼ばれた。会審後、刑部がその結果を皇帝に上奏し、皇帝は最終的な裁断を下した。情実にされた犯人については、別に「勾決」手続きが設けられた。皇帝に「勾決」とされた者は死刑に処され、「勾決」を免れた者は緩決犯人と共に次年度の秋審に回された。

一方、朝審は霜降の後に行われ、時期的に秋審より少し遅いが、その手続きは中央秋審と殆ど同じである²³⁷。

第二節 モンゴル朝審について

モンゴル朝審の実行は、『大清律例』に定めた監候刑がモンゴル地方に適用されたことと密接な関係がある。清朝は、早くは崇徳八年（1643）にモンゴルに対して成文法典である『蒙古律書』を頒布した。この法典は現存していないが、それぞれ康熙六年と康熙三十年頃にできあがった二部の増訂本は現存しており、それぞれ影印本、活字本として出版されている。これらの増訂本

には、死刑は主に官員または平民の故殺、強盜及び四種家畜窃盜等の重罪に対して規定されており、斬と絞のみに分類されたが、監候刑は設けられなかった。朝審で取り扱われた多くのモンゴル死刑案件が上述の三種の重罪に関わるので、以下、表1で増訂『蒙古律書』における関連条文をまとめる。

表1:

罪名	康熙六年増訂『蒙古律書』	康熙三十年頃増訂『蒙古律書』
故殺	王たちが別旗の者を故殺すれば、……もし平民であれば、 斬殺 する ²³⁸ 。	✦家産を没収し、死者の妻子に与える ²³⁹ 。
強奪	凡そ物を強奪すれば、……もし平民であれば、 斬殺 する ²⁴⁰ 。	官や平民が一人か二人かで、多数の人が共同して物を強奪し、殺人或は傷人をした場合は、首従を問わず皆 斬殺 し、妻子と家産を没収して被害者に与える。殺人を行わなかった場合は、首となる二人は 絞殺 し、妻子と家産を没収する。残りを従犯とし、それぞれ百回鞭打ち、三・九の罰畜を取り上げて被害者に与える。また、官にせと、平民にせよ、一人で（強奪を行った）場合には、百回鞭打ち、妻子を免ず、家産を没収して被害者に与える。二、三人であれば、首犯となる一人を 絞殺 し、妻子と家産を没収する。残りを従犯にし、百回鞭打ち、三・九の罰畜を取り上げて被害者に与える ²⁴¹ 。
四種家畜窃盜	凡そ人が他人の四種の家畜を一人で盗んだ場合には、 絞殺 する。二人で行った場合には、一人を 絞殺 する。三人の場合は、二人を 絞殺 する。大勢の人が共同して盗んだ場合には、二人を選んで 絞殺 し、残りの者はそれぞれ百回鞭打ち、三・九の大型家畜を取り上げる。このような犯人については、主僕の別を論じない ²⁴² 。	✦処刑する盜賊の妻子と家産、従犯の罰畜をすべて被害者に与える ²⁴³ 。

註：✦は補足した内容を表す。

清朝がモンゴル地方に監候刑を適用した事例は、議政大臣の乾隆六年（1741）七月十一日付の上奏文に見られる。この上奏文は、理藩院が六月七日に呈した、『蒙古律例』の編纂に関する上奏文に対する審議である。

また上奏するに、『蒙古律書』には、斬・絞の重罪がすべて「殺す」と定めている。監候について法律を定めることが全くない。雍正五年、『今後、盗んだ家畜が少なく、罪情が憎らしくない場合には、絞監候に処しよう』と上奏して制定したほか、『蒙古律書』には、すべての鬪殺、故殺、謀殺、仇殺や強奪罪を犯した犯人を立決にするか、或は監候にするかを全く区別して定めていないので、罪の軽重を区別し、立決にするか、或は監候にするかを調べて規定し、法典に書き込もう」という。査するに、昔外藩のモンゴル人が最初に帰順してきた頃に内地の法律を知らず、法度もわからなかったため、特に『蒙古律書』を恭しく編纂したのである。後にモンゴル人は、数代にわたって聖主の恩を受け、内地の法律

を知るようになり、各々本分を守り、法律を遵守したので、聖祖仁皇帝の時代にも厚恩を施し、減刑したことがあった。雍正世宗憲皇帝は諭旨を下し、「凡そ外藩のモンゴル人が家畜を盗めば、盗んだ家畜が少なく、罪情が憎むべきでない場合、首犯を絞監候にせよ」と定めた。乾隆五年、軍機処は和碩怡親王の条奏を審議した上で、『今後、モンゴル人が二人で盗んでも、大勢の人で盗んでも、一人を首犯にしよう』と上奏し、施行の裁可を得た。今、『蒙古律書』の改訂に当たり、すべての死罪を立決と監候のどちらで処罰するのかを詳しく規定せず、事件に会って初めて（罪の）軽重によって擬罪して処理すれば、モンゴルのザサク及び内外の担当の官員たちは（案件を）処理できなくなる。しかも聖主の内外を差別なしに慈しむ至仁の心にもそぐわない。故に、該院の上奏通りに、斬・絞を伴うすべての死罪の軽重を斟酌し、各条を定め、黄色な摺子に書いて上奏し、ご覧に入れよう²⁴⁴。

この史料によれば、最も早く監候を取り入れた条文は、清朝が雍正五年に頒布した家畜窃盗法である。それ以前は、モンゴル犯人を『蒙古律書』によって立決に処刑したり、恩赦によって減刑したりしていた。モンゴル人の犯した殺人、強盗罪については、乾隆六年になって、『蒙古律例』を編纂する時、初めて監候刑を適用した。実は、家畜窃盗への監候の適用は雍正五年以前にすでに試行されていた。『世宗実録』の雍正元年二月壬子条には、

トゥメトの事務を処理する刑部朗中福柱らは、箭丁阿納らが二頭の牛を盗んだのを、法に照らして絞立決に処すべきであると上奏した。旨は、一、二つの家畜を盗むのに、即ちモンゴル人を絞立決に処している。人の命は大切である。今後は絞監候と改めるべきである。もしこれからモンゴル人の盗案が少なくなったら、この法に従って処理せよ。もしモンゴル人が無知で、法を軽視し、よく罪を犯し、盗案が以前と比べて多くなったら、元の法に照らして擬罪せよ²⁴⁵。

とある。

また、モンゴル監候犯人の監禁地について、上記の議政大臣の上奏文では、次のように述べた。

査するに、昔から辺外には理事衙門がない上に、所管のザサクのところにも犯人を拘禁する牢獄がない。そのため、モンゴル犯人は皆京城に護送され、刑部の牢獄に収監されている²⁴⁶。

乾隆六年以前、モンゴル地方において、牢獄が設置されておらず、モンゴル犯人は刑部の牢獄に収監されていた。これによれば、雍正元年以降、清朝はモンゴル地方に朝審を適用したと思われる。

当時のモンゴル朝審について、筆者は中国第一歴史档案館所蔵の『刑部緩決重囚招冊』（以下『緩決招冊』と省略）から11件の事例を発見した。これらの事例は雍正十一年から乾隆八年までの4冊の『緩決招冊』（いずれも欠本）に収録されている。『緩決招冊』は刑部が作成した秋審

文書の一種であり、収録された新案²⁴⁷は以下の①②、旧案は① - ③の部分により構成されている。

- ① 案件の基本情報。案件を担当する刑部の清吏司及び犯人の氏名、年齢や原籍が含まれている。
- ② 犯人を監候に処するまでの裁判経緯。モンゴル地方で行われた裁判、中央における三法司（刑部、都察院、大理寺）の会審、そして皇帝の最終判決等が記されている。
- ③ 各案件の朝審の結果。

さて、上記の 11 件の事例を表 2 で示すと、以下の通りである。

表 2 :

	招冊の年代	事例の内容	裁判を担当する地方の官員	裁判を担当する中央機構	刑部の清吏司
1	雍正十一年	チャハルの沙克都爾が哈濟哈爾と共に果親王の馬を盗み、また薩珀渣布と共に依噶爾図の馬を盗んだ事件	綏遠城建威將軍舍穆徳	刑部が都察院、大理寺と会審	山西司
2	乾隆三年	ハルハの卓忒巴が従犯として、沙進らと共に民人の馬を盗み、抵抗した事件；畢齊漢が従犯として、衣時麻らと共に民人の馬を盗み、抵抗した事件	歸化城都統丹津	理藩院が三法司と会審	山東司
3	乾隆三年	四子旗の多爾濟らが喀拉沁旗の毛扣の貨物を強奪した案件	定辺左副將軍策凌	理藩院が三法司と会審	山東司
4	乾隆五年	ホルチンの呼必図らが民人温玉連のお金を奪った事件	署理察哈爾總管印務副總管恩克	理藩院が三法司と会審	山東司
5	乾隆五年	ゴルロス後旗の杭愛が同旗の章京邵馬兒を刺殺した事件	協理郭爾羅斯兩旗事務員外郎達爾占	理藩院が三法司と会審	山東司
6	乾隆五年	オルドス左翼前旗の敦巴が従犯として、奇当らと共に民人蕭仁俊を殴り殺した事件	駐扎寧夏辦理夷民事務員外郎達色	理藩院が三法司と会審	山東司
7	乾隆五年	歸化城の綽爾們が馬を盗んだ事件	歸化城都統根敦	理藩院が三法司と会審	山東司
8	乾隆五年	アラシャ＝オールド旗の孟克らが馬を盗んだ事件	駐扎寧夏辦理夷民事務員外郎達色	理藩院が三法司と会審	山東司
9	乾隆五年	歸化城延壽寺のハラ＝シャビ固魯扎布が訥木占の馬を盗んだ事件	歸化城都統瑪尼	理藩院が三法司と会審	山東司
10	乾隆五年	歸化城の都拉木扎布が喇嘛三濟拉西と民人の牛を盗んだ事件	歸化城都統瑪尼	理藩院が三法司と会審	山東司
11	乾隆八年	チャハルの多爾濟が軍営から逃げ帰った事件	なし	刑部が都察院、大理寺と会審	陝西司

以上の事例を通して、雍正朝から乾隆朝初頭までのモンゴル朝審に関しては、次の三点を指摘できる。

第一点目は、モンゴル朝審と適用法との関係である。11 件の事例の中で、事例 1、7-10 は家畜窃盗案であり、犯人は皆前述の雍正五年法によって絞監候に処された。しかし事例 2-6、11 はそれぞれ強盗、殺人及び脱走案件である。以下は、これらの案件が一体どのような法律に準拠して裁かれたかを検討する。

【事例2】

一件、強奪のこと。……斬に処する犯人一名、卓忒巴、二十八歳。絞に処する犯人一名、畢齊漢、三十七歳。皆ハルハ王敏珠爾多爾濟旗²⁴⁸管下の者である。前述のことについて、雍正十三年八月四日に所管の理藩院等の衙門は、「臣我らが刑部、都察院、大理寺と会審するに、歸化城都統丹津は、『……沙進の供述では、「雍正九年七月朔日に私は馬を取りに馬廠に行った。行く途中で民人が他爾混に宿泊しているのを見た。馬を追って井戸に水を飲ませる時、孟可、那孫、班第、巴特麻、卓忒巴や巴顔台も相次いできて馬に水を飲ませた。そこで私は彼らと盗みのことを協議し、我らの七人は各々の鳥槍と撒袋を持ち、こっそり民人の馬を追い立て、二か所に分けて隠した。家に帰る時、夜になったので、二頭の盗んだ馬が孟可の馬群に入り、民人に見分けられた。孟可に渡して去った後、民人は一ヶ所の馬を見つけたので、孟可に馬を請求した。我らは協議し、もし馬を渡したら、証拠になってしまうので、民人に渡さなかった。民人は孟可を捕えようとしたが、我らは一人の民人を縛り、ゲルに連れて脅かしたところ、我らに馬を与えるといった。民人を放した後、彼はまた十数余りの人を呼び集めてきた。我らは鳥槍と撒袋を持って抵抗した。民人は恐れて去った。私が盗んだ三十八頭の馬を等分したのは事実だ」という。孟可、那孫、班第、巴特麻、卓忒巴、巴顔台らの供述も沙津のそれと同様である。衣時麻の供述では、「雍正九年に民人のキャラバンは私の近くの齊奇爾泰に宿泊した。私は家僕である呉巴什を連れて、台吉畢齊漢の家に行って盗みのことを協議した。畢齊漢は同意し、家僕の莫倫扎木素、公格扎布らを引き連れて、鳥槍と撒袋を持ち、馬に乗って盗みを働いた。民人が追いつき、畢齊漢らは抵抗した。民人は恐れて帰った。畢齊漢らは、馬が多ければ足跡も多いといい、六十六頭の馬を西ト克台山の谷に隠した。畢齊漢らが見張った。阿爾母聘兒らに残りの五十一頭の馬を齊朝というところまでに追って隠させた。西ト克台山に隠した馬は民人に見つけられた。残りの五十一頭の馬は我らが等分した」という。畢齊漢、呉巴什、阿爾母聘兒らを訊問したところ、衣時麻の供述と同様である。……』との咨文を送達してきた。査するに、理藩院の定例には「官や平民は、多数の人が共同して物を強奪し、人を殺傷した場合には、首従を問わず皆斬殺する」とある。また査するに、雍正九年、ハルハの元ザサクト＝ハンである測王扎布管下の台吉達錫尼麻ら多数の人を引き連れて、軍営商人の官糧や馬、駱駝等を強奪した事件については、達錫尼麻を絞立決に処し、従犯とした台吉博羅爾代らを絞監候に処すると議奏したことが档子に記している。……衣時麻を絞立決に処し、班第、孟可、那孫、卓忒巴、巴顔台、呉巴什、阿爾母聘兒をすべて斬監候に、畢齊漢を絞監候に処する」と上奏し、十日、旨は、「……衣時麻は直ちに絞に処し、……班第、孟可、那孫、卓忒巴、巴顔台、呉巴什、阿爾母聘兒は擬罪の通りに斬監候に、畢齊漢は擬罪の通りに絞監候に処すべきである。他は議した通りにせよ」とあった。歸化城都統に咨文を送り、班第、孟可、那孫、卓忒巴、巴顔台、呉巴什、阿爾母聘兒、畢齊漢をすべて刑部に護送して監禁させたことが档子に記してある²⁴⁹。

この事例では、モンゴル人が民人の馬を盗んで抵抗した二つの事件が語られている。下線部において、「理藩院定例」とは、その内容から『蒙古律書』を指すことがわかる。理藩院の判決に

よれば、中央政府は『蒙古律書』にそのまま準拠するのではなく、雍正九年の判例に基づき、首犯の衣時麻を絞立決に処し、従犯の卓忒巴、畢齊漢を監侯刑に処して刑部に収監した。

【事例3】

一件、白昼搶奪のこと。斬に処する犯人一名、多爾濟、三十一歳、四子部落の王阿拉布坦多爾濟の旗管下のモンゴル人である。前述のことについて、乾隆二年十月十九日に所管の理藩院等の衙門は、「臣我らが刑部、都察院、大理寺と会審するに、多爾濟らがモンゴル人毛口を殴ってけがをさせ、貨物等を強奪した案件について、定辺左副將軍額駙策凌らは、『多爾濟の供述では、「乾隆二年正月十七日に私は商売のために車登とハルハ地方に行った。貨物売り切って帰る時、馬が疲れたので、我らは名前を知らないある人の牧場から三頭の馬を盗んだ。阿魯庫栢爾に着いて、羅布蔵、齊旺と一緒に宿泊した。当日の夜、齊旺は私の二頭の馬を盗んで逃げた。車登と羅布蔵は齊旺を探しに行き、大フレーでハルハの齊楞と共に三頭の馬を盗んで帰ってきた。馬を連れて鄂爾坤城で売ろうとして、多羅特山に着くと、ハラチンのモンゴル売買人である毛口にあった。私は車登と協議して貨物を奪った。私が率先して一回発砲し、羅布蔵と車登は石を投げたり、鞭と棒で殴ったりした。貨物を奪ったのは事実だ」という。規定通りに多爾濟を斬に処する』との咨文を送達してきた。これによって、「白昼搶奪傷人為首者斬」律に照らして、多爾濟を斬監侯にし、秋になってから、処決しよう」と上奏した。二十一日、旨は、「多爾濟は擬罪の通りに斬監侯にすべきであり、秋になってから処決せよ。他は議した通りにせよ」とあった。定辺左副將軍に咨文を送り、多爾濟を刑部に護送して収監させたことが档子に記してある²⁵⁰。

この事例では、多爾濟が毛口の貨物を強奪したため、理藩院等の衙門は『大清律例』の「白昼搶奪傷人」律によって、彼を斬監侯にした。この法律の原文は「凡白昼搶奪人財者……傷人者、首斬監侯、為從各減為首一等、並於右小臂膊上刺搶奪二字」である²⁵¹。

【事例4】は【事例3】と同様であり、ここで省略する²⁵²。

【事例5】

一件、人を刺殺したこと。斬に処する犯人一名、杭愛、三十歳、ゴルロス公巴図の旗管下の班達爾沙ソムの箭丁である。前述のことについて、乾隆四年十月十八日に当該理藩院等の衙門は、「臣我らが刑部、都察院、大理寺と会審するに、杭愛が邵馬兒を刺殺した案件について、協理郭爾羅斯兩旗事務員外郎である達爾占らは、『杭愛と邵馬兒の間には恨みがなかった。乾隆四年二月五日に杭愛は彼の章京邵馬兒と一緒に隣家に行き、お酒を飲んで酔った。邵馬兒は杭愛の屋外で寝た。杭愛は彼に屋内で寝させ、邵馬兒の領を引っ張ったところ、領が破れた。そこで邵馬兒は手で杭愛を殴り、杭愛が酔っていたので、小刀で邵馬兒の右脇を刺し傷つけた。邵馬兒は死んだ。杭愛を斬にしよう』との咨文を送達してきた。これによって、「軍士將本管官毆死者斬監侯」律に照らして、杭愛を斬監侯にし、秋になってから処決しよう」と上奏した。十日、旨は「杭愛は擬罪の通りに斬監侯にし、秋になってから処決せ

よ。他は議した通りにせよ」とあった。郭爾羅斯員外郎に咨文を送り、杭愛を刑部に護送して収監させたことが档子に記してある²⁵³。

この事例では、章京邵馬兒を刺殺した杭愛に対して、理藩院等の衙門は「軍士将本管官毆死者斬監候」律に準拠して擬罪した。この法律は『大清律例』の「毆制使及本管長官」律であり、その原文は「凡朝臣奉制命出使而所在官吏毆之、及部民毆本属知府・知州・知県、軍士毆本管官…篤疾者、絞監候。死者、不問制使・長官・佐貳・首領、斬監候」である²⁵⁴。

【事例6】

一件、人を打ち殺した事。絞に処する犯人一名、敦巴、四十二歳、オルドス貝子羅布蔵の旗管下のモンゴル人である。前述のことについて、乾隆元年六月二十日に当該理藩院等の衙門は、「臣我らが刑部、都察院、大理寺と会審するに、敦巴が奇当に従って蕭仁俊を殴り殺した案件について、駐紮寧夏辦理夷民事務員外郎である達色らは、『奇当の供述では、「私はかつて蕭仁俊から一頭の子牛を借りた。必爾珠海も彼に牛の値段である二両五錢の借金をした。蕭仁俊が私の家に来て牛を請求し、必爾珠海に借金を返済させる時、我らはないといった。彼は私の一頭の牛と必爾珠海の一頭の馬を無理やりに連れ去った。私は急に腹が立って悪心を起こし、必爾珠海に『彼は我らの牛と馬を連れ去った。一緒に追いついて取り戻そう。もし彼が返さなければ、打ち殺そう』と協議した。必爾珠海は同意し、また敦巴を呼び、協力させた。それぞれ楡の棒を持って彼に追いついて返却させようとした。蕭仁俊はやはり返さなかった。必爾珠海は先に棒で打って彼を馬から落とし、私は彼の頭を後ろから三、四回打った。必爾珠海はまた彼の腰を三、四回打った。敦巴は棒で彼の股を何回か打った。蕭仁俊は鼻から血が出て死んだ。必爾珠海は彼の袋の中の小さな財布を見て取った。敦巴と共に死体を馬に載せて黄河に捨てた。私は牛を追って帰った。後に必爾珠海が銀六両をくれて、敦巴に銀六両、斜皮一枚、房一つを与えたのは事実である」という。敦巴の供述では、「奇当が首謀して、必爾珠海と一緒に私に『蕭仁俊は我らの牛と馬を連れ去った。我らは彼に追いついて返却させようとしている。もし返却しなければ、彼を打ち殺す。ただ我らでは蕭仁俊に敵わないので、あなたは我らに協力してほしい。後で蕭仁俊から借りたお金をあなたに与える』といった。私は同意し、一緒に行って蕭仁俊を打ち殺し、必爾珠海と共に死体を黄河に捨てた」という。他は奇当の供述と同じである。蕭仁俊の死体を引き上げようとしたが、見つからなかった。供述を取った後、奇当は病死した。必爾珠海は逃げ出したので、捕えた日に別に処理しよう。敦巴は法に照らして絞に処しよう』との咨文を送達してきた。これによって、「謀殺人從而加功者絞監候」律に照らして、敦巴を絞に処して部に収監し、秋になってから処決しよう」と上奏した。二十日、旨では、「敦巴は擬罪通りに絞監候にし、秋になってから処決せよ。他は議した通りにせよ」とあった。駐紮寧夏辦理夷民事務員外郎達色に咨文を送り、敦巴を刑部に護送して収監させたことが档子に記してある²⁵⁵。

この事例では、敦巴らが蕭仁俊を打ち殺し、理藩院等の衙門は『大清律例』の「謀殺人從而加

功者絞監候」律よって、敦巴を絞監候にした。この法律の原文は「凡謀（或謀諸心、或謀諸人）殺人造意者、斬監候。從而加功者、絞監候。不加功者、杖一百、流三千里」である²⁵⁶。

【事例 11】

一件、咨して送達すること。絞に処する犯人一名、多爾濟、三十五歳、チャハル鑲白旗の五十四佐領の閑散²⁵⁷である。前述のことについて、乾隆六年九月十七日に所管の刑部等の衙門は、「臣我らが都察院、大理寺と会審するに、多爾濟は護軍阿必達に従って出征し、搭細爾屠に駐屯した。乾隆五年八月十二日、多爾濟は彼の主である阿必達に派遣され、馬に乗って額爾登昭に行き、同佐領の披甲達拉敦から借金を取り立てた。達拉敦は伍兩三錢の上に、茶三塊を七錢に換算して返済した。多爾濟は三塊の茶を同旗の披甲額爾抜に持ち帰らせて彼の主に渡した。貰ったお金を手元に残した。また披甲塔克図から借金を取り立てたが、（塔克図が）返済できなかったので、多爾濟は額爾登昭に戻った。酒屋で酔っ払って、持っていたお金を失くした。彼は、主阿必達からの処罰を恐れ、馬に乗って脱走した。思いがけず馬が病死したので、故郷のチャハルに逃げ帰って捕えられた。何度か審理したところ、隠さず白状している。査するに、例には、『出征の兵丁に従う家僕、雇い人で馬や武器を盗んで逃げ帰る者は、窃盜満貫律に照らして、絞監候にする』という。この法律によって、多爾濟を絞監候にし、秋になってから処決しよう」と上奏した。十八日、旨は、「多爾濟は擬罪の通りに絞監候にし、秋になってから処決せよ。他は議した通りにせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある²⁵⁸。

この事例では、三法司が『大清律例』の「従征守御官軍逃」例に照らして、軍営から逃げ帰った多爾濟を絞監候に処した。この例の原文は、「随征兵丁自軍前逃回、照官軍従征討私逃再犯律、擬絞監候。其跟随之奴僕、雇工有偷竊馬匹、器械逃回者、照竊盜満貫律、擬絞監候」である²⁵⁹。

以上の検証を通して、乾隆六年に監候刑が『蒙古律例』に全面的に規定される前に、清朝は、『大清律例』に準拠することによって、監候刑と朝審制をモンゴル死刑案件に広範囲にわたって適用した、ということがわかる。

第二点目は、モンゴル朝審の事務を担当する清吏司である。本章第一節で述べたように、『招冊』を作成する前に、刑部は先に各案件に対して協議を行っていた。この作業は「看詳」、或は「核擬」という。まず、各清吏司の書吏が原案の概要をまとめた後、司の官員は「司看」手続きを行い、概要を修正しながら、犯人の情実等を決め、その意見を書き加えた。そして秋審処の「総看」手続きを経て、原案が刑部の堂官（尚書、侍郎）に呈され、堂官は読んで批文を書きつけた²⁶⁰。表 2 で示したように、事例 2-10 に関する上記の朝審の事務は山東司によって担当されている。これらの案件については、犯人の旗籍がザサク旗と帰化城トゥメト旗である。また裁判を担当する中央機構からすれば、『緩決招冊』には「該理藩院等衙門題前事内開：該臣等会同刑部・都察院・大理寺会看得、××一案、据○○咨/呈称」とある。これは、擬罪の段階において、上記の死刑案件がモンゴル地方から理藩院に上申され、そして理藩院と三法司との会審を経て、皇帝に上奏されるという上申制度を反映している。こうした理藩院が「主稿」（担当）するモンゴ

ル死刑案件の朝審事務は山東司が担当していた。

一方、事例 1 と 11 はチャハル八旗のモンゴル死刑案件である。『緩決招冊』には「該刑部等衙門題前事内開：該臣等会同都察院・大理寺会看得」と記しており、この二つの案件は、刑部が主稿し、三法司が会審して上奏したことを示している。また、朝審事務は、山東司以外の清吏司によって担当された。

第三点目は、九卿諸官の会審である。雍正十一年と乾隆五年の『緩決招冊』において、各案件記録の最後には、当年度の九卿会審の結果が書かれている。そこから、九卿会審に参加する中央機構の構成が窺われる。まず、事例 6 を例として挙げる。

乾隆二年閏九月、刑部等の衙門が朝審のために上奏すること。臣我らは九卿、詹事、科道等の官と会審し、「敦巴が蕭仁俊を殴り殺したのは、(他人の話に)従って協力したものである。悪心を起こした奇当はすでに牢獄で死んだ。敦巴は緩決にすべきである」と本月二十六日に上奏した。十月二日、旨は、「敦巴を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある。

乾隆三年、朝審において、「やはり敦巴を緩決にしよう」と上奏した。旨は、「敦巴を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある。乾隆四年、朝審において、「やはり敦巴を緩決にしよう」と上奏した。旨は、「敦巴を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある。

臣我らが理藩院、九卿、詹事、科道の諸官と会審し、やはり敦巴を緩決にしよう²⁶¹。

この案件は、理藩院が主稿したので、九卿会審に当たって、理藩院が官員を派遣して参加した。乾隆五年の『緩決招冊』における他の案件もこの如くである。一方、事例 1 では、理藩院の参与が見られない。

雍正七年九月、刑部等の衙門が朝審のために上奏すること。臣我らは九卿、詹事、科道等の官と会審し、「沙克都爾が馬を盗んだので、絞立決として上奏したところ、旨は、『監侯にせよ』とあった。沙克都爾を緩決にすべきである」と本月二十五日に上奏した。十一月十九日、旨は、「沙克都爾を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある。

雍正八年、朝審において、「やはり沙克都爾を緩決にしよう」と上奏した。旨では、「沙克都爾を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある。雍正九年、朝審において、「やはり沙克都爾を緩決にしよう」と上奏した。旨では、「沙克都爾を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある。雍正十年、朝審において、「やはり沙克都爾を緩決にしよう」と上奏した。旨は、「沙克都爾を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記している。

臣我らが九卿、詹事、科道等の官と会審し、やはり沙克都爾を緩決にしよう²⁶²。

理藩院が参与しないことは、恐らく擬罪の段階において、チャハル八旗の死刑案件は、刑部が

主稿し、三法司が会審して上奏し、理藩院と一切関係がなかったからである。

第三節 モンゴル秋審について

一 ザサク旗と帰化城トゥメト旗の秋審

乾隆六年、モンゴル監禁犯人の収監場所は、刑部の監獄から地方の監獄へ移った。それに伴って、モンゴル朝審も秋審に変わったのである。この一連の変化は理藩院の上奏に起因し、上奏の内容は、第二節で引用した理藩院の乾隆六年六月七日付の上奏文によれば、次の通りである。

ただモンゴル人は辺外に住み慣れている。内地の暑さに耐えられないので、以前京城に護送して収監されたモンゴル犯人が酷暑によって死んだ者もいる。彼らは斬・絞とされた犯人であると雖も、毎年審理に当たって減刑された者も甚だ多い。彼らの犯した罪は立決に至らないのに、（彼らは）暑さに耐えられない。牢獄で死なせてしまうと、人の命に関わるだけでなく、聖主の至仁の思いにもそぐわなくなる。また諸ザサクの領地の遠さが同じではない。犯人を護送して来る時、監禁する場所がないので、途中で脱走を免れることができない。その上、護送の官兵も苦勞する。毎年京城に護送して収監するモンゴル犯人の人数を調べると、ハルハ四部においては、事件が少ないので、偶に一、二人の犯人を護送している。内（ザサク）五十一旗から護送してきた犯人の人数は年によって異なるが、四十人を超えていない。今、辺外の八溝、多倫諾爾、帰化城には、モンゴル人と民人の間の案件を裁く同知[理事同知]が設けられており、牢獄、鎖や枷号等のものも設置されている。これらの護送してきた犯人を八溝等の三ヶ所に分けて監禁すれば、各所には二十人に至らない。見張りも簡単になり、護送の官兵も苦勞しなくなる。故に、今後、斬・絞とされたモンゴル監候犯人に関しては、刑部に護送することを停止し、近くの同知衙門に護送して監禁しよう。ホルチン十旗・ハラチン三旗・トゥメト二旗・ジャールト二旗・オーハン王垂木丕勒の旗・ナイマン王阿咱拉的旗・ハルハ貝勒噶爾桑の旗が八溝に近いので、これらの旗の監候犯人は皆八溝に駐在する理事同知の衙門に護送して収監しよう。パーリン二旗・オンニュート二旗・ウジュムチン二旗・アバガ二旗・スニト二旗・ホーチト二旗・アバガナル二旗・アルホルチン貝勒達克丹の旗・ケシクテンのザサク台吉齊巴克扎布の旗、そしてハルハのトシェート＝ハン部の十九旗・ハルハのツェツェン＝ハン部の二十一旗・オールド額駙布騰旺布の旗・貝子三都布の旗は多倫諾爾に近いので、これらの旗の監候犯人は多倫諾爾に駐在する理事同知の衙門に護送して監禁しよう。オールドス七旗・帰化城トゥメト二旗・オラト三旗・オールド貝勒羅卜蔵多爾齊の旗・ハルハ貝勒拉旺多爾濟の旗・モーミンガンのザサク台吉齊旺錫喇布の旗・四子王阿喇布坦多爾濟の旗・ハルハ額駙策凌部の二十旗・ハルハのザサクト＝ハン部の十五旗は帰化城に近いので、これらの旗の監候犯人は帰化城に駐在する理事同知の衙門に護送して監禁しよう。各同知衙門は、毎年四月に犯人の年齢、容貌、所属、隨丁・家僕・両親・妻子の有無や院が上奏して送達した犯罪の実情を档子に書き、臣我が院に送ってきて詳しく

調べた後、さらに刑部に送って秋審の档子に入れよう。毎年、秋審に際して、臣我が院は九卿・詹士・科道の諸官と会合し、情実、緩決、矜疑に分類して上奏する。その中で情実の犯人が諭旨によって勾決とされれば、臣我が院は所管の同知に（文書を）送り、（同知が）直ちに規定通りに完結させて院に報告しよう。矜疑とされた犯人が諭旨によって減刑されれば、臣我が院は同様に所管の同知に（文書を）送り、近くで枷号や鞭刑で完結させて所管の旗に引き渡して管理させよう。また、外藩モンゴル人が内地で罪を犯せば、（犯罪地が）京城に近い場合、やはり京城に護送して、さらに刑部に引き渡して収監しよう。奉天に近い場合、やはり当地の牢獄に収監しよう²⁶³。

同年七月、この提案は、議政大臣の審議を経て、乾隆帝に裁可された。提案の要点は次の通りである。つまり、刑部に収監したモンゴル監候犯人は、内地の熱い気候に慣れず、病死した者が多い。収監の場所を刑部から辺外の同知衙門に移せば、犯人の病死のみならず、遠距離の護送による犯人の脱走と官兵の苦勞を防止することができる。これが、清朝が監候犯人を地方の牢獄に収監し、モンゴル秋審を施した主因である。史料で挙げられた旗名から、秋審は内・外ザサク旗と帰化城トゥメト旗のモンゴル死刑案件に適用されたことがわかる。また、秋審の流れについて、清朝は、毎年の四月に八溝・多倫諾爾・帰化城同知が収監中のモンゴル犯人の名前、年齢、容貌や罪状を档子に書いて理藩院に呈し、理藩院が審査した上で、刑部に転送する。八月になって、理藩院が九卿、詹士、科道の諸官と会審して初めて各犯人の情実、緩決、矜疑を定める、と規定した。この流れは、明らかに内地直省の秋審と異なり、地方秋審が設けられなかった。

さて、表2で示したように、朝審で取り扱うモンゴル死刑案件は、モンゴル人同士の案件とモンゴル人・民人交渉の案件との二種に分けられる。そのうち、帰化城トゥメト旗のモンゴル・民人交渉の案件は乾隆五年に秋審が適用された。第一章第三節で引用した、同年五月二十一日に刑部が上奏して定めた章程では、

今後、帰化城におけるモンゴル人・民人交渉の命盗案件の中で、凶犯・盜賊がモンゴル人で、死者の親戚、強奪された者が民人である場合、凶犯・盜賊が民人で、死者の親戚、強奪された者がモンゴル人である場合、そしてモンゴル人と民人が共謀して人を死に至らせ、或は徒党を組んで強奪したり、殺害したりする場合を問わず、やはり旧例通りに所管の協理筆帖式に任せ、検審して同知、按察司、山西巡撫に報告する一方、都統に報告し、派遣されたモンゴル旗の官員と会審して罪を決定する。もし凶犯・盜賊が民人ならば、……もし凶犯・盜賊がモンゴル人であり、かつモンゴル人・民人に対して共に罪を定めるべき案件ならば、軽罪の犯人を法に照らして保釈させ、徒より重い刑を科した犯人を同知に解審して監禁し、按察司、山西巡撫、また都統の衙門に上申し、互いに文書を送って議定した上で、所管の巡撫から上奏させ、さらに都統に文書を送って議定したことを上奏文で明白に述べるべきである。軽罪犯人については上奏に応じて直ちに完結し、重罪犯人については、臣我らの部が理藩院と会審して再び上奏し、文書を送り返す時に、軍・流・徒の犯人の中で、モンゴル人の場合は、規定通りに完結させる。民人の場合は、各々の原籍地の地

方官に引き渡し、区別して妻と共に配し、駅を指定して徒にする。斬・絞立決の犯人は罪を犯した場所で処刑する。斬・絞監候犯人の中で、民人のみで、モンゴル人に関わらない場合には、……モンゴル人のみで、或はモンゴル人と民人が一つの案件に関わる場合には、すべての犯人を帰化城同知に引き渡して収監し、秋審の時に、巡撫が詳察して上奏する……²⁶⁴

モンゴル人・民人交渉の案件は、①犯人がモンゴル人で、被害者が民人である案件、②犯人が民人で、被害者がモンゴル人である案件、③モンゴル人と民人の共犯案件の三種に分けられる。その中で、②はモンゴル人が犯した犯罪ではないので、本章では、検討の対象としない。①と③については、第一章第二、三節で論じたように、乾隆五年以前、①の場合は、帰化城トゥメト旗都統が覆審し、理藩院に上申した。③の場合は、首犯の所属によって、二通りの上申手続きがあった。首犯がモンゴル人であれば、上申手続きは①と同様である。民人であれば、朔平府、按察史司、山西巡撫が覆審を重ね、最後に山西巡撫が原案を皇帝に上奏した。しかし乾隆五年の章程は、①と③はいずれも山西省側によって上申されると規定したのである。それに応じて、史料中の下線部で示したように、帰化城同知衙門がモンゴル犯人を収監し、山西巡撫が詳しく調べて秋審の判断を上奏するようになった。つまり、山西省側が帰化城トゥメト旗のモンゴル人・民人交渉の案件を上申するのに伴って、モンゴル監候犯人は山西省の地方秋審にかけられることになった。例えば、乾隆十九年（1754）に帰化城トゥメト旗のモンゴル人三音班第は民人高登甲の馬を盗んで絞監候に処された。翌年の地方秋審において、山西巡撫恒文は三音班第を緩決にして上奏した。

山西司。一件、はっきり報告すること。絞に処する犯人一名、三音班第、四十三歳、トゥメトの七旺ソムの人である。山西巡撫恒文は、「三音班第らが高登甲の馬を奪った案件について、蒙古例に照らして三音班第を絞にする」と裁き、乾隆十九年閏四月九日に上奏した。二十五日、旨は「三法司は擬罪を審査した上で上奏せよ」とあった。臣我らは理藩院、都察院、大理寺と会審し、「三音班第は高登甲らが野原で放牧していた馬を見て奪おうとした。ちょうど伍巴什は三音班第の家に行って借金を取り立てた。そこで三音班第が一緒に奪おうと持ちかけ、伍巴什は同意した。乾隆十六年五月二十五日、三音班第はまた台吉準兌と吉牙を仲間に入れた。四人はそれぞれ馬に乗って、夕方頃に高登甲の馬群に全員揃って至り、十三頭の馬を奪って逃げた。被害者が追いかけたので、途中で五頭の馬を失くした。残りの八頭の馬を一人に二頭ずつ等分して別れた。被害者に告発されて捕えられた。『蒙古偷盜四項牲畜者為首絞』例に照らして、三音班第を絞監候にして、秋になってから処決しよう」と乾隆十九年六月四日に上奏した。九日、旨は「三音班第を擬罪通りに絞監候にし、秋になってから処決せよ。他は議した通りにせよ」とあった。山西巡撫に咨文を送達し、三音班第を監候にしたことが档子に記してある。乾隆二十年、秋審において、山西巡撫恒文は会審し、「三音班第は悪心を起こし、多数の人を糾合して馬を奪ったが、逮

捕に抵抗する憎むべき犯情がなかったので、緩決にすべきである」と上奏し、旨は「三法司は処理せよ」とあった²⁶⁵。

史料からわかるように、乾隆六年以降、二種のモンゴル秋審が形成された。一つは、地方秋審があり、中国本土の秋審制とはほぼ同じ形式である。もう一つは、地方秋審が設けられず、同知は犯人の氏名、年齢や罪状等を档子に書いて理藩院に提出するのみという形式である。それでは、地方秋審のない秋審は、一体どのようなモンゴル死刑案件に適用されたのか。以下、三つの事例を見てみよう。

【事例 A】

奉天司。一件、人殺しのこと。斬に処する犯人一名、諾木図、四十三歳、巴林王桑裏達の旗管下嗎璽ソムの人である。前述のことについて、所管の理藩院等の衙門は、「臣我らが刑部、都察院、大理寺と會審するに、諾木図がラマ博奇を殺した案件について、烏珠穆秦ザサク旗の協辦事務徳勒克旺舒克らは、『諾木図の供述では、「ラマ博奇は章京班達爾錫に追い出されたので、恨みを抱き、私に『班達爾錫が君の一頭の牛を盗んで食べたと訴えなさい。明日にザサクのもとに行つて訴え、得た罰畜の半分を君にあげる』』といった。私は『捏造で罪をなすり付けることができようか』』といった。ラマ博奇はまた『もし君が私のいう通りにしなければ、君を斧で切るぞ』』といいながら、縄を私の首にかけ、斧で切ろうとした。私は『人殺しだ』と叫んだ。ちょうど巴図が来た。私は隙に乗じて逃れ、博奇の持っていた斧を拾い、博奇の耳当たりを打つて彼を倒した。私は殺意を持ち、巴図から小刀を取つて博奇を殺した』という。何度か審理しても隠さず白状している。規定通りに諾木図を斬にしよう』との咨文を送達してきた。これによつて、諾木図を「故殺者斬」律に照らして、斬監候にし、秋になつてから処決しよう」と乾隆六年四月十三日に上奏した。十五日、旨は「諾木図は擬罪通りに斬監候にし、秋になつてから処決せよ。他は議した通りにせよ」とあつた。理藩院に咨文を送り、烏珠穆秦ザサク旗に転送し、諾木図を監候にしたことが档子に記してある。乾隆七年、秋審において、臣我らは九卿、詹事、科道等の官と會審し、「ラマ博奇は諾木図に班達爾錫が彼の牛を盗んだと誣告させようとした。諾木図は従わなかつたので、縄で縛られ、斧で切られた。そこで腹を立てて斧を拾い、博奇を傷つけた。博奇は死んだ。諾木図は緩決にすべきである」と上奏し、旨は「諾木図を監候、緩決にせよ」とあつた。これに謹んで従い、档子に記してある。乾隆八年、秋審において、臣我らは九卿、詹事、科道等の官と會審し、「諾木図はやはり緩決にしよう」と上奏し、旨は「諾木図を監候、緩決にせよ」とあつた。これに謹んで従い、档子に記してある。乾隆九年、秋審において、臣我らは九卿、詹事、科道等の官と會審し、「諾木図はやはり緩決にしよう」と上奏し、旨は「諾木図を監候、緩決にせよ」とあつた。これに謹んで従い、档子に記してある。乾隆十年、秋審において、臣我らは九卿、詹事、科道等の官と會審し、「諾木図はやはり緩決にしよう」と上奏し、旨は「諾木図を監候、緩決にせよ」とあつた。これに謹んで従い、档子に記してある²⁶⁶。

【事例 B】

山西司。馬を盗んだこと。絞に処する犯人一名、龔格、口歳、トゥメトの巴図ソムの人である。前述のことについて、所管の理藩院等の衙門は、「臣我らが刑部、都察院、大理寺と会審するに、龔格が馬を盗んだ案件について、帰化城都統衆佛保らは、『龔格は、色楞に五両の借金をして返済できないため、馬を盗んで売却し、得たお金を等分して借金を返済しようと色楞と協議した。（二人は）一緒にオルドスに行って八頭の馬を盗んだ。途中で三頭を失い、五頭を追って拖思虎村に着いたところ、捕盗官に捕らえられた。何度か審理しても、隠さず白状している。龔格を規定通りに絞にしよう』との咨文を送達してきた。これによって、『蒙古偷盜四項牲畜者為首絞』例に照らして、龔格を絞監侯にして、秋になってから処決しよう」と乾隆十五年十二月十八日に上奏した。二十日、旨は「龔格は擬罪通りに絞監侯にし、秋になってから処決せよ。他は議した通りにせよ」とあった。理藩院に咨文を送り、帰化城同知へ転送させ、龔格を監侯にしたことが档子に記してある。乾隆十六年、秋審において、臣我らは九卿、詹事、科道等の官と会審し、「龔格は八頭の馬を盗んで、間もなく逮捕され、抵抗する憎むべき犯情もなかったので、緩決にすべきである」と上奏し、旨は「龔格を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある。乾隆十七年、秋審において、臣我らは九卿、詹事、科道等の官と会審し、「龔格はやはり緩決にしよう」と上奏し、旨は「龔格を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある。乾隆十八年、秋審において、臣我らは九卿、詹事、科道等の官と会審し、「龔格はやはり緩決にしよう」と上奏し、旨は「龔格を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある。乾隆十九年、秋審において、臣我らは九卿、詹事、科道等の官と会審し、「龔格はやはり緩決にしよう」と上奏し、旨は「龔格を監侯、緩決にせよ」とあった。これに謹んで従い、档子に記してある²⁶⁷。

【事例 C】

来保らが上奏するには、恩詔を受けて刑罰を謹み、案件と法律を一律にし、以て民衆の命を重んじ、皇帝の仁を広めるため。刑科が抄出した、刑部が直隸各省及び盛京等の地の重犯の招冊を上奏した題本には、乾隆七年七月二十七日に旨は「わかった。冊を留めて読む」とあった、とある。これに謹んで従い、臣我らは、八月二十日から数日にわたり、天安門の外で、九卿、詹事、科道等の官と会同し、盛京及び各将軍のところの各犯人の招冊を逐一に詳しく審査し、劉老小子等の情実とされた犯人に関して、それぞれの罪状をはっきり書いて上奏する。賢明な裁断をお待ちしている。伏して請うらくは、該科に勅諭を下し、規定通りに三回復奏させ、以て咨行に便ならしめんことを。臣我らは独断してはいけないので、旨を乞うために謹んで上奏する。一件、財物目当ての殺人のこと。斬に処する犯人達爾扎。臣我らが会審するに、ハルハ地方における商人の事務を処理する員外郎諾林は、達爾扎を斬に擬して咨文を送ってきた。査するに、達爾扎は貧乏で生活できず、任先才の店舗で小僧がいないのを見て、任先才を殺して財物を盗もうとした。そして任先才の店舗に泊まった。夜中にこっそり起きて、小刀を出したところ、任先才は気づいて叫んだ。達爾扎はすぐ任先才の辮髪を掴

み、小刀で首を刺した。任先才は立って、腰刀を出して切った。達爾扎は腰刀を奪ってめったやたらに切った。任先才も達爾扎から腰刀を奪おうと争ううちに、刀の柄が落ちて、達爾扎はまた鎧を持って乱打した。任先才は叫び、達爾扎が上向きに一撃すると、任先才は倒れて死んだ。達爾扎は任先才の財物を盗むとすぐに殺意を抱き、任先才を刀で切ったり、殴ったりして、即座に殺害した。財物目当てに人を殺し、情と法において許されない。達爾扎は緩決にすべきである²⁶⁸。

事例 A と B は、乾隆十一年、同二十年の『緩決招冊』に収められており、それぞれ巴林右旗の諾木図がラマ博奇を殺した案件と帰化城トゥメト旗の龔格がオルドスのモンゴル人の馬を盗んだ案件であり、いずれもモンゴル人同士の案件である。事例 C は、達爾扎が民人任先才を殺害した案件であり、乾隆七年に刑部尚書来保が九卿会審の結果を報告する上奏文に記録されている。史料には達爾扎の旗籍について触れていないが、理藩院が派遣し、ハルハ地方の民人商人に関わる事務を処理する官員がこの案件を裁いたことからすれば、達爾扎はハルハ＝モンゴル人である可能性が高い。つまり事例 C はザサク旗のモンゴル人と民人との交渉案件であろう。史料中の下線部で示したように、これらの事例では、情実と緩決の判決がすべて九卿会審に際して下され、地方秋審については、全く言及がない。九卿会審にとっては、地方秋審の判断が重要な参考になるので、もし地方秋審が行われれば、『緩決招冊』と刑部の題本には、必ず記録があるはずである。従って、乾隆六年において、ザサク旗のすべてのモンゴル死刑案件と帰化城トゥメト旗のモンゴル人同士の死刑案件は地方秋審が設けられなかった。

しかしその後十年の間に、直隸省の辺外にあるザサク旗のモンゴル人・民人交渉の案件にも秋審が適用されるようになった。それに関して、乾隆二十年の直隸の地方秋審に関する直隸総督方觀承の上奏文には次のような内容がある。

……今、乾隆二十年の秋審になり、すでに三回の秋審を経験したすべての犯人の中で、臣私が元の招冊を審査し、罪状を修正する必要がない者、そしてモンゴル人・民人交渉の案件における秋審にかけるべきモンゴル犯人について、属下の各官に案件の事情を詳しく報告させ、解審を免除することを伝達した後、各州・県・庁等が調べた上で、所管する道・府・州、並びに布政使玉麟、按察使永寧が審査して送ってきた。臣私は再び審査し、……一件、はつきり報告すること。八溝の絞に処する犯人一名、色結巴。査するに、色結巴は喀喇沁王旗の怒可洛ソムの箭丁である。民人陳二と昔から知り合い、不和はなかった。乾隆十五年八月二十七日、色結巴は穀物を車に乗せて家に帰る途中で陳二に遇った。陳二は、色結巴の家畜が彼の作ったアワを食ったといい、色結巴に弁償させようとした。色結巴は否認した。陳二は彼をごろつきと呼んで罵った。色結巴が罵り帰したところ、陳二は拳を挙げて殴りかかった。色結巴は焦って車にある棒を取って迎え撃ち、陳二の顔面のやや下の部分を傷つけた。当月二十九日に陳二が死んだ。「蒙古凡闘殴重傷、於五十日内身死者、將殴打之人絞」律²⁶⁹に照らして、色結巴を絞監候にした。査するに、陳二は色結巴の家畜がアワを食ったと偽って弁償を迫り、罵ったり殴ったりしたので、色結巴は腹を立てて棒を持って反撃した。思いがけ

ず（陳二が）負傷して死んだ。色結巴はわざと殺したわけではない。乾隆十九年、秋審においては緩決にした。色結巴はやはり緩決にしよう。一件、はっきり報告すること。塔子溝の絞にする犯人一名、舎楞。査するに、舎楞は喀喇沁公呼図靈阿の旗管下の博爾扣ソムの人である。民人孟法礼と昔から仲良く、恨みがなかった。舎楞の弟である班的は張福成に借金して返済しなかった。乾隆十四年十月四日に張福成は班的の家に行き借金を取り立てた。班的は酔って、狡く言い逃れた。張福成が彼の服を剥こうとすると、班的は怒って服を脱ぎ、小刀を出して刺そうとした。張福成は身をかわし、当たらなかった。班的が誤って小刀を落とし、張福成は小刀を拾って、班的の脱いだ衣服と共に持ち去った。班的は（このことを）兄舎楞に告げ、舎楞に従って弟である長漢扣と一緒に張福成の家に行き、小刀と衣服を返させようとした。しかし、張福成は借金を返済した後に返すといった。（事態は）喧嘩にまで発展し、張福成が殴りかけたところ、舎楞は入り口に置いていた棒を取って、張福成の右側の顎を打って傷つけた。（張福成が）倒れて右側の頬にけがをした。その時、張福成の大家である孟法礼が（喧嘩のことを）聞いて、張福成を庇いに来て、天秤棒で長漢扣を殴り、右側の額を傷つけた。弟が殴られたのを見て、舎楞は腹を立てて棒で孟法礼の頭を一回打ち、彼の持っていた天秤棒を打ち落とした。孟法礼は棒を奪おうとしたが、舎楞にもう一回打たれ、頭の天辺に当たって転んだ。しばらく経って死んだ。「蒙古闘殴重傷、於五十日内身死者、將殴打之人絞」律に照らして、舎楞を絞監候にした。査するに、孟法礼が張福成を庇うために舎楞の弟を殴って傷つけ、また棒を奪おうとしたので、舎楞は焦って打った。思いがけず（孟法礼が）負傷して死んでしまった。わざと殺したわけではない。舎楞を緩決にしよう。……²⁷⁰

下線部からわかるように、直隸秋審で取り扱った案件には、ザサク旗と内地との交渉案件も含まれている。例えば、ハラチン右旗の色結巴とハラチン左旗の舎楞は、それぞれ民人陳二と孟法礼を打ち殺し、『蒙古律例』によって絞監候とされた。さらに直隸秋審において、緩決とされた。これらの案件の地方秋審は、①直隸省管下の八溝、塔子溝二庁²⁷¹が案件をまとめ、②府・道・司の諸官が審査を重ね、③最後に直隸総督が再び審査して上奏する、という流れで行われた。現時点では、ハラチン三旗と内地との交渉案件がいつから地方秋審で処理されたのかを特定できないが、上申制の変化と密接な関係があると思われる。乾隆十六年に直隸総督方觀承が上奏したハラチンのモンゴル人勸哈兔が民人吳三を切り殺した案件によれば、当時ハラチン三旗と内地との交渉案件はすでに熱河道、按察使司、直隸総督によって上申されるようになっていた。これらの案件が内地行政機関に上申されたからには、当然ながら、内地の地方秋審で処理されたはずであろう。これが、前述した帰化城トゥメト旗の場合と全く同様である。

二 チャハル八旗の秋審

チャハル八旗の秋審は乾隆七年から始まった。その契機は、この年に乾隆帝が副都統旺扎爾を派遣して、チャハル地域に多発していた強盗・窃盗犯罪を処理させたことである。旺扎爾は、チ

チャハル八旗と牧廠の総管及び張家口、独石口、多倫諾爾の同知と共に各々の境界を画定し、盜賊の逮捕等に関する章程を制定したばかりでなく、帰化城トゥメト旗の裁判制度を導入し、チャハル八旗の裁判制度を改革した。この新たな制度は『欽定大清会典則例』に記録されている。

（乾隆）七年に議して定めるに、八旗遊牧チャハルの命盜案件について、①もし凶犯、盜賊、死者の親戚、盜案の被害者が皆モンゴル人で、内地民人と関係のない場合には、所管の総管らに近くで同知・通判と会同させ、明らかに審理して擬罪する。鞭打ちとされた軽罪の犯人を法の通りに発保し、徒・流以上の刑とされた犯人を直ちに所管の同知・通判に引き渡して収監させ、刑部に上申する一方、まず鞭打ちとされた犯人を打って完結させよう。理藩院が刑部等の衙門と会同して上奏して裁可された後、処刑すべき犯人は罪を犯した場所で処刑しよう。軍・流以下の刑とされた犯人は規定通りに枷号で完結させよう。斬・絞監候とされた犯人は牢獄に厳しく収監し、秋審になってから、所管の総管が年齢や容貌の清冊を作って刑部に報告しよう。②もしモンゴル人・民人交渉の命盜案件であれば、所管の総管は官員を遣わして同知・通判と会同し、明らかに審理して擬罪する。保出すべき者は保出を許し、投獄すべき者は所管の同知・通判に引き渡して監禁する。（犯人が）直隸の民人であれば、所管の同知らは即ち口北道、所管の按察使、総督に上申し、総督が覆審して具題する。山西の民人であれば、即ち帰綏道、所管の按察使、巡撫に上申し、巡撫が覆審して具題する。やはりそれぞれ所管の総管に咨文を送って記録に残す。もし決定された罪が所管の総管の意見と食い違えば、再び部に上申させ、刑部が本院[理藩院]と会同して、詳しく修正して覆奏する。立決とされた犯人は犯罪の場所で処刑し、軍・流以下の刑とされた犯人は規定通りに完結する。監候犯人はやはり同知・通判に収監させ、秋審の時に、所管の総督・巡撫が詳しく調べて具奏しよう²⁷²。

史料中の①と②は、それぞれモンゴル人同士の案件とモンゴル人・民人交渉の案件に対する規定である。モンゴル人同士の死刑案件であれば、擬罪の段階では、総管が同知、通判と会審し、原案を刑部に上申した。秋審においては、総官が犯人の年齢、容貌等を档子に書いて刑部に呈した。つまり地方秋審が設けられなかった。例えば、乾隆十五年七月、チャハル鑲紅旗のモンゴル人敦巴、那旺鄂雜爾とその息子顔丕爾はスニト左旗に至って、六頭の馬を盗んで、間もなく馬の主に逮捕された。乾隆十七年の秋審において、首犯である敦巴は九卿会審で初めて緩決とされた²⁷³。一方、モンゴル人・民人交渉の死刑案件であれば、原案は、口北・帰綏道、直隸・山西按察使司、直隸総督・山西巡撫によって上申された。秋審において、総督・巡撫が詳察して上奏した。つまりモンゴル犯人が直隸と山西省の地方秋審にかけられた。例えば、乾隆十六年十月、チャハル鑲黄旗の羅卜蔵は沙歌都爾の三頭の馬を盗んで、山西民人任明盛に売却した。任明盛は馬の来歴が怪しいと思いつつも、安い値段を貪って購入した。二人は一緒に逮捕された。乾隆二十年五月、直隸の地方秋審において、羅卜蔵は緩決とされた²⁷⁴。

ここまででは、乾隆朝前半におけるチャハル八旗の秋審制を述べてきたが、乾隆二十六年以降、チャハル都統の設置によって、チャハル八旗の上申手続きが変わり、秋審も一定の変化が生じた。

まず、第二章第三節で述べたように、モンゴル人・民人交渉の案件はすべて直隸・山西省側が上申し、乾隆二十六年以降、モンゴル人が犯人である交渉案件はチャハル都統によって上申されるようになった。つまりチャハル八旗のモンゴル犯人は地方秋審の対象外となった。例えば、乾隆四十九年一月に発生したチャハル正藍旗の倫本が民人李受章を刺殺した案件について、チャハル都統は刑部に上申し、刑部は理藩院・都察院・大理寺と会審し、倫本を絞監侯とし、同年十二月に皇帝に裁可された。この案件について、乾隆五十年の秋審においては、地方秋審は行われず、九卿会審ではじめて判断が下された²⁷⁵。

次に、第二章第二、三節で述べたように、チャハル都統が上申したモンゴル死刑案件の中で、理藩院は家畜窃盗案を、刑部は殺人案件を担当した。この区分けに応じて、秋審実務も詳しく規定された。高遠拓児 2008 が引用している、清代中期以降の刑部の内規と思われる『秋審事宜』には、

一、理藩院が処理し、秋審にかけるべきチャハル＝モンゴル案件については、「略節」を堂官に呈し、（堂官が）確認して定めた後、即ち所管の清吏司に交付し、満文の「略節」一部を書き写し、漢文の「略節」と共に板刻する。九卿会審の前に、満文の招冊を理藩院に送り、期日に会審を行う。我が部が主稿し、理藩院等と会同する案件については、満文の「略節」を作らない。（秋審の判断が）すべて未定であるので、九卿が会審する期日に情実・緩決を決める²⁷⁶。

とある。チャハルのモンゴル案件の中で、理藩院が主稿するものは、主として家畜窃盗案を指し、その秋審実務に関しては、刑部が満文の招冊を作成し、それを九卿会審の前に理藩院に送った。一方、刑部が主稿するものは、主として殺人案件であり、刑部が九卿会審の前に漢文の招冊を理藩院に送っていたと思われる。いずれにしても、チャハル都統が上申した案件なので、地方秋審が行われず、秋審の判断は九卿会審まで保留された²⁷⁷。

三 モンゴル人・民人交渉の案件の地方秋審

清朝は、直隸・山西辺外の諸旗におけるモンゴル人・民人交渉の案件に対して、地方秋審を施したが、「提犯」手続きを行わなかった。まず、山西の地方秋審を見てみよう。

山西巡撫準泰が謹んで上奏するには、恩詔を受けて刑罰を謹み、案件と法律を一律にし、以て民衆の命を重んじ、皇帝の仁を広めるため。……すでに三回の秋審を経て、犯情を改正する必要もなく、論旨によって監侯と言い渡された案件、弟が実兄を殺した案件については、それぞれ招冊を審査して提犯会勘を行い、別に上奏するほか、晋省において三回の秋審を経していない、及び三回以上の秋審を経たといっても、なお審査を要する犯人は、百五十一人いる。臣私は、布政使李敏第、按察使多綸、冀寧道黃祐……らを引き連れて、役所で逐一に詳しく会審した。モンゴル犯人を護送して審理し、供述を取る必要がないほか、……²⁷⁸

また、乾隆八年における山西布政使嚴瑞龍の上奏文には、

山西布政使嚴瑞龍が謹んで上奏するには、定めた章程をさらに斟酌し、愚見を謹んで述べ、賢明な裁断を仰いで願うため。思うに、地方官は重案の犯人を擬罪して護送し、総督・巡撫は自ら審理して上奏する。以て慎重を顕し、冤抑を防ぐのである。査するに、晋省の帰化城の各庁において、モンゴル人と民人が雑居しており、命盗案件については、乾隆五年に章程を定めた。モンゴル人・民人交渉の案件であれば、帰化城同知らは明らかに審理して按察使司に上申し、巡撫が帰化城都統と関会して覆審した上で上奏した。犯人を（省城へ）護送して（巡撫が）自ら審理しないのは、モンゴル語に通じないので、訊問できないからである。章程を定めて以来、ずっとそれにしたがって処理してきた²⁷⁹。

とある。この史料から、山西省の官僚は、モンゴル人・民人交渉の案件を上申する時、モンゴル語に通じないため、モンゴル犯人を省城へ護送して尋問していなかった。これが、山西秋審において、山西省側がモンゴル犯人に対して、提犯手続きを行わなかった原因でもあると思われる。直隸秋審について、総督方觀承の上奏文には、次の記事が見える。

犯情を詳らかにして法律を援引し、秋審において護送を免除し、以て皇帝の仁を広めるための刑部の咨文によれば、直隸司からの報告には、直隸総督方觀承は、「モンゴル犯人は辺外に暮らし、内地の気候風土に馴染まない。しかも秋審が盛暑に当たって、遠距離の護送中に（犯人が）死んでしまう恐れがある。前任の総督がすでに咨文を送り、刑部が回答して、モンゴルと内地の交渉案件について、直省の秋審にかけられたモンゴル犯人を護送して審理するのを停止させたことが档子に記してある。ただ前回いただいた部の咨文は、特にチャハル＝モンゴルに対するものであり、各旗の秋審にかけられた辺外のモンゴル犯人については、言及がなかった。従って、今年の秋審も旧例に従い、モンゴルと内地の交渉案件の犯人を省城に護送して会審した上で上奏する。伏して査するに、チャハル＝モンゴルと内地の交渉案件の犯人がすでに護送を免れた以上は、辺外の各旗のモンゴル人が同様であって、慣習風俗が類似しており、省城までの道のりも同じであるので、もし明文で定めていないという理由で民人と同様に護送したら、同じモンゴル人なのに、異なる方法で取り扱うことになってしまう。請うらくは、今後、古北口辺外の各旗のモンゴル人は、モンゴル人のみで民人と関係のない場合、やはり所管の総管が自ら審理するほか、モンゴルと内地の交渉案件の斬・絞監候とされたモンゴル犯人であれば、すべてチャハルの法の通りに、毎年四月上旬に裁判を担当する衙門が自ら犯人を呼び出して犯情を逐一に調べて明らかにし、情実・緩決・可矜の三種に分類し、そして年齢、旗籍の档冊を作って、一緒に上申し、審査を重ねて上奏し、護送を免じよう。このようにすれば、処理も一律化されるであろう。適切かどうかを議して咨文で送達してほしい」との咨文を送ってきた。査するに、辺外の各旗の外藩モンゴル人は、内地の気候風土に馴染まず、そもそもチャハル＝モンゴル人と同じである。モンゴルと内地の交渉案件について、直省の秋審にかけられたモン

ゴル犯人は、所管の総督の申請の通りにチャハル＝モンゴルの法を援引し、同様に取り扱いながらもよい。以上のことをすべて転送して遵守したことが档子に記してある²⁸⁰。

史料中の「前任の総督」とは、那蘇図を指し、乾隆十年から同十四年まで直隸総督の任に当たった。彼の提案に基づいて、清朝は、直隸秋審にかけられたチャハル八旗のモンゴル犯人の護送を停止した²⁸¹。モンゴル人が内地の気候風土に馴染まないのは、停止の最大の原因であった。後に、方觀承はまた「辺外のモンゴル人は同様であって、慣習風俗が類似している」という理由でチャハル八旗の法を援引し、ザサク旗のモンゴル犯人の護送を停止した。それに応じて、これらのモンゴル犯人に関する地方秋審の手続きは、同知・通判が自ら犯人を呼び出して取り調べ、情実等を決め、意見を書き加えた上で、上級機関に提出するようになった。

四 モンゴルと東三省の交渉案件の秋審

清代の東三省は、盛京、吉林、黒龍江将軍が管轄する地域である。将軍は、駐防八旗の旗人と内地から移住してきた民人を統轄し、東三省と周辺のモンゴル旗との交渉案件を処理する権限をも有した。吉林と黒龍江の裁判制度は殆ど同じであるので、本節では、モンゴル旗と盛京・黒龍江との交渉案件に焦点を当てて検討したい。

(一) モンゴルと盛京秋審

盛京将軍の担うモンゴル案件について、(嘉慶)『欽定大清会典事例』には、

モンゴル案件○元の規定：盛京に属する辺外のモンゴル案件は、毎年一回、本部[盛京刑部]が有能な司員を派遣し、所管のザサクらと会審して供述を取り、理藩院に咨文で上申し、(理藩院が)上奏して完結させる²⁸²。

とあり、また、

秋審○元の規定：盛京刑部は各直省の総督・巡撫と異なる。秋審になると、各重罪の犯人の年齢、容貌や原籍を咨文で刑部にはっきり報告する。原案により招冊を印刷し、九卿は会審して上奏する²⁸³。

と見える。つまりモンゴルと盛京の交渉案件について、盛京刑部は司員を派遣して、ザサクと会した上で、原案を理藩院に上申した。犯人が監候とされた者であれば、秋審が始まると、盛京刑部は犯人の年齢、容貌等を刑部に報告し、九卿会審において、初めて情実等を決めていた。

次いで、ゴルロス前旗のモンゴル人畢西冷らが盛京旗人李応士らの貨物を強奪した強奪した案件を通じて、康熙朝末期から乾隆元年までのモンゴル死刑案件に関する盛京秋審を考察する。

郭爾羅斯旗のモンゴル人畢西冷らの七人が康熙六十一年に盛京鑲白旗の閑散である商人李応士らの貨物を強奪した案件について、先に臣我が部[盛京刑部]は員外郎常禄を派遣し、郭爾羅斯旗の扎薩克一等台吉である查渾と会審して供述を取り、規定通りに理藩院に咨文で上申した。理藩院が三法司と会審し、「従犯都魯克、班達爾式が供述を取った後、牢獄で病死したため、議さないほか、畢西冷らが李応士らの貨物を強奪したのは確かなことであるので、康熙六十一年十一月二十日に恩赦があったが、律例を援引して寛免しないことにした。また査するに、理藩院が定めた法には、『官員や平人が多数の人を糾合して財物を強奪し、人を殺さなかった場合、首謀の二人を絞立決とし、妻子と畜産を没収する。残りの犯人を従犯としてそれぞれ百回鞭打ち、三九の牲畜を取り立てて被害者に与える』とある。しかし、畢西冷が一人で首謀して貨物を強奪したので、畢西冷を絞に処し、秋になってから処決すべきである。没収した家畜を李応士らに渡すほか、李応士らが皆旗人なので、畢西冷の妻子を与えるのを止めるべきである。薩都瓦らは皆畢西冷が糾合した従犯であり、強盜薩都瓦、訥莫、噶尼、烏墨黒は皆従盜の例に照らして擬罪しよう」と雍正元年三月六日に上奏した。当月八日、旨は「畢西冷を絞監候にし、秋後に処決せよ。他は議した通りにせよ」とあった。これに従って、公文書を送ってきた。畢西冷は監候にした。畢西冷が首犯として李応士らの貨物を強奪したのは確かなことであるので、康熙六十一年の恩赦において寛免しなかったからには、雍正十三年九月三日の恩赦においても寛免を許すべきではない。しかし今、奉天[盛京]將軍は理藩院からの文書によって、「將軍衙門の咨文によれば、モンゴル人巴彦寇は首犯として博奇らと共に昼に披甲である蕭玉昆を馬から落として縛り、馬やお金、衣服を奪った。また民人張麟を縛って馬やお金、衣服を奪った。これによって、首犯巴彦寇は法に照らして斬監候にし、秋になってから処決すべきである。従犯朝克図はジョーオド盟盟長に引き渡し、百回鞭打った後、妻子と共に隣接の盟長に引き渡し、有功の台吉に与えて奴僕にすべきである。シベの博奇、特訥何は杖百回、流三千里にし、右腕に搶奪二字を刺青すべきである。しかし、強盜蒙古盜犯畢西冷らが罪を犯したのは雍正十三年九月三日の恩赦の前であり、律例を援引して寛免する法と符合し、すべて免罪すべきであると乾隆元年三月七日に上奏した。当月九日、旨は『議した通りにせよ』とあった。これに従った」との文書を送達してきた。査するに、臣我が部の監候のモンゴル犯人畢西冷が鑲白旗の閑散李応士らの財物を奪ったのは事実であるため、部は、恩赦を援引して寛免することを許さず、蒙古例に照らして絞にすると審議した。今、モンゴル人巴彦寇が白昼に披甲蕭玉昆の財物を強奪し、部は、律[大清律例]に照らして巴彦寇を斬にし、恩赦を援引して免罪すると審議した。モンゴル強盜畢西冷と巴彦寇二人の犯情を見ると、似ている。伏して請うらくは、巴彦寇のように恩赦を援引し、畢西冷を寛免すべきかどうかについて、皇帝は鑑みて部に勅諭を下し、審議した上で施行しよう。臣我らは独断してはならないので、旨を乞うために謹んで上奏している²⁸⁴。

この史料は盛京刑部侍郎である葛森の乾隆元年五月八日付の上奏文である。内容からわかるよ

うに、畢西冷の場合について、雍正元年三月に理藩院は三法司と会審し、『蒙古律書』を準拠したが、首謀者が畢西冷一人であり、犯情が比較的軽いので、畢西冷を絞監候にした。その後、畢西冷は寛免されず、乾隆元年まで盛京刑部に収監された。第二節で指摘したように、雍正元年に監候刑の適用に伴って、モンゴル地方には牢獄がなかったため、モンゴル監候犯人は皆北京に収監された。しかし畢西冷の事例は、雍正元年以前、清朝がすでにモンゴルと盛京との交渉案件に対して、監候刑と秋審制を適用し始めたことを示している。

(二) モンゴルと黒龍江秋審

清代の編纂史料には、モンゴルと黒龍江との交渉案件の裁判制度に関する記事が見当たらない。しかし『黒龍江將軍衙門檔』によれば、乾隆二年から、清朝はモンゴルと黒龍江との交渉案件に対して、監候刑と秋審制を適用した。以下は、ドルベト旗のモンゴル人 *ucaraltu* が黒龍江の民人 *Joo Wenhūwa* の馬を盗んだ案件を事例として、監候刑と秋審制の適用過程を明らかにする。

この案件の概要は次の通りである。*ucaraltu* はドルベト旗の台吉 *erketu* の奴僕であり、ブトハの *torodai* に雇われて労働していた。乾隆二年四月十一日、*Joo Wenhūwa* は馬車を駆って城で魚を売った。帰る途中で、馬車を南辺門外に止めて、油を買うために店に入った。*ucaraltu* は見張りのない馬車を見て、馬を外して盗んだところ、その場で *badana* に逮捕された²⁸⁵。

黒龍江將軍 *ertu* は、ドルベト旗の協理台吉と会審して *ucaraltu* を斬立決と擬罪した上で、その原案を理藩院に上申した。理藩院は三法司と会審し、雍正五年の定例に照らして、*ucaraltu* を絞監候に処すると改めた。

査するに、理藩院が定めた法には、「凡そ他人の馬、駱駝、牛、羊の四種の家畜を一人で盗んだ場合は、主僕を問わず絞立決にする」とある。雍正五年に上奏し、「盗まれた家畜の数が少なく、犯情が軽ければ、首犯を絞と擬罪し、牢獄に監禁し、秋になってから処決する。家産は没収して被害者に与え、妻子を暫く所管の旗に留めて、その後の審理で減刑されれば、妻子と共に隣接の盟長に引き渡し、盟内の有功の台吉に奴僕として賞賜する」と定めた。盗賊 *ucaraltu* は車を引く一頭の馬を盗んで、すぐに捕えられた。全く他人を傷つかなかったため、所管の將軍 *ertu* らの擬罪通りに直ちに絞殺してはならない。判決を変更し、雍正五年に定めた法によって、*ucaraltu* を絞監候に処し、家畜を没収して被害者に与えるほか、妻子を所管の旗に留めて置き、後の審理で減刑されれば、*ucaraltu* を妻子と共に隣接の盟長に引き渡し、盟内の有功の台吉に賞賜し、奴僕にする。盗まれた一頭の馬はすでに被害者 *Joo Wenhūwa* に渡したので、再び議さないようにして裁いている²⁸⁶。

同年九月十二日、理藩院はこの判決を上奏し、十四日に皇帝に裁可された²⁸⁷。そして黒龍江將軍は、*ucaraltu* をどこに収監し、また秋審をどのように行うのかという問題について、理藩院に問い合わせた。

査するに、我がチチハルの近くにあるドルベト、ジャライト、ゴロルス旗のモンゴルが旗人、民人らの家畜を盗む案件に関して、我が衙門は、所管の旗の一人の協理台吉と会審して完結させた後、いつも所管の犯人を各々の旗に引き渡して監視させている。Joo Wenhūwaの馬を盗んだドルベト旗のモンゴル人 *ucaraltu* については、先に我が衙門が彼の旗の協理台吉 *ucaral* と会審し、院に文書を送った後、犯人 *ucaraltu* を通常通りにドルベト旗に引き渡して監視させた。従って、院より送達されてきた文書の通りに、ドルベト貝子 *banjur* に文書を送り、犯人 *ucaraltu* をしっかり監禁するほか、ただ *ucaraltu* はドルベト旗管下のモンゴル人であり、今、秋まで監禁する時、所管のドルベト旗に収監すべきか、或は我が衙門の牢獄に収監すべきか。また監候犯人の場合には、法によれば、毎年に秋審に際して、犯人の名前、年齢や原籍を調べて刑部に報告している。処刑すべき者であれば、年末に上奏している。絞監候とされた *ucaraltu* を毎年の秋審の時期に、部・院に報告すべきかどうか、もし報告するならば、ドルベト旗がどの部・院に報告すべきか、或は我が衙門が報告すべきか。これから、このような死刑犯人を処刑するならば、どこで処刑し、年末に誰が上奏すべきか等の問題について、院が指示する返事の文書が届いた際に遵守しよう²⁸⁸。

黒龍江將軍のこれらの質問に対して、十月二十四日、理藩院は、「モンゴルと黒龍江との交渉案件は盛京の定例に照らして処理せよ」と回答した。

査するに、奉天[盛京]等の地域で捕えられたモンゴル盗賊を審理した後、理藩院に上申する。理藩院が上奏して文を送り返した後、現地に収監する。故に、黒龍江將軍らに文書を送り、奉天等の地域の定例に従って処理せよ²⁸⁹。

こうして犯人 *ucaraltu* は黒龍江に収監され、乾隆三年の秋審にかけられた。同年三月、黒龍江將軍盛京は、*ucaraltu* の年齢、旗籍や理藩院の判決を刑部に報告した²⁹⁰。

乾隆八年に清朝は、東三省に地方秋審を設けたこと²⁹¹に伴って、モンゴルと東三省との交渉案件を地方秋審で取り扱うようになった。その事例として、『緩決招冊』に収める扎木素が王世有を毒殺した案件を挙げる。

奉天司。一件、人を毒殺したこと。斬に処される犯人一名、扎木素、三十二歳、トゥメト旗のモンゴル人である。前述のことについて、所管の理藩院等の衙門は、「臣我らは刑部、都察院、大理寺と会審するに、モンゴル人扎木素が民人王世有を毒殺した案件について、盛京刑部侍郎である兆恵は、『扎木素の叔父である沙克沙巴は王世有を雇って畑を耕させた。王世有は沙克沙巴の娘と通姦する時、扎木素に遭遇した。扎木素は長い間王世有に恨みを抱き続けた。乾隆八年、雇用が満期になり、王世有は他家に雇われたが、いつものように沙克沙巴の家に来たり、隙に乗じて泊まったりした。扎木素はさらに腹を立てた。また王世有が彼の姉婿を殺し、彼の姉を奪おうとしているという噂を聞いて、殺されるのを恐れた。どうしようもなく困っている時に、突然、以前に兄の班濟布と出兵した時、ラマ医が出した処方に、五様というモンゴル薬に杏仁の油を混ぜて人に飲ませると、人がす

ぐに死んでしまうとあったことを思い出し、直ちに山に入り、（薬を）見つけて取って置いた。乾隆九年二月二十二日、王世有はまた彼の家に来た。扎木素は、食事をしようと引き留め、食べ物に毒薬を混ぜた。王世有は食べて、すぐに腹痛を起こし、外に出て倒れて、意識を失って死んだ。何度か審理しても、隠さずに白状している。法に照らして扎木素を斬と擬罪する』と上奏した。これによって、蒙古例の『凡謀殺人造意者斬』律に照らして、扎木素を斬監候にし、秋になってから処決しよう」と乾隆十年三月二十日に上奏した。二十二日、旨は「扎木素は擬罪通りに斬監候にし、秋になってから処せよ。他は議した通りにせよ」とあった。理藩院に咨文を送達して盛京刑部に転送し、扎木素を監候にしたことが档子に記してある。乾隆十一年の秋審において、盛京刑部侍郎である托時らは会審し、「扎木素が民人王世有を毒殺したのは、謀殺といえども、王世有は彼の姉と通姦し、さらに彼の姉婿を殺すといった。同犯人は通姦を憤り、危険を心配したので謀殺したのである。個人的な恨みを抱く者と違う。扎木素を緩決にすべきである」と上奏した。旨は「三法司は処理せよ」とあった²⁹²。

扎木素が王世有を毒殺した案件は乾隆十一年の秋審に回された。地方秋審において、盛京刑部侍郎托時らは会審し、扎木素を緩決にして上奏した。皇帝は、托時らの意見を三法司に交付し、九卿会審の準備をさせた。

黒龍江の秋審について、乾隆十六年の刑部の上奏文には、次の案件が記録されている。

一件、馬を盗んだこと。絞に処する犯人一名、鄂岳。臣我らは会審するに、黒龍江將軍傅爾丹らは会審して、鄂岳を緩決として上奏した。査するに、鄂岳は漁師を探しに出かけて、蒙庫図というところに至って、ある人の庭にいる一頭の鞍置き馬を見て、盗む際に捕らえられた。乾隆五年の秋審において、鄂岳が緩決とされた。今、所管の將軍はやはり緩決にした。査するに、鄂岳はただ一頭の馬だけを盗み、すでに一回緩決とされた。鄂岳を可矜と改めるべきである²⁹³。

また、乾隆十六年の『緩決招冊』の目録には、

黒龍江將軍。一件、馬を盗んだこと。絞に処する犯人鄂岳、四十二歳、ゴルロスザサク台吉杜噶爾札布の旗管下の烏又裏ソムの人である²⁹⁴。

とあり、ゴルロス前旗の鄂岳が馬を盗んだ案件に関して、黒龍江の地方秋審において、鄂岳は緩決とされたが、九卿会審において、可矜と変更された。

小結

本章では、雍正朝から乾隆朝前半までのモンゴル朝審・秋審制度の成立とその変容過程を詳しく検討してきた。明らかにしたところをまとめると、以下の通りである。

まず、清朝は、雍正元年からモンゴル人同士の案件とモンゴル・内地交渉の案件に対して朝審を適用し、モンゴル・盛京交渉の案件に対して秋審を適用した。ザサク旗と帰化城トゥメト旗の案件に関わる朝審実務は、刑部の山東司が担当し、理藩院が九卿会審に参与した。一方、チャハル八旗の案件に関わる朝審の実務は、山東司以外の諸司が担当し、理藩院が九卿会審に参与しなかった。

次に、乾隆五年から同七年まで、モンゴル各地域の朝審は相次いで秋審へ変化した。帰化城トゥメト旗・チャハル八旗のモンゴル人と内地民人との交渉案件は、山西・直隸省側が上申することによって、当該二省の地方秋審で取り扱われるようになった。他の地域におけるモンゴル死刑案件は、旗側が理藩院に上申したので、地方秋審が設けられなかった。後に、直隸辺外のザサク旗のモンゴル人と内地民人との交渉案件も直隸省側の上申によって同省の地方秋審にかけられた。モンゴル秋審について、高遠拓児は、「監候判決を受け取った地方の官員によってその取扱いが二分されることが明らかとなった。まず、内地の官に身柄を管理された罪囚については、通常の民人の案と同様の手順で処理されていった。一方、モンゴル地域の官に身柄を管理された罪囚については、内地におけるような地方秋審は実施されず、モンゴルの官は秋審の判断には関わらなかった」と指摘した²⁹⁵。しかしこの観点には、やや不十分なところがある。本論で論じたように、モンゴル監候犯人は皆同知、通判、東三省將軍によって身柄を管理された。どのような秋審にかけるかの選択は、擬罪の段階でどの行政機関が案件を上申することによって決まる。つまり、内地直省の官が上申する場合には、地方秋審が設けられた。モンゴル地方の官が上申する場合には、地方秋審がなかった。

清代を通して、秋審は極めて重要な意味を持ち、皇帝のみが死刑の最終決定権を有することを宣示するばかりでなく、死刑案件に対して、皇帝が刑罰を乱用せず、民の命を重んじて慎重に取り扱い、斟酌を繰り返した上で、「至公至当」、「刑罰得中」、「無冤無枉」を達成することを通じて、皇帝の恩・徳を表現する機能を果たした²⁹⁶。清朝の目線から見れば、モンゴルは内地直省と同様に皇帝の臣民であり、当然ながら秋審制度を守るべきである。一方、清朝は、八旗、外藩モンゴル、内地直省の三つの行政カテゴリーがそれぞれ独立し、並行関係を保ちつつ、皇帝のもとに統合される支配体制を築いていた。従って、清朝は、秋審制をモンゴル地方に適用する時、中国本土の秋審制をそのまま導入するのではなく、ある程度の調整を行う必要があった。本章の考察結果からは、清朝がモンゴルを全国の統一的な司法制度のもとへ統合しながら、監候刑の実施、監候犯人の収監地、死刑案件の種類、各旗の統属関係など諸要素を考慮し、柔軟な手段でモンゴル地方の特殊な状況に即したモンゴル秋審を作り出したことがわかる。

結論

本学位論文は、覆審制と秋審制の運用実態、歴史的変容とその原因及び蒙古例適用のあり方を分析し、清朝は主として①裁判を効率化する、②属人主義的支配体制を維持する、③地域社会の特徴に応じるという三つの原則に基づいて、モンゴルに対して法支配を進めた、という結論を提示した。

まず、裁判を効率化すると、属人主義的支配体制を維持するという二つの原則について、次の知見を得ることができる。

第一章では、帰化城トゥメト旗地域における覆審制とその仕組み、歴史的変容を述べた。雍正元年、帰化城庁の設置によって、清朝は、当該地域におけるモンゴル人・民人の交渉案件に覆審制を適用した。同四年まで、犯人の所属に応じて、モンゴル人の場合には、原案は旗を経て理藩院に上申されたが、民人の場合には、山西省の行政機関によって、刑部に上申された。乾隆五年、裁判の精度と効率を高めるために、清朝は帰化城トゥメト旗地域の命盗案件の上申手続を三通りにした。高遠拓児氏は、モンゴルの死刑案件を処理するため、中央政府に設けられた手続きを「蒙古型」、「折衷型」、「内地型」の三種に分類した。これらの手続きはモンゴルの覆審制と対応関係があるので、本論文でもこの分類を援用すると、覆審制の「蒙古型」の上申手続きは、帰化城トゥメト旗が中心となり、当該地域に駐在する山西省の行政機関も同時に覆審し、最後理藩院へ上申するものであり、モンゴル人同士の案件に適用された。「内地型」の上申手続きは、山西省の行政機関のみが覆審し、最後皇帝へ上奏するものであり、民人同士の案件と民人が犯人であるモンゴル人・民人交渉の案件に適用された。「折衷型」の上申手続きは、山西省の行政機関が中心となり、帰化城トゥメト旗も同時に覆審し、最後皇帝に上奏するものであり、モンゴル人が犯人である交渉案件（単独犯、或は民人と共犯者になる）に適用された。同章第三節で述べたように、「折衷型」の上申手続きの設置と、モンゴル人同士の死刑案件の第一審で旗と庁の官員が会審することは、裁判の精度と効率を高めるための措置である。『大清律例』に不案内な帰化城トゥメト旗側が単独で裁くよりは、内地行政機関と会審するほうが裁判の精度を高めることができる。しかも命盗案件を正しく審理すれば、理藩院による却下をも免れるので、裁判効率の向上にもつながっている。乾隆二十八年、綏遠城將軍の設置によって、帰化城トゥメト旗側の裁判の精度と効率が保障されたため、モンゴル犯人の交渉案件の覆審権はモンゴル地域の行政機関に戻ったと思われる。以上は、帰化城トゥメト旗の覆審制の手続きが変化した経緯である。

第三章第二・三節で述べたように、乾隆七年、チャハル八旗地域の命盗案件を処理し、裁判の精度と効率を上げるために、清朝は帰化城トゥメト旗地域の覆審制を援引し、チャハル八旗の裁判制度を改革した。乾隆二十六年、チャハル都統の設置により、帰化城トゥメト旗と同様にモンゴル犯人の交渉案件の覆審権がチャハル八旗側に戻った。

それに対して、第五章第三節の一で指摘したように、ハラチン三旗のようなザサク旗と内地との交渉案件については、モンゴル犯人の交渉案件の覆審権は、1750年代からずっと直隸省側が保

有した。

一方、帰化城トゥメト旗地域における軽微な交渉案件について、清朝は裁判の効率を高めるために、乾隆七年に訴訟・案件の審理権を庁側に与えた。ただし、帰化城トゥメト旗側は再審を請求する権限、さらに再審において通判と会審を行う権限を保持した。それに対して、第三章第一節で示したように、モンゴル旗と東三省との交渉案件の場合、雍正六年以降、すべての案件を旗と省が会審して処理するようになった。その原因は、恐らく帰化城トゥメト旗地域ではモンゴル人と民人が雑居し、交渉案件が東三省より多いためであろう。

以上の考察から見れば、清朝によるモンゴルの裁判制度の設立・調整は、殆ど訴訟・案件を正しく速やかに処理するためである。こうしたモンゴル旗、庁、東三省の間の裁判権の調整は、清朝がモンゴル地域を安定させ、そこに暮らす人間集団を制御・統合するための一つの措置だと見るべきであろう。また、裁判の効率化と属人主義的支配体制の維持が衝突する時、前者は後者に優先していた。

次に、地域社会の特徴に応じるという原則に関しては、以下の検討から導くことができる。

雍正元年、清朝は蒙古例を整備するために、内地の監候刑をモンゴルに導入した。それに伴い、中国本土の朝審・秋審制も導入された。最初はモンゴル人同士の案件とモンゴル・内地交渉の案件に対して朝審を適用し、モンゴル・盛京交渉の案件に対して秋審を適用した。これは、モンゴル地域に犯人を収監する場所がないからである。ザサク旗と帰化城トゥメト旗の案件に関わる朝審実務は、刑部の山東司が担当し、理藩院が九卿会審に参加した。一方、チャハル八旗の案件に関わる朝審の実務は、山東司以外の諸司が担当し、理藩院が九卿会審に参加しなかった。乾隆五年から同七年まで、モンゴル各地域の朝審は相次いで秋審に変化した。帰化城トゥメト旗・チャハル八旗のモンゴル人と民人との交渉案件は、山西・直隸省側が上申することによって、当該二省の地方秋審にかけられた。他の地域におけるモンゴル案件は、旗側が理藩院に上申したので、地方秋審が設けられなかった。後に、直隸辺外のザサク旗のモンゴル人と内地民人との交渉案件も直隸省からの覆審を受けることによって、同省の地方秋審にかけられた。秋審は覆審制と密接な関係があった。すなわち、内地直省の官が上申した場合には、地方秋審が設けられ、モンゴル地方の官が上申した場合には、地方秋審がなかったのである。

清代を通して、秋審は極めて重要な意味を持ち、皇帝のみが死刑の最終決定権を有することを宣示するばかりでなく、死刑案件に対して、皇帝が刑罰を乱用せず、民の命を重んじて慎重に取り扱い、斟酌を繰り返した上で、皇帝の恩・徳を表現する機能を果たした。清朝の目線から見れば、モンゴルは内地直省と同様に皇帝の臣民であり、当然ながら秋審制度を守るべきである。一方、清朝は、八旗、外藩モンゴル、内地直省の三つの行政カテゴリーがそれぞれ並立しつつ、皇帝のもとに統合された支配体制を構築していた。従って、清朝は、秋審制をモンゴル地方に適用する時、中国本土の秋審制をそのまま導入するのではなく、ある程度の調整を行う必要があった。本章の考察結果からは、清朝がモンゴルを全国の統一的な司法制度のもとへ統合しながら、監候刑の実施、監候犯人の収監地、死刑案件の種類や各旗の統属関係の諸要素を考慮し、柔軟な手段でモンゴル地方の特殊な状況に即したモンゴル秋審を作り出したことがわかる。

第二章第一節では、清朝がチャハル八旗に適用した蒙古例を検討した。清朝は、雍正五年から乾隆元年まで、蒙古例の康熙六年法と雍正五年法を合わせたチャハル専用法を適用した。これは、チャハルは八旗に属し、チャハル＝モンゴルを奴隷にする法がないからである。乾隆元年から同七年まではチャハル八旗を八旗と一律化し、『大清律例』を適用したが、その後、犯罪をより厳格に取り締まるために、蒙古例が全面的に復活した。また、乾隆十二年には蒙古例と『大清律例』を折衷した法が適用された。チャハル八旗には「モンゴル」と「八旗」という両面的性格があり、清朝はそれに応じてチャハル八旗専用の蒙古例を定めたのである。

第四章では、蒙古例の乾隆十二年法の成立過程と性格を検討し、ハルハに対する清朝の法支配を再認識した。ハルハにおいて、雍正朝から乾隆朝初頭にかけて、清・ジュンガル戦争を契機として、清朝はハルハに対する支配を強化し、蒙古例の盗賊法をハルハに積極的に適用した。乾隆六年、清朝は強盗条を改定し、犯人を監候刑に処するようになった。こうした背景の下で、ハルハの王公たちは、強盗犯罪を取り締まり、弁償と犯人の護送をめぐる不都合を解決するためにHJ 乾隆十一年法を制定した。これは、一方では旧蒙古例を骨格にしつつも、他方ではハルハの固有の弁償方法を加味して作ったものである。乾隆十二年、参贊大臣保徳はハルハ王公の意思、言い換えればHJ 乾隆十一年法の内容を踏まえて、家畜窃盗事件を取り締まる方策を提案した。清朝政府は彼の提案を採用し、ハルハ専用の乾隆十二年法を頒布した。同法の条文は、蒙古例の康熙六年法と雍正五年法、ハルハ固有の弁償方法を組み合わせたものである。乾隆十二年法の成立は、ハルハの固有法を積極的に取り入れ、柔軟な手段でハルハを支配する清朝の姿勢を示している。結局、保徳の上奏を通じて、HJ 乾隆十一年法の殆どの内容は間接的に清朝によって追認されたのである。蒙古例が一方向的にハルハに浸透するだけでなく、ハルハ側の意向も蒙古例の制定にある程度の影響を与えていたことを示す一つの事例として理解することができよう。

参考文献

史料

中国語:

- 中国第一歴史档案館蔵「内閣満漢文黄冊」「軍機処満文録副奏摺档」「軍機処漢文録副奏摺档」
「内閣全宗」「黒龍江將軍衙門档」
- 中国第一歴史档案館、内蒙古大学蒙古学学院整理『清内閣蒙古堂档』第22冊、内蒙古人民出版社、2005年
- 中国第一歴史档案館『清朝前期理藩院満蒙文題本』、内蒙古人民出版社、2010年
- 張偉仁編『中央研究院歴史語言研究所現存清代内閣大庫原藏明清档案』、聯経出版事業公司、1986-1994年
- 国立故宮博物院『宮中档雍正朝奏摺』、国立故宮博物院出版、1977-1980年
- 内蒙古自治区阿拉善左旗档案史志局編『清代阿拉善和碩特旗蒙古文档案選編』(影印版)、国家図書館出版社、2015年
- 『世宗実録』(『大清世宗憲皇帝実録』) 華文書局、1964年
- 『高宗実録』(『大清高宗純皇帝実録』)、華文書局、1964年
- 『大清律例』『文淵閣四庫全書』、台湾商務印書館、1986年
- 伊桑阿等編纂(康熙)『大清会典』『近代中国史料叢書(三編)』、文海出版社
- 允禩等編修(乾隆)『欽定大清会典則例』『文淵閣四庫全書』、台湾商務印書館、1986年
- 托津等編修(嘉慶)『欽定大清会典事例』『近代中国史料叢刊三編』、文海出版社、1991年
- 托津等編修(嘉慶)『欽定大清会典』『近代中国史料叢刊三編』、文海出版社、1991年
- 崑岡等編修(光緒)『欽定大清会典事例』『続修四庫全書』、上海古籍出版社、2002年
- 劉士銘『雍正朔平府志』『中国方志集成(山西)』第九冊、鳳凰出版社、2009年
- 吳輔宏編修『乾隆大同府志』『中国地方志集成・山西府県志輯』、鳳凰出版社、2005年
- 金志章編修『口北三庁志』『中国方志叢書・塞北地方36』、成文出版社、1968年
- 徳溥編修『豊鎮県志』『新修方志叢刊』、台湾学生書局、1967年
- 李洵等校点『欽定八旗通志』、吉林文史出版社、2002年
- 『烏里雅蘇台志略』『中国方志叢書』(塞北地方・第39号)、成文出版社、1968年
- 張鵬高『奉使俄羅斯行程記』『奉使俄羅斯行程記(及其他一種)』、中華書局、1991年
- 錢良扆『出塞記略』『奉使俄羅斯行程記(及其他一種)』、中華書局、1991年
- 范昭遠『從西記略』『民族古籍与蒙古文化』總第1-2号、呼和浩特市民族事務委員会、2001年
- 国史院校注『清史稿校注』台湾商務印書館、1999年

モンゴル語:

MYYYTA (モンゴル国立中央文書館) 所蔵文書

Altanorgil, *Kökeqota-yin teüken mongyul sorbulji biçig*, Öbür mongyul-un soyul-un keblel-ün qoriy-a, 1988 on

研究文献

日本語：

- 田村実造共編 (1966) 『五体清文鑑訳解』京都、京都大学文学部内陸アジア研究所
- 滋賀秀三 (1984) 『清代中国の法と裁判』、創文社
- (2003) 『中国法制史論集 法典と刑罰』、創文社
- 田山茂 (1954) 『清代における蒙古の社会制度』、文京書院
- 島田正郎 (1982) 『清朝蒙古例の研究—東洋法史論集 第五』、創文社
- (1981) 『北方ユーラシア法系の研究—東洋法史論集 第四』東京、創文社
- (1992) 『清朝蒙古例の実効性の研究—東洋法史論集 第七』、創文社
- 二木博史 (1981) 「白樺法典について」『アジア・アフリカ言語文化研究』21
- (1983) 「『ハルハ・ジロム』の成立過程について」『一橋研究』8 (1)
- 岡洋樹 (1992) 「『庫倫辦事大臣』に関する一考察」『清朝と東アジア—神田信夫先生古稀記念論集』、山川出版社
- (2007) 『清代モンゴル盟旗制度の研究』、東方書店
- (2010) 「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」『歴史評論』七二五号
- 佐藤長 (1971) 「モンゴリアと清朝」『岩波講座世界歴史』、岩波書店
- 萩原守 (1993) 「清朝の蒙古例—『蒙古律例』『理藩院則例』他」『中国法制史—基本資料の研究—』、東京大学出版社
- (1988) 「清代モンゴルにおける刑事的裁判の事例—清朝蒙古例、実行性の証明を中心にして」『史学雑誌』第97編第12号
- (2006) 『清代モンゴルの裁判と裁判文書』、創文社
- 小沼孝博 (2014) 『清と中央アジア草原—遊牧民の世界から帝国の辺境へ』、東京大学出版社
- 萩原守、額定其勞 (2014) 「モンゴル法制史研究動向」『法制史研究』64号
- 高遠拓兒 (1999) 「清代秋審制度と秋審条款—とくに乾隆・嘉慶年間を中心として—」『東洋学報』第81巻第2号
- (2010) 「清代秋審文書と蒙古—18世紀後半～20世紀初頭の蒙古死刑事案処理について」『東洋文化研究所紀要』第157冊
- (2001) 「清代地方秋審の手續と人犯管理—乾隆年代における提犯・巡歴・留禁の問題をめぐって—」『史学雑誌』巻110第6号
- (2004) 「清代秋審制度の機能とその実態」『東洋史研究』第63巻第1号
- (2008) 「清代秋審制度と蒙古人犯—秋審招冊の関連事案を中心として—」、中央大学東

- 洋史学研究室編『池田雄一教授古稀記念アジア史論叢』、東京：白東史學會
- 村上信明（2010）「清朝の理藩院における蒙古旗人の任用・昇進体系」『創価大学人文論集』22
- 伊藤洋二（1987）「清代における秋審の実態」『中央大学アジア史研究』11
- 中村茂夫（1999）「秋審余滴」『愛大史学』8、
- 赤城美恵子（2004）「可矜と可疑:清朝初期の朝審手続及び事案の分類をめぐって」『法制史研究』54
- （2005）『緩決の成立—清朝初期における監候死罪案件処理の変容—』『東洋文化研究所紀要』147
- 額定其勞（2011）「清代モンゴルのアラシャ旗における裁判」『法学論叢』170 卷 1-3 号
- （2012）「清代ハラチン・モンゴルの右翼旗における裁判」『東北アジア研究』16
- 蒙古勒呼（2011）「雍正・乾隆朝における帰化城トゥメト旗の裁判制度—命盜案件を中心として—」『史滴』33
- （2014）「『ハルハ=ジロム』における乾隆 11 年法の再検討—蒙古例の乾隆 12 年法を手がかりとして—」『内陸アジア史研究』29

中国語：

- 李毓澍（1962）『外蒙政教制度考』台北、中央研究院近代史研究所
- 馬建石等編（1992）『大清律例通考校注』、中国政法大学出版社
- 那思陸（1992）『清代中央司法審判制度』文史哲出版社
- 内藤乾吉（1987）『六部成語注解』浙江古籍出版社
- 曉克等編（2008）『土默特史』、内蒙古教育出版社
- 鄭秦（2000）『清代法律制度研究』、中国政法大学出版社
- 孙家红（2007）《清代的死刑監候》、社会科学出版社
- 烏雲畢力格等（2002）『蒙古民族通史』内蒙古大学出版社
- 達力扎布（2003）『明清蒙古史論稿』、民族出版社
- （2015）『清代蒙古史論稿』、民族出版社
- （2004）「康熙三十五年〈蒙古律例〉研究」中央民族大学編『民族史研究』第五輯、民族出版社
- （2005）「『喀爾喀法規』制定的原因及實施範圍初探」『中央民族大学學報』158
- 趙全兵等（2008）『內蒙古中西部墾務志』、内蒙古大学出版社
- 哈斯巴根（2007）『鄂爾多斯農牧交錯区域研究（1697-1945）—以準噶爾為中心』、内蒙古大学出版社
- 楊強（2010）『清代蒙古法制變遷研究』、中国政法大学出版社
- 張永江（1998）「論清代漠南蒙古的二元管理体制」『清史研究』第二号
- 白玉双（2007）『18 至 20 世紀初東部內蒙古社会變遷研究—以喀喇沁地区旗制与旗民社会為中心』（内蒙古大学博士学位論文）

- 張文生 (2010) 「対一個『走西口』人一段記載の解析」『西口文化論衡』中国社会出版社
- 那日蘇 (2005) 「清代歸化城土默特旗制的演替」『蒙古史研究 (第八集)』内蒙古大学出版社
- 徐曉光 (1989) 「清代对蒙古的司法審判制度」『内蒙古大学学报』第一号
- 金鑫 (2013) 「清代達斡爾、鄂温克兩族所適用的法律」『滿語研究』2

キリル文字:

- Ш.Нацагдорж (1961) *Уланхацарт (описание памятника)*, уланбатор
- Č.Nasunbaljur (1963) *Qalq-a jirum*, Ulanbator.
- Ц.Насанбалжир (1966) *Ардын заргын Бичиг*, Monumenta Historica Instituti Historiae Academiæ Scientiarum Reipublicae Populi Mongoli, улаанбаатар
- Б.Баярсайхан、Б. Оюунбилэг、Б.Багбаяр (2009) *Халх Жүрам (эх бичгийн судалгаа)*、улаанбаатар
- Ока Хироки (2014), *Сэцэн хааны үеийн Монгол дахь хоёр чуулганы тухай: Сэцэн хааны 6-р оны Шарилжтайн чуулган ба 8-р оны Шонхорын чуулган*, 『滿蒙档案与蒙古史研究』、上海古籍出版社

英語:

- V.A.Riasanovsky (1965) *Fundamental Principles of Mongol Law*, Uralic and Altaic Series vol.43, Bloomington: Indiana University Publication.
- M.J.Meijer (1984), *The Autumn Assizes in Ch'ing Law*, T'oung Pao, Second Series, Vol.70, Livr.
- Dorothea Heuschert (2012), *State Authority Contested Along Jurisdictional Boundaries. Qing Legal Policy Towards The Mongols in The 17th And 18th Centuries*, Max Planck Institute For Social Anthropology Working Papers
- Christopher P. Atwood (2004), *Encyclopedia of Mongolia and the Mongol Empire*, New York: Facts on File.

ロシア語:

- С.Д.Дылыков (1965) *Халха джирум памятник монгольского феодального права XVIII в.* Сводный текст и перевод ц.ж.жамцарно, Москва.
- (1998), *Цаажинбичиг ("Монгольское уложение") : Цинское законодательство для монголов 1627-1694 гг.*, Москва: Издательская фирма Восточная литература РАН.

ドイツ語:

- Dorothea Heuschert (1998), *Die Gesetzgebung Der Qing Für Die Mongolen Im 17. Jahrhundert: anhand des Mongolischen Gesetzbuches aus der Kangxi-Zeit (1662-1722)*, Wiesbaden: Harrassowitz Verlag.

注：

- 1 小沼孝博 2014、2 頁。
- 2 Heuschert2012、p2。
- 3 滋賀秀三が定義した「必要的覆審制」である。
- 4 徐曉光 1989、楊強 2010、199-221 頁。
- 5 達力扎布 2003、326 頁。
- 6 島田正郎 1982、194-196。
- 7 島田正郎 1992、333-367。
- 8 萩原守 2006、88 頁。
- 9 高遠拓児 2010、69-70 頁。
- 10 哈斯巴根 2007、88-102 頁。
- 11 白玉双 2007、61-65 頁。
- 12 額定其勞 2011、101-119;136-161;119-139 頁。
- 13 額定其勞 2012、167-204 頁。
- 14 萩原守 2006、179-186 頁。
- 15 Heuschert2012、p18。
- 16 (清) 張鵬翮『奉使俄羅斯行程記』、7-12 頁；(清) 錢良弼『出塞記略』、10-14 頁。
- 17 烏雲畢力格等編 2002、311 頁。
- 18 帰化城トゥメト旗の東南に位置し、山西省と境界とした万里長城の関所である。清代民人に「西口」と呼ばれ、内地からモンゴル地方に入る重要な道である。
- 19 張文生 2010 参照。
- 20 (清) 范昭遠『從西記略』、99-100、121 頁。
- 21 帰化城庁の設置は、帰化城トゥメト旗都統丹津 (danjin) が上奏し、理藩院が審議した上で、皇帝の裁可を得た。その上奏文の原文は現在残っていないが、丹津の後任である mani の乾隆五年三月一日付けの上奏文で引用されている。中国第一歴史檔案館所蔵、『滿文軍機処録副奏摺檔』：0822-001/018-0839、乾隆五年三月一日。
- 22 『世宗実録』：雍正七年三月丙寅条。
- 23 (清) 劉士銘『雍正朔平府志』：「帰化城理事同知：多爾濟、正白旗蒙古人、理藩院員外郎。雍正元年任、四年奉滿、保留復任。法保、鑲紅旗蒙古人、理藩院員外郎。雍正七年任。永敏、正白旗滿洲人、理藩院員外郎。雍正八年任」、153 頁。また理藩院の蒙古旗人については、村上信明 2010 参照。
- 24 『滿文軍機処録副奏摺檔』：1040-002/022-2540、雍正十二年十一月十五日。
- 25 『高宗実録』：乾隆八年八月壬子条。
- 26 滿洲語「bithesi」の音訳であり、文書の作成・翻訳等を担う役人である。
- 27 帰化城筆帖式を増設する上奏文は帰化城巡察官 sereng が提案したものである。その原文は現在残っていないが、帰化城都統 mani の乾隆五年三月一日付けの上奏文に引用されている。(註 21) 前掲史料参照。
- 28 『雍正朔平府志』：「協理帰化城筆帖式一員。阿世達、正紅旗蒙古人、理藩院筆帖式、雍正八年任」、153 頁。
- 29 『滿文軍機処録副奏摺檔』：0002-001/001-0024、雍正十二年十一月二十七日。
- 30 協理筆帖式が協理通判と改称した年次はなお明らかではないが、乾隆元年の文書では、協理筆帖式は同時に協理通判とも呼ばれている。『滿文軍機処録副奏摺檔』：0016-002.1/001-0428、乾隆元年五月六日；0016-002.2/001-0428、同六月二日。
- 31 『滿文軍機処録副奏摺檔』：0600-002/015-0266、雍正十三年六月二十四日。研究によれば、帰化城トゥメト旗の開墾し得る土地は 18 万頃あり、4 万頃は 22 パーセントである。曉克 2008、303 頁。
- 32 (註 30) 前掲史料。
- 33 (註 21) 前掲史料。その原文は、「huhu hoton i bade tehe irgen, niyalmai ergen de holbobuha baita hülha holo i ambakan baita hacin be, an i harangga siyün fu de beidebume benegureci tulgiyen, buyereme becunure habšandure tantara weile i jergi baita be, uthai baita icihiyara tungjy de afabufi wacihiyabuki. monggo irgen i holbobuha baita oci, gūsa be kadalara amban harangga hafasa be tucibufi, tungjy i emki acafi getukeleme beidefi gūsa be kadalara amban de alafi wacihiyakini. monggo de holbobuha niyalmai ergen i baita oci, kemuni harangga jurgan de benjibukini.」である。
- 34 (註 21) 前掲史料。中央が帰化城理事同知に協力する協理筆帖式を任命することを定めた書である。
- 35 (註 21) 前掲史料。その原文は、「amban be jurgan ci unggihe bithe be dahafi, huhu hoton i bade tehe irgesi buyerame benucure habšandure tantara weilei jergi baita be an i tungjy sa icihiyafi wacihiyaraci tulgiyen, irgesi teile yabuha niyalmai ergen hülha holo ambakan baita hacin be, tungjy sa kooli songkoi harangga siyün fu de boolafi,

dorgi fafun i bithei songkoi wacihiyabumbi. monggo de holbobufi irgen be ujen weile arara baita oci, tingjy sa meni tucibuhe hafasai emgi beidefi gaiha jabun weilengge irgen be suwaliyame šo ping fu de benebufi, gemu dorgi fafun i bithei songkoi wacihiyabumbi. irgen de holbobufi monggo be ujen weile arara baita oci, meni tucibuhe hafasa tungjy sei emgi beidefi gemu monggo kooli songkoi weile tuhebufi harangga jurgan de boolafi wacihiyabumbi. monggo, irgen i holbobuha buyasi hacin i baita be, meni tucibuhe hafasa tungjy sei emgi beidefi amban mende alafi wacihiyabureci tulgiyen, monggoso teile yabuha niyalmai ergen hülha holo i ambakan baita hacin be amban meni baci getukeleme beidefi toktobuha monggo kooli bithei songkoi weile tuhebufi harangga jurgan de boolafi wacihiyabume uttu icihiyahai jihe.] である。

³⁶(註 23) 前掲史料。その原文は、「abkai wehiyehe i duici aniya sunja biyai orin duin de tulergi golo be dasara jurgan ci unggihe bithede, huhu hoton be giyarime baicara tai pu sy yamun i aisilakū hafan sereng ni hacilame wesimbuhe bade ereci amasi gūsai niyalma monggo irgen de holbobuha niyalma i ergen hülha holo jergi baita de šo ping fu ci acafi beidere ban a i hafasa be tucibure be nakafi, meni meni gūsaci tucibuhe monggo hafasa be tungjy tungpan sei yamun de acafi beidekini.] である。

³⁷ 原文「bireme boolafi」は漢文の「通稟」に当たる。命盗案件において、州と県の役人が検証した後、案件を各上級機関に報告することをいう。那思陸 1992、95 頁。

³⁸ 内蒙古呼和浩特市土默特左翼旗档案馆所蔵、『清代档案』：(全宗号) 80- (目録号) 38- (件号) 4。史料の原文は、「daci, huhu hoton i monggo irgen i niyalmai ergen hülhai jergi baita be icihiyara de, toktobuha kooli de uheri ilan hacin bi. irgen i niyalmai ergen hülhai baita oci, huhu hoton i tungjy emu derei giran feye tuwafi, baicame tuwafi bireme boolafi, emu derei weilengge niyalma be jafafi, hancikan be tuwame šu ping fu de benefi, fu ci hafan tucibufi beidefi alanakini. monggo oci, huhu hoton de benefi, gūsa be kadalara amban i baci, ulame afabufi beidefi, baita be toktobukini. huhu hoton i monggo irgen i emgi hoki acafi, hülha ofi, yaburengge oci, huhu hoton i tungjy, šu ping fu ci tucibuhe ba na i hafan i emgi acafi beidefi weile toktobufi, gemu fu ci tuwafi alanafi wesimbukini seme dahame yabubuha be dangsede ejehebi. te tulergi golo be dasara ci huhu hoton be giyarime baicara hafan sereng ni hacilame wesimbuhe babe gisurefi, dahūme wesimbuhe bade, ereci amasi...」である。

³⁹ 清代の内モンゴルにおけるザサク旗の裁判制度については、額定其勞 2011 ; 同 2012 参照。

⁴⁰ 陝西省福平県の出身。戊子年の挙人であり、雍正六年に左雲県の知県に就任した。

⁴¹ 内蒙古呼和浩特市土默特左旗档案馆所蔵、『清代档案』：80-32-1、雍正十年三月一日。

⁴² 国史院校注『清史稿校注』(巻 617)、2323 頁。

⁴³ 乾隆三年 (1738) 九月、Yan San 等の三人の民人は借金を返済するために、帰化城トゥメト旗のモンゴル人 arabtan の 20 頭の馬を盗んだ。黄河を渡って伊克昭盟へ行こうとしたが、浮氷が流れていたもので、やむを得ず、šabinar 村に住む知り合いである帰化城トゥメト旗のモンゴル人 melekei, hotong の家に泊まった。彼らは同村の tacab, bayartu と合意し、盗んだ馬から 3 頭を食べ、2 頭を民人 Eu Dziiio, G'ao Wengioi に売った。Eu Dziiio はこの馬をモーミンガン旗の sandu に譲り、sandu はまたオラト旗の台吉 kicenggu に売却した。ところが、この馬に乗った kicenggu は arabtan の息子に遭遇し、sandu のことを白状した。そこで sandu と Eu Dziiio は相次いで逮捕された。帰化城トゥメト旗と帰化城庁は箭丁 togūltai, 衙役 Li Cengliyang を遣わし、Eu Dziiio を連れて melekei の家に行って調べさせたが、三人は melekei, hotong, Yan San に殺害された。帰化城トゥメト旗の官員は帰化城協理通判と会審し、melekei を主犯として斬刑に処し、Yan San を従犯として流刑に処して。

⁴⁴ 中国第一歴史档案馆編、『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(巻 2)、348-349 頁。その原文は「baicaci neneme yaya monggo nikan ishunde holbobuha ambakan hülha, niyalmai ergen i baita be tungjy, aisilara tungpan sei baci, šo ping fu de boolafi, ulame boolafi hafan tucibufi meni tucibuhe hafan i emgi acafi beidefi, monggo hülha oci meni yamun de monggo kooli songkoi weile tuhebume, nikasa oci, ceni baci, beidere jurgan i fafun i bithei songkoi weile tuhebume gisurefi jurgan de boolafi wacihiyambihe jakan huhu hoton be giyarime baicara aisilakū hafan sereng hacilame wesimbuhi, ereci amasi monggo nikan ishunde hokilafi hülhaha, niyalmai ergen i baita be harangga tungjy, tungpan i emgi acafi beidefi, kooli songkoi weile tuhebume gisurefi, jurgan de boolafi wacihiyakini. dorgici hafan tucibure be nakakini sechebe dahafi, te ere baita be meni jalan i janggin saincahūn sebe tucibufi, acafi beidefi, monggoso be an i meni yamun ci monggo kooli songkoi weile tuhebuheci tulgiyen, nikasa be tungjy cuimpil se beidere jurgan i fafun i bithei songkoi weile tuhebufi, k'o de dosimbuha bime, ce uwei hūwayalarakū, jai ere beita de holbobuha hülhasa monggo nikan be dahame, giyan i emu baita obufi, jurgan de boolaci acambi seme tungjy cuimpil de afabume bithe yabubuha de tungjy cuimpil i alibume benjihe bithede baicaci, nenehe tušan i giyarime baicara amban i baci, hacilame wesimbuhe bithei dorgide tungjy, tungpan se ambasai tucibuhe monggo hafasai emgi acafi beidefi weile toktobumbi sehebi. eici tungjy yamun ci weile tuhebure babe umai faksalahakūbi. niyalmai ergen hülha holo de holbobuha baita cisui salici ojarahū ojarahū ofi, huhu hoton i aisilara tungpan cisui i baci dacilame bithe benjihe babe ulame siyūn fu amban de dacilame bithe alibuha. siyūn fu amban i baci toktobufi bithe unggihe erinde, jai ambasa de bithe alibuki seme anatame benjihebi.] である。

⁴⁵(註 21) 前掲史料。その原文は「amban be bahaci ereci amasi kemuni da wesimbuhi toktobuha kooli be dahame... aika monggo irgen holbobuha niyalmai ergen hülha holo i dorgide monggo irgen be gemu weile tuhebuci acara baita be, tungjy sa be amban meni yamun de jalan i janggin sai emgi acafi getukeleme beidefi gaiha jabun yaruha kooli tuhebuhe weile be k'o toktobufi sansi siyūn fu jai amban mende alibufi, meni juwe baci dasame kimcime

getukelebufi hūwayalafi, eici monggo dalafi yabuha, eici irgen dalafi yabubuha babe dalafi yabuha weilengge niyalmai harangga kadalara baci alifi beidere jurgan, tulergi golo be dasara jurgan de boolafi wacihiyakini。」である。

⁴⁶ 原文「tuwafi beidefi」は漢語の「検審」に当たる。「検審」とは、死体や傷を検証し、犯人を尋問することをいう。内藤乾吉 1989、121 頁。

⁴⁷ 原文「dahūme beidefi」は漢文の「覆審」に当たる。

⁴⁸ 中国内地には、一省の政務を統べる上級機関として、布政使司（略称「布政司」、通称「藩司」と按察使司（略称「按察司」、通称「臬司」）がある。布政使司は財政を中心として行政一般を司り、按察使司は司法を司る。滋賀秀三 1994、14 頁。

⁴⁹ 内蒙古呼和浩特市土默特左旗档案馆所蔵『清代档案』：80-38-4、乾隆五年一月二十五日。史料の原文は

「te tulergi golo be dasara jurgan ci huhu hoton be giyarime baicara hafan sereng ni hacilame wesimbuhe babe gisurefi, dahūme wesimbuhe bade, ereci amasi monggo irgen ishunde holbobuha niyalmai ergen hūhai jergi baita be šo ping fu ci hafan tucibufi, acafi beidebure be nakafi, harangga gūsa ci monggo hafasa be tucibufi, tungjy jai aisilame baita be icihiyara bithesi yamun de genefi acafi beidekini sehebe tuwaci, ereci amasi huhu hoton i yaya monggo irgen ishunde holbobuha niyalmai ergen, hūhai jergi baita i dorgi ehe weilengge niyalma, hūhai monggo ojoro, bucehe niyalmai niyamangga niyalma, duribuhe niyalma irgen ojoro, ehe weilengge niyalma hūhai irgen ojoro bucehe niyalmai niyamangga niyalma duribuhe niyalma monggo ojoro, jai ehe weilengge niyalma hūhai monggo irgen suwaliyaganjame babe bodorakū, gemu harangga gūsaci hafan tucibufi acafi beidefi gūsa be kadalara amban de tucibume boolafi bithe unggifi wesimbufi wacihiyabuci acambi. damu baicaci niyalmai ergen hūhai jergi baita de sacime wara tatame wara cooha obure falabure weilebure, janglara weile adali akū bime monggo irgen be weile toktobure de geli encu icihiyara babi. aikabade gemu harangga tungjy sebe gūsai hafasai emgi acafi beidebufi weile toktobufi gūsa be kadalara amban de tucibume boolara oci cooha obure falabure weilebure weile tuhebuhe irgen be ba toktobufi falabure unggime banjinarakū sere anggala sacime wara tatame wara weile tuhebufi loode horifi bolori be aliyabure weilengge niyalma serenge gemu bolori beidere de dosimbuci acarange gūsa be kadalara amban i bade geli bolori beidere kooli akū be dahame baita mayan tatabufi yabubure de mangga ombi. bairenge ereci amasi huhu hoton i irgen i niyalmai ergen hūhai jergi baitai dorgi ehe weilengge niyalma duribuhe niyalma gemu irgen umai monggo de holbobuhakūngge oci harangga aisilame baita icihiyara bithesi giran feye tuwafi baicame tuwafi bireme boolafi weilengge niyalma be jasei dolo benjifi šo ping fu ci hafan tucibufi beidefi weile toktobuki. monggo i niyalmai ergen hūhai jergi baitai dorgi ehe weilengge niyalma hūhai bucehe niyalmai niyamangga niyalma duribuhe niyalma gemu monggo umai irgen de hobobuhakūngge oci, gūsaci hafan tucibufi aisilame baita icihiyara bithesi iemgi acafi beidefi weile toktobufi gūsa be kadalara amban, tungjy de boolame benefi wacihiyaki. monggo irgen ishunde holbobuha niyalmai ergen hūhai jergi baitai dorgi ehe weilengge niyalma hūhai irgen ojoro bucehe niyalmai niyamangga niyalma duribuhe niyalma monggo ojongge oci šo ping fu ci hafan tucibufi acafi beidere be nakafi harangga aisilame baita icihiyara bithesi de afabufi emu dergi tuwafi beidefi bireme boolafi emu derei gūsa be kadalara amban de getukeleme alanafi monggo gūsai hafasa be tucibufi harangga aisilame baita icihiyara bithesi i yamun de genefi acafi beidefi weile toktobufi baitai dorgi weihuken weilengge niyalma be kooli songkoi akdulabufi weilebure weile ci wesihun weile tuhebuhe weilengge niyalma be harangga tungjy de benefi dahūme beidefi an ca sy de benjihe manggi beidefi ulame alanafi siyūn fu yamun ci wesimbuki... aikabade ehe weilengge niyalma, hūhai monggo ojoro bucehe niyalmai niyamangga niyalma, duribuhe niyalma irgen ojongge oci šo ping fu ci hafan tucibufi acafi beidebure be nakafi harangga aisilame baita icihiyara bithesi emu derei tuwafi beidefi gūsa be kadalara amban de getukeleme boolafi monggo gūsai hafasa be tucibufi acafi beidefi kemuni emu derei siyūn fu an ca sy de birame boolafi acafi getukeleme yargiyalame beidehe manggi gūsai hafan gūsa be kadalara amban de tucibume boolafi harangga aisilame baita icihiyara bithesi tungjy de tucibume boolafi kimcime beidefi monggo i kooli songkoi weile toktobufi ilgama faksalafi gebu jergi be holbome arafi jurgan de bithe unggifi wesimbufi wacihiyakini. jurgan ci amasi bithe unggihe erinde harangga aisilame baita icihiyara bithesi baita wacihiyaha turgun de jebun be nikan hergen sargiyame arafi siyūn fu an ca sy de tucibume boolafi dangse de ejeki。」である。

⁵⁰ (註 49) 前掲史料。その原文は「niyalmai ergen hūhai jergi baitai dorgi aika monggo irgen uhei hebei niyalma be bucere de isibure eici hokilafi durime wame yaburenge be irgen bi seme kemuni jabun arafi siyūn fu an ca sy de benefi beidefi wesimbure oci monggoso be jasei dorgi loode horici ojurakū bime irgen i songkoi weile ararakū aika damu irgen be siyūn fu an ca sy de benefi beidefi wesimbure monggoso be kemuni gūsa be kadalara amban de benefi gisurefi wacihiyabure oci uju ilhi yargiyān getuken akū jabun turgun jurcenjehe ba bifi unakū bederebufi beidebure jaln, weilengge niyalma be amasi Julesi benere de isinambi ede harangga aisilame baita icihiyara bithesi sai tehe ba, golo hoton ci sandalabuhange umesi goro weilengge niyalma be amasi Julesi benere de ušabufi jobobumbi sere anggala jugūn i andala oihorilame ukambure be inu akū obume muterakū. baicaci abkai wehiyehe sucungga aniya irgen monggo i uhei hebei durime wame yabuha baita be icihiyara de mangga ofi teisu teisu boolame wesimbifi jurgan ci šošofi kimcici ojoro ojurakū babe jurgan de bithe unggihe bihe. siramre jurgan ci emu baita be teisu teisu boolame wesimbure kooli akū seme amasi bithe benjihebi. erebe tuwaci ere jergi baita hacin be icihiyara de daci toktobuha kooli akū. damu sahaliyan ula ningguta jiyanggiyūn i ba i gūsai niyalma irgen i baita be beideme icihiyara kooli be yaruci ombi. baicaci harangga ba i jiyanggiyūn damu šeremšame tehe cooha be kadalaha. tubade tehe irgen yaya weile necihe baita be inu jiyanggiyūn i baci wacihiyambi. terei dorgide niyalmai ergen hūhai jergi baita baci jiyanggiyūn i baci jabun gaifi weile toktobufi jurgan de benefi kimcifi dahūme wesimbumbi... uttu dahame, yabume

aniya goidaha be dahame te huhu hoton i monggo irgen uhei hebei durime wame yabuha baita be neneme gūsai hafasa be tucibufi aisilame baita ichihiyara bithesi i emgi acafi beidefi, gūsa be kadalara amban tungjy de dendeme boolafi sahaliyan ula ningguta jiyanggiyūn i ba i kooli songkoi gemu gūsa be kadalara amban tungjy de afabufi dahūme beidefi jabun arafi weile toktobufi jurgan de bithe unggifi kimcifi dahūme wesimbuki...」である。

⁵¹ 原文「benefi deidefi」は漢文の「解審」に当たり、犯人を上級機関に護送して覆審するという意である。那思陸 1992、176 頁。

⁵² (註 49) 前掲史料。その原文は「bairengge ereci amasi ehe weilengge niyalma hūlha irgen ogoro bucehe niyalmai niyamangga niyalma duribuhe niyalma monggo ogoro ehe weilengge niyalma hūlha monggo ogoro bucehe niyalmai niyamangga niyalma duribuhe niyalma irgen ogoro, jai monggo irgen uhei hebei niyalma be bucere de isibure eici hokilafi durime wame yabure babe bodorakū kemuni fe kooli songkoi gemu harangga aisilame baita ichihiyara bithesi de afabufi emu derei tuwafi beidefi tungjy an ca sy sansi siyūn fu de bireme boolafi emu derei gūsa be kadalara amban de alibume boolafi monggo gūsai hafasa be tucibufi acafi beidefi weile toktobume aikabade ehe weilengge niyalma hūlha irgen oci weihuken weilengge niyalma be kooli songkoi akdulabufi weilebure weile ci wesihun weilengge niyalma be tungjy de benefi dahūme beidefi jabun arafi, an ca sy de benefi beidefi ulame alanafi harangga siyūn fu i yamun ci wesimbufi wacihiyabume, aikabade ehe weilengge niyalma hūlha monggo ogoro jai monggo irgen be gemu weile araci acara baita oci weihuken weilengge niyalma be inu kooli songkoi aktulabufi weilebure weile ci wesihun weilengge niyalma be tungjy de benefi dahūme beidefi loode horifi an ca sy sansi siyūn fu jai gūsa be kadalara amban i yamun de alibume boolafi ishunde bithe unggifi acafi gisurefi toktobuha manggi, harangga siyūn fu i yamun ci wesimbubume kemuni gūsa be kadalara amban de bithe unggifi acafi toktobuha babe wesimbure bithede getukeleme tucibume weihuken weilengge niyalma be wesimbure erinde uthai neneme wacihiyabume ujen weilengge niyalma be amban meni jurgan ci tulergi golo be dasara jurgan i emgi acafi gisurefi, dahūme wesimbufi...」である。

⁵³ 刑部の議案では、「モンゴル人同士の命盗案件について、凶犯、盗賊及び死者の親戚、強奪された者が全てモンゴル人である場合に、旗は官員を遣わし、協理筆帖式と会審して判決を下し、都統、同知に上申し、jurgan に咨し、(jurgan が) 上奏して完結させよう」と規定している。また理藩院の裁判文書の史料集である『清朝前期理藩院滿蒙文題本』によれば、乾隆朝を通じて、帰化城トゥメト旗のモンゴル人同士の案件はすべて理藩院に上申しているため、議案中の jurgan は理藩院を指すと判断できる。

⁵⁴ 『欽定大清會典則例』(卷 144) : 「康熙元年題準、蒙古擬定死罪犯人由扎薩克審明報院、由院會三法司定擬具奏。其應監候秋後處決者照刑部秋審例會滿九卿議奏」、583 頁。

⁵⁵ 高遠拓児 2010 参照。

⁵⁶ (註 49) 前掲史料。その原文は「harangga siyūn fu goloj gubci irgen be uheri kadalaha be dahame, monggoso be unu kamcifi kadalaci ombi. gūsa be kadalara amban oci damu monggoso be teile jafatame katalaci ombi. dorgi ba i irgen ini kadalarangge waka bime, weile toktobure fafun i bithe be yarure te inu asuru ureshūn akū be dahame, monggo irgen ishunde holbobuha niyalmai ergen hūlhai jergi baita be cohotoi harangga siyūn fu de nigebufi emu obume icihiyabuci acara gese.」である。

⁵⁷ 建威將軍の全称は「ici ergi wei i cooha be kamcifi kadalara goroki be elhe obuha hoton i horon be selgiyere jiyanggiyūn」(兼管右衛官兵綏遠城權威將軍) である。

⁵⁸ 国史院校注『清史稿校注』(卷 124)、3354 頁。

⁵⁹ 『高宗實錄』: 乾隆二十八年四月甲寅條。

⁶⁰ 那日蘇 2005 参照。

⁶¹ 『滿文軍機處錄副奏摺檔』: 0855-001/018-2226、綏遠城建威將軍 irešan 奏、乾隆五年四月二十一日。

⁶² 『高宗實錄』(乾隆五年四月丁酉條): 「諭。朕聞得歸化城一帶、近來盜案較多、或於道路肆行劫奪。各案內多系土默特蒙古。該同知間或緝獲。而歸化城都統等派出會審之員又未免袒護蒙古、不據實弁理、以致積案未結。嗣后、歸化城土默特等處盜案、著綏遠城建威將軍一并管理、務於平時嚴行查緝、以靖地方」。

⁶³ 当時のモンゴル語の文書史料によれば、帰化城トゥメト旗のモンゴル人 batma が四子王旗の bandi らと共犯者として四子王旗の台吉 čiwang の馬を盗んだ案件を審理するために、乾隆五年六月五日に帰化城トゥメト旗の佐領 namujab、四子王旗の一等侍衛 bandarsi 及び建威將軍衙門の佐領 qarasu は会審を行っていた。Altanorgil1988, pp445-448。

⁶⁴ 『滿文軍機處錄副奏摺檔』: 0822-002/018-0854、綏遠城建威將軍 irešan 奏、乾隆五年五月二十三日。その原文は「amban bi hese be gingguleme dahafi, huhu hoton i gūsai ambasa de bithe yabubufi, ne jafafi icihiyame wajire unde baita kemuni jafame bahara unde baita udu hacin bisire babe baicanaha bihe. gūsai ambasai baci hūwaliyasun tob i juwan juweci aniya ci ere aniya duin biyade isibume, jafame bahara unde baita uheri susai jakūn hacin bi seme benjihebi. geli siran siran i baicafi benjihe hūlha be jafafi icihiyame wajire unde baita ninggun hacin be, amban bi ne janggin hafasa be tucibufi acan beidebumbi. ereci tulgiyen amban bi acara be tuwame hafan cooha tucibufi, hūlha holo, ukanju i jergi urse be fujuruleme baicame jafabuci, onggolo jafaha juwan uyun ukanju ci tulgiyen te geli ging hecen ci ukafi jihe ukanju, cooha kūwaran i ukanju ici ergi wei tesu hoton i jergi bai ukanju be, uheri dehi ninggun jafaha... ereci amasi eiten hūlha i baita be ciralame baicame jafabume urunakū ban a be bolgo obume, jafaha hūlha dorgide monggoso bici, meni meni bade beneburakū, ceni hafasai emgi acara be nakafi, amban

mini baci ciralame tuwakiyabufi, buyarame hülhai baita oci, hashū ergi syi gūsai da ba na i tungjy sede afabufi beidebufi kooli songkoi icihiyaki. iletu hülhai, niyalmai ergen de holbobuha hülhai jergi baita oci, amban bi beye kimcime getukeleme beidefi icihiyame toktobufi, wesimbufi kooli songkoi weile arafi, jai meni meni bade beidefi, harangga kadalara dade sede afabufi ciralame kadalabume bargiyatabuki」である。

⁶⁵ 建威將軍衙門には右司と左司が設置され、それぞれ戸・礼・工と吏・刑・兵の事務を管掌する。

⁶⁶ 満洲語で「hebdeme toktobufi」、漢文で「関会」といい、「協議して定める」という意味である。

⁶⁷ 喀爾吉善の上奏文はまだ発見されていない。刑部の議案は帰化城巡察官 guwetai の上奏文に引用されている。その原文は「ereci amasi goroki be elhe obuha hoton i jiyanggiyūn, hülhai holoi baita be jafaci, aikabade damu monggo umai irgen akū oci, coohai nashūn i baci da gisurehe songkoi harangga jiyanggiyūn i baci afabufi acafi beidebume, meni jurgan ci da gisurehe songkoi gūsa be kadalara amban, tungjy i baci jurgan de yabubufi wesimbufi wacihiyabureo. aika monggo irgen ishunde holbobuha niyalmai ergen i baita oci, kemuni meni jurgan ci da gisurehe songkoi harangga aisilame icihiyara bithesi emu derei tuwafi fonjifi, tingjy an ca sy sansi siyūn fu de bireme boolame, emu derei gūsa be kadalara amban de boolafi, monggo hafan be tucibufi acafi beideme toktobufi, an ca sy, sansi siyūn fu, gūsa be kadalara amban de boolafi ishunde hebdeme toktobume gisurefi, siyūn fu i baci wesimbukini. aika ishunde holbobuha hülhai baita oci, harangga jiyanggiyūn gūsa be kadalara amban i baci hashū ergi sy de afabufi harangga aisilame icihiyara bithesi, monggo hafan i emgi acafi beidefi tungjy an ca sy siyūn fu gūsa be kadalara amban jiyanggiyūn de bireme boolafi hebdeme toktobufi inu siyūn fu i baci wesimbume, kemuni gūsa be kadalara amban, jiyanggiyūn de hebtename toktobuha babe ben de getukeleme tucibukini」。『滿文軍機処録副奏摺檔』：1536-002/038-1730、帰化城巡察官 guwetai 奏、乾隆六年三月一日。

⁶⁸ 『高宗実録』（乾隆七年三月丙戌条）：「大学士鄂爾泰等議奏、……（乾隆）五年十一月内、刑部議覆補熙奏、蒙古民人交渉命盜等案概由巡撫主稿、関会都統、將軍、奉旨依議」。

⁶⁹ 『高宗実録』（乾隆二十五年六月癸未条）：「山西按察司索琳奏、……若系蒙古与民人交渉命盜等案、通判驗報、行文外藩札薩克、申請都統、各委員來城會審。仍經同知轉解歸綏道、会同都統覆審。移解臬司、轉解撫臣。会同將軍、都統題結」。また、直隸總督方觀承は乾隆二十五年十月二日付の上奏で、索琳の上奏文を引用し、建威將軍について、「撫臣関会將軍、都統」と書いている。『漢文軍機処録副奏摺檔』：3-165-8267-30、乾隆二十五年十月二日。

⁷⁰ 『清朝前期理藩院滿蒙文題本』（卷2）、559-566頁。

⁷¹ 僧侶以外の寺院の属民をいう。

⁷² 乾隆六年（1741）、清朝は帰化城庁の上に歸綏道を設置し、理事同知からの案件を覆審させたが、蒙古型の上申手続きの基本的な構造は変わらなかった。

⁷³ 『清朝前期理藩院滿蒙文題本』（卷3-卷9）参照。

⁷⁴ この新例は、乾隆二十九（1764）年に定めた理事通判が帰化城同知を経ず、直接歸綏道に上申するという規定を指していると思われる。『漢文軍機処録副奏摺檔』：「其所設帰化城通判一缺、実属冗員。請將該通判員缺裁汰。其所管地方事宜歸並同知承辦。其分駐清、和、托、薩四通判承辦事件亦無庸由該同知核轉。凡同知、通判各承辦案件均止由歸綏道核実移司」、0052-054、乾隆二十九年八月二十六日。

⁷⁵ 『清朝前期理藩院滿蒙文題本』（卷10）、404-405頁。史料の原文は「baicaci, monggo irgen ishunde holbobuha ujen weilei baita be huhu hoton i coohai fiyenten, uhei saraci an i ice toktobuha kooli songkoi icihiyaci tulgiyen, duin acan beidesi giyalabuhange goro be dahame, huhu hoton i coohai fiyenten ci tucibuhe hafasa acan beidesi i emgi acafi, tondo be jafafi, beidefi, weile toktobuha amala, jise de uhei temgetu arafi acan beidesi i kadalan gidafi manju bithe be meiren i janggin amban de alibume boolaki. nikan bithe be acan beidesi, dooli hafan de alibume boolaki. dalha weilengge niyalma monggo oci meiren i janggin i baci inenggi boljofi dooli hafan i emgi uhei acafi beidefi acanaha manggi, daci meiren i janggin de doron akū ofi, wesimbuhe bade, dooli hafan ci meiren i janggin de uhei acafi, dasame beidefi umai encu akū babe tucibufi, doron gidafi jiyanggiyūn yamun de alibume boolambihe. te meiren i janggin de doron bahabuha be dahame, uthai meiren i janggin amban i baci, doron gidafi jiyanggiyūn yamun ci alifi wacihiyaki. baitai dorgi dalha weilengge niyalma iegen oci, inu ere songkoi acafi beidefi, alibume boolanjiha manggi, dooli hafan meiren i janggin i emgi uhei acafi beidefi, dooli hafan ci uthai baicame beidere hafan de boolafi, ulame giyarime dasara amban de alibume boolafi wacihiyaki. monggo teile baita oci, a ere songkoi coohai fiyenten i hafan, uhei saraci acan beidesi sei baci acafi beidefi bolanjiha manggi, meiren i janggin, dooli, uhei acafi beidefi acanaci, dooli hafan ci meiren i janggin de uhei acafi dasame beidefi, umai encu akū babe tucibufi, meiren i janggin i baci doron gidaha bithe tucibufi, jiyanggiyūn yamun de boolafi, jiyanggiyūn yamun ci alifi wacihiyaki. ere jergi baitai dorgi aika icihiyahange turgun giyan de acanarakū weile toktobuhange waka oci, meiren i janggin, dooli hafan kimcifi bederebufi, dasame beidebuki. aika buya subsi tantanure, becunure jergi baita oci, geren tinggin i hafasa kemuni fe songkoi wacihiyaki. ereci tulgiyen, ba na i tacin de holbobuha. eici baitai dorgi monggoso gūnin daharakū jergi ambakan baita bici, kemuni fe songkoi acafi beidere coohai fiyenten i hafasa be baime alibufi acafi beideki seme meni baci giyarime dasara amban de hebešefi toktobuhabi」。この章程について、嘉慶朝『欽定大清会典事例』（理藩院、卷753）には、「三十一年議準：帰化城土默特両旗命盜重案、如正犯係蒙古、由帰化城參領会同同知審明擬罪。該參領呈報帰化城副都統。該同知亦即申報歸綏道、覆審相符後、呈明將軍咨院辦理。其審供案情仍由該道詳報按察使司、轉由巡撫存案、以備查核」とある。同書1009-1010頁参照。

76 モンゴル人が単独犯とした交渉案件の手続きも同様である。例えば、乾隆三十二年（1767）に起きたモンゴル人 nasun が民人 Ceng De を殺した事件を処理する時、帰化城トゥメト旗の官員は理事通判と会審し、それぞれ副都統と帰綏道道員に上申した。副都統と帰綏道道員は会同して原案を覆審した後、綏遠城將軍に上申し、綏遠城將軍はさらに理藩院に上申した。

77 王奎元等編 2000、1-42 頁。

78 『清代档案』：80-33-40、乾隆十三年三月二十八日

79 『大清律例』（刑律・雜犯・不応為）：「凡不応得為而為之者、笞四十。事理重者、杖八十。律無罪名、所犯事有輕重、各量情而坐之」、馬建石 1992、988 頁。

80 『大清律例』（戸律・典買田宅）：「売産立有絶売文契。并未注有找貼字様者、概不准貼贖。如契未載絶売字様、或注定年限回贖者、并听回贖。若売主无力回贖、許凭中公估找貼一次另立絶売契紙。若買主不愿找貼、听其別売、帰還原價。若已經売絶、契載確鑿、復行告找告賤及執産動帰原先尽親隣之説、借端措勒、希圖短价、并典限未滿而業主強贖者、俱照不応重律治罪」、馬建石 1992、436 頁。「找貼」とは価格の追加支払いをいう。清代の土地売買については、売り手の回贖を認める「活売」、「典」形態と、売り手が完全に土地を売り切る「絶売」形態とがあった。「絶売」の場合には、売り手がその後回贖し得ないのに対して、「活売」、「典」の場合には、売り手がその土地を原価で回贖でき、また一般に「活売」を「絶売」に変更する対価として「找価」（「找貼」）を要求することもできる。

81 『大清律例』（訴訟・干名犯義）：「若告卑幼得実、期親、大功及女婿亦同自首免罪。小功、思麻亦得減本罪三等。誣告者、期親減所誣罪三等。大功減二等。小功、總麻減一等」、馬建石 1992、892 頁。清代の服制については、馬建石 1992、97-190 頁参照。

82 『清代档案』：80-33-56、乾隆十四年十一月八日。

83 『清代档案』：80-33-41、乾隆十四年三月十日。

84 『滿文軍機処録副摺摺档』：03-0173-1083-010、帰化城トゥメト旗都統 garsi、bandarsi 奏、乾隆十三年七月十六日。その原文は「amban be baicaci, fe kooli de meni huhu hoton i tumed monggoso i dorgi irgen i emgi habšara baita bici, meni monggo hafasa emke be tucibufi harangga aisilame icihiyara bithesi i yamun de unggifi acafi beidefi wacihiyabumbihe. abkai wehiyehe i nadaci aniya de nenehe tušan i siyūn fu hargišan hacilame wasimbufi, monggo irgese ishunde holbobuha baita de sadame wara, tatame wara weile oci, monggo hafasa i emgi acafi beidefi kooli songkoi icihiyaraci tulgiyen, falabure weilebure weile ci fusihūn baita be geren aisilame icihiyara bithesi sede afabufi, getukeleme beidefi weile toktobufi, tungjy i baci kimecime baicafi, ulame yabubufi kooli songkoi weile arakini. gūsa be kadalara amban de baime alibufi hafan tucibufi acafi beidere be nakaki seme wesimbufi benjihe be gingguleme dahafi dangsade ejehebi. amban be kimecime gūnici, enduringge ejen harkišan i hacilame be yabubuhange, cohome monggo irgen ishunde habšandure baita be inenggi biya goidaburakū hūduw wacihiyabukini. falabure weilebure weile ci fusihūn baita de monggo hafan be acafi beidere be nakabuhange ineku monggo irgen de gemu goidabume ušabure jobocun be akū obukini sere ten i gosingga gūnin」である。また『高宗実録』（乾隆七年五月己巳条）には、「若以審理交渉案件、原非越俎、惟向例均報同知、転咨蒙古官員赴協理衙門会審。由蒙古官員回明都統完結、転輾経年、殊多拖累。今応交各協理等自行審定。經由同知查核、照例發落、無庸申請都統委员会審。……従之」という記事がある。

85 乾隆二十九年に帰化城同知が諸通判と並列関係になった。それ以前、戸司は帰化城同知を経由して、再審を請求する公文書を通判に交付していた。

86 『清代档案』：80-33-7、乾隆四年三月二十六日。

87 乾隆二十九年に帰化城通判が削減され、帰化城同知は帰化城通判の事務を担った。（注 74）前掲史料参照。

88 満洲語で「angga acabume」といい、証人の証言や当事者の供述が相互に食い違っている場合、これらの者を対立させて互いに弁明させることをいう。

89 正九品、犯人の逮捕や地方の治安を担う官である。

90 『清代档案』：80-33-166、乾隆三十四年二月二十日。

91 『清代档案』：80-46-73、乾隆四十八年五月十一日。

92 『清代档案』：80-33-172、乾隆三十五年十月五日。

93 『清代档案』：80-46-9、乾隆四十八年二月七日。

94 『清代档案』：80-46-43、乾隆四十八年四月二十六日。

95 『清代档案』：80-46-95、乾隆四十八年六月十一日。

96 『清代档案』：80-33-138、乾隆二十七年十二月四日。

97 『清代档案』：80-33-179、乾隆三十八年二月二十五日。

98 『清代档案』：80-33-183、乾隆三十八年三月三日。

99 『清代档案』：80-32-129、乾隆十五年五月十八日。

100 達力扎布 2003、324 頁。

101 島田正郎 1982、457-461 頁。

102 胤礼、康熙帝の息子。満洲正紅旗に属し、彼の牧廠がチャハル正紅旗に位置する。趙全兵等 2008、210 頁。

103 中国第一歴史档案馆所蔵「刑部緩決重囚招册」第三套第二本（『内閣滿漢文黃冊』：C064-4039、雍正十年）。

104 註（103）前掲史料：「経臣部議覆、俱照該將軍所題、哈濟哈爾等均照偷馬三匹以上例、各枷号兩個月、鞭一百等因具題」。「偷馬三匹以上例」とは、「凡偷盜官馬二匹以下、仍以窃盜論；三匹以上、杖一百、流三千里；十匹以上、不分首從、皆絞監候」という条文である。また『大清律例』によると、旗人が罪を犯した場合に、杖・流刑はそれぞれ鞭・枷号刑に換算される。『大清律例』（巻 4、名例律）・（巻 24、盜馬牛畜産）参照。

105 万里の長城の関所以北の地方をいう。

106 註（103）前掲史料：「哈濟哈爾等雖係查哈爾蒙古、但伊等俱在口外居住、又偷口外馬匹、應照理藩院定例、凡馬駝牛羊四畜众人伙盜者、將为首二人絞決、其余依為从、各鞭一百。賊犯之妻子、牲口俱交与附近之楚爾罕大、賞給效力公事之台吉為奴等語。又雍正五年定例内、事主係旗民者、无給為奴之例。再、蒙古所偷牲口不多、情由不甚為惡者、將为首賊犯擬絞監候等語。沙克都爾同哈濟哈爾偷盜果親王馬四匹、沙克都爾又同薩珀渣布偷盜衣噶爾凶馬匹、沙克都爾两次偷盜馬匹、情由可惡、應照例擬絞立決；哈濟哈爾、薩珀渣布各只盜馬一次、應照例擬絞監候、秋後處決」。

107 註（103）前掲史料。

108 滋賀秀三 2003、329 頁。

109 註（104）で掲げた「偷馬三匹以上例」であると思われる。

110 『滿文軍機處錄副奏摺檔』：0857-002/018-2268、ortai 奏、乾隆七年七月十三日。その原文は「baicaci, abkai wehiyehe sucungga aniya jorgon biyade cahar i gulu fulgiyan i uheri da centai sei benjihe morin hūlhaha abida be monggo fafun i bithei songkoi tatami wara weile tuhebufi še be yarufi weile be guwebuki sehebe beidere jurgan ci gisurehengge, ...cahar i gūsai monggo serengge, damu dorgi jakūn gūsai kadalhangge tulergi monggo i adali akū. aikabade gemu monggo fafun i bithei songkoi weile araci acanarakū gese, bairengge ereci amasi tulergi monggoso be kemuni monggo fafun i bithei songkoi weile tucibureci tulgiyen, cahar gūsai monggo aika irgen i morin ihan be hūlhaci, fafun i bithei songkoi ulin be bodome butu hūlha de obufi gisureki. aika ejen i morin, jai taipusy yamun i jergi ba i alban i morin be hūlhaci, kemuni nonggiha kooli songkoi weile arame ohode,weile turgun acanambi seme wesimbufi yabubuha be dangse de ejehebi」である。

111 チャハル八旗の家畜窃盜法について、（嘉慶）『欽定大清会典事例』（巻 623、刑部・刑律賊盜）には「偷竊馬匹案件、除外藩蒙古仍照理藩院蒙古律擬罪外、其察哈爾蒙古有犯偷竊馬匹之案、審明如系盜民間馬牛者、依律計贓、以窃盜論。如係盜御馬及盜太仆寺等處官馬者、亦仍照律例治罪。謹案：此案係乾隆五年定」とあり、条文の成立年次が乾隆五年とされたのは誤りである。

112 『蒙古律例』に定められた「偷盜駝馬牛羊四項牲畜、賊情可疑者、令其發誓、入誓者免罪完結。不入誓者、擬絞監候、該主罰一九牲畜」という条文を指す。島田正郎 1982、499 頁。

113 註（110）前掲史料：「harangga uheri da sa, cahar ba i morin ulha be šehun tala i bade sindafi fu akū ofi, ja i hūlhabumbi. aika weile arara babe dorgi baci ajige nemebume toktoburakū oci, monggoso gūnin cihai hūlha de isinambi sehebe dahame, acara be tuwame ujeken i nemebufi weile arabuki. ereci amasi cahar ba i monggoso morin ihan i jergi ulha be hūlhaci wara weile tuheburengge be kemuni abkai wehiyehe i sucungga aniya jorgon biyade meni jurgan ci wesimbufi toktobuha kooli songkoi yabubume encu gisurakūci tulgiyen, cooha obure falabure janglara weile tuhebuci acarangge be emte jergi nemebufi selhen etubufi šusiha tantafi, isabume targabure be tuwabuki. aikabade baitai dorgi ulha hūlhabufi jingkini hūlha be jafame baharakū bicibe, songko faitara suweleme baicara gashūbure toodabure weile tuheburere jergi babe kemuni monggoso da kooli songkoi yabubuki」。

114 『大清律例』（巻 24、窃盜・盜馬牛畜産）：「凡盜民間馬牛驢羸豚羊鷄犬鶩鴨者並計所值之贓、以窃盜論」、「一兩以下杖六十、……一百兩杖一百流二千里、……一百二十兩以上絞監候」。

115 『滿文軍機處錄副奏摺檔』：0857-003/018-2279、wangjal 奏、乾隆七年九月二十日。

116 旺扎爾は蒙古正白旗出身である。『欽定八旗通志』（巻 187、人物志 67）参照。

117 『高宗實錄』：乾隆七年六月甲午日条。

118 唐喀祿は蒙古正藍旗出身である。『欽定八旗通志』（巻 188、人物志 68）参照。

119 『滿文軍機處錄副奏摺檔』：0055-016/002-0583、tangkalu 奏、乾隆七年七月二日。その原文は「aha tangkalu cahar i ba de isinjifi, gūnin werišeeme fujurulaci dade cahar i jakūn gūsai ursei dorgi aika weile necici gemu tulergi golo be dasara jurgan i toktobuha fafun i bithei songkoi weile tuhebumbi... monggoso i banjire doro ulha de akdahabi. ulha falara de geleme hūlhame yabuhangge kemuni seri bihe. amala halafi cahar i jakūn gūsai urse dorgi aika weile necici gemu dorgi ba i kooli songkoi weile tuhebumbi. butu hūlhai baita dehi yan de isinaci, selhen susiha i weile tuhebufi wacihiyambi. hūlhaha jaka dehi yan de isinarakū oci susiha i teile wacihiyambi. ede ulkicun akū monggoso hūlhame yabure de nambici manggai selhen šusihai weile tuhebumbi. selhen eture inenggi jaluka manggi an i tucifi, hūlhame yabuci ombi seme hūlhidame gūnici nikasai emki hokilafi hūlhame yaburengge labdu... bahaci, ereci julesi cahar i jakūn gūsai ursei dorgi aika weile necici, kemuni we kooli songkoi tulergi golo be dasara yabure niyalma

gelembi. sere anggala, uthai ceni harangga jalan i janggin, nirui janggin, funde bošokū jai geren adun suruk hafasa de isitele gashūn de dosire ulha falara de inu umesi gelefi, an i ucuri meni meni harangga urse be umainaci ojurakū, ciralame kadalame yabumbi」である。

¹²⁰ 『滿文軍機処録副奏摺檔』：0814-003/018-0449、wangjal 奏、乾隆七年九月二十日。

¹²¹ 註 (120) 前掲史料：「cahar monggoso udu dorgi jakūn gūsade baktabuha bicibe, damu esei banjire doro dorgi jasak, tulergi kalkai emu adali ulha de akdafi banjimbi. emu adali nukteme yabumbi. neneme monggo kooli songkoi weile arara de hūlhai baita yargiyān i seri bihe. amala kooli be halafi beidere jurgan i fafun i bithei songkoi ulin bodome weile arara jakade, hūlhi monggoso manggai selhen šusiha de wajimbi seme an i baita obufi isebufi sindaha manggi, ineku hūlha ome yabumbi. heni isere gelere ba akū. te arbutun dursun de acabume fe kooli be tahūburakū oci, hūlhai tacin be ainaha seme tuwanchiyame muterakū. bahaci, ereci amasi cahar monggoso duin hacin i ulha be hūlhara oci, tulergi golo be dasara jurgan ci toktobuha kooli songkoi ujulaha emu hūlha be tatame wara weile tuhebufi loode horifi bolori be aliyafi waki. cahar monggoso be niyalma de aha oburakū kooli bisire be dahame, hūlhai juse sargan ci tulgiyen boigon ulha be talafi bakcin i niyalma de buki. ilhi hūlha be kemuni fe kooli songkoi tanggūte šusiha tantafi ilan uyun i ulha gaifi bakcin i niyalma de buki... te cahar monggoso morin ulha hūlhara weile be gemu tulergi golo be dasara jurgan i monggo kooli songkoi weile tuhebure be dahame, ereci amasi cahar monggoso gūwa weile necihe manggi, inu gemu monggo kooli songkoi weile araki. monggo kooli bithede akūngge be, jai beidere jurgan i fafun i bithei songkoi icihiyaki. uttu ohode, fafun etefi hūlha tacin be tuwanchiyaci ombime, buye ehe urse gelere isere be safi ini cisui gelhun akū cihai hūlhame yaburakū ombi」。

¹²² 『欽定大清会典則例』(卷 144、理藩院・理刑清吏司)：「(乾隆)七年定：嗣後八旗遊牧察哈爾蒙古偷竊牲畜及犯別罪名者、皆照蒙古律例。如蒙古律例所未載、再照刑部律例辦理」、577 頁。

¹²³ 「刑部尚書阿克敦題覆查哈爾蒙古偷竊牛情真分別首從議罪並抄沒畜產」『中央研究院歷史語言研究所現存清代內閣大庫原藏明清檔案』(以下『明清檔案』と略称) 第 150 冊、B84212 等参照。

¹²⁴ 『欽定大清会典則例』(卷 144、理藩院・理刑清吏司)：「(乾隆)十二年又議準：八旗遊牧察哈爾蒙古偷盜牲畜、擬絞減等之犯、正身蒙古照旗人例折枷、家奴仍照旧例發隣近盟長、給効力台吉為奴」、586 頁。乾隆十三年(1748)の事例によれば、同条文は乾隆十二年二月一九日に定められたものである。「署刑部尚書阿克敦題覆蒙古夥衆搶奪民畜一案應令晉撫訊明該犯京城旗分妥擬再議」『明清檔案』第 157 冊、B88091-B88116。

¹²⁵ チャハル巡察官は滿洲語で「nuktere jergi babe giyarime baicara hafan」という。その制度と職掌については(光緒)『欽定大清会典事例』(卷 1028、都察院・各道)参照。

¹²⁶ チャハル八旗における同知・通判の設置は民人の入植に起因する。順治十二年(1655)の史料によれば、入関直後、蒙古八旗の鑲黃旗は旗内の遊牧する貧乏なモンゴル人をチャハル鑲黃旗の cagan tologai に定住させ、農業を営ませた。後に、彼らは同旗の hahir や gūrbān gol に移住した。また雍正年間(1723-1735)の史料によれば、Gūrbān gol においては、昔から蒙古八旗の旗人が民人を招いて耕作させていた。こうした旗人の招来を契機として、民人のチャハル八旗への入植も順治年間から始まった。康熙朝の後半になって、民人移民が急速に増え、雍正二年(1724)、同十年及び一二年に清朝は、次々と張家口庁、多倫諾爾庁、独石口庁を設置した。この三庁は直隸省の口北道に属し、同知らが民人移民を管理しながら、モンゴル人・民人交渉の案件を処理した。一方、雍正十三年に山西省の辺外に豊川衛・鎮寧所・寧朔衛・懷遠所が設置され、チャハル右翼四旗の民人を管理した。これらの衛所の長官が皆漢官なので、清朝は別に大朔理事通判を設け、専らチャハル右翼四旗におけるモンゴル人・民人交渉の案件を処理させた。『滿文軍機処録副奏摺檔』：1489-003/038-0419、lioge 奏、雍正十一年八月二十三日；『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷 1)、43 頁；『口北三庁志』(卷 1・地輿)、22-23 頁；(清)長世図「大朔設官紀略」『豊鎮縣志』(卷 8・芸文)、237-238 頁。

¹²⁷ 『滿文軍機処録副奏摺檔』：0816-003/018-0549、dzengfu 奏、乾隆十年十月十八日。その原文は「baicaci, abkai wehiyehe i nadan aniya beidere jurgan i jergi yamun ci wesimbufi, cahar bai monggoso irgen i emki ishunde holbobuha baita be huhu hoton i kooli songkoi tungjy tungpan i emki acafi icihiyaraci tulgiyen, jai monggoso niyalmai ergen hūlhai baita de ehe weilengge niyalma hūlha, bucehe niyalmai niyamangga niyalma, hūlhabuha niyalma gemu monggoso, umai irgen akū oci, inu huhu hoton i kooli songkoi geren harangga uheri da sa, hancikan be tuwame, tungjy tungpan i emki acafi, getukeleme beidefi weile toktobufi, c'yilara janjlara weuhuhēn weile i weilengge urse be kooli songkoi akdulabure, weilebure, falabure ci wesihun weilengge urse be uthai harangga tungjy tungpan yamun i loode horibufi emu derei bithe arafi jurgan de boolabime, emu derei c'yilara janjlara niyalma be neneme tantafi wacihiyabuki. uthai sacime wara tatame wara weilengge niyalma be turime yabuha bade fafun i gamabuki. cooha obure falabure ci fusihūn weilengge niyalma be kooli songkoi wacihiyabuki. sacime wara, tatame wara weile tuhebufi loode horifi aliyara weilengge niyalma be ciralame loode horibufi, bolori beidere erinde isinaha manggi, harangga uheri da sei baci se banin i getuken dangse arafi jurgan de boolanjibuki seme yabubuha be dangsede ejhebi」である。同じ内容の記事が『欽定大清会典則例』(卷 144、理藩院・理刑清吏司)にも残っている。

¹²⁸ 『漢文軍機処録副奏摺檔』：「臣查查哈爾八旗蒙古地方命盜等案、向例係各旗總管自行審擬報部辦理。嗣於乾隆七年、經陞任副都統旺扎爾奏、總管等就近會同該同知、通判審議報部。若蒙古民人交涉命盜案件、着總管派員會同同知、通判審議、呈報口北道、按察使、由臣衙門覆核具奏等因在案。當日之條議原為慎重

刑獄、速結案牘起見……」、03-1382-009、那蘇因奏、乾隆十一年三月二十四日。

¹²⁹ 雍正元年、チャハル八旗の旗毎においては、二人の命盗案件を裁く理事官が設置された。理事官は「在京選用」と「在外選用」という二種の方法で登用される。「在京選用」とは、理藩院が蒙古八旗の護軍校・驍騎校・中書筆帖式・護軍から適任者を選び、吏部を通じて皇帝が引見した上で登用することをいう。「在外選用」とは、チャハル八旗の総管が旗内の散秩官員・護軍校・驍騎校から適任者を選び、理藩院を通じて皇帝が引見した上で登用することをいう。『欽定大清會典則例』（巻 142、理藩院・典屬清吏司）参照。

¹³⁰ 註 (127) 前掲史料：「baicaci, cahar jakūn gūsai šudeme juwe minggan ba isimbi. monggoso gemu sun sun i tehebi. acafi baita beideci, tungjy tungpan i hanci be tuwame ba jorifi baita acambi. ede juwe ujan i lamun gūsade baita teisulebuci, sandalibuhange minggan ba funcambi. jasak sei gūsade holbobuha baita bici, ele goro ombi. tungjy tungpan serenge cohotoi ba na i irgen i baita de afaha tušan i hafan ceni kadalaha ele ba i niyalmai ergen, hūlha holo, habšan duilen i baita largin dade geli dzungdu i jakade genere, dergi hafan siden i baita de takūrara, encu alban tucibure oci oronde daisalaha hafan gemu hiyan ceng ni jergi nikan hafan monggo baita de teisulebuci, gemu tungjy tungpan i beyebe aliyaŋfai icihiyabumbi. ede cahar hafan cooha i inengi goidame aliyaci banjinarakū, hunesun wajifi ulha macufi, urunakū nukte de amasi genere de isinambi. tuwakiyara hafan cooha hūlha be duribure ukambure hacin be akū obume muterakū sere anggala cahar bade umai loo kūwaran akū nukte de isinafi, an i hafan cooha de afabufi tuwakiyabumbi. geli bahafi acafi beiderakū de inengi hon goidabuci aikabade duribufi ukambuha manggi, hafan cooha be weile tuhebure de isinambi. ubabe, aha bi kimcime gūnici, cahar jakūn gūsai baita be gemu huhu hoton i kooli be dahame icihiyabure oci, majige banjinarakū gese. huhu hoton i monggoso tungjy tungpan ci sandalabuhange, asuru goro akū bime, ishunde suwaliyaganjime tehebi. monggo baita acara de harangga gūsaci jalan i janggin jergi hafasa tucibufi tungjy tungpan i emki acafi beideme toktobufi dergi hafan de boolame wacihiyabumbi. cahar jakūn gūsai monggoso i eiten weilenge niyalmai baita ocibe, gemu fe kooli songkoi uthai harangga uheri da jargūci sede afabufi beideme wacihiyakini. niyalmai ergen de holbobuha sacime wara tatame wara weilenge urse be harangga gūsaci beideme toktobuha babe getukeleme arafi, weile tuhebuhe niyalma be suwaliyame hancikan tehe tungjy tungpan i yamun de benebufi loode horibuki. kemuni kooli songkoi boolakini. uttu ohode, monggoso eiten baita ja de bahafi wacihiyabumbime, ainaha seme jibsibume goidabure de isinarakū ombi」。

¹³¹ 『満文軍機処録副奏摺檔』：0816-005/018-0567、necin 奏、乾隆十年十一月二日。

¹³² 註 (128) 前掲史料。

¹³³ 中国第一歴史档案馆所蔵『内閣刑科題本』：02-01-07-0479-014、盛安奏、乾隆十一年四月十九日。

¹³⁴ 『欽定大清會典則例』（巻 144、理藩院・理刑清吏司）：「(乾隆)十二年議準：八旗游牧察哈爾蒙古民人交涉事件仍會同知、通判等審理。如案犯專繫蒙古與內地人無涉者、令各總管自行審理」、586 頁。

¹³⁵ 当時の裁判事例もこのことを裏付けている。例えば、乾隆十一年八月に発生したチャハル正黄旗の那拉太が同旗の它国七の馬を盗んだ案件において、チャハル正黄旗総管五十八は張家口同知楊保と会審したが、乾隆十二年十月に生じた家畜窃盗案件以降になると、総管は単独で案件を審理して刑部に上申している。「刑部尚書阿克敦題覆查哈爾蒙古偷窃馬匹情真分別首從議罪並抄没畜産」（乾隆十二年十月二十二日）、「刑部尚書達爾党阿題覆查哈爾蒙古偷牛凶兇情真分別首從議罪並抄没畜産」（乾隆十三年五月二十二日）『明清檔案』第 150、153 冊、B84229-B84232 頁、B85935-B85938 頁。

¹³⁶ 康熙五十年 (1711) の史料によれば、チャハル鑲白旗の副総管兼佐領 sereng が病没し、蒙古鑲白旗の都統 suman は後継者の任命について上奏し、皇帝は員外郎 ombodai を任命した。この事例から、八旗出身者が副総管に当たられたことが窺われる。「黒龍江將軍軍兵部宛の咨文」『黒龍江將軍衙門檔』：M8948-2-1711、102 頁。

¹³⁷ 中国第一歴史档案馆所蔵『内閣吏科題本』：02-01-03-03921-005、張廷玉奏、乾隆六年七月二十五日。その原文は「准兵部咨称：查哈爾總管成泰等以本旗理事員外郎伍勒德呈称：「于乾隆三年內、有本旗格勒爾因佐領下左翼太仆寺牧役阿都齊伙同鑲黃旗游牧旗分毛口等偷宰他人牛只被獲。伍勒德將盜首阿都齊照偷宰牛馬杖一百徒三年律、杖一百徒三年。係旗人、折枷号四十日、鞭一百、照定例加一等。名例內載：『每一等遞加五日律、枷号四十五日、鞭一百完結在案。……今和碩果親王馬群人齊旺札穆蘇等偷宰伊拉思佐領下伍巴什馬匹一案、主事同保審擬、將盜首齊旺札穆蘇徒千里、折枷号五十日、杖一百報部、咨照依審理完結等因。是伍勒德從前將偷宰牛只盜首阿都齊等擬枷号四十日、加一等、均加五日、枷号四十五日審理完結、殊屬不合。乞將伍勒德報部、照例查議等情。查凡盜賊案件係審理官員承審責任、伊將審理稿案送本總管、副總管、親身查閱、相符照例審理完結。如有不符、飭令復審。員外郎伍勒德所審俱係我等親身查閱、未經查出、照依員外郎伍勒德審擬完解、殊屬不合、應移咨大部查照。將員外郎伍勒德、總管成泰、副總管格勒爾因一并參奏、交與該部查議」である。

¹³⁸ 前節で引用した那蘇因の上奏文によれば、チャハル八旗の命盗案件は刑部まで上申されていた。『明清檔案』に収められた乾隆十二年から同二十年にかけてのチャハル八旗の裁判事例は、すべて総管によって上申されたモンゴル人同士の案件である。総管が交渉案件を上申した事例はない。島田正郎 1992 で交渉案件とされた三つの事例、即ち羅卜桑が車凌彭楚克の馬を盗んだ案件、西拉羅卜桑が毛欽の馬を盗んだ案件及び巴特馬が老柴の牛を盗んだ案件は、実はモンゴル人同士の案件である。島田正郎 1992、270-273、289-293 頁。

139 「管理理藩院事務大学士傅恒等題彙宗寺羅布桑車林盜牛擬罪事」『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷 10)、乾隆三十二年閏七月六日、378-388 頁。

140 『内閣刑科題本』: 02-01-07-06057-005、劉統勳奏、乾隆三十年五月十八日。

141 例えば、乾隆五十九年に発生したチャハル正白旗のラマ布林がアバガ王旗のラマ図都布を刺殺した事件と乾隆五十五年発生したアバガ王旗の *cebendorji* とチャハル正藍旗の *joriktu* らが *siluokan* の馬を盗んだ事件が挙げられる。『内閣刑科題本』: 02-01-07-08427、阿桂題、乾隆六十年十月九日。『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷 19)、乾隆五十六年三月十六日、325-335 頁。

142 『欽定大清會典則例』(卷 144、理藩院・理刑清吏司): 「(乾隆) 七年議準、若蒙古内地人交渉命盜案件、該總管委員會該同知通判審明定擬。應保出者、準其保出; 應監禁者、交該同知通判等收禁。係直隸民人、該同知等即呈報口北道、該按察使、總督。該督覆數具題。係山西民人、即呈報歸綏道、該按察使、巡撫。該撫覆數具題、仍各諮該總管存案。若所定之罪与該總管意見不同、亦著申文報部、俟刑部會本院詳加改正定擬覆奏。立決人犯於犯事處正法。軍流以下照例完結。監候人犯仍令該同知通判監禁、秋審時、由該督撫詳察具奏」、585 頁。

143 顧世衡は鑲黃旗出身であり、乾隆四年 (1739) に大朔理事通判に任命された。『乾隆大同府志』(卷 11・職官)、202 頁。

144 『内閣刑科題本』: 02-01-07-04728-009、盛安奏、乾隆十年七月二十日。

145 (嘉慶) 『欽定大清會典』(卷 513、理藩院・理刑清吏司): 「直隸、山西辺民与察哈爾交渉者、多倫諾爾庁会正藍、鑲白二旗司官; 独石口庁会正白司官; 張家口庁会鑲黃司官; 豊鎮庁会正黃、正紅二旗司官; 寧遠庁会鑲紅、鑲藍二旗司官審擬。其与察哈爾遊牧之外、各札薩克旗蒙古交渉者、亦按各庁所管地方会察哈爾司官審擬。張家口庁、独石口庁、多倫諾爾庁由察哈爾都統、直隸總督覆覈; 豊鎮庁、寧遠庁由察哈爾都統、山西巡撫覆核」、2504-2505 頁。また乾隆十五年 (1750) に四つの衛所は合併されて豊鎮・寧遠庁と変わり、大同府の豊鎮通判と朔平府の寧遠通判がその長官に当てられた。乾隆二十一年 (1756)、大朔理事通判の削減によって、モンゴル語がわかる満洲・蒙古旗人は豊鎮・寧遠通判に当てられ、モンゴル人・民人交渉の案件を処理するようになった。『高宗実録』: 乾隆二十一年九月戊寅日条参照。

146 「管理理藩院事務大学士和珅等題袁礎克盜馬擬罪事」『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷 18)、乾隆五十二年十一月九日、485-494 頁。

147 『内閣刑科題本』: 02-01-07-08119-009、阿桂題、乾隆五十七年十月六日。

148 「管理理藩院事務大学士和珅等題多爾濟盜馬擬罪事」『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷 18)、乾隆五十七年九月三日、612-627 頁。

149 「管理理藩院事務工部尚書福隆安等題尼馬盜馬擬罪事」『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷 12)、乾隆三十七年三月十八日、543-553 頁。史料の原文は「*kubuhe suwayan i cahar gūsai juwan i da dasidondok i tofohon morin de hūlhara de, irgen sing u dalaha sehebe dahame, kooli songkoi uhei saraci i baci harangga uheri kadalara amban de boolafi wacihiyabume, nima gūnin dahafi hūlhaha ilhi hūlhai weihuken weile be gisurerakūci tulgiyen, ujen be tuwame weile tuhebuci acame ofi, guncukjab sei nadan morin hūlhara de nima gūnin deribufi... dalha hūlha nima be, kooli songkoi yūn nan, gui jeo, guwangdung, guwangsi i jergi ehe sukdu bisire bade falabufi, joboro alban de yabubuki*」である。

150 蒙古例における用語であり、盗まれた家畜の踪跡がある人の居住地に入ったことをいう。

151 告発の意味である。

152 「理藩院から黒龍江將軍宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門档案』、康熙三十三年四月十三日、档案番号 1-1694、マイクロフィルム M8935 (No.4)、238-243 頁。史料の原文は、「*tulergi golo be dasara jurgan i bithe. sahaliyan ula i babe tuwakiyara jiyanggiyūn de unggihe. hese be baifi takūran be ekiyebumbi, baita be hodun wacihiyabure jalin, meni jurgan ci wesimbuhengge, baicaci šanaga ci casi mukden i jasei hanci gorcin, tumet jergi gūsa gemu ujan acame yehebi. jasei dolo hoton i šurdeme gungju i gegei harangga urse, jangturi se tehengge inu bi. erei dorgi yaya manju, monggo, nikan i holbobuha juwen buhe, gaiha, satun jafaha, songkoi dosimbuha, dorgidari alaha, hūlhaha durihe ishun de temšeme habšaha jergi buyereme baita be gemu mukden i beidere ci amban meni jurgan de acafi beidere hafan be tucibufi unggi seme bithe benjimbi. baita turgun udu ajige bicibe, amban meni jurgan ci urunakū bauta tome hafan tucibufi takūrambi. takūraha hafan mukden de isinaha acafi beidehe manggi, geli jurgan ci hafan takūraha baita seme baita tome amban meni jurgan de bithe benjifi tokto buha manggi amasi bithe unggifi teni kooli songkoi wacihiyambi. geli mukden i jergi baci jafaha monggoso i ukanju be gemu giyamulame jurgan de benjimbi. ede holbobuha urse be mukden i monggoi bade bici jurgan de gajifi wacihiyambi. holbobuha urse lebdu oci, benjihe ukanju be geli amasi giyamulame unggifi wacihiyambi. ede amaban meni jurgan i hafan be takūrangge inu ton akū bime weilengge niyalma, holbobuha urse amasi Julesi yabure geli tucibume yabuha urse be genere be aliyara de weilengge urse, weile ajige bime, inenggi biya goidafi wajire be dahame, weilengge monggoso erin i halahūn beiguwen de ucarafi nimekulere bucere de isinjire be boljoci ojurakū. ere jergi baita gemu inenggi goidame icihiyara amba waka, yooni uthai wacihiyaci ogoro buyarame baita be dahame, ereci amasi amban meni jurgan ci hafan emke, bithesi juwe, bošokū juwe be tucibufi, emu aniya emgeri halame, mukden i bade tebufi ere jergi buyarame baita be isinjiha isinjihai uthai mukden i beidere jurgan i emgi acafi beidefi wacihiyabuki. jasei tulergi jasak sei emgi acafi*

beidere baita ocim inu ere acaha hafasa genefi harangga jasak se i emgi acafi beidefi wacihiyabuki. jai harangga jiyanggiyūn sei emgi acafi beidere baita bici inu acafi beidekini. aikabade niyalmai ergen de hobobuha wesimbure acara ambakan oyonggo baita oci, meni harangga kadalara urse emgi acafi, kimcime getukeleme beidefi, jabun gaifi amban meni jurgan de bithe benjihe manggi wesimburi wacihiyaki. uttu ohode, mukden i jergi monggo i holbobuha buyarame baita wacihiyara de hūdun bime weilengge urse inu inenggi biya goidara suilecun de isinarakū ombi. jai ere takūraha hafan, bithesi be emu aniya emgeri halara be dahame, esei anggala bele, morin i orho, liyoo be kooli songkoi bukini. jai horcin i juwan gūsai sibe gūwalca sebe dele jafafi gemu nirui banjibufi uksin etubufi, bedune i jergi bade tebufi ningguta sahaliyan ulai jiyanggiyūn sede kadalabuhabi. sibe gūwalca be dele jafara onggolo monggo i emgi ishunde juwen buhe gaiha, songko dosimbuha sadun jafafi burakū sere jergi baita bici ningguta sahaliyan ulai jiyanggiyūn harangga jasak se ishun de bithe yabubufi acafi gisurefi wacihuyakini. amban meni jurgan de hese wasinjiha manggi, dahame yabubuki sembi. erei jalin gingguleme wesimbuhe, hese be baimbi. elhe taifin i gūsin ilaci aniya duin biyai ice jakūn de wesimbuhe. inehu biyai juwan emu de hese mukden i beidere jurgan i emu janggin, juwe bithesi be nakabufi, erei oronde wesici acara monggo janggin, bithesi be sinda. halame yabubure be naka. gūwa be gisurehe songkoi obu sehe. erei jalin sakini seme unggihe. duin biyai juwan ilan」である。

¹⁵³ 「理藩院左侍郎額爾赫圖等題達爾漢親王屬蒙古家奴王四私逃並偷馬事」『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷1)、康熙三十年閏八月二日、447-452頁。

¹⁵⁴ 『内閣全宗刑科題本』: 2-1-7-14594-5、盛京刑部侍郎葛森題、乾隆元年五月八日。

¹⁵⁵ 「黒龍江將軍、副都統からゴルロス旗のザサク台吉宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔案』、康熙三十八年五月十日、檔案番号 4-1699、マイクロフィルム M8938 (No.7)、86-87頁。史料の原文は、「jiyanggiyūn, meiren i janggin i bithe. gorlos gūsa be kadalara jasak taiji de unggihe. hubuhe šanggiyan i ungse nirui deokei alibuhangge, coho aniya taiji tostu i eyūn be meni ama temen emke, morin ilan, seke ilan, dobi duin, ulhu i jibca emke, menggun duin yan jafan bume sargan gaiha bihe. gaiha aniya dancalame genefi jihēkū. amala mini ama akū oho manggi, mini beye eniye be ganame genehede, taiji tostu i gisun, sini ama akū oho be dahame unggirakū seme gisurehe manggi, bi gorlos jasak taiji de ere turgun be habšahade, taiji i gisun si habšaki seci, doron gidaha bithe be gajime manggi jai gisureki sehe. uttu ofi, bi amasi jihe. te genefi mini eniye be unggici eniye be gajiki. eniye be unggirakū oci jafan be gaifi gajiki sembi. doron gidaha bithe bureo seme alibuhabi. tostu jasak taiji harangga taiji be dahame gisurefi wacihiyakini seme nirui janggin ungse de doron gidaha bithe be jafabufi, deokei be suwaliyame unggihe. erei jalin unggihe」である。

¹⁵⁶ 「ジャライト旗の協理台吉から黒龍江副都統宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔案』、康熙三十九年二月二十四日、檔案番号 8-1700、マイクロフィルム M8939 (No.8)、74-75頁。史料の原文は、「jalait gūsai baita be aisilame icihiyara taiji aršan ocir i bithe. sahaliyan ula i jergi babe tuwakiyara meiren i janggin sede unggihe. meni gūsai nasun erketu taiji i harangga biyantu nirui hojoo jifi, alarangge, elhe taifin i gūsin sunjaci aniya, omšon biyai tofohon de cicihar hoton i gulu fulgiyan i bulhadai nirui mejige gebungge niyalma mini booi juwan sei odorikū gebungge sargan jui be juwan nadan yan menggun buki seme gaiha bihe. juwe yan menggun buhe. jai tofohon yan menggun ba bure unde, ineku biyai orin uyun de mejige i deo soosak gebungge niyalma, weceku i jalin, mini emu sahaliyan alaha iten be gamame wafi weceku de wecehe. te ninggun sei ihan oho. tofohon yan i menggun, ihan be burakū babe, nirui janggin bulhadai, funde bošokū haicimboo sede alafi yabuha babe tubade sambi. te tofohon yan i menggun, ihan be leHEME habšaki sembi sehebi. uttu ofi, mejige, soosak se meiren i janggin i harangga niyalma ofi hojoo mejige soosak sebe angga acabume, meiren i janggin sebe wacihiyakini seme, temgetu bithe be elcin dari de jafabufi unggihe」である。

¹⁵⁷ 「ゴルロス後旗から黒龍江將軍宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔案』、康熙四十九年二月二日、檔案番号 8-1710、マイクロフィルム M8948 (No.17)、284頁。史料の原文は、「gorlos gung batu i bithe. sahaliyan ula i jergi babe tuwakiyara jiyanggiyūn sede unggihe. jiyanggiyūn i unggihe bithede, san ši irgen emu nikan be meni harangga bade niyalma waka be dahame, niru bithe songkoi meni gūsai bambai taiji harangga biliktu nirui baki be baicame jafa sehebi. be baicaci, bambai taiji harangga urse de baki gebungge niyalma akū. jergi bahara unde taiji soromtai harangga biliktu nirui baki gebungge niyalma be jafahabi. niyalmai ergen i baita be dahame, bi emhun beidefi wacihiyaci ojurakū. jinggiyūn muse juwe nofi acafi wacihiyaci acanara gese. ya inenggi aibade acara babe toktobufi bithe unggireo. erei jalin unggihe」である。

¹⁵⁸ 「チチハル副都統から黒龍江將軍宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔案』、康熙三十七年三月二十三日、檔案番号 7-1698、マイクロフィルム M8938 (No.7)、71-76頁。史料の原文は、「cicihar hoton i meiren i janggin i jergi mabudai bithe. jiyanggiyūn de unggihe. ontohon giyamun i niyalma gabtabuha, ihan duribuhe baitai jalin, jiyanggiyūn i unggihe bithede, gūsai da walta be tucibufi, emu sain janggin be adabufi jalait i nasun beise i jakade unggifi, giyamun i niyalma be gabdaha songko dosimbuha sere jergi babe acafi kimcime gisurefi wajici acara ba bici wajikini. wajiha babe bithe unggidangse de ejeki. aikabade wajirede mangga, kenehunjere ba bici acafi gisurehe turgun be getukeleme bithe arafi unggi. jurgan de yabubuki sehebi. gūsai da walda sebe unggihe bihe...」である。

¹⁵⁹ この案件の概要は以下の通りである。ontohon 駅丁の十人の站丁の家僕は柳を運びに行き、帰り道で八人のモンゴル人に強奪された。家僕の一人が殺され、三頭の牛が奪われた。カロンの兵 samdara らは追跡し、奪われた牛の足跡が jorhotu らの村に入った。jorhotu らは犯罪行為を否認した。駅丁の官 dingju は黒龍江將軍に通報し、黒龍江將軍は協領 walta を派遣し、ジャライト旗のザサクと会審して案件を完結させた。

「黒龍江將軍からチチハル副都統宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔』、康熙三十七年六月十日、档案番号 8-1698、マイクロフィルム M8938 (No.7)、72-80 頁。

¹⁶⁰ 「ジャライト旗のザサクから黒龍江將軍宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔』、康熙四十七年閏三月十日、档案番号 9-1708、マイクロフィルム M8949 (No.18)、99-100 頁。史料の原文は、「jalait beise tegus sei bithe. sahaliyan ula i jergi babe tuwakiyara jiyanggiün sede unggihe. jiyanggiün i unggihe bithede, talaha giyamun i bithesi liose i alibuha bithede, meni giyamun i haha cen ing ni sahaliyan eje ihan be ere aniya juwe biyai ice ilan i dobori hülhabuha bihe. te eberi ama jifi cen ing de alahangge, sini ihan be, meni jalait gūsai mukai bajar erdemtu taiji i harangga albatu hara gebungge niyalma hülhafi gamaha. ihan ne ini boode bi. te uthai geneci bahambi seme alaha. monggoso i nuktere ba meni giyamun ci tanggū ba funceme goro. be geneci ojarahū. ambasa gosici jalait beise de bithe yabubufi, cen ing ni ihan be bahabureo seme alibuhabi. hara beise i harangga niyalma be dahame baicame gisurefi weile be wacihiyafi, cen ing ni ihan be bahabureo sehebi. uttu ofi, bajar nirui hara be gajifi funjaci, cen ing ni ihan be fuhali sarakū seme alime gairakū. hara ini sarakū serede uthai wajici ojarahū. jiyanggiün muse acara de hara be gamame heneki. muse uhei beidefi wacihiyaki. ere jalin unggihe」である。

¹⁶¹ 「黒龍江將軍、副都統からゴルロス後旗宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔』、康熙四十六年八月八日、档案番号 10-1707、マイクロフィルム M8946 (No.15)、77-79 頁。史料の原文は、「sahaliyan ula i jergi babe tuwakiyara jiyanggiün boding, meiren i janggin uksun kasari i bithe. gorlos gung de unggihe. gung ni unggihe bithede, meni gūsai ubasi taiji i harangga nahacu i habšaha baita i jalin, jiyanggiün i unggihe bithede, giyamun, bithesi lioge, bošokū Jang Jytai se susai nadan honin baha turgun be, mini giyamun i hafan guweilehe de bithe alibuhangge yargiyan be dahame, nahacu i nadanju jakūn honin de sabuha siden niyalma akū, uttu be dahame, gisurefi weile be akū, ne baha susai nadan honin be nakacu de afabume bukini. jeke usin i turgunde, honin gairebe nakabuki sehebi. nahacu mini jakade jifi, nadanju honin be giyamun i nikan durime gamame genehe seme, elcin nirui janggin buta, taiji olemji sebe gamame genehengge yargiyan. bithesi lioge, bošokū Jang Jytai, susai nadan honin baha seme giyamun i hafan guweilehe de bithe alibuhangge yargiyan bicibe, orin emu honin be boo tome suweleki seci, bithesi lioge se suwelebuhekū bime, geli karun i bošokū, usin weilere janggin kalja ama se gemu sambi. erebe tuwaci, bithesi lioge se nahacu i orin emu honin be gidahangge yargiyan, uttu be dahame, gūwa weile be lehere be nakambi dere, nakacu de orin emu honin bahaburakū oci ojarahū. uttu ofi, jiyanggiün sebe sakini seme, elcin nirui janggin buta de temgetu bithe jafabufi unggihe sehebi. meni neneme gung de unggihengge, ne baha susai nadan honin ba honin i ejen nahacu de afabume bukini. jai lehere orin emu be gisurefi be akū seme gisurefi unggihe bihe. te gung kemuni lehere be dahame, monggo jurgan i janggin be bithe unggifi, gung ni bade gajifi isinjiha manggi, meni baci niyalma genefi acafi gisurefi wacihiyaki. meni gūnin i adali oci, gung mende bithe unggi. monggo jurgan i janggin be ganabume bithe ungiki sembi. erei jalin unggihe」である。

¹⁶² 当時の文書史料では、黒龍江將軍が盛京刑部に文書を送り、理藩院の章京を呼び出して会審を行った事例は多く見られる。例えば、ジャライト旗の管旗章京 jamka が黒龍江の鑲紅旗の tuhacin の三頭の馬にジャライト旗の記号を付けた案件について、康熙五十二年（1713）、黒龍江將軍は盛京刑部に駐在する理藩院の章京を呼び出した。「黒龍江將軍から盛京刑部宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔』、康熙五十二年五月十三日、档案番号 2-1713、マイクロフィルム M8950 (No.19)、273-277 頁。

¹⁶³ 「理藩院から黒龍江將軍宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔』、雍正六年五月八日、档案番号 7-1728、マイクロフィルム M8964 (No.7)、670-676 頁。史料の原文は、「tulergi golo be dasara jurgan i bithe. sahaliyan ula i jiyanggiün sede unggihe. hebei acafi gisurefi wesimbuhengge, gung furdan i wesimbuhe bithede, aha bi tuwaci, cicigar hoton i hafan cooha, durbet, jalait, gorlos, ere ilan gūsai monggoso emgi fumereme tere jakade, ishunde habšara duilere, morin ulha hülhabure jergi baita lakarakū tucimbi. daci toktobuha bade, monggoso hülhame yabufi, nambufi jafabuci, cicigar jiyanggiün encu harangga niyalma seme, bai jabun gaira dabala, umai erun nikebume fonjirakū, uthai ini jasak sede benefi fonjibumbi. ememu fonde jingini hülha ofi yabuha urse jasak sei bade geli jabun kūbulirengge umesi labdu. ede ishunde temšeme bithe yabubure gojime, baita be nergin de wacihiyame muterakū ofi, harangga jiyanggiün se araga akū cen emgi aniyai dubede emgeri culgan acafi, jai baita be toktobumbi. bairengge, ereci amasi monggoso i hafan cooha i morin ulha be hülhafi jafabucibe hafan cooha, monggoso emgi temšendure baita ocibe, baita tucike ba tuwame uthai cen harangga jasak i aisilara taiji sei dorgi yaya emke be gajifi, jiyanggiün sei emgi uhei acafi, nergin de uthai wacihiyakini. aikabade erun be baitalara ba bici, monggoi erun be nakafi, beleni jiyanggiün i yamun i erun be nikebume beidekini sehebi. baicaci, cicigar i hanci bisire horcin i jergi gūsai monggoso, manju i emgi suwaliyaganjaha baita be cicigar i jiyanggiün adarame icihiyara babe umai wesimbufi toktobuha kooli akū. te gung furdan monggoso i habšara duilere, morin hülhabure baita be jiyanggiün i baci, bai jabun gaifi, jasak sede benebuci fonjibumbi. ememu geli jabun hūbulirengge labdu. baita be nergin de wacihiyame muterakū sehebe dahame, erebe gung furdan i wesimbuhe songkoi, ereci amasi ishunde habšara duilere baita, monggoso, morin ulha hülhara baita bici, cicihar i jiyanggiün, monggoso be jasak sede benere be nakafi, bithe unggifi aisilara taiji emke, cicihar de jifi jiyanggiün i emgi uhei acafi getukeleme beidefi toktobuha kooli songkoi wacihiyakini. baita be jiyanggiün yamun de gajifi acafi beidere be dahame, erun be giyan i emu obume toktobuci acambi. uttu be dahame, erun nikebure baita bici, gemu jiyanggiün yamun i erun be baitalakini. jai jiyanggiün i baci acafi beidere jalin, harangga jasak de bithe yabubuha manggi, aisilara taiji aika uthai lali seme jiderakū siltame tookaburengge bici, harangga jiyanggiün uthai turgun be tucibume, tulergi golo be dasara jurgan de boolafi, harangga jasak be fakalame wesimbukini. uttu ohode, habšara duilere, morin hülhara baita uthai tondo

wacihiyaci ombime baita be inu inenggi biya goidaburakū ombi. hese wasinjiha manggi, harangga jiyanggiyūn, horcin i jergi jasak sede bithe yabubukini sembi. erei jalin gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi seme, hūwaliyasun tob i ningguci aniya sunja biyai ice duin de, kiyan cing men i jai jergi hiya yenjine sede bufi ulame wesimbuhede, hese gisurehe songkoi obu sehebe gingguleme dahafi, erei jalin unggihe. sunja biyai ice jakūn」である。¹⁶⁴「理藩院から黒龍江將軍宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門档』、雍正八年三月二十四日、档案番号 1-1730、マイクロフィルム M8968 (No.11)、319-333 頁。史料の原文は、「coohai jurgan i bithe. sahaliyan ulai jergi babe tuwakiyara jiyanggiyūn sede unggihe. hebei amban hošoi kengse cin wang, amban yūn li sei gingguleme wesimburengge. dergi hese be gingguleme dahara jalin... amban bi kimcime gūnici, horcin i juwan gūsai tehe ba, cicigar bedune ningguta i harangga hersu itun i jergi ba mukden i harangga fakū i jergi burga i jase de gemu ujan acahabi. te sahaliyan ulai jiyanggiyūn i harangga ba i ujan acaha horcin i jasak i dorgi hūlha holo eiten baita de holbobuhangge oci, uthai meni meni gūsai aisilara taiji be gamafi beidefi icihiyafi wacihiyaci acara baita be kooli songkoi uthai wacihiyambi. umai goidabure baita akū. te giyan i bedune ningguta i jiyanggiyūn i harangga ba, mukden i harangga ba i ujan acaha monggoso de holbobuha baita bici, mukden i beidere jurgan i hafan be takūrara be nakafi, inu sahaliyan ulai ba i songkoi ya gūsai monggoso oci, tere gūsai aisilara taiji emke be bithe unggifi gamafi harangga jiyanggiyūn, meiren i janggin, mukden i beidere jurgan, meni meni ba i baita be aisilara taiji i emgi acafi getukeleme beidefi wacihiyaci acara baita be kooli songkoi gisurefi wacihiyara, niyalmai ergen de holbobuha baita be getukeleme jabun gaifi jurgan de boolanjiha oci, baita inu hūdun wajimbime, goidabure hacin akū ombi. bairengge, hese wasimbufi dahūme gisurefi wesinbufi yabubureo seme hūwaliyasun tob i jakūci aniya juwe biyai juwe jakūn de wesimbuhede, hese hebe gisurefi wesimbu sehebe gingguleme dahafi, amban meni uhei acafi gisurehengge,... aliha amban tegud i baiha songkoi ereci amasi horcin i juwe gūsai tehe ba bedune, ningguta i harangga hersu idun i jergi ba, mukden i jiyanggiyūn i harangga fakū i jergi burga i jase de ujan acaha monggoso i baita oci, emu aniya emgeri mukden i beidere jurgan i hafan takūrakara be nakafi cicigar kooli songkoi inu harangga gūsai aisilara taiji emke gamafi, jiyanggiyūn meiren i janggin i emgi acafi beidefi wacihiyakini. mukden i beidere jurgan i emgi acafi beidere baita bici, inu ere songkoi acafi beidekini. niyalmai ergen de holbobuha baita oci getukeleme jabun gaifi jurgan de boolafi wesimbufi wacihiyakini sembi. erei jalin gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi seme hūwaliyasun tob i jakūci aniya ilan biyai ice nadan de baita wesimbure icihiyara hafan yang wen bin sede bufi ulame wesimbuhede, ineku ninenggi hese gisurehe songkoi obu sehebe gingguleme dahafi erei jelin ungihe」である。

¹⁶⁵ hūwaliyasun tob i jakūci aniya tulergi golo be dasara jurgan i aliha amban bihe tegut wesimbuhe be hebei baci dahūme gisurefi ningguta i jiyanggiyūn i harangga hersu itun i jergi ba, fung tiyan i fakū jase i jergi ba i ujan acaha monggoso oci, emu aniya emgeri mukden i beidere jurgan i hafan takūrakara be nakafi, cicigar i kooli songkoi inu harangga gūsai aisilara taiji emke gaifi, jiyanggiyūn meiren i janggin i emgi acafi beidefi wacihiyakini. mukden i beidere jurgan i emgi acafi beidere baita bici, inu ere songkoi acafi beidekini. niyalmai ergen de holbobuha baita oci getukeleme jabun gaifi jurgan de boolafi wesimbufi wacihiyakini seme isinjiha manggi, ne eiten monggoso baita be, gemu amban meni yamun ci alifi mukden i beidere jurgan i emgi acafi beidembi. amban bi baicaci, neneme hebe ci ningguta i jergi bade beidere jurgan akū ofi, monggoso de holbobuha ele baita be mukden i beidere jurgan i takūrara hafan be aliyaci goidabumbi. ere turgunde teni harangga aisilara taiji be selgiyefi jiyanggiyūn yamun i emgi acafi icihiyakini seme gisurehe. fung tiyan i jiyanggiyūn yamun oci, mukden i beidere jurgan i emu hoton bime, jurgan de geli cohotoi sindaha monggo janggin bithesi bi. jingkini icihiyaci acara monggo hafan umai alifi icihiyarakū. elemangga amban meni yamun de jifi acafi icihiyambi. ememu fonde monggo janggin be叔iburakū teisulehe be tuwame, jurgan ci sy i hafan tucibumbi. tucibuhe sy i hafan geli acara baita seme beye hisafi icihiyarakū, amban meni yamun i tucibuhe coohai hafan geli fafun kooli de urehekū ofi, monggoso baita kemuni tookanjara gese. amban bi bahaci, ereci Julesi jase tulergi monggoso i baita be kemuni fe kooli songkoi mukden i beidere jurgan de afabufi icihiyabuki. uttu ohode monggoso i baita cohotoi alifi icihiyabuci baita tookanjara de isinarakū bime, jasei tulergi monggo de holbobuha baita be bahafi hūdun wacihiyaci ombi.

¹⁶⁶ (嘉慶)『欽定大清會典則例』:「乾隆二年定:法庫、柳条辺等処与盛京刑部相近。將軍武職衙門、不諳律例。嗣後、辺外蒙古事件、悉交該侍郎、傳該旗該札薩克副台吉会同辦理。其人命及盜窃馬匹牲畜之案審明照例定擬具題」、4383-4382 頁。

¹⁶⁷「清代達斡爾、鄂温克兩族所適用的法律」『滿語研究』2 (2013) 121-128 頁。

¹⁶⁸ С.Д.ДЫЛЫКОВ1998、186 頁。康熙三十年頃の増訂『蒙古律書』(以下 MGLS2 と表記)はモンゴル国立中央文書館に所蔵されている。本論文では、同法典を手写の形で収録する。С.Д.ДЫЛЫКОВ 氏の手書き本(С.Д.ДЫЛЫКОВ1998)と達力扎布氏のモンゴル文字転写・漢訳本(達力扎布 2004)を利用した。

¹⁶⁹ С.Д.ДЫЛЫКОВ1998、164-165 頁。

¹⁷⁰「チチハル副都統から黒龍江將軍宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門档』、康熙三十六年、档案番号 11-1697、マイクロフィルム M8937 (No.6)、65-69 頁。史料の原文は、「taiji buyantu, nomtohai be waha inu obufi, oron de niyalma, susai adun gaifi, nomtohai jui ulenji de buki...cinar basun sebe baha be tuwame waki. lordo be sacime wafi, boo boigon be talafi, ulemji sede buci acambihe... tulergi golo be dasara jurgan i toktobuha kooli de acabume tuwaci, niyalma be jortai wara, kimuleme wara, hebei wara, argai wara oci, taiji se oci oron de niyalma, weile susai adun gaifi bu. bai niyalma oci gemu sacime wafi, boo boigon be talafi, weilei ejen de bukini sehebi. geli baicaci, tulergi niyalma dorgi niyalma de weile oci, tulergi fafun i baita sehebi. beise sei beidefi wacihiyaki serengge tulergi monggo sede toktobuha kooli de acanaha ofi, beise nasun sei beidehe songkoi wacihiyaha」である。

171 「黒龍江將軍から理藩院宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔』、康熙三十六年、檔案番号 2-1697、マイクロフィルム M8937 (No.6)、241-246 頁。

172 「理藩院から黒龍江將軍宛ての咨文」『黒龍江將軍衙門檔』、康熙三十六年十一月十四日、檔案番号 7-1698、マイクロフィルム M8938 (No.7)、7-11 頁。

173 「ドルベト旗の協理台吉から黒龍江將軍宛ての文書」、康熙五十八年二月十三日、檔案番号 11-1719、マイクロフィルム M8955 (No.24)、22-23 頁。史料の原文は、「meni gūsai taiji batu harangga orto nirui uksin dalai jifi alarange, mini booi aha sirakeo be, eitu nirui uksin hotori de hūsun dosika bihe. hotori booi aha imatu waha sehebi. niyalmai ergen i baita ujen be dahame, uksin dalai de, hotori dorgideri gisurefi ulha biki sehebi. isinaha manggi, jiyanggiyūn, meiren i jangin se gisurefi, meni uksin dalai de juwan ulha bahabureo」である。

174 MGLS2、158 頁。

175 「ジャライト旗に駐在する内閣主事 seheri、協理台吉 hoto から黒龍江將軍、副都統宛ての文書」、康熙五十六年十一月十三日、檔案番号 12-1717、マイクロフィルム M8953 (No.22)、116-117 頁。史料の原文は、「meni gisurefi fajihange, udu taiji erketu se niru gandan i dube ci goro songkoi dosimbuha yargiyan seme alacibe, taiji erketu, taiji hojiger be ini niyaman be dahame daldame alara be boljoci ojarahū seme, songko dosimbuhanange yargiyan obufi, hūhabuha nadan morin i oron holbohon be toodabume bubuci acalbihe. kooli bithe be dahame, gūsai dorgi ambas be sonjofi gashūbukini」である。

176 MGLS2：「盜賊の跡が入った場合、旗内の大臣を選んで誓わせよ。誓わなければ、二倍で賠償する。…跡が居住地と（そこから）射た矢の届くところの間にあれば、誓わない。矢の届くところより遠ければ、誓う」、С.Д.ДЫЛЫКОВ1998、148~150 頁；達力扎布 2004、166-167 頁。

177 「ドルベト貝子から黒龍江將軍ら宛ての文書」、康熙六十年八月二日、檔案番号 14-1721、マイクロフィルム M8956 (No.25)、38-39 頁。史料の原文は「durbet beise šajin i bithe. sahaliyan ula i jergi babe tuwakiyara jiyanggiyūn sede unggihe. suweni unggihe bithede, Sioi tiyanlu sei adun be, meni harangga beki, taiji mungke i harangga biligtu se baita i jalin, membe ubade gisurefi wacihiyaha seme unggihebi. uttu ofi, adun hūlhaha hūlha sede fuhali ulha akū be dahame, muse juwe gūsa acafi, toktobuha kooli songkoi gisurefi, hūlha be waki. te mini beye ging hecen de genembi. meni gūsai aisilara taiji bisireltu suweni bade genefi jiyanggiyū se acafi wacihiyakini. adangki acara babe jiyanggiyūn se bithe unggireo. ere jalin unggihe. erebe acafi gisurere de, morin i ejen Sioi Tiyanlu morin hūlhaha durbet gūsai beki, biliktu se jifi alarange, be dorgideri gisurefi, orin juwe morin ihan i oron de, amba morin, amba ihan orin juwe bume gisurefi wajiha」である。

178 「ドルベト協理台吉から黒龍江將軍ら宛ての文書」、康熙五十七年三月二十二日、檔案番号 12-1718、マイクロフィルム M8954 (No.23)、30-31 頁。史料の原文は「durbet gūsai aisilara taiji bisireltu i bithe. sahaliyan ula jergi babe tuwakiyara jiyanggiyūn sede unggihe. suweni harangga temdehei giyamun i bithesi ahali sei benjihe bithede suweni gūsai taiji babai harangga ono nirui uksin bulteher ihan emke hūlhaha. bulteger taiji sei harangga niyalma be dahame, tubade wacihiyakini sehebi. uttu ofi, hūlha bulteher de fonjici jaburengge, mini hūhahange inu seme alime gaiha be dahame, beidefi oron de ihan emke, weile i jalin emu uyun i ulha elcin de emu ihan buhe bihe. toktobuha kooli de, weile gaira jasak elcin de, uyun ci tulgiyen, emu ulha weile gaiifi, weile bure jasak i elcin de buhe uyun i dorgici emu duin se i ihan gaimbihe. mini elcin i jetere ihan be bithesi ahali buhekū be dahame, jiyanggiyūn se gisurefi kooli be dahame, mini elcin de bahabureo seme temgetu bithe be nirui janggin buyaltu de jafabufi unggihe」である。

179 凡そ人が人や四種の家畜（のいずれか）を一人で盗んだ場合には、（犯人を）絞殺する。二人で行った場合には、（そのうちの）一人を絞殺する。三人の場合には、（そのうちの）二人を絞殺する。大勢の人が共同して盗んだ場合には、（その中から）二人を選んで絞殺し、残りの者はそれぞれ百回鞭打った上で、三・九の大型家畜で罰する。このような犯人（を処罰する際に）は、主僕の分別を論じない。

180 康熙六年の増訂『蒙古律書』は現在中国第一歴史档案馆に所蔵され、その影印版は *Engke amuyulang-un jirγuduyar on-u qayučin jasay-un bičig-dür nemejü toktuγaysan jasay-un bičig* というタイトル（以下 MGLS1 と表記）で『清内閣蒙古堂檔』に収録されている。康熙三十年頃の増訂『蒙古律書』（以下 MGLS2 と表記）はモンゴル国立中央文書館に所蔵されている。

181 盜賊とは満州語で「hūlha holo」、モンゴル語で「qulayai qudal」という（田村実造共編 1966：466）。強盗と窃盗は漢文で「強劫」、「偷窃」といい、モンゴル語で「iledte buliyaqu」、「qulayuqu」という。

182 MGLS1：「aliba yayum-a-yi iledte buliyabasu... qaraču kümün bolbasu čabčiju alamu」、317 頁。

183 『康熙朝大清会典』（卷 145、理藩院四、賊盜）：「（康熙）十三年題準、……官民人行劫殺人傷人者、不分首從、俱斬。妻子家産籍没。不曾殺人傷人者、為首二人絞、妻子家産籍没。為從者各鞭一百、罰三九。若止一人、鞭一百、籍没家産、免其妻子。二三人者、以一人為首、餘為從、所罰没俱給失主」。康熙三十年代の増訂『蒙古律書』に同条文がある。С.Д.ДЫЛЫКОВ1998、189-192 頁；達力扎布 2004、179 頁。

184 MGLS1：「aliba kümün, kümün kiged dörben qusiγu mal-i nigen kümün qulγabasu köbčidejü alamu. qoyar kümün bolbasu nigen-i inü köbčidejü alamu. γurban kümün bolbasu qoyar-i inu köbčidejü alamu. olan kümün bölüglejü qulγabasu qoyar kümün-i sungγuju köbčidejü alaγad, basa kedün kümün bolbasu jaγuγad tasiγur jančiju γurbayad yisün boda abumu. ene jerge-yin qulayaičid-i inu, ejen, boγul-i ülü ilγamu」、322 頁。

185 (乾隆)『欽定大清會典則例』(卷 144、理藩院)、574 頁。

186 「ijaγur eče jaṣay-iyar bolγaysan qulaγayiči-yin em-e keüked, ger mal, ded qulaγayiči-yin yal-a-yin mal-i čöm jerge-yin kümün-dür ögčüküi. tüsimel man-u kelelčegsen anu, γadaγadu mongγul-ud mal-dur itgejü aju türümü. qasiya küriy-e ügei-yin tula, ijaγur eče qulaγayiči-yi čingdalan jaṣay-iyar bolγaysan qulaγayiči-yin em-e keüked, ger mal-i keyisgejü, jerge-yin kümün-dür öggügseger boluγsan-u tula, edüge mön kü jaṣay-iyar bolγaysan qulaγayiči-yin em-e keüked, ger mal, ded qulaγayiči-yin yal-a-yin mal-i čöm jerge-yin kümün-dür öggüy-e kemen kelelčejüküi」、С.Д.Дылыков1998、203-204 頁；達力扎布 2004、183 頁。

187 順治年間の裁判事例から、上記の慣習は、当時すでに康熙六年の「偷窃四項家畜」条の規定内容と合わせて実行されていたことが窺われる。順治十二年(1655)の裁判事例によれば、アル＝ホルチン旗の平民ハイサはジャロード旗の佐領テヘーの牛一頭を盗んだ。彼は理藩院に行き、死罪の赦免を求めた。理藩院は『蒙古律書』に照らし、ハイサの死罪を赦免し、彼の妻子以外のすべての家産をテヘーに与えた。ハイサの場合は減刑されたが、通常の場合、犯人は処刑され、妻子と家産は被害者に与えられたものと推定される。『清朝前期理藩院滿蒙文題本』第一卷、128 頁。

188 「tulergi golo be dasara jurgan i toktobuha kooli bithede, morin, temen, ihan, honin ere duin hacin i ulha be juwe niyalma hülhaci, emke be wambi sehebi. geli baicaci, hūwaliyasun tob i sunjaci aniya jurgan ci wesimbufi toktobuhange, monggoso, mongosoi ulha be hülhaci, dalha hülha be an i toktobuha kooli songkoi fafun i gamara, hehe juse boigon ulha be talafi, bakcin i niyalma de bume gisureci tulgiyen, aika hülhaha ulha komso, yabuha turgun ubiyada akū oci dalha hülha be tatami wara weile tuhebufi loode horifi bolori be aliyafi wame erei boigon ulha be talafi, bakcin i niyalma de bume, hehe juse be taka ceni gūsai bade asarabufi, amala beidere de jergi eberembufi tucici, ini beye hehe juse be suwaliyame adaki culgan i data de benebufi, ceni emu cullgan i dorgi siden i baita de faššaha hūsun buhe taijisa de aha obume šangnaki. ilhi hülhai beye hehe juse be suwaliyame inu adaki culgan i data de benebufi ceni emu culgan i dorgi siden i baita de faššaha hūsun buhe taijisa de aha obume šangnaki sehebi」、『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷 2)、5-12 頁。なお、この雍正五年法は『欽定大清會典則例(乾隆朝)』(卷 144)にも収載されているが、その内容が不完全である。

189 「バヤルの事件」とは、バヤルら十二人のハルハ＝モンゴル人がジュンガルの攻撃を恐れ、故郷へ逃げる途中で民人商人 Lo Tiyangiyo の家畜と財物を強奪した事件である。

190 ザサグまたはその印務処に帰属し、管内の賞給等の原資として備蓄されることをいう。島田正郎 1981、340 頁。

191 MYYYA (モンゴル国立中央文書館) 所蔵『庫倫辦事大臣衙門檔』：档案番号 M1-D1-X2552-III4、後半判読不能。史料の原文は、「baicaci tulergi golo be dasara jurgan i toktobuha fafun i bithede, hafan, bai niyalma emu juwe ocibe geren hokilafi, yaya jaka be iletu durire de niyalma be wahakū, koro arahakū oci, da deribuhe ujulaha juwe niyalma be tatame wafi, juse sargan, boigon ulha be talafi, gūwa be ilhi obufi, tanggūta šusiha tantafi, ilan uyun i ulha gaifi, bakcin i niyalma de bumbi sembi. geli baicaci, tulergi golo be dasara jurgan i wesimbufi toktobuha kooli de, monggoso, gūsai niyalma irgen i ulha hülhaci, fafun i gamaha hülhai juse sargan be alban de dosimbure be nakabufi, monggoso dorgi siden i baita de faššaha taijisa be baicafi, aha obume šangnaki. sasa yabuha ilhi hülha be damu tanggū šusiha tantafi, ilan uyun i weilei ulha gaifi, bakcin i niyalma de bufi, kemuni da gūsade babuci, ceni ehe hoki urse acafi, geli hülhara fachuhūn baita yabure de isinambi. ereci amasi ilhi hülha be tantara, weilei ulha gaire be nakafi, juse sargan boigon ulha be suwaliyame inu fafun i gamaha hülhai juse sargan i songkoi monggoso dorgi siden i baita de faššaha taijisa be baicafi, aha obume šangnaki. ere šangnara de juse sargan be faksalarakū, acarā be tuwame neigenjeme huwekiyebume aha obume šangnakini sehebi」である。

192 『滿文軍機處錄副奏摺檔』：1078-003/023-2222、乾隆十二年七月十九日、保德奏。史料の原文は、「sula amban meiren i janggin amban boode i gingguleme wesimburengge, monggo ba i hülha jafaha fe kooli be tahūbure ba baire jalin. amban bi tuwaci, kalkai bade hülha labdu bimbime, jafara niyalma akū. gūnin ferešeme fujurulaci, neneme morin ulha waliyabuha niyalma hülha be jafaha manggi, emu ulha de uyun ulha toodabumbi. ulha akū niyalma oci, emu uyun ulha de emu anggala niyalma fangkabume bumbi. juse bici jusei dorgide bumbi. juse akū oci, sargan be hülhabuha niyalma de bufi aha obume takūršabumbi. ulha waliyabuha niyalma facihiyašame hülha be jafame baha manggi, udu morin ulha baharakū bicibe, niyalma be bahafi aha obume takūrambihe. amala urgun cin wang hacilame wesimbufi, jafaha hülha be adaki culgan i faššaha taiji de šangname bumbi seme kooli toktobuha ci ebsi, morin ulha waliyabuha niyalma uthai ini morin ulha be hülhaha hülha be teisukebucibe, inu jafarakū oho. ere turgun de tese de fonjici alarangge, tusiyetu han yampil dorji i aiman cecen han damrin i aiman ere juwe aiman adaki culhgan, efu ts'ering ni aiman, jasaktu han balder i aiman ere juwe aiman adaki culgan, cecen han damrin i niyalma aika efu ts'ering ni aiman i niyalmai morin ulha be hülhafi, efu ts'ering ni aiman i niyalma baime jafame baha manggi, urunakū babade benefi beidebumbi. dobori beye tuwakiyambi. beye jobome kunesun fayame, ulha be šadabume dahalahai yabumbi. kime gūnici, morin ulha bisire niyalma ainaha seme hülha ofi yaburakū. gemu umesi fungsen yadakūn eiten ulha akū niyalma, teni hafirabufi hülha ofi yabuhabi. beideme tubede isinaha manggi, toodara ulha fuhali akū. ere hülha i anggala be bodome giyan i morin ulha faliyabuha niyalma de buci acambihe. damu cecen han i aiman, tusiyetu ha i aiman adaki culgan ofi, dalji akū tusiyetu han yampil dorji aiman i faššaha taiji de bumbi. jingkini morin ulha faliyabuha niyalma, bai jobome suileme yabuhai wajime de ulha inu baharakū, niyalma anggala inu baharakū, uttu bai wacihiyašafi niyalma de jabšabure anggala, ine mene jafarakū de isirakū seme gemu tutu

gūnimbi」である。

¹⁹³ 同法の成立年次について、二木博史は1736年という通説と異なり、1676年であると指摘された（二木博史1983、63頁）。

¹⁹⁴ Б.Баярсайхан、Б.Оюунбилэг、Б.Батбаяр等2009、16、23、25頁。

¹⁹⁵ 註(194)前掲史料：「neneme waci acara dalha hūlha be culgan acafi beidefi wambihe. te waci acara niyalma be tungjy yamun de benebumbi. tungjy yamun huhu hoton de bi. giyalabuhangge ilan duin minggan ba, kalkai ba i kooli de fei gūsai niyalma hūlha jafaci, fei gūsaci janggin cooha be tucibufi benebumbi. ere tucibuhe janggin cooha gemu beyei morin beyei hūsun i genembi. jugūn de aika hūlha be turibuci, janggin cooha be gemu weile arambi. tungjy yamun de benere de, amasi Julesi duin sunja biya yabumbi. aika geli angga acabume funcere jergi hacin bici, dasame bithe yabubufi niyalma be ganabumbi. emu juwe aniya emu baita be hono wacihiyame muterakūngge bi」。

¹⁹⁶ MGLS1：「alaqu yalatu kümün-i čiyulγan-dur neyilejü sigügsen bolbasu mōn tende baramu. qoyar qusiγu neyilejü sigügsen-i ayiladqaju jarliγ-i küliyejü ala」、316-317頁。

¹⁹⁷ 島田正郎1982、765-766頁。

¹⁹⁸ 『滿文軍機處錄副奏摺檔』：1078-006/023-2253、乾隆十二年八月六日、訥親奏。史料の原文は「aliha bithei da, hiya kadalara dorgi amban dacun kiyangkiyan gung, amban necin sei gingguleme wesimburengge, ...te sula amban boode, neneme kalkai bade morin ulha waliyabuha niyalma hūlha be jafaha manggi, emu ulha de uyun ulha toodabumbi. ulha akū niyalma oci emu uyun ulha de emu anggala niyalma fangkabume bufi aha obume takūršabumbi. erei turgunde wacihiyašame hūlha be jafambihe. amala jafaha hūlha be adaki culgan i faššaha taiji de šangname, cende bahabure hacin akū ofi, morin ulha be hūlhaha hūlha be teisulecibe, inu jafarakū oho. erebe kemuni fe songkoi monggo kooli be dahame icihiyabureo sehebe tuwaci, ere cohome ehe facuhūn yabuha urse be hoki tuwali ci jailabufi, ehe facuhūn baita be akū obure gūnin be monggoso ulhirakū, jabšan be kicerengge iletu. damu monggoso banin heolen sula, jabšan akū de wacihiyašarakū. te hūlha holo labdu, jafara niyalma akū de isinaha sehebe dahame, boode i wesimbure songkoi kalkai duiin aiman i dorgi hūlhai baita bici, fe songkoi dalha hūlha hūlha be wara weile tuhebufi, ilhi hūlha be tanggū šusiha tantafi ilan uyun i weilei ulha gaiki. adaki culgan de falabure be nakafi, fafun i gamaha dalha hūlhai juse sargan, boigon ulha, ilhi hūlhai weilei ulha be gemu bakcin i niyalma de bahabuki」である。

¹⁹⁹ 註(200)前掲史料：「baicaci, fe monggo kooli de, duin hacin i ulha be hūlhaha hūlha be, gemu uthai fafun i gamame ofi, tuttu meni meni gūsai dorgi ci beideme wacihiyafi uthai wambihe. hūwaliyasun tob i sunjaci aniya, hesei monggoso emu juwe ulha hūlhaha turgunde uthai tatami waci, niyalmai ergen de holbobuhabi. ereci amasi ere gese hūlhalha weile de, giyan i tatame wara weile tuhebufi loode horifi bolori be aliyaci acambi sehebe gingguleme dahafi, tereci monggoso hūlhaha ulha labdu, eici jafara de isehele, niyalma be koro araha jergi turgun ubiyade ningge be jurgan ci dahūme wesimbure bithe isiname, uthai tubede fafun i gamaraci tulgiyen, hūlhaha ulha komso turgun ubiyade akū oci, tatame wara weile tuhebufi bolori be aliyabume, ging hecen de benjibufi loode horibumbi. amala jurgan ci wesimbure monggoso halahūn de hamiyarakū ging hecen i loode horici, kemuni adabumbi seme hanci be tuwame jasei tule tungjy yamun de benebufi dendeme horibuha. te boode kalkai monggoso beyei hūsun i weilengge hūlha be tungjy yamun de benjibure de geleme, heolen sula oho sehe be dahame, harangga jakak sede afabufi, weilengge hūlha be benjibure de, ceni aiman ci urunakū sain mutere hafan cooha be tucibukini. ese beye hūsun i yabure de, jugūn i unduri fayara hacin bisire be dahame, weile de gaiha ulhai dorgici gafi aasilatame bukini. aika ere hacin i ulha ahūngge oci harangga gūsai dorgici acara be tuwame majige aasilatame bukini. aikabade heolen sula ofi, weilengge niyalma be ukambure turibure de isibuci, ukambure hafan cooha, jai harangga jakak sebe suwaliyame wakalame wesimbure, kooli songkoi weile arabuki」である。

²⁰⁰ 註(200)前掲史料：「baicaci, dorgi jakak sei hūlha holo i baita de hūlha ci gaiha ulha, niyalma be inu emu adali adaki culgan i faššaha urse de icihiyame bucibe, damu dorgi jakak i monggoso, hanciki ba i irgen gūsai niyalmai ulha be hūlharange labdu. aika irgen, gūsai niyalmai ulha be hūlhaci, kooli de damu boigon ulha be bakcin i niyalma de bahabumbi. niyalma be aha obume šangnarakū. jai dorgi jakak i ba tungjy tungpan yamun ci sandalabuhangge hanci, umai weilengge hūlha be benere suilecun akū ofi, dorgi jakak i baci kemuni hūlha be jafafi jurgan de boolanjimbi. umai heolen sula sere hacin akū, kalkai bade duibuleci ojarakū be dahame encu halara be baiburakū, an i ne icihiyara kooli songkoi dahame icihiyabuki」である。

²⁰¹ 「理藩院尚書納延泰題孟克等盜駝馬事」、「兼管理藩院事務大學士傅恒等題烏蘭葛勒卓強劫事」、『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷4)、42頁、300頁；「兼管理藩院事務大學士來寶等題敦柱盜牛事」、「兼管理藩院事務大學士來寶等題敏珠爾盜馬事」、『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷5)、229頁、312頁。

²⁰² 案件の年次は題本の作成年次であり、従犯の名前は斜体で表記する。

²⁰³ 一方、乾隆十八年(1753)に発生した「ダンジンの事件」では、定辺左副將軍は強盜殺人を行ったすべての犯人を斬梟に処し、家産を被害者に与えた事例からすれば、強盜殺人のような重罪については、康熙十三年の法がそのまま維持されていたことが分かる。『滿文軍機處錄副奏摺檔』：0848-003/018-1971、乾隆十八年十月十四日、cenggunjab 奏。

²⁰⁴ 定辺左副將軍の職責については、李毓澍1962参照。

²⁰⁵ 島田正郎1982、467頁。

²⁰⁶ 「署理理藩院尚書溫福等題喀爾喀羅布桑盜駝事」、『清朝前期理藩院滿蒙文題本』(卷12)、240-252頁。

- 207 軍機処の議奏には単に「死刑に処す」とあるが、前掲の四件の事例では犯人が絞監候に処された。
- 208 「tegrī-yin tetgügsen-ü arban nigedüger on jun-u segül sarayin qorin yisün-e jisīyan-u ʔajar eče ilegegsen anu, tegri-yin tetgügsen-ü arban nigedüger on jun-u dumdadu sarayin arban-dur ʔasaytu qan, sečen qan, da-a čin wang dečinjab, čin wang erinčindorji, tusalayči ʔangjun sidzi, tusalayči ʔangjun giyün wang, tusalayči ʔangjun beyile, tusalayči ʔangjun güng tan ekilen, küriyen-ü ʔajar-a čiyulyan neyileküi-dür toytaysan anu, aliba ilete qulayai kigsen kümün-i degedü-yin qayučin čayajin-u yosuʔar alayad ger mal ba, eme keüked selde-yi čöm mal-un ejen-dü öggüy-e. basa degüü qulayayiči eče ʔurban yisün yala abču mal-un ejen-dür öggüged, ʔayun tasiyur ʔangčiqu eče ʔadan-a, kerber yala ülü güičekü bolbasu ger baray-a ba, toyu-a tulʔa-yin jerge-yin qamuʔ ʔayuma-yi inu nige yisü boduju, keüked-tai kümün eče yisün mal-dur nige keüked boduju, qoyar yisü-dür qoyar keüked boduju ögkü eče ʔadan-a, qoyar keüked eče ilegüü bariju ülü öggümü. keüked ügei ere eme qoyar bolqula eme-yi inü bariju öggüy-e. ʔayča bey-e bolqula, mün kü bey-e inü bariju öggüy-e. mal ba eme keüked-i öggübeču erke ügei dutaysan yala-yin mal bui bolbasu degedü-yin čayaja-yin yosuʔar nigen mal-dur qorin tabun tasiyur ʔangčiqui-dur ʔayu eče büü önggeregülye. eyimü bolqu-dayan maʔu yabudal-tu qulayayiči nar ʔalqamu kemen toytayan kelelčegsen-i temdeglegsen ečeyadan-a, busud aliba jüil-tün kereg-ü uçir-i čöm degedü-yin čayaja-yin yosuʔar dörben ayımay nigen adalı dayaju yabuy-a kemen kelelčebe」、Б.Баярсайхан、Б.Оюунбилэг、Б.Батбаяр 等 2009、673-675 頁。
- 209 HJ 乾隆十一年法を定めたメンバーについては、岡洋樹 2007 の研究がある。同書、99-100 頁参照。
- 210 島田正郎 1982、451-452 頁；二木博史 1983、64 頁。
- 211 萩原守 2006、105-107 頁。
- 212 前掲書、102 頁。
- 213 二木博史 1983、64 頁。
- 214 萩原守 2006、107 頁。
- 215 達力扎布 2015、661 頁。
- 216 萩原守 2006、109 頁。
- 217 満洲語で「kuren i baita be ichihiyara jasak se」という。これらのザサグについて、岡洋樹 1992、204-205 頁；達力扎布 2005、89 頁参照。この事例では、トシェート=ハンと同部の右翼右旗のザサグー等台吉バンジョルドルジが参与している。
- 218 『満文軍機処録副奏摺档』：1147-009/025-2955、雍正十一年八月二日、jakdan 奏。また雍正九年（1731）、清朝はハルハの三部にそれぞれ官を任命し、情報の収集、盗賊の禁止等を諸ザサグと共に処理させた。郎中アラブタンとキリンポーはそれぞれトシェート=ハン部とセチェン=ハン部に駐在する官である。雍正十年、侍郎ジャクダンがバルガ人の訓練とセチェン=ハン部の事務を処理し、翌年の六月以降、キリンポーはジャクダンを補佐するようになった。『満文軍機処録副奏摺档』：1120-006/024-2243、雍正九年十一月十一日、fungšengge 奏；1034-006/022-1930 参照。
- 219 『満文軍機処録副奏摺档』：1032-019/022-1681、雍正十一年八月二十一日、ortai 奏。
- 220 『庫倫辦事大臣衙門档』：M1-D1-X2514-III1、乾隆七年二月十七日、副將軍郡王 cinggunjab から定辺左副將軍に宛てた文書。
- 221 『高宗実録』（乾隆十二月三月己酉）：「西路軍營參贊大臣副都統保徳期満、以鑲紅旗蒙古副都統那蘭保代之」。なお、保徳は同年六月に離任し、北京に戻った。『満文軍機処録副奏摺档』：1652-004/030-2080、乾隆十二年六月二十八日、策凌奏。
- 222 『烏里雅蘇台志略』：「定辺左副將軍一員。參贊大臣二員。満州一、駐城内；蒙古一、駐城外」、4 頁。
- 223 岡洋樹 2007、92-93 頁。
- 224 盟長スデブドルジの提案の中で疑わしいところが多いため、理藩院は臨時にプレー辦事大臣に事件の真相を調べさせたが、擬罪の権限を付与しなかった。
- 225 「兼管理藩院事務大学士和珅等題扎薩克烏爾津扎布旗婢女謀殺主人未遂事」、『清朝前期理藩院滿蒙文題本』（卷 19）、559-584 頁。なお、この事件に関しては、萩原守 2006 の精緻な研究がある。
- 226 「兼管理藩院事務大学士和珅等題拉木都爾等盜馬事」、『清朝前期理藩院滿蒙文題本』第 20 卷、223-238 頁。
- 227 萩原守 2006、99-101 頁。
- 228 前掲書、100 頁。
- 229 「ken kümün qulayai kibesü, kedün qulayaiči bolbasu čüm-i qayisi qayisi-ban dörbe dörben alda örgen gün ʔajar uquju, nige jil dayustala qoriy-a. aqa qulayaiči-yin em üre ger mal-i keyisgejü, mal-un ejen-dü bariju öggüy-e. degüü qulayaiči nar-i ʔurbanad yisün boda-bar yalalay-a, qulayaiči-yi quduy eče ʔarayasan qoyin-a, ʔayun tasiyurdayad ʔurban jil boltal-a tüliy-e tegülgey-e... yala ese güičegsen kümün-ü em ür-e-yi inü boduju yala-yi güičegemüi」、Б.Баярсайхан、Б.Оюунбилэг、Б.Батбаяр 等 2009、671-672 頁。
- 230 「凡ての五十個のお茶より安い品物について、盗賊事件を行えば、旧法の通りに罰し、旧法の通りに（手かせ等を）着けさせよう。盗賊に着けさせてから、すぐ穴を掘った場所に監禁しよう」、Б.Баярсайхан、Б.Оюунбилэг、Б.Батбаяр 等 2009、697 頁。

231 Ц.Насанбалжир1966、7-8 頁。

232 萩原守 2006、105 頁。

233 「mün edür-e beise sonumwangjildorji-yin ʒaʒar eče. tan-u qosiyun-u sangdub-un tabun aduʒu qulayayilaysan qulayai ʒongčuy, ʒumbu nar-un nigen kereg-i sitgeküi-dür uridača man-u qoyar qosiyu ebtei nayirtai iregsen-ü deger-e, ene nigen jil-dür ene metü yal-a-tu arad-i ayučılan keltüriǵülkü uday-a bui-yin tula qauli yosuyar sitgeküi-yi nuʒulju mal-un yal-a torjuqui-dur, qulayai nar oʒtu mal ügei kemen üčigsen-i sangdub nar mal-tai bui j-a kemen seǵiglekü ügei, uʒ qulayuydaysan tabun aduʒu-yi süitgegsen ʒaʒar ügei tula qulayai ʒongčuy nar-i nigen jil-ün dönggö emüsgeljü, olan-dur čegerlel üjegülün, tus tus ʒayun tasiyur ʒangčijü sitgen dayusqaysan-i mededükei kemegsen bičig nige...engke kürgejü iregsen-i temdeglebe」、MYŶTA 所蔵『セチェン=ハン部チン=アチト王旗(中前旗) 档』: M36-Д1-X133、嘉慶四年九月、30 頁。

234 「arban nigen-dü ʒasay ürnjab-ün tamay-a-yin tüsimed-ü ʒaʒar eče. qulayai day-a-yi ʒurban yisün yal-a torjuʒu, nigen jil-ün dönggö emüsgeljü, olan-dur dürim üjegülün eče ʒadan-a, qulayai day-a oʒtu mal ügei-dür ʒaqay-a talbibasu, qonin-u uʒ eʒen kenin mal ügei ni ünün bui j-a kemegsen tulada day-a-yin emegel qajayar, nekei debel nige-yi kenin-dü oluyad, qauli yosuyar ʒayun tasiyur ʒangčiqu yabudal-i mededükei kemegsen bičig-i kündü ʒongčuy kürgejü iregsen-i temdeglebe」、『セチェン=ハン部チン=アチト王旗(中前旗) 档』: M36-Д1-X140、嘉慶五年四月、81 頁。

235 萩原守 2006、111 頁。

236 前掲書、110 頁。

237 秋審と朝審の手續きに関しては、M.J.Meijer1984；滋賀秀三 1984；伊藤洋二 1987；那思陸 1992；中村茂夫 1999；鄭秦 2000；孫家紅 2007；高遠拓兒 1999、同 2001、同 2004；赤城美恵子 2004、同 2005 等の先行研究によってまとめた。

238 「wang-ud öber-e qosiyun-i kümün-i jorimay-iyar alabasu...qaraču kümün bolbasu qariyu čabčiju alamu」『清内閣蒙古堂档』(第 22 冊)、315-316 頁。

239 「em-e keüked-eče öber-e ger mal-i keyisgejü, alaydaysan kümün-ü em-e keüked-dür öggüy-e」、С.Д.Дылыков1998、pp.185-186。

240 MGLS1 : 「aliba yaʒum-a ilette buliyabasu...qaraču kümün bolbasu čabčiju alamu」、317 頁。

241 MGLS2 : 「tüsimel, qaraču kümün nigen qoyar bolbasu, olan bülüglejü aliba yaʒum-a-yi ilette buliyaqui-dur kümün-i alaqu ba, qour kibesü, terigün ded-i ilyal ügei čüm čabčiju alayad em-e keüked ger mal-i keyisgejü, ʒerge-yin kümün-dür öggüy-e. kümün-i ese alabasu, tulʒur egüsgesgen terigülegsen qoyar kümün-i köbčidejü alayad em-e keüked, ger mal-i keyisgejü, busud-i ded bolʒaju ʒayuyad tasiyur ʒančiju ʒurbayad yisün boda abču ʒerge-yin kümün-dür öggüy-e. bas tüsimel bolbasu, qaraču kümün bolbasu, ʒaʒča kümün bolbasu, ʒayun tasiyur ʒančiju em-e keüked-eče öber-e, ger mal-i keyisgejü, ʒerge-yin kümün-dür öggüy-e. qoyar ʒurban kümün bolbasu, terigülegsen nigen kümün-i köbčidejü alayad, em-e keüked ger mal-i keyisgejü, busud-i ded bolʒaju ʒayuyad tasiyur ʒančiju ʒurbayad yisün boda abču, ʒerge-yin kümün-dür öggüy-e」、С.Д.Дылыков1998、190-192 頁。

242 MGLS1 : 「aliba kümün, kümün kiged dörben qosiyu mal-i nigen kümün qulʒabasu köbčidejü alamu. qoyar kümün bolbasu nigen-i inü köbčidejü alamu. ʒurban kümün bolbasu qoyar-i inu köbčidejü alamu. olan kümün bülüglejü qulʒabasu qoyar kümün-i sungyujü köbčidejü alayad, basa kedün kümün bolbasu ʒayuyad tasiyur ʒančiju ʒurbayad yisün boda abumu. ene ʒerge-yin qulayayiči-d inu, eʒen, boyl-i ülü ilʒamu」、322 頁。

243 「ʒasay-iyar bolʒaysan qulayayiči-yin em-e keüked ger mal, ded qulayayiči-yin yal-a-yin mal-i čüm ʒerge-yin kümün-dür öggüy-e」、С.Д.Дылыков1998、203-204 頁。

244 内蒙古自治区阿拉善左旗档案史志局 2015、111 頁。史料の原文は「basa ayilatʒaysan anu, mongyul čayajin-u bičig-tür aliba čabčiju alaqu, köbčiden alaqu kündü yal-a-yi čüm alamui kemejüküi. yerü ʒindan-dur quriyaʒu namur-i küliyejü alaqu quuli-yi toytayuyusan yabudal ügei. nayiraltu töb-ün tabuduyar on ayilatʒaju toytuyuyusan anu, egün-eče qoyisi qulayuyusan mal čöken yabuʒsan uçir ʒigsigür ügei bolbasu köbčiden alaqu yal-a torʒaju ʒindan-dur qoriju namur-i küliyejü alasuyai kemen toytuyuyusan ʒadan-a aliba kereldüjü alaqu jorimay-iyar alaqu, arʒ-a-bar alaqu üsiyelejü alaqu ilette buliyaqu ʒerge-yin yal-a gigen arad-i darui alaqu, namur-i küliyejü alaqu yabudal-i mongyul čayajin-u bičig-tür yerü ilʒan salʒaju ese toytuyuyusan-u tulada, yal-a-yin kündü könggen-i ilʒan salʒaju darui alaqu namur-i küliyejü alaqu yabudal-i kinan toytuyujü čayajin-u bičig-tür oruyulsuyai kemejüküi. bayičayabasu urida ʒadadayu mongyulčud angqan orujü iregsen čaytur dotuyadu ʒaʒar-un quuli-yi medekü ügei čayajin ʒajin medekü ügei-yin uçir-tu teyin kü mongyul čayajin-u bičig-i kündütgejü toytuyujuqui.qoyina mongyulčud kedü kedün üy-e boyda eʒen-i kesig kürtegejü dotuyadu ʒaʒar-un quuli-yi medejü tus tus heb-i saqiju čayajin-i dayaju yabuyulqui-yin tulada mongyulčud qaldaysan čabčiju alaqu köbčiden alaqu yal-a-yi šingdzü örüsiyeltü quwangdi-yin čaytur mün kü ketürkei kesig kürtegejü ʒerge bayurayuluyusan uday-a bui.nayiraltu töb-ün šidzün tölütbtü quwangdi ʒarlij bayulʒaju aliba ʒadadayu mongyulčud mal qulʒuqui-dür qulʒuyusan mal čöken, yabuʒsan-u uçir ʒigsigür ügei, terigülegsen qulayayiči-yi köbčiden alaqu yal-a torʒaju ʒindan-dur qoriju namur-i küliyetügei kemen quuli toytuyujuqui.tengri-yin tetügsen-ü tabuduyar on čerig-ün tuhai-yin ʒaʒar-eče qošu ürgün čin wang-un qočılan ayilatʒan daqiju kelelčegsen anu, egün-eče qoyisi mongyulčud qoyar kümün qulʒubaču olan qosiyalaju qulʒubaču čüm nigen-i terigülegsen qulayayiči bolʒusuyai kemen ayilatʒaju yabuyuljuqui. edüge mongyul čayajin-u bičig-yi ʒasaju üiletküi-dür aliba alaqu yal-a-yin jüil-i darui alaqu, namur-i küliyejü alaqu yabudal-i niʒtalan irejü arʒačaju ülü toytuyaqu kereg-dür

toqiyaldıysan qoyına sayı kündü könggen-i üjeju yal-a toytuyju sitgebesü mongyul jasay jıci dotuyadu yadayadu-yin kereg bariçaysan túsımed-ün dayaju sitgeküi-dür berke büged boyda ejen-ü dotuyadu yadayadu-yi ilyaqu ügei olduju örüsüyekü tüil-ün örüsüyeltü sanayan-dur mün ülü neyilekü-yin tulada qariya-tu juryan-u ayilataysan yosuvar aliba çabçijü alaqu köbçiden alaqu olan jüil-ün yal-a-yin kündü könggen yabudal-i gün-e boduju, jüil büri aryaçaju toytuyju, sir-a jedzi-dür orulun biçijü üjegülün ayilatayjai」である。

²⁴⁵ 『世宗実録』：「辦理土默特事務刑部郎中福柱等奏：披甲阿納等盜牛二頭、照例忬絞立決。得旨：偷盜一二牲餼即將蒙古立絞。人命重大。嗣後應改為擬絞監候。若從此蒙古盜案漸少、則照此例行。倘蒙古無知、法輕多犯、而盜案比往年較多、則仍照原例擬罪」。

²⁴⁶ 註 (244) 前掲史料：「bayıçaybasu urida kerem-ün yadan-a yal-a sigükü yamun ügei büged qariyatu jasay-un yajar-tur basa yal-a-tu arad qorıqu yından qorıyan ügei-yin tula mongyul yalatu arad-i çüm ging qotan-dur kürger-e iregüljü sigükü yabudal-un yamun-u yından-dur qorıyulumui」、111-112 頁。

²⁴⁷ 初めて秋審で取り扱う案件は「新案」といい、二回以上の場合も、「旧案」という。

²⁴⁸ トシエト＝ハン部の左翼中旗である。敏珠爾多爾濟は雍正六年に郡王の爵を継承し、乾隆五年没。

²⁴⁹ 「刑部山西省緩決重囚招冊」『内閣滿漢文黃冊』、档案番号 5582、マイクロフィルム番号 C046。その原文は「一起為搶奪殺人等事。……斬犯一名卓忒巴、年二十八歲；絞犯一名畢齊漢、年三十七歲、俱係喀爾喀王敏珠爾多爾濟旗下人。該理藩院等衙門題前事內開：該臣等会同刑部、都察院、大理寺會看得：据歸化城都統丹津等咨稱：……審据沙進供：我于雍正九年七月初一日往廠內收馬。去時見他爾混地方有民人住宿。將馬趕至井邊飲水時、有孟可、那孫、班第、巴特麻、卓忒巴、巴顏台亦陸續來飲馬。我隨向他們商議偷竊。我們七人各帶鳥槍、撒袋、騎馬前去、偷趕民人馬匹、分為二處藏匿。回家因夜間、所偷之馬內兩匹走入孟可馬群內、被民人認著。交與孟可而去後、因民人將一處馬找著、民人隨向孟可索取。我們商議、若給予馬匹、就有憑据、因此未給。民人欲行捉拿孟可、我們將一民人縛綁、拿至蒙古帳房內恐嚇、言明配給我們馬匹。將民人釋放後、民人糾約十數人來時、我們拿鳥槍撒袋抵擋。民人畏懼而去。我將偷竊之馬三十八匹均分是實。据孟可、那孫、班第、巴特麻、卓忒巴、巴顏台等俱與沙進供同。審据衣時麻供：雍正九年、有民人帶領車馬在我附近奇齊爾泰地方住宿。我帶領家奴吳巴什、往台吉畢齊漢家商議前去偷竊。畢齊漢依允、亦帶領家奴莫倫扎木素、公格扎布等攜帶鳥槍撒袋、騎馬前去偷趕馬匹。民人趕來、畢齊漢等抵擋。民人畏懼敗回。畢齊漢等說馬多踪跡多。將馬六十六匹藏匿西卜克台山溝內、著畢齊漢等看守。其餘馬五十一匹著阿爾母聘兒等趕至齊朝地方藏匿。被民人將藏匿西卜克台地方馬匹找去。所剩五十一匹我們均分。審据畢齊漢、吳巴什、阿爾母聘兒等俱與衣時麻供同。……等因、咨達前來。查理藩院定例、官員平人夥眾劫奪一應物件、殺傷人者、不分首從俱斬。又查雍正九年、原任喀爾喀扎薩克圖罕測王扎布屬下台吉達錫尼麻等率眾搶奪軍營領運商人官糧、駝馬等物案內、將台吉達錫尼麻擬絞立決、為從台吉博羅爾代等擬絞監候等因、議奏在案。……衣時麻擬絞立決。班第、孟可、那孫、卓忒巴、巴顏台、吳巴什、阿爾母聘兒俱擬斬、畢齊漢擬絞、俱解京監候、秋後處決等因、雍正十三年八月初四日題。初十日奉旨：……衣時麻著即處絞、……班第、孟可、那孫、卓忒巴、巴顏台、吳巴什、阿爾母聘兒依擬斬、畢齊漢依擬絞、俱著監候、秋後處決。餘依議。欽此、咨行歸化城都統、將班第、孟可、那孫、卓忒巴、巴顏台、吳巴什、阿爾母聘兒、畢齊漢等俱解部監候、在案」である。

²⁵⁰ 註 (251) 前掲史料：「一起為白晝搶奪事。斬犯一名、多爾濟、年三十一歲、係四子部落王阿拉布坦多爾濟旗下蒙古。該理藩院等衙門題前事內開：該臣等会同刑部、都察院、大理寺會看得：多爾濟等打傷蒙古毛扣、搶奪衣物一案、据定邊左副將軍額附策凌等咨稱：訊据多爾濟供：我於乾隆二年正月十七日同車登到喀爾喀地方做買賣。發完貨物回去時、因馬疲乏、我們偷了不知什麼人的牧場內的三匹馬。到阿魯庫栢爾地方、有羅布藏、齊旺等一同住下。是夜、齊旺偷了我的兩匹馬走了。車登同羅布藏尋找齊旺、到了大庫練地方、同喀爾喀齊楞偷了三匹馬來了。我們帶往鄂爾坤城去。走到多羅特嶺地方、遇見喀拉沁買蒙古毛扣、我向車登商議搶奪貨物。我為首放了一鳥槍、羅布藏、車登投石塊、並用鞭棍毆打、奪了貨物是實等語。多爾濟依律擬斬等因、咨達前來。据此、多爾濟合依白晝搶奪傷人為首者斬律、擬斬監候、秋後處決等因、乾隆二年十月十九日題。二十一日奉旨：多爾濟依擬斬著監候、秋後處決。餘依議。欽此、咨行定邊左副將軍、將多爾濟解部監候、在案」。

²⁵¹ 馬建石等 1992、703 頁。

²⁵² 「刑部緩決重囚招冊」第二套第二冊、『内閣滿漢文黃冊』、档案番号 4046、マイクロフィルム C064。

²⁵³ 註 (252) 前掲史料：「一起為毆死人命事。斬犯一名、杭愛、年三十歲、係郭爾羅斯公巴圖旗下班達爾沙佐領下披甲。該理藩院等衙門題前事內開：該臣等会同刑部、都察院、大理寺會看得：杭愛毆死邵馬兒一案、据協理郭爾羅斯兩旗事務員外郎達爾占等呈稱：杭愛與邵馬兒並無仇隙。緣乾隆四年二月初五日、杭愛同伊章京邵馬兒往鄰家飲酒俱醉。邵馬兒即在杭愛家門外睡臥。杭愛令其進家睡覺、隨拉邵馬兒衣領、失手將衣領拉破。邵馬兒掌擊杭愛。杭愛醉後用小刀戳傷邵馬兒右脇殞命。將杭愛審擬斬罪等因、咨達前來。据此、杭愛合依軍士將本管官毆死者斬監候律、擬斬監候、秋後處決等因、乾隆四年十月十八日題。初十日、奉旨：杭愛依擬斬著監候、秋後處決。餘依議。欽此。咨行郭爾羅斯員外郎、將杭愛解部監候。在案」。

²⁵⁴ 馬建石等 1992、827 頁。

255 註 (252) 前揭史料：「一起為打死人命事。絞犯一名、敦巴、年四十二歲、係鄂爾多斯貝子羅布藏旗下蒙古。該理藩院等衙門題前事內開：「該臣等会同刑部、都察院、大理寺會看得、敦巴隨從奇當等毆死蕭仁俊一案、據駐扎寧夏辦理夷民事務員外郎達色等呈稱：審擬奇當供：我曾借蕭仁俊牛犢一隻。必爾珠海亦欠伊牛價銀二兩五錢。他到我家索取牛隻、並向必爾珠海索取銀兩時、我們說沒有。他就將我的一隻牛、必爾珠海的一匹馬用強拿去了。我因一時氣憤起意、向必爾珠海說：他將你我的牛馬拿去了。同你趕上去向他要。若不給還、將他打死。如此商議。必爾珠海允從。又叫敦巴去幫助。各持榆木棍趕去向他、蕭仁俊仍不給還。必爾珠海先用棍打下馬來、我在他腦後打了三四下、必爾珠海又向他腰上打了三四下、敦巴持棍把他外膀打了幾下、蕭仁俊鼻內出血就死了。必爾珠海見他搭袍內的一小銀包、他就拿起。必爾珠海同敦巴將蕭仁俊屍首馱在馬上送往丟棄黃河內、我就趕著牛回來了。後必爾珠海給了我六兩銀子、給了敦巴六兩銀子、一塊斜皮、一頭纓子是矣。據敦巴供：奇當起意同必爾珠海向我說蕭仁俊拿我們的牛馬去了。我們欲趕上去向他要。若不還就將他打死。但我們不是蕭仁俊的敵手、你可幫助我們去。日後將欠他的銀兩就給你。如此說時、我允從同去、將蕭仁俊打死。我同必爾珠海將屍首棄於黃河內。餘處俱與奇當供同等語。打撈蕭仁俊屍首無獲。奇當於取供後病故。必爾珠海脫逃、獲日另結。將敦巴依律擬絞等因、咨達前來。據此、敦巴合依謀殺人從而加功者絞監候律、應擬絞解部監候、秋後處決等因、乾隆元年六月二十日題。二十二日奉旨：敦巴依擬絞絞著監候、秋後處決。餘依議」。欽此、咨行駐扎寧夏辦理夷民事務員外郎達色、將敦巴解部監候。在案」。

256 馬建石等 1992、772 頁。

257 官職のない八旗の旗人をいう。

258 「刑部陝西緩決重囚招冊」『內閣滿漢文黃冊』、檔案番号 5587、マイクロフィルム C046。その原文は、「一起為咨送事。絞犯一名、多爾濟、年三十五歲、係察哈爾鑲白旗蒙古五十四佐領下閑散。該刑部等衙門題前事內開：該臣等会同都察院、大理寺會看得：多爾濟軍前逃回一案、緣多爾濟跟隨護軍阿必達出兵、在搭細爾屠地方駐扎。乾隆五年八月十二日、伊主阿必達差多爾濟騎馬前往額爾登昭地方、向本佐領下披甲達拉敦討取欠銀。達拉敦還銀五兩三錢、茶三塊作銀七錢。多爾濟先將茶三塊付同旗披甲額爾拔帶回交與伊主。所得銀兩收藏在身。又因披甲塔克凶欠銀往討無償、仍回至額爾登昭地方。在酒鋪飲醉、將所藏銀兩遺失。多爾濟懼伊主阿必達責打、遂騎馬逃走。不料馬又病死、遂逃回本家察哈爾地方被獲。屢審不諱。查例內、歲徵兵丁跟隨之奴僕、雇工有偷竊馬匹、器械逃回者、照竊盜滿貫律、擬絞監候等語。應將多爾濟照例擬絞監候、秋後處決等因、乾隆六年九月十七日題。十八日、奉旨：多爾濟依擬絞絞著監候、秋後處決。餘依議」。欽遵、在案」である。

259 馬建石等 1992、602-603 頁。

260 高遠拓児 2004、138-148 頁；鄭秦 2000、178-179 頁。

261 註 (252) 前揭史料：「乾隆二年閏九月內、刑部等衙門為朝審事。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會看得：敦巴幫同毆死蕭仁俊係系聽從加功。造意之奇當已經監斃、敦巴應緩等因、于本月二十六日題。十月初二日、奉旨：敦巴着監候、緩決。欽遵、在案。乾隆三年朝審：將敦巴仍緩決具題。奉旨：敦巴着監候、緩決。欽遵、在案。乾隆四年朝審：將敦巴仍緩決具題。奉旨：敦巴着監候、緩決。欽遵、在案。該臣等会同理藩院、九卿、詹事、科道等官會審、敦巴仍緩決」。

262 「刑部緩決重囚招冊」第三套第二冊、『內閣滿漢文黃冊』、檔案番号 4039、マイクロフィルム C064。その原文は「雍正七年九月內、刑部等衙門題為朝審事。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會看得：沙克都爾因偷盜馬匹、擬絞立決具題。奉旨：改為監候。沙克都爾應緩決等因、于本月二十五日題。十一月十九日、奉旨：沙克都爾着監候、緩決。欽遵、在案。雍正八年朝審：將沙克都爾仍緩決具題。奉旨：沙克都爾着監候、緩決。欽遵、在案。雍正九年朝審：將沙克都爾仍緩決具題。奉旨：沙克都爾着監候、緩決。欽遵、在案。雍正十年朝審：將沙克都爾仍緩決具題。奉旨：沙克都爾着監候、緩決。欽遵、在案。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會審：沙克都爾仍緩決」である。

263 註 (244) 前揭史料：「*γaγčakū mongγulčud kerem-ün γadaγadu γajar-dur törüjü surba. Dotur-a γajar-un qalayun-dur üli teskü-yin tulada urida ging hotan-dur kürgüljü irejü yindan-dur qoriγsan mongγul yalatu arad qalayun-dur endegdekü anu mün kü bui. Ede kedüi čabčiju alaqu köčiden alaqu yal-a torγaysan yalatu arad bolbaču jil büri sigükü-dür jerge bayurayulju γaruγsan anu masi olan. Eden-ü qaldaysan yal-a darui alaqu-dur kürkü ügei büged qalayun-dur üli oyiratumui. yindan-dur endegdegülbesü kümün-ü amin-dur qolbaydaysan kemejü bayituyai boyda ejen-ü tüilün örüsiyeltü sanayan-tur mün neyilekü ügei bolumui. Teyimü bui büged olan jasad tan-u saγuγsan γajar oyir-a qola adali ügei, yalatu arad kürgeljü irekü-dür jam-un yudus qoriqu γajar ügei bolju orγuqu jayilaqu-yi bolγan čidaqu der-e kürgeljü iregülün jaruγsan tüsimed čerig mün jobamui. jil büri ging qotan-dur kürgeljü iregüljü yindan-dur qoriγsan yalatu mongγulčud-un toγ-a bayičayabasu qalq-a-yin dörben ayimay-tur asuru kereg ügei-yin tula, qay-a-dur nigen qoyar yalatu kümün kürgeljü iremüi. Dotur-a tabin nigen qosiyun-eče kürger-e iregsen yalatu arad jil büri olan čöken adali ügei, döčün kümün-eče üli yarumui. Edüge kerem-ün γadan-a bageü, dolun nuur, köke qotan-u γajar-tur čüm monγul irgen-ü yal-a sigükü tungji talbijü, yindan qoriyan ginji γar tungke jerge yayum-a-yi bayiγulγajuquui. Ene kürger-e iregülkü yal-a-tu arad-i bageü ene jerge γurban γajar-tur qubiyaju qoriγulbasu γajar büri qorin kümün-dür kürkü ügei sakiqui-dür kilbar büged kürger-e iregülkü tüsimel čerig yalatu arad-tur čüm jobaqu jüil ügei-yin tulada, egün-eče qoyisi čabčiju alaqu köbčidejü alaqu yal-a torγaqu yindan-dur qoriju namur küliyejü alaqu yalatu*

mongyulčud-i juryan-dur kürger-e iregülkü-yi bayju oyir-a-yi üjeju tungji-yin yamun-dur kürgergülgü yindan-dur qoriylusuyai. Qorčın-u arban qosiyun-u qaračın-u yurban qosiyun, tümed-ün qoyar qosiyun, jarud-un qoyar qosiyun, aoqan-u wang čoyimbul-un qosiyun, nayiman-u wang adzala-yin qosiyun, qalq-a-yin beyile k'alsang-un qosiyun, bageü-ün jam-dur oyir-a-yin tulada, ene jerge qosiyun-u namur-i küliyeju alaqu yal-a toraysan yalatu arad-i čüm bageü-dür sayuysan mongyul irgen-ü yal-a sigükü tungji-yin yamun-dur kürgergülgü yindan-dur qoriylusuyai. Bayarin-u qoyar qosiyun, ongniud-un qoyar qosiyun, üjümčün-ü qoyar qosiyun, abay-a-yin qoyar qosiyun, sünid-ün qoyar qosiyun, qayučid-un qoyar qosiyun, abayanar-un qoyar qosiyun, aru qorčın-u beyile daydan-u qosiyun, kisigten-ü jasyun-un tayiji čibayjab-un qosiyun, jiči qalq-a-yin tüsiyetü qan-i ayimay-un arban yisün qosiyun, qalq-a-yin čečen qan ayimay-un qorin nigen qosiyun, ögeled-ün efü sebdenwangbu-yin qosiyun, beyise sandub-yin qosiyun, doluyan nuur-un jam-dur oyir-a-yin tulada, ene jerge qosiyun-u namur-i hūliyeju alaqu yal-a toraysan yalatu arad-i doluyan nuur-tu sayuysan mongyul irgen-ü yal-a sigükü tungji-yin yamun-dur kürgergülgü yindan-dur qoriylusuyai. Ordus-un doluyan qosiyun, köke qotan-u tümed-ün qoyar qosiyun, urad-un yurban qosiyun, ögeled-ün beyile lu-yin qosiyun, qalq-a-yin beyile lawangdorji-yin qosiyun, muu mingyan-u jasyun-un tayiji čiwangsirab-un qosiyun, dörben keüked-ün wang arabtandorji-yin qosiyun, qalq-a-yin efü čering-ün ayimay-un qorin qosiyun, qalq-a-yin jasyun-un qan ayimay-un arban tabun qosiyun, köke qotan-u jam-dur oyir-a-yin tulada ene jerge qosiyun-u namur-i küliyen alaqu yal-a toraysan yalatu arad-i köke qotan-dur sayuysan mongyul irgen-ü yal-a sigükü tungji-yin yamun-dur kürgergülgü yindan-dur qoriylusuyai. jil büri dörben sar-a-dur olan qariyatu tungji-yin yajar-eče yalatu arad-un nasun bayidal qosiyun sumun qamjily-a ger-ün boyul ečige eke em-e köbegüd bui ügei, jiči juryan-eče ayilatayju yabuylusyan qaldaysan yal-a-yin ünen kereg-i dangsan-dur bičiju tüsimed man-u juryan-dur kürgergülgü iregülgü kınan neyilegülgü ulamjilan sigükü yabudal-un yamun-dur kürgergülgü namur sigükü dangsan-dur oruyulsuyai. jil büri namur sigükü-dür tüsimel man-u juryan-eče yisün ging jan ši kö doo tüsimed lüge neyileju učir inu üneger alayrlan alaqu učir örüsügedekü metü jüil-i ilyan salyaju ayilatayju, egün-ü dotur-a učir ünen yalatu arad-i jarliy-iyar küriyelegsen anu bolbasu tüsimel man-u juryan-eče qariyatu tungji tan-dur yabuylu darui qauli yosuyar dayusyaju juryan-dur medegülür-e iretügei. Učir örüsügedekü metü yalatu arad-i jarliy-iyar jerge bayurayulusyan anu bolbasu tüsimel man-u juryan-eče mün kü qariyatu tungji tan-dur yabuylu oyir-a-yi üjeju tungke tasiyur-un yal-a-bar dayusyaju ulamjilan qariyatu qosiyun-dur tusiyan ögčü jakirayulusuyai. jiči yadayadu mongyulčud dotuyadu yajar-tur yal-a qaldabasu ging qotan-dur oyir-a bolbasu mün kü ging qotan-dur kürger-e iregülgü ulamjilan sigükü yabudal-un yamun-dur kürgergülgü, yindan-dur qoriylusuyai. Füng tiyan-dur oyir-a bolbasu mün kü qariyatu yajar-un yindan-dur qoriylusuyai」、109-110 頁。

²⁶⁴ 内蒙古呼和浩特市土默特左旗档案馆所藏『清代档案』：80-38-4、乾隆五年一月二十五日。史料の原文は「ereci amasi ehe weilengge niyalma hülha irgen ojoro bucehe niyalmai niyamangga niyalma duribuhe niyalma monggo ojoro ehe weilengge niyalma hülha monggo ojoro bucehe niyalmai niyamangga niyalma duribuhe niyalma irgen ojoro, jai monggo irgen uhei hebei niyalma be bucere de isibure eici hokilafi durime wame yabure babe bodorakü kemuni fe kooli songkoi gemu harangga aisilame baita icihiyara bithesi de afabufi emu derei tuwafi beidefi tungji an ca sy sansi siyün fu de bireme boolafi emu derei gūsa be kadalara amban de alibume boolafi monggo gūsa hafasa be tucibufi acafi beidefi weile toktobume...aikabade ehe weilengge niyalma hülha monggo ojoro, jai monggo irgen be gemu weile araci acara baita oci weihuhun weilengge be inu kooli songkoi akdulabufi weilebure weile ci wesihun weilengge niyalma be tungji de benefi dahūme beidefi loode horifi an ca sy sansi siyün fu jai gūsa be kadalara amban i yamun de alibume boolafi ishunde bithe unggifi acafi gisurefi toktobuha babe harangga siyün fu i yamun ci wesimbubume kemuni gūsa be kadalara amban de bithe unggifi acafi toktobuha babe wesimbure bithede, getukeleme tucibume weihuhun weilengge niyalma be wesimbure erinde uthai neneme wacihiyabume ujen weilengge niyalma be amban meni jurgan ci tulergi golo be dasara jurgan i emgi acafi gisurefi dahūme wesimburi amasi bithe unggihe erinde cooha obure falabure weilebure weilengge niyalma dorgi monggo oci kooli songkoi wacihiyabume irgen oci meni meni da ba i ba na i hafasa de afabume beneburi ilgeme faksalame sargan be suwaliyame falabume giyamun toktobufi weilebume uthai sacime wara tatame wara weilengge niyalma be weile necihe bade fafun i gamabume sacime wara tatame wara, weile tuhebufi loode horifi aliyabure weilengge niyalma dorgi damu irgen teile monggo akü oci...aika monggo teile eici irgen monggo sasa emu baita de bici geren weilengge niyalma be gemu huhu hoton i tungji de afabufi loode horibume bolori beidere erinde isinaha manggi harangga siyün fu kimcime wesimbubume...」である。

²⁶⁵ 「刑部各省緩決囚犯招冊」第十三套第五冊『内閣滿漢黃冊』、档案番号 4050、マイクロフィルム C064。その原文は、「山西司。一起為報明事。絞犯一名、三音班第、年四十三歳、係土默特七旺佐領下人。据山西巡撫恒文審得：三音班第等搶奪高登甲馬匹一案、將三音班第依蒙古例擬絞等因、乾隆十九年閏四月初九日題。二十五日奉旨：三法司核擬具奏。欽此。該臣等会同理藩院、都察院、大理寺會看得：三音班第因見高登甲等在野牧放馬匹、起意搶奪。適有伍巴什至三音班第家索討欠項。三音班第隨糾同搶。伍巴什允從。於乾隆十六年五月二十五日、三音班第又糾台吉準允並吉牙入夥。四人各騎馬匹、昏暮時分齊抵高登甲馬群、搶馬十三匹而逸。因被事主追趕、沿途遺棄馬五匹、剩馬八匹、每人俵分二匹各散。當經事主報獲。三音班第合依蒙古偷盜四項牲畜者為首絞例、擬絞監候、秋後處決等因、乾隆十九年六月初四日題。初九日、奉旨：三音班第依擬絞絞著監候、秋後處決。餘依議。欽此。咨行山西巡撫、將三音班第監候。在案。乾隆二十年秋審。据山西巡撫恒文會審得：三音班第起意糾眾搶馬、尚無拒捕可惡情事。三音班第應緩決等因、具題。奉旨：三法司知道」である。

266 「刑部奉天省緩決囚犯招冊」『內閣滿漢黃冊』、檔案番号 5590、マイクロフィルム C046。その原文は、「奉天司。一起為殺死人命事。斬犯一名、諾木因、年四十三歲、係巴林王桑裏達旗下嗎璽佐領下人。該理藩院等衙門題前事內開：該臣等会同刑部、都察院、大理寺會看得：諾木因殺死喇嘛博奇一案、据協辦烏珠穆秦札薩克旗下事務德勒克旺舒克等咨稱：審据諾木因供：喇嘛博奇因章京班達爾錫將他逐出、喇嘛博奇懷仇、向我說：你出首說班達爾錫偷了你一頭牛吃了。明日你往札薩克處首告、所得贖罪牲畜給你一半。我說：無影之事、如何賴得？喇嘛博奇又說：你若不依我話、我用斧砍你。如此說得時、隨拿繩子套在我脖內、用斧砍來。我喊叫殺人。適巴因走來了。我乘空掙脫、拾起博奇所執之斧、擊中博奇耳朵倒地。我隨起殺念、向巴因取過小刀、將博奇殺死等語。屢審不諱。諾木因依律擬斬等因、咨達前來。据此、諾木因合依故殺者斬律、擬斬監候、秋後處決等因、乾隆六年四月十三日題。十五日、奉旨：諾木因依擬斬著監候、秋後處決。餘依議。欽此。咨行理藩院轉行烏珠穆秦札薩克旗下、將諾木因監候。在案。乾隆七年秋審。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會看得：諾木因因喇嘛博奇令其誣首班達爾錫偷牛、不從輒被繩套斧砍、以致情急捨斧、砍傷博奇斃命。諾木因應緩決等因、具題。奉旨：諾木因著監候。緩決。欽遵。在案。乾隆八年秋審。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會審：諾木因仍緩決等因、具題。奉旨：諾木因著監候。緩決。欽遵。在案。乾隆九年秋審。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會審：諾木因仍緩決等因、具題。奉旨：諾木因著監候。緩決。欽遵。在案。乾隆十年秋審。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會審：諾木因仍緩決等因、具題。奉旨：“諾木因著監候。緩決”。欽遵。在案」である。

267 註 (265) 前掲史料：「一起為偷馬事。絞犯一名、龔格、年口、係土默特巴因佐領下人。該理藩院等衙門題前事內開：該臣等会同刑部、都察院、大理寺會看得：龔格偷盜馬匹一案、据歸化城都統榮佛保等呈稱：龔格因欠色楞銀五兩、向索無償、遂起意偷馬、壳銀均分還欠、与色楞等商允。同至鄂爾多斯地方偷馬八匹。在途遺失三匹、將馬五匹趕至拖思虎村地方、即被捕盜官拿獲。屢審不諱。龔格依例擬絞等因、咨呈前來。据此、龔格合依蒙古偷竊四項牲畜為首盜犯絞例、擬絞監候、秋後處決等因、乾隆十五年十二月十八日題。二十日奉旨：龔格依擬絞著監候、秋後處決。餘依議。欽此。咨行理藩院轉行歸化城同知、將龔格監候。在案。乾隆十六年、秋審。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會看得：龔格偷馬八匹、即被拿獲、且無拒捕情事。龔格應緩決等因、具題。奉旨：龔格著監候、緩決。欽遵。在案。乾隆十七年、秋審。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會審：龔格仍緩決等因、具題。奉旨：龔格著監候、緩決。欽遵。在案。乾隆十八年、秋審。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會審：龔格仍緩決等因、具題。奉旨：龔格著監候、緩決。欽遵。在案。乾隆十九年、秋審。該臣等会同九卿、詹事、科道等官會審：龔格仍緩決等因、具題。奉旨：龔格著監候、緩決。欽遵。在案」。

268 中国第一歴史档案館所蔵『内閣全宗刑科題本』：2-1-7-15746-7、刑部尚書來保題、乾隆七年九月二十日。その原文は、「來保等謹題為慎刑奉有恩論事、例請歸画一、以重民命、以広皇仁事。刑科抄出刑部題直隸各省並盛京等處重犯招冊、於乾隆七年七月二十七日、奉旨：知道了、冊留覽。欽此。欽遵。該臣等於八月二十等日在天安門外、会同九卿、理藩院、詹事、科道等官、將盛京並各將軍等處各犯招冊逐一詳審、其情實人犯劉老小子等相應開明情罪具題。恭候審裁。伏乞敕下該科、照例復奏三次、以便咨行。臣等未敢擅便、謹題請旨。一起、為因財害命事。斬犯達爾扎。該臣等會看得：据辦理喀爾喀地方商人事務員外郎諾林將達爾扎審擬斬罪、咨呈前來。查達爾扎因貧難度、見任先才舖內並無夥計、隨起意欲將任先才殺死、偷取什物。隨往任先才舖內住下。迨至半夜潛起、拾起小刀、任先才知覺声喊。達爾扎即將任先才髮辮揪住、用刀戳其脖項。任先才站起、亦取腰刀向砍。達爾扎奪刀乱砍、任先才復向達爾扎彼此奪刀、將刀柄奪落。達爾扎又取馬鐙亂打。任先才喊叫、達爾扎向上一擊、以致任先才倒地殞命。達爾扎欲偷取任先才財物、輒起意殺害、將任先才刀砍毆擊、立時致死。因財謀命、情法難容。達爾扎凶情實」である。

269 島田正郎 1982、391 頁。

270 『内閣全宗刑科題本』：2-1-7-18195-2、直隸總督方觀承題、乾隆二十年五月二十九日。その原文は、「…今乾隆二十年秋審屆期、所有已經秋審三次各犯、臣查核原招內有情罪無可更定者、並蒙古內地交涉命盜案內應入秋審蒙古囚犯、飭令各屬敘由詳報、免其解審去後、今据各州縣等查敘事由、由本管道府州、並布政使玉麟、按察使永寧核轉前來。臣覆加確核、如……一起為報明事。八溝絞罪囚犯一名、色結巴卷。查色結巴係喀喇沁王子旗怒可洛章吉箭下披甲蒙古。与民人陳二素識無嫌。乾隆十五年八月二十七日、色結巴車載穀石驅趕回家。途遇陳二、以色結巴家牲口食伊地內穀子、欲令賠償。色結巴不認。陳二謂其混賴、出言詈罵。色結巴回詈、陳二拳拳向毆。色結巴情急順取車上絞杆迎擊、中傷陳二面門近下。延至是月二十九日殞命。將色結巴依「蒙古凡鬥毆傷重、於五十日內身死者、將毆打之人絞」律、擬絞監候。查色結巴因陳二誣其牲畜食谷、強令賠償、並詈罵拳毆、情急拾杆還擊。不期傷斃、殺出無心。乾隆十九年秋審、緩決。色結巴仍請緩決。一起為報明事。塔子溝絞罪囚犯一名、舍楞卷。查舍楞係喀喇沁公呼圖靈阿旗下博爾扣章京箭上人。与民人孟法札素好無嫌。因舍楞之弟班的曾欠張福成錢文未償。乾隆十四年十月初四日、張福成赴班的家向索前欠。班的身入醉鄉、混行狡賴。張福成声言剥衣。班的氣憤、即脫衣拔刀欲扎、張福成躲避未中。適班的所持小刀失手落地。張福生將刀搶拾在手、連班的所脫衣服一並持回。班的訴知伊兄舍楞、並隨同舍楞与弟長漢扣借赴張福成家、討要衣服、小刀。張福成答俟清帳給還、致相爭角。張福成向前欲毆、適門首放有木棍、舍楞隨手拾取、毆傷張福成額頰偏右、倒地並劃傷右腮頰。維時張福成房主孟法札聞之出

護、即持扁擔傷長漢扣額顛偏右。舍楞見弟被毆、一時情急、亦用棍回擊孟法札頭上一下、並將孟法札手持扁擔打落。孟法札向其奪棍、又被舍楞棍毆一下、致傷頂心面門倒地、移時殞命。將舍楞依「蒙古鬥毆傷重、於五十日以内身死者、將毆打之人絞」律、擬絞監候。查舍楞因孟法札袒護張成福毆傷伊弟、復向奪棍、情急毆擊、不期傷斃、殺出無心。舍楞應請緩決。……」である。

271 八溝庁は雍正十年に成立し、理事同知一名が設けられ、塔子溝庁は乾隆五年に成立し、理事通判一名が設けられた。同知と通判はハラチン地域の民人移民を管理し、同時に理藩院の司員と共にハラチン三旗及びその周辺のモンゴル旗と内地との交渉案件を処理した。朱颯 2009、146-159 頁。

272 『欽定大清会典則例』(卷 144、理藩院・理刑清吏司)：「(乾隆)七年議準：八旗遊牧察哈爾命盜案件、如凶犯、盜犯、屍親、失主皆係蒙古、並無內地民人者、令該總管等就近会同知、通判審明定擬。鞭責輕罪照例發保、徒流以上犯罪即交該同知、通判等收禁、一面報部、一面將鞭責之犯先行發落。俟院會刑部等衙門奏準之後、將應決之人犯即于犯事處正法。軍流以下人犯照例折枷完結。其定擬斬絞監候之犯、並令嚴行監禁。秋審時、該總管造具年貌清冊報部。若蒙古內地人交涉命盜案件、該總管委員會該同知通判審明定擬。應保出者、準其保出；應監禁者、交該同知通判等收禁。係直隸民人、該同知等即呈報口北道、該按察使、總督。該督覆敷具題。係山西民人、即呈報歸綏道、該按察使、巡撫。該撫覆敷具題、仍各諮該總管存案。若所定之罪與該總管意見不同、亦著申文報部、俟刑部會本院詳加改正定擬覆奏。立決人犯於犯事處正法。軍流以下照例完結。監候人犯仍令該同知通判監禁、秋審時、由該督撫詳察具奏」、585 頁。

273 註 (265) 前掲史料。

274 註 (270) 前掲史料。

275 高遠拓児 2008、389-393 頁；同 2010、42 頁。

276 『秋審事宜』：「一、理藩院辦理察哈爾蒙古案件應入秋審者、於略節呈堂閱定後、即交本司、照繕清文略節一本、同漢字略節刻板。九卿上班以前、將清字招冊移行理藩院、臨期會審。至本部主稿、会同理藩院等案、不繕清冊。悉歸未定、由九卿班上臨期定擬實緩」、高遠拓児 2008、392 頁より引用。

277 高遠拓児 2008、393 頁

278 『內閣全宗刑科題本』：2-1-7-16946-1、山西巡撫準泰題、乾隆十三年五月二十二日。その原文は、「山西巡撫準泰謹題、為慎刑奉有恩綸、事例請歸畫一、以重民命、以広皇仁事。……其秋審已過三次、各犯情罪無可更定並奉旨監候、弟殺胞兄之案俱分別核招提審、另行奏題外、所有晉省未經秋審三次及雖經審過三次以上尚須核審各犯一百五十一起。臣率同布政使李敏第、按察使多綸、冀寧道黃祐……在於公所逐細會審。除蒙古各犯例不解審、毋庸錄供外……」である。

279 中国第一歴史档案馆所蔵『宮中档案全宗』：04-01-01-0103-045、山西布政使嚴瑞龍奏、乾隆八年十一月七日。その原文は「山西布政使嚴瑞龍謹奏、為已定之章程尚宜參酌、謹抒末見、仰祈睿裁事。窃照重案人犯例由地方官問擬招解、督撫親審核題、所以昭詳慎而防冤抑也。查晉省歸化城各協庁地方夷漢雜處、凡命盜等案於乾隆五年酌定章程、如蒙古与民人牽連案件係歸化城同知等審明申報臬司、撫臣開會歸化城都統、覆核具題。人犯不招解親審、蓋緣蒙古語音不類、難以鞫訊之故也。自定章程之後、歷來俱皆照依辦理」である。

280 (註 270) 前掲史料：「又準刑部咨為詳情援例、免解秋審、以広皇仁事。直隸司案呈：据直隸方觀承咨稱：蒙古囚犯生長口外、不服內地水土、且秋審時值盛暑、長途批解、路斃堪虞。業經前督咨準部覆、令將蒙古內地交涉命盜案內、應入直省秋審蒙古囚犯免其提審等因、飭遵在案。惟是前奉部文係專指查哈爾蒙古而言至於各旗口外蒙古應入秋審囚犯並未一並議及。是以今歲秋審仍循旧例、將蒙古內地交涉囚犯解省會看請題。伏查查哈爾蒙古內地交涉囚犯既得免其解勘、則各旗口外蒙古均屬一体、習俗相類、即其至省程途亦各相等。若因未經著有明文、仍与民人一例提解、則同一口外蒙古辦理未免岐互。應請嗣后古北口外各旗蒙古除專係蒙古並無民人交涉者、仍聽各該旗自行辦理外、如係蒙古內地交涉審擬斬絞監候囚犯、悉照查哈爾之例、於每年四月初旬令承審衙門自行提審、將該犯情罪逐一查明、分別情實緩決可矜三項加具切看、並將年歲旗佐造具清冊、一並申送核轉具題、免其解勘。庶辦理亦歸畫一。是否允協、議合咨達等因前來。查口外各旗外藩蒙古、其不服內地水土、原与查哈爾蒙古無異。其有蒙古內地交涉應入直省秋審囚犯應如該督所請、援照查哈爾蒙古之例一体辦理、可也。各等因俱經轉行遵照。在案」。

281 護送の停止について、(嘉慶)『欽定大清会典事例』(卷 753)には、「(乾隆)十一年議準：八旗遊牧察哈爾蒙古應入直省秋審之犯、令該同知等於每年四月初旬查明各犯年貌、旗分、佐領及犯罪原由、出具切實看語、申送該督撫覆題、免其提審、以省拖累」とある。

282 (嘉慶)『欽定大清会典事例』(卷 660、盛京刑部)：「蒙古事件○原定：盛京所属辺外蒙古事件、每年一次、由本部賢能司官前往、会同該處札薩克等審理取供、咨報理藩院題結」、4382-4383 頁。

283 (嘉慶)『欽定大清会典事例』(卷 660、盛京刑部)：「秋審○原定：盛京刑部与各直省督撫不同。凡屆秋審、將各重犯年貌、籍貫咨明刑部。照案刷卷。令九卿會覆具題」、4392-4393 頁。

284 『內閣全宗刑科題本』：2-1-7-14594-5、盛京刑部侍郎葛森題、乾隆元年五月八日。その原文は、「郭爾羅斯旗下蒙古畢西冷等七人於康熙六十一年搶奪盛京鑲白旗閑散買賣人李志士等貨物一案、先經臣部派委員外郎常祿前往会同郭爾羅斯扎薩克頭等台吉查渾審理取供、照例咨報理藩院。經理藩院会同三法司合議具奏：

從盜都魯克、班達爾式取供後、在監病故不議外、畢西冷等搶奪李応士等貨物情實、於康熙六十一年十一月二十日恩赦不准援免。又查理藩院定律內開：官員平人夥衆劫奪財物而未殺人者、將起意二人擬絞、妻子畜產抄沒。其餘為從、各鞭一百、追取三九牲畜俱給付被奪之人等語。但搶奪貨物係畢西冷一人起意、因將畢西冷依擬絞、秋後處決。其抄沒畜產給付李応士等外、李応士等俱係旗人、應將畢西冷之妻子停其給付。薩都瓦等俱係畢西冷糾合為從、搶奪之人薩都瓦、訥莫、噶尼、烏墨黑均照從盜例定擬等因、于雍正元年三月初六日題。本月初八日、奉旨：畢西冷擬絞著監候、秋後處決。餘依議。欽此。欽遵。行文前來。欽此。將畢西冷監候。因畢西冷為首、搶奪李応士等貨物情實、於康熙六十一年恩赦既未經寬免、于雍正十三年九月初三日恩赦亦應不准寬免。但今奉天將軍衙門准理藩院來文內開：準將軍衙門咨稱：蒙古巴彥寇為首、同博奇等白晝將披甲蕭玉昆致于落馬、捆縛搶奪馬匹銀兩衣服等物。統又將民人張麟捆縛搶奪馬匹銀兩衣服等物。据此、應將首犯巴彥寇照律擬斬監候、秋後處決。將為從之朝克因交與兆吾達盟長、鞭一百並伊妻子解送鄰境盟長處、賞給効力台吉等為奴。希伯博奇、特訥何應擬杖一百、流三千里、俱於右胳膊上刺搶奪二字。但盜犯巴彥寇等所犯之罪在雍正十三年九月初三日恩赦以前、與援免之例相符、均應免罪等因、于乾隆元年三月初七日題。本月初九日、奉旨依議。欽此。欽遵等因、前來。欽此。查得臣部監候盜犯蒙古畢西冷因搶奪鑲白旗閑散李応士貨物情實、經部議不准援恩赦寬免、照蒙古律擬絞。今蒙古巴彥寇於白晝搶奪披甲蕭玉昆財物、經部議照律將巴彥寇擬斬、援赦免罪。看蒙古盜犯畢西冷、巴彥寇二人所犯罪情相似。應否將畢西冷照依巴彥寇援赦寬免之處、伏祈皇上睿鑑、敕部議覆施行。臣等未敢擅便、謹題請旨」である。

²⁸⁵「黒龍江將軍からドルベト貝子宛ての咨文」、中国第一歴史档案馆所蔵『黒龍江將軍衙門檔』、乾隆二年四月十二日、档案番号 13-1737、マイクロフィルム M8982 (No.5)、89-93 頁。

²⁸⁶「理藩院から黒龍江將軍宛ての咨文」：「baicaci, tulergi golo be dasara jurgan i toktobuha kooli de yaya niyalma niyalmai norin, temen, ihan, honin ere duin hacin i ulha be emu niyalma hūlhaci ejen aha be ilgarakū tatame wambi sehebi. hūwaliyasun tob i sunjaci aniya wesimbufi toktobuha bade hūlhaha ulha komso yabuha turgun ubiyada akū oci, dalha hūlha be tatame wara weile tuhebufi, loode horifi bolori be aliyafi waki. boigon ulha be talafi bakcin i niyalma de bume, hehe juse be taka ceni harangga gūsade asarabufi, amala beidere de jergi eberembufi ini beye tucici, hehe juse be suwaliyame adaki culgan i da de benebufi ceni culgan i dorgi siden i baita de faššaha hūsun buhe taijisa de aha obume šangnambi sehebi. hūlha ucaraltu sejen tohoho emu morin be hūlhara de uthai jafabuha. umai niyalma be koro araha ba akū be dahame, harangga jiyanggiyūn ertu sei baci tuhebuhe songkoi uthai tatame waci ojurakū hūlha ucaraltu be halafi hūwaliyasun tob i sunjaci aniya toktobuha kooli songkoi tatame wara weile tuhebufi, loode horifi bolori be aliyafi wame boigon ulha be talafi, bakcin i niyalma de buraci tulgiyan, hehe juse be harangga gūsade asarabufi, amala beidere de aika jergi eberembufi ucaraltu i beye tucici, hehe juse be suwaliyame adaki culgan i da de benebufi, siden i baita de faššaha hūsun buhe taijisa de aha obume šangnabume hūlhabuha emu morin be nergide hūlhabuha niyalma joo wen hūwa de afabuha sehebe dasame gisurere ba akū obume beidehebi」。『黒龍江將軍衙門檔』、乾隆二年九月十八日、档案番号 7-1737、マイクロフィルム M8982 (No.5)、1411-1415 頁。

²⁸⁷ (註 286) 前掲史料。

²⁸⁸「黒龍江將軍から理藩院宛ての咨文」：「baicaci, meni cicigar bai hancikan bisire durbet, jalait, gorlos i jergi gūsai monggoso gūsai niyalma, irgen sei morin ulha be hūlhaha baita be, meni yamun ci harangga gūsai aisilara taiji emke be gajifi acafi beideme wajiha manggi, harangga weilengge niyalma be kemuni meni meni gūsade afabufi tuwakiyabume ofi, joo wen hūwa i morin be hūlhaha durbet gūsai monggo ucaraltu be neneme meni yamun ci ceni gūsai aisilara taiji ucaral i emgi acafi beidefi, jurgan de bithe unggihe amala, weilengge hūlha ucaraltu be an i durbet gūsade afabufi tuwakiyabuha bihe. uttu ofi, jurgan ci isinjaha bithe songkoi durbet gūsai beise banjur de yabubufi weilengge hūlha ucaraltu be akdulame horifi tuwakiyabureci tulgiyen, damu ucaraltu serengge, durbet gūsai harangga monggo, te bolori be aliyame horire de, eici harangga durbet gūsai bade horifi aliyaci acara, eici meni bai loode horifi aliyaci acara, jai wara weile tuhebufi bolori be aliyafi wara weilengge niyalma oci, kooli de aniyadari bolori beidere de harangga weilengge niyalmai gebu hala aniya se da ba be baicafi beidere jurgan de boolambi. fafun i gamahange bici aniyai dubede donjibume wesimbumbi. tatame wara weile tuhebufi bolori be aliyafi wara weilengge niyalma ucaraltu be, aniyadari bolori beidere de jurgan de boolaci acara acarakū, aika boolambihede, eici durbet gūsaci ya jurgan de boolaci acara, eici meni yamun ci boolaci acara, ereci amasi aika ere adali wara weile tuhebuhe weilengge niyalma be, fafun i gamame ohode ya bade fafun i gamara, aniyai dubede ya baci donjibume wesimbuci acara babe, jurgan ci jorifi bithe unggihe erinde dahame yabuki」、『黒龍江將軍衙門檔』、乾隆二年閏九月二十三日、档案番号 11-1737、マイクロフィルム M8982 (No.5)、887-895 頁。

²⁸⁹「理藩院から黒龍江將軍宛ての咨文」：「baicaci, fung tiyan i jergi baci jafame baha monggo hūlha be beidefi boolanjaha de jurgan ci wesimbufi unggihe manggi, ceni baci horime alifi ichihiyaha be dahame, erebe sahaliyan ulai jiyanggiyūn sede bithe unggifi, fung tiyan i jergi bai kooli songkoi ichihiyakini」、『黒龍江將軍衙門檔』、乾隆二年十月二十四日、档案番号 8-1737、マイクロフィルム M8981 (No.4)、1662-1669 頁。

²⁹⁰「黒龍江將軍から刑部宛ての咨文」、『黒龍江將軍衙門檔』、乾隆三年三月十二日、档案番号 21-1738、マイクロフィルム M8984 (No.8)、92 頁。

²⁹¹ (嘉慶)『欽定大清會典事例』(卷 660)：「乾隆八年定：明刑折獄、民命攸關、推勘不厭詳審。自九年為始、每遇秋審、令盛京刑部侍郎會同四部侍郎、府尹、巡察御史、將本部重犯、並奉天府衙門重犯、逐案虛衷確審、分別情實、緩決、可矜彙題。俟九卿會審時、覆覈請旨」、4393 頁。(光緒)『欽定大清會典事例』(卷

846)：「(乾隆)八年議準……又寧古塔、黑龍江等處所有秋審人犯與盛京路遠、恐難移解。即令該將軍會同巡察、照直省之例、分別審擬具題。九卿覈覆”、323頁。

²⁹² (註266) 前掲史料：「奉天司。一起為藥死人命事。斬犯一名、扎木素、年三十二歲、係土默特蒙古。該理藩院等衙門題前事內開：該臣等同刑部、都察院、大理寺會看得：蒙古扎木素藥死民人王世有一案、據調任盛京刑部侍郎兆惠等疏稱：扎木素因伯父沙克沙巴雇王世有種地。時與沙克沙巴女通姦、被扎木素遇見、懷恨已久。乾隆八年間王世有傭工日滿、另往別家傭工、仍往來伊家、乘空住宿。扎木素愈加氣憤。又聽見人說王世有要將伊姊夫致死、欲行霸占伊姊之言、恐怕致死。正在無奈、忽想起從前跟隨伊兄班濟布出兵、醫生喇嘛交給藥方、內有蒙古藥名五樣對杏仁油給人吃下就死、即往山內找尋收藏。乾隆九年二月二十二日、王世有復來伊家。扎木素留王世有吃飯、將毒藥拌在飯內。王世有吃下当即肚疼出門、跌倒昏迷殞命。屢審不諱。扎木素依例擬斬等因、具題前來。據此、扎木素合依蒙古例內凡謀殺人遺意者斬律、擬斬監候、秋後處決等因、乾隆十年三月二十日題。二十二日、奉旨：扎木素依擬應斬著監候、秋後處決。餘依議。欽此。咨行理藩院轉行盛京刑部、將扎木素監候。在案。乾隆十一年秋審。據盛京刑部侍郎托時等會審得：扎木素毒死民人王世有雖屬謀殺、但王世有既經奸占伊姐、更出欲害伊姊夫之語。該犯憤奸慮患、因而謀殺、與懷挾私仇者有間。扎木素應緩決等因、具題。奉旨：三法司知道」。

²⁹³ 『內閣全宗刑科題本』：2-1-7-17225-3。檔案の最初と最後の部分は破れ、上奏者と作成年次が欠如しているが、内容から刑部尚書が乾隆十六年に作成したと判断できる。史料の原文は、「一起為偷馬事。絞犯鄂岳。該臣等會看得：據黑龍江將軍傅爾丹會審、將鄂岳緩決具題前來。查鄂岳因出外往尋打魚之人、行至蒙庫岡地方、見人家院內栓有備鞍馬一匹、偷出走時被獲。乾隆十五年秋審、將鄂岳緩決。今該將軍仍擬緩決。查鄂岳偷馬僅只一匹、已經緩決一次。鄂岳應改可矜」である。

²⁹⁴ 「刑部奉天省緩決囚犯招冊」：「黑龍江將軍。一起為偷馬事。絞犯一名、鄂岳、年四十二歲。係郭爾羅斯札薩克台吉杜噶爾札布旗下烏又里爾佐領下人」、『內閣滿漢文黃冊』、檔案番号 5585、マイクロフィルム C046。

²⁹⁵ 高遠拓児 2010、69-70頁。

²⁹⁶ 秋審の機能については、高遠拓児 2004；孫家紅 2007、273-306頁参照。